日本古典讀本

VI

平家物語

永積安明

日本評論社

琵琶法師の繪は「七十一番職人歌合」（群書類從本所收）によりました。この法師は、「あまのたくものゆふけぶりおのへのしかの曉のこゑ」（福原落）のところを語つてゐますので、今其の本文は特に「語り本」の姿を示すため波多野流の「語り本」たる「平家聲節」（東大國語研究室藏本）をもつてしました。

て月影のいろそ指入れ谷の戸ハ福原の
内裏も今ハ捨てうき身を旅泊の人
皆船に取乗り波を出し浮き寝なれども
是も名のみばかりかりそめの海士の焼く
藻の夕煙尾上の松も隔て流るゝ
よする汀の音神さびる月に影

はしがき

古典の研究にあつて、われわれは一體何をよりどころにしたらいゝのであらうか。いろいろな「方法」が案出され試みられてゐるけれども、果して古典はわれわれのものとして蘇つてゐるのであらうか。

さまざまな「方法」によつて足蹴にされ埃まみれにされてしまつた古典を、どうしてわれわれは、血の通つた現代のものとすることが出來ようか。

古典を過大に評價せず、過小に評價せず、そのあるがまゝの質量をもつて適確に把へるといふ事は、まことに至難な業である。古典に暖い愛情を傾けることは必要なことでありながら、われわれはその暖かさに溺れてはならぬ。古典の眞實の姿を追及するためには、わが身に對する激しい鞭打ちのやうな鋭い批判がなければならぬからである。

古典研究のわれわれに課するところは、結局眞實の探求であり創造であつた。さういへばそれは單に古典研究の場合だけにかぎらず、あらゆる生活の場合にも課せられる鐵則であつた筈だ。

それ故、われわれのよりどころとするところは、きりはなされた「學問」の中にあるのではなかつた。もつと廣いもつと豊かな人間生活のたゞ中に、それは芽生えもし成長もするものであつた。

眞實の探求といふ言葉は易しいのであるけれども、それをなすためには、生活のまつたゞ中に、微かに息づいてゐる、あの鮮やかな綠色の芽生えを身をもつて守らねばならない事もあるであらう。

健康な精神と知性とのみが、それをも敢てなしうるに相違ない。古典が現代人の血潮の中に脈うつためには、このやうに健康な精神のはたらきかけを受ける事が第一の條件であつた。

「暖い愛情」といふのも、「銳利な批判」といふのも、歸するところは激しく動いてやむことのないわれわれの現代に對する暖い愛情であり、銳利な批判であつたのだ。

かうして、古典を眞實の姿において把へるといふことは、つまり現代の眞實を直視し歌ひ上げるといふことにほかならぬ。

だから古典の研究といふことは、現代研究の貴重な一翼であり、古典の眞實の姿を再生するといふことは、現代の眞實探求に始まらねばならず、又そこに歸するものでもあつたのである。

われわれの拙い試論も、今讀み返してみると、「平家物語」の眞實の姿にどれだけ近づくことが出來たであらうか。最早こゝかしこに改訂を要求するところが自分にも見えるやうである。それにも拘はらず、私はこの試論を公にしようと思ふ。この誤謬多い試論も、正しく古典を讀まうとする人々のために、何かの暗示を與へ、もつと正確に把握する人のための、何らかの手がかり位にはなるかもしれない。さういふ優れた研究の出るまで、私は敢へてこの書を公にしておかうと思ふ。それ故、私はこの拙い試論が一日も早く、喜んで撤回出來る日を、心から期待してゐるのである。

尙、この本の「本文・評釋篇」は覺一別本「平家物語」から四十二段を抄出したが、省略した部分は梗概をもつてその前後を連絡し、全體の構想を思ひうかべるに十分であるやうに心がけた。唯、紙數の制限もあつて、全體にわたつて「評」を試みることが出來ず、相當の部分を殘念ながら割愛せざるをえなかつた。「研究篇」の評論と相補つていたゞければ幸である。

最後に、この書の成るためには、直接間接多くの方々の恩惠をかうむつてゐる。抄出したテキ

ストが山田孝雄博士の校訂に成る岩波文庫本に據らしていたゞいたのを始め、頭註の作製にあたつては、「研究手引」に紹介した殆んどすべての先學の研究に據るところが少くない。又卷頭の挿繪には、橋本進吉先生の御好意で、語り本の善本を掲げることも出來た。こゝにこれらの方々に厚き感謝を捧げるものである。終りにこの稿を起して間もなく病に仆れ、既にこの仕事を一應放棄しようとさへした筆者のために、編輯者として先輩として、かはらざる御好意と鞭撻とを與へられた近藤忠義氏や、本文篇の作製に困難な校正に助力を惜しまれなかつた桐原德重氏のあつたことを、こゝに深く感謝しなければならぬ。

今、全く健康を恢復して、この書を世におくり出さうとする時、筆者はこのやうな事情を思ひ浮べながら、再び歩み出さうとするものである。

昭和十五年早春

東京世田谷の寓居にて

著　者

目次

卷第二

卷第五

卷第八

卷第九

卷第十

本文・評釋篇

平家物語巻第一

祇園精舍

(1)祇園精舍の鐘の聲、諸行無常の響あり。(2)婆羅雙樹の花の色、(3)盛者必衰のことわりをあらはす。おごれる人も久しからず、唯(4)春の夜の夢のごとし。たけき者も遂にはほろびぬ、偏に(5)風の前の塵に同じ。遠く(6)異朝をとぶらへば、秦の(7)趙高、漢の(8)王莽、梁の(9)周伊、唐の(10)祿山、是等は皆(11)舊主先皇の政にもしたがはず、たのしみをきはめ、諫をおもひいれず、天下の、みだれむ事をさとらずして、(12)民間の愁る所をしらざりしかば、久からずして亡じし者ども也。(13)近く本朝をうかがふに承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼、此等はおごれる心もたけき事も皆とりどりにこそありしかども、まぢかくは(14)六波羅の入道、前太政大臣平朝臣清盛公と申し人のありさま、傳へうけたまはるこそ(15)心も詞も及ばれね。

其先祖を尋ぬれば、桓武天皇第五の皇子、(16)一品式部卿葛原親王(17)九代の後胤讃岐守正盛が孫、刑部卿忠盛朝臣の(18)嫡男なり。彼親王の御子、高視王無官無位にして、うせ給ひぬ。其御子高望の王の時始めて平の姓を給て、上總介になり給しより、忽に(19)王

(1)紀元前五世紀頃、中印度舍衞國にあつて釋迦が說敎した大寺補註1參照
(2)印度に多い沙羅木。この樹林下で釋迦は入滅したが、沙羅樹は佛の四方に各一雙すべて八株あつたので、雙樹といふ
(3)「盛ナル者ハ必ズ衰ヘ實ナル者ハ必ズ虛シ。」仁王經護國品中の句により、世の無常をいふ。補註2參照
(4)(5)はかなく短いものの喩。「一生ハ是レ風前之燭。萬事ハ皆春ノ夜之夢。」(往生講式)
(6)外國。支那の先例をたづねると
(7)秦始皇帝の臣
(8)前漢成帝の后の父
(9)「朱异」の誤。梁武帝の臣
(10)楊貴妃で有名な唐玄宗皇帝の亂臣安祿山
(11)先王といふ同義語を對句として用ゐたもの
(12)人民の困窮
(13)「遠く異朝を」に對する語
(14)空也上人創建、後に六波羅密寺と改稱した寺の所在地による地名。京都鳥邊野の西方で平氏重代の邸宅ある所
(15)想像以上で言葉につくしがたい位盛んであつた
(16)親王の位階四品中最高位
(17)九代目の子孫
(18)嫡子、正妻の生んだ長男
(19)皇族・王家

氏を出て人臣につらなる。其子鎮守府將軍義茂後には國香とあらたむ。國香より正盛に至る迄、六代は諸國の受領(1)たりしかども、殿上の仙籍(2)をばいまだゆるされず。

(1)地方に赴任して實際の吏務を執る國司

(2)「仙」は禁中の尊稱。「籍」は簡(フダ)の義。禁中殿上の間に昇るを許された者は、其名を御簡に書き記される

1　祇園精舍の中に病僧を置く「無常堂」の四隅にあつた鐘は、病僧臨終の時、自然と鳴り、「諸行無常　是生滅法　生滅滅已　寂滅爲樂。」とひゞき、病僧は是を聞き、苦惱を去つて淨土に往生したといふ「祇園圖說」「往生要集」等の傳說によつてゐる。

2　釋迦入滅の時、その死に感應して、周圍の沙羅樹は悉く枯れて白色に變じ、その枝葉は牀にたれて佛を蓋ひ、白い鶴のやうであつたといふ「涅槃經」序品等の傳說により、共に萬物流轉して滅びざるものなしの意を述べたもの。

(評)　一般にどの作品でも、書き出しの文章は、特に多くの問題を提出するばかりでなく、その作品の本質や作者の意圖するところを、屢々明瞭に露呈して、問題解決の鍵を與へる事が少くない。「平家物語」の第一章も亦、吾々の觀察と吟味に、さまざまな應答をなすばかりでなく、それらの材料から、烱眼な讀者は、この物語の語らうとするものが、どのやうなものであつたかと云ふ事ばかりでなく、どの程度にまでそれが達せられたであらうかといふことさへ、一應の見通しを得るであらう。

以下、與へられた僅かな頁で、夫々の章段の持つ意味のいくつかを、「平家」の本質に關聯させながら明かにして行きたいと思ふ。

特異な文章法が、何より先に讀者に强い印象を與へずにはおかないであらう。最初「祇園精舍の」「鐘の聲」「諸行無常の」「響あり」と七五調できり出されたこの卷頭の一章は、それを靜かに吟味してみると、おそろしく多くの對句から成つてゐる。「鐘の聲」には「花の色」を、「おごれる人」には「たけき者」を、「遠く異朝を」には「近く本朝を」を……等々。

又、最初の四つの七五調は、やがて「ことわりをあらはす」のあたりから崩れ始め、複雜な破調と整調とが交互に文章を運んでゆき、破調は行文の單調を救ひながら、淀みなく流れゆく全體の調子を豐かにしてゐるのである。

「平家物語」のかういつた文章法は、後に述べるやうに、この物語の本質的なこゝろの一面を語つてゐるものであつて、「平家」を論じるものにとつて、重要な見遁しがたい材料といはなければならない。

一體、「平家物語」の生れた鎌倉時代には（卷頭の挿繪を參照されたい。）、それは讀まれた物語といふべきでなく、寧ろ音樂・琵琶に調子を整へられながら、盲法師の口から靜かに或は激しく語られたものであつた。「平家物語」は、いはばその譜本として、最も偉大な役割を果したのである。この事實こそ、「平家」に比類なき普及力を與へ、その第一の强みであり、平安朝時代の物語などと、全く性格を異にさせた重大な契機である等については、「研究篇」に吟味したところであるが、上述のおびたゞしい對句の連用にしろ、その破調のあらはれにしろ、全くこ

の事實に關聯するものであつた。

「平家」の音樂的な性質をぬきにして、この物語の本質を云々する者は、その論評に大きな錯誤の生れることを覺悟すべきである。上述の文章法が、物語の音樂的性格に根ざしたものであるといふ重要な面を、吾々は先づ强調しておきたい。さうして又、今一つの重要な面、卽ちこの文章の骨格が、和漢混淆文といふ當時の新しい文體から成つてゐて、そのことが又この物語にとつて、ぬきさしのならない、而も頗る重大なことを語つてゐるといふ點をも、讀者とともに最初に第一に反省しておきたいものだ。かういふ事實によると、文章は形式であるなどといふ考へは、最早何ものも語らない。文學にとつて、文章こそは形式であると同時に內容であり、それは文學の生命の集中された尖兵なのである。かういふ文章法の本質は、「研究篇」で述べる事にして、吾々は今一度最初からこの一章を讀みかへしてみよう。

「祇園精舍」「諸行無常」「娑羅雙樹」「盛者必衰」かういふ音調と文字、さうして對句を以つて、作者は何を語り出さうとするのであろか。

いふまでもなく、作者はその宗敎(佛敎)的な見解を、隱すところなく端的に述べてゐるのだ。人の命が如何にはかなく脆いものであるかといふ事、人間の生活が如何に變轉極まりないものであるかといふ事、而もその變轉の過程は、結局華やかなものから望ましくない悲しむべき姿へ移りゆく宿命にあつて、それは小さい人間の力ではどうする事も出來ない。外つ國でも我が國でも、昔も今もそればかりはかはりがないといふのである。かの將門も純友も信賴も、他の面はぬきにして、さういふものの一例としてのみ把へられてゐる。「まぢかくは六波羅入

述」た盛衰の例として擧げられたものであるから、主人公清盛の榮華とその運命が、作者の意圖には如何に豫定されねばならなかつたかを、讀者は既に想像することが出來るであらう。

即ちこゝでは、何よりも第一に、現實世界を否定しようとする宗教（佛教）的なものの考へ方が、實例をあげ示しながら、强烈な主張として、而も一種の哀調をおびた情緒のもとに端的に述べられてゐるのである。

卷頭に、而も何の疑ひもなく押し出されてゐるこの思想こそは、後に述べるやうにこの物語の全篇を貫く一本の太い絲であつて、さういふ見解が、單に思想といふだけにとゞまらず、この物語の全構想を左右し、「平家」のほかならぬ藝術性そのものに强い燒印をおしてゐる事は、後に見ることとして、讀者は尙今一つ作者の意圖について、直に頷く事があるに相違ない。

即ち異朝の先例、「秦の趙高」を始め「唐の祿山」にいたる四人の權臣たちが、「久しからずして」亡びたのは、一つには、世界の、從つて人間の宿命としての「諸行無常」「盛者必衰」なる法則によるのであるけれども、同時に「是等は皆舊主先皇の政にもしたがはず、たのしみをきはめ、諫をおもひいれず、天下の、みだれむ事をさとらずして、民間の愁る所をしらざりし」ためであつた。

即ち佛敎的な因果思想・末法思想が物語の主調をなすと同時に、儒敎的なものの考へ方が物語の緯として、少くとも構想なり作中人物なりの創造に、重要な指圖を與へたであらうことが豫想されるのである。

併し、これだけ述べると、吾々は何か「平家物語」が、さういふ出來上つた或は意識されたいいい

世界觀の命ずるまゝに、全くアイデアリスティクな方法を以て貫かれてゐるもののやうに考へてゐるかのやうに見える。一體、作品をつかまへて、直にアイデアリズムの文學だとかリアリズムの文學だとか札をはりつける事は、容易ではあるが何の說明にもならない事を、この物語はやがて事實を以て敎へてくれるであらう。卽ち吾々が今簡單に摘出した「平家」作者の見解が、作品そのものの中に如何に浸潤し、又如何に破れてゐるかが、もつと大事な今後の任務なのである。この「祇園精舍」の段だけでも、それに一つの見通しを與へてくれる筈だ。そこで吾々は今一つの問題を摘出しておかう。

「其の先祖を尋ぬれば」以下の短い一章は、淸盛の素性を說明するため、極く簡單に、實錄風に記されてゐる。この事は後にもつと典型的な條々で述べたいが、「平家物語」が、事件や人物の紹介に甚だ實錄的であり、事實そのものへの興味が極めて强く、それらは作者獨自のものの考へ方から整理され着色されながらも、尙、偉大な激しい事實にひきつけられて行くといふ、謂はゞ歷史文學として興味深い問題に一つの暗示を與へるといふ事である。

この實錄性といふ事が、一方では卷頭に述べられた作者の世界觀に添ふと同時に、その考へ方を固定させず、その旣成の思想・方法をつきぬけさせ、「平家」をして偉大な歷史文學にまで高めた作者の一つの態度に照應するのであるが、この一事を以てしても、先に述べた文學に對する單純で機械的な分類の危險が示唆されるであらう。

「祇園精舍」の段は、この物語の中でも最も短いものだが、問題は無數に與へられる。吾々はそのうちの重要な問題を二三提出しただけで次に進まなければならぬ。これらは全篇の問題

で、全物語の各處に分散待機しつゝ、自ら吾々の解決を迫るであらう。吾々は獨斷をさけて、先づ全篇を熟讀しなければならぬ。

殿上闇討

しかるを忠盛備前守たりし時、(1)鳥羽院の御願得長壽院を造進して三十三間の御堂をたて、一千一體の御佛をすゑ奉る。供養は天承(2)元年三月十三日なり。勸賞には(3)闕國を給ふべき由仰下されける。境節(4)但馬國のあきたりけるを給にけり。上皇御感のあまりに内の昇殿をゆるさる。忠盛(5)三十六にて始て昇殿す。雲の上人是を嫉み、同き年の十一月廿三日、(6)五節豊明の節會の夜、忠盛を闇討にせむとぞ擬せられける。忠盛是を傳へ聞て「われ(7)右筆の身にあらず、武勇の家に生れて、今不慮の恥にあはむ事、家の爲、身の爲、こゝろうかるべし。せむずるところ、身を全して君に仕といふ(8)本文あり。」とて、兼て用意をいたす。參内のはじめより大なる(9)鞘卷を用意して(10)束帯のしたにしどけなげにさし、火のほのくらき方にむかひて、やはら、此刀をぬき出し、鬢にひきあてられけるが、氷などの樣にぞ見えける。諸人目をすましけり。其上忠盛の郎等もとは一門たりし(11)木工助平貞光が孫(12)しんの三郎太夫家房が子、左兵衛尉家貞といふ者あり。

(1)第七四代鳥羽天皇
(2)天承二年の誤
(3)國守缺員の國
(4)この時但馬守は源有賢で闕國でない。中右記に宣旨があるが、何國と明記してない
(5)延慶本・長門本には三十七とある
(6)新嘗祭の翌日十一月辰日に天皇年の新穀を聞し召し、群臣にも賜はる饗宴。五節はその時の舞
(7)祐筆。ここでは文官
(8)典據となつた章句。但しこの本文は未詳
(9)鍔のない短刀で、刀の下緒を下鞘に巻いて帶する
(10)文武百官が公事節會に着る正服
(11)木工寮の次官
(12)長門本に進三郎大夫季房とある

けり。薄青の[1]狩衣の下に[2]萠黄威の腹巻をき、弦袋つけたる太刀脇はさんで、殿上の小庭に畏てぞ候ける。[3]貫首以下あやしみをなし、「[4]うつぼ柱よりうち、[5]鈴の綱のへんに布衣の者の候ふはなにものぞ。狼藉なり。罷出よ。」と、[6]六位をもていはせければ、家貞申けるは「[7]相傳の主、備前守殿今夜闇討にせられ給べき由承候あひだ、其ならむ様を見むとて、かくて候。えこそ罷出まじけれ。」とて畏て候ければ、是等をよしな[8]しとやおもはれけん、其夜の闇討なかりけり。

忠盛御前のめしにまはれければ、人々拍子をかへて「[9]伊勢平氏はすがめなりけり。」とぞはやされける。此人々はかけまくもかたじけなく[10]柏原天皇の御末とは申ながら、中比は都の住居も、うと／＼しく、[11]地下にのみ振舞なつて[12]伊勢國に住國ふかかりしかば、其國の器に事よせて、伊勢平氏とぞ申ける。其うへ忠盛目のすがまれたりければ、加様にはやされけり。いかにすべき様もなくして、御遊もいまだをはらざるに竊に罷出らるとて、よこたへさされたりける刀をば[13]紫宸殿の[14]御後にして、かたへの殿上人のみられける所にて、[15]主殿司をめしてあづけ置てぞ出られける。家貞待うけたてまつて「さていかゞ候つる。」と申ければ、かくともいはまほしう思はれけれども、いひつるものならば、殿上までもやがてきりのぼらんずる者にてある間、「別の事もなし。」とぞ答られける。

(1)もと狩場の衣。當時の常服
(2)萠黄絲威しの略。威は鎧や腹巻の小札を綴つたもので、敵をおどす意から生れた語
(3)藏人頭の異稱
(4)中を虚空にして屋上の雨水を溝に導く柱。淸涼殿の殿上間の外にある
(5)殿上から校書殿に渡した綱で鈴をつけて藏人が小舎人を呼ぶ折使つた
(6)六位藏人
(7)代々仕へてきた主君
(8)都合がわるい
(9)伊勢瓶子は酢甕なりけりにかけた忠盛の一族は伊勢に住み、忠盛が眇であつたので、嘲笑した。尚、瓶子は伊勢の特産である
(10)第五〇代桓武天皇
(11)「只不レ昇二殿上一言也」（禁秘抄）
(12)維衡正盛忠盛等代々伊勢守として永く住んでゐた
(13)內裡の正殿
(14)聖賢障子の背後
(15)殿上の雜用をする主殿寮の女官

五節には「(1)白薄様、こぜむじの紙、巻上の筆、鞆繪かいたる筆の軸」なんどさまざま面白き事をのみこそうたひまはるるに、中比太宰(2)權帥季仲卿といふ人ありけり。あまりに色のくろかりければ、見る人黑帥とぞ申ける。其人いまだ藏人頭なりし時、五節にまはれければ、それも拍子をかへて「あなくろ〳〵。くろき(3)頭かな。いかなる人のうるしぬりけむ。」とぞはやされける。又(4)花山院前太政大臣忠雅公、いまだ十歳と申し時、父中納言忠宗卿におくれたてまつて孤にておはしけるを、故中(5)御門藤中納言家成卿いまだ播磨守たりし時、聟に執て、聲花にもてなされければ、それも五節に「(6)播磨米はとくさか、(7)むくの葉か、人のきらをみがくは。」(8)とぞはやされける。上古には加様にありしかども事いでこず。(9)(10)末代いかゞあらんずらむ、おぼつかな(11)しとぞ人申ける。(12)案のごとく五節はてにしかば、殿上人一同に申されけるは「(13)夫雄劒を帯して公宴に列し、兵仗を給て、宮中を出入するはみな(14)格式の禮をまもる(15)綸命よしある先規なり。しかるを忠盛朝臣或は相傳の郎從と號して布衣の兵を殿上の小庭にめしおき、或は腰の刀を横へさいて節會の座につらなる。兩條(16)希代いまだきかざる狼藉なり。事既に重疊せり。罪科尤ものがれがたし。早く御(17)札をけづて(18)闕官停任せらるべき由おの〳〵訴へ申されければ、上皇大に驚きおぼしめし、忠盛をめして御尋あり。陳じ申けるは、「まづ郎從小庭に祗候の由、(19)全く覺悟つかまつらず。但し、近日

(1)五節の時殿上人の謡ふ郢曲で諸國の風俗・土産の名稱を謠ふ。白薄様以下がその物産の名
(2)小野宮實賴六世の孫。帥に代つて太宰府政を統監する官
(3)藏人頭を單に頭（トウ）とのみ呼ぶので頭にかけた
(4)忠雅の祖父家忠が初めて花山院と號した。忠雅は忠宗の二男
(5)藤原氏のうちの中御門家。家成は三條家保の三男
(6)延喜式内藏寮諸國年料供進黑米二百斛とある中に播磨國四十石とある。播磨は昔から玄米を特産した
(7)木賊草、椋葉はいづれも物を磨くに用う
(8)美しく着飾らせる
(9)事件は起らなかつた
(10)今は闘諍の絶えない人心險惡の時代だからただではすまないだらう
(11)どうなることとやら
(12)果して
(13)「殿上侍臣不レ帶二劔笏一」（北山羽林要抄）
(14)法令のしきたりによる
(15)特別の勅命によつて定つた規定
(16)世にも奇怪至極
(17)殿上人の姓名を記した木の札から名をけづりとる
(18)解官「ケクワン」の音便に闕をあてた「解官者解二京官一、謂二停止一者停二外任一事歟。」（階梯）
(19)すこしも知りません

人々あひたくまるゝ旨子細ある歟の間、(1)年來の家人、事をつたへきくかによて其恥をたすけむが爲に、忠盛にしられずして竊に參候の條力及ざる次第なり。若し猶其咎あるべくば、(2)彼身をめし進ずべき歟。次に刀の事、主殿司に預け置をはぬ。是をめし出され刀の實否について咎の左右あるべき歟。」と申。しかるべしとて、其刀をめし出して叡覽あれば、上は鞘卷のくろくぬりたりけるが、中は木刀に銀薄をぞおしたりける。「當座の恥辱をのがれん爲に刀を帶する由あらはすといへども、後日の訴訟を存知して、木刀を帶しける用意のほどこそ神妙なれ。弓箭に携らむ者のはかりごとは尤かうこそあらまほしけれ。兼ては又郎從小庭に祗候の條(3)且は武士の郎等のならひなり。忠盛が咎にあらず。」とて却て(4)叡感にあづかしうへは(5)敢て罪科の沙汰もなかりけり。

（評）　この段で最も注目に價するのは、新興社會層の代表者としての忠盛及び彼の郎等の取扱ひ方である。一介の受領にすぎぬ忠盛が、殿上人たちから如何に輕蔑され、その急速な勢力の增長が如何に憎まれたかは、御前の舞でその眇を侮辱された挿話に十分語られてゐるが、このやうに侮辱され憎惡された彼の行動、闇討にそなへて木刀を用意し、「束帶の下にしどけなげにさし、火のほのくらき方にむかひて、やはら此刀をぬき出し、鬢にひきあてられけるが氷などのやうに見え」たといふ殿上の世界には前代未聞の行爲が、その勇武と智力と共に「却て叡感にあづか」つたといふ事、更にかゝる彼の郎等にすぎない家貞が、許されもしない殿上の小

(1)先代以來の家來
(2)家貞を差出しませうか
(3)一方からいへば
(4)上皇の御褒めに預つたからには
(5)處罰の命令もなかつた

庭に畏つて、その狼藉を攻撃され、「罷出よ」と叱責されながら、「えこそ罷出づまじけれ。」と抗し終つた一徹强剛な行動が、終に勝利を占め、その夜の闇討を停止せしめたといふ事は、何を意味するのであらうか。傳統的な慣習とその固定化の上に、辛うじてその「神聖」を守りえた舊い中央の貴族たちにとつて、凡そありうべからざるこれら奇怪事が、この物語にあつては、最早やむをえざる力として是認されてゐるばかりでなく、寧ろ積極的に「却て叡感にあづか」つたのである。のみならず、その反對者としての殿上人たちは、このみづみづしい新勢力に對しては、單に「是を嫉」んで、闇討を計畫したり、更にその失敗の腹いせに多數をたのんで嘲笑するにとゞまり、彼らの計畫のすべては、卑怯な敗北として把へられてゐる。

かういふ構成は、最早、單に物語の筋書きであるにとゞまらない。このやうな新しい世界・新しい行動に對して興味を持つばかりでなく、それに同情し同感するところなくしては、肯定し、描く事の出來ない構圖である。そのやうな行動があつたと報告したのではなく、積極的にそれを正當なものと認めざるをえなかつたこの物語は、既に中世の文學の中でも特異なものを持つた筈である。卽ち素材そのものの取捨の仕方が、在來の中世文學と異るといふ事、從つて又その素材の取扱ひ方・敍述の仕方、終には文章の端々までが、從來の物語と著しく異る、謂はゞこの物語の本質が如何に新しいものであつたかが、旣に暗示されてゐる筈だ。「平家物語」の題材の優位性といつた問題について、私はかつて述べた(註)事があるが、文學の上で、素材の採り上げ方は、單にそれだけのことにとゞまらないで、その文學のほかならぬ藝術的價値そのものを左右するほど重要なものとなるわけが、この物語の次々の章を讀むものには、次第に明か

になるに相違ない。

かの忠盛の郎等家貞が、賤しき下郎であるにも拘はらず、その家系をまで細敍し、その服裝にいたるまで殘すところなく描かれてゐるのを今一度顧みられたい。これこそ、かゝる人物・行動を讀者の前に大きく鮮やかに描き出さうとする藝術家としての何よりの同感と支持との證明であるからだ。

「平家」の作者が、當然中世人らしく懷いてゐた宗教的な反現實的なものの考へ方、それは卷頭にあれ程強く且つ端的に主張されてゐるのであり、その因果應報の思想は、亡び行くものに對しては、當然假借なき取扱ひ方を許容する筈であつたが、鮮やかに生き生きと盛り上つて來る新興層に對するこのやうな同感の表白は、轉換期の激しい歴史的事實の壓力と、その事實のまがふ方なき承認が、作者の新しい立場をかためて、最早、作者の最初の意圖を突き破るほどに荒々しいものとなつた證據であり、かゝる作者の強烈な現實的態度と、あの中世人として脱出することの出來なかつた宿命的な世界觀とが、如何に矛盾し衝突して行つたかが、「平家」論の中心課題の一つでなければならない事を示してゐるものだ。以下それを見よう。

註　「平家物語に關する基礎的覺え書」（「文學」昭和十一年九月號所收拙稿）

〔梗概〕　忠盛に對する上皇の御信任はいよいよ厚く、刑部卿となつて卒した。その子淸盛は保元・平治の亂に功をたて累進して太政大臣となつたが、これらはみな熊野權現の御利生によるところであるといふ。（鱸）

禿髪

角て清盛公、仁安三年十一(1)月十一日歳五十一にて病にをかされ、存命(2)の爲に忽に(3)出家入道す。法名は淨海(4)とこそなのられけれ。其しるしにや、宿病たちどころにいえて、天命を全す。人のしたがひつく事吹風の草木をなびかすがごとし。世のあまねく仰げる事ふる雨の國土をうるほすに同じ。

六波羅(5)殿の御一家の君達(6)といひてしかば、花族(7)も英雄も面をむかへ肩をならぶる人なし。されば入道相國のこじうと(8)、平大納言時忠卿のたまひけるは「此一門にあらざらむ人は皆人非人(9)なるべし。」とぞのたまひける。かゝりしかばいかなる人も相構へて其ゆかりにむすぼほれんとぞしける。衣文(10)のかきやう烏帽子(11)のため様よりはじめて何事も六波羅様といひてければ、一天四海の人皆是をまなぶ。

又いかなる賢王聖主の御政も攝政關白の御成敗(12)も世にあまされたる(13)いたづら者などの、人のきかぬ處にてなにとなうそしり傾け申事は常の習なれども、此禪門(14)世ざかりの程は聊いるかせ(15)にも申者なし。其故は入道相國のはかりごとに十四五六の童部を三百人そろへて、髪(16)をかぶろにきりまはし、あかき直垂(17)をきせて、めしつかはれける

(1)二月十一日の誤
(2)剃髪受戒の功徳によつて病苦を去ると信じられた時代で、この場合もその例である
(3)「發二菩提心一捨二離父母一出家入道。」(心地觀經)
(4)保元・平治・玉葉に靜海
(5)平氏一門の邸宅は六波羅にあつた平家
(6)公達とも書く。貴族の子女
(7)清華ともいふ。攝家に次ぐ名門をいふ。英雄も同義語
(8)清盛の妻時子の兄。小舅
(9)人にして人に非ずの意
(10)衣裳の模様のかきかた。目のつけ方
(11)烏帽子の折り方
(12)取計らひ。政治
(13)世に捨てられて不平をもつてゐるやくざもの
(14)出家の人の意。清盛が入道したのでいふ
(15)ゆるかせ。氣を許して惡罵する
(16)髮を短く切りて結ばずして亂しおくを禿と云ふ也(貞丈雜記)
(17)この時代は人民の常服であつた

が、京中にみち〳〵て、往反しけり。自ら[1]平家の事あしざまに申者あれば、一人きゝ出さぬほどこそありけれ。餘黨に觸廻して、其家に亂入し資財雜具を追捕[2]し、其奴を搦とて、六波羅へゐてまゐる。されば目に見、心に知るといへども、詞にあらはれて申者なし。六波羅殿の禿と云ひてしかば、道をすぐる馬車もよぎて[3]ぞ、通りける。禁門[4]を出入すといへども姓名を尋らるゝに及ばず。京師の長吏[5]これが爲に目を側む[6]とみえたり。

（評）赤い直垂を着て、髮を禿髮にきりまはした童兒の巡警が、京の街々にみち〳〵た偉觀は、如何にも派手な淸盛の黃金時代を象徵してゐる。「殿上闇討」で、淸盛の成り上る地盤が旣に築き上られた事を語り、「鱸」で彼の稀有な成功振りが、まことに簡潔に述べられ、次の「吾身榮華」でも、一門の繁榮の、「恐らくは帝闕も仙洞も是にはすぎじ」といつた有樣が述べられるが、それは逐次實錄風に列擧されるだけで、彼及び彼の一族の榮華に達するまでの苦心や努力については、最早、殆んど語る所がない。「吾身榮華」の一證徵としての「祇王」以下の諸說話も、旣成の權力者の惡業としてのみ、少くともそれを中心に語られてゐる。この事實は、「平家物語」の構成が、平家の華やかな「たけき者・おごれる人」としての典型的な狀態から、「春の夜の夢の如」く、「風の前の塵」の如く、「久しからず・ほろび」行く姿を中心として描く組織からなる事を、後の諸段とともに物語るのである。卷頭に述べた作者の見解が、こゝに作品

(1)萬が一にも
(2)不逞の徒を逮捕すること。ここでは没收
(3)避けて
(4)宮中の御門
(5)地方官吏の長。京都の役人といふほどの意
(6)見て見ぬふりをする。「恩澤勢力則又過レ之、出二入禁門一不レ問、京師長吏爲側レ目。」（白氏文集・長恨歌傳）によつてゐる

の構想として姿を顯はすのである。即ち作者の世界觀は、作品にとつて極めて重要な構想そのものと、このやうに密接不可分である事をわれわれは學ぶわけである。

「平家物語」に採り上げられた平氏一族は、現實にはもつとさまぐ\な行動者であり、多くの面を持つてゐたわけだが、作者の「世界觀」は、特にこの「平家」の前述の如き面を强調し、さういふものとして把へるといふ結果を生じたのであつた。少くとも作者の意識的な意圖はかういふ所にあつたものと考へていゝ。

〔**梗概**〕平氏の一門の男女悉く顯職・榮位にのぼり、日本の約半分を知行して、榮華の絕頂を極めた(**我身榮花**)。

祇王

入道相國、一天四海をたなごゝろのうちににぎりたまひし間、世のそしりをもはばからず、人の嘲りをもかへり見ず、不思議の事をのみし給へり。たとへば其比都に聞えたる(1)白拍子の上手、祇王祇女とて兄弟あり、とぢといふ白拍子が娘なり。姉の祇王を入道相國最愛せられければ、是によつて妹の祇女をも世の人もてなす事なのめならず。母とぢにもよき屋つくつてとらせ、毎月百石百貫(2)をおくられければ、家内富貴してた

(1)もと歌舞の拍子の名。轉じて舞の名。後に遊女が專らこの拍子の歌舞を演じたので、遊女のことをいふ

(2)一貫は錢一千文

のしい事なのめならず。

抑我朝に白拍子のはじまりける事は、昔鳥羽院の御宇に島の千歳和歌の前とてこれら二人がまひいだしたりけるなり。始めは(1)水干に(2)立烏帽子、(3)白鞘巻をさいて、舞ひければ、男舞とぞ申ける。然るを中比より烏帽子、刀をのけられ、水干ばかりをもちゐたり。さてこそ白拍子とは名付けれ。京中の白拍子ども祇王が幸の目出度きやうをきいてうらやむ者もあり、そねむ者もありけり。羨む者共は「あなめでたの祇王(4)御前が幸や。おなじあそび女とならば、誰もみなあの様でこそありたけれ。いかさま是は祇といふ文字を名に(5)ついて、かくはめでたきやらん。いざ我等もついて見む。」とて或は祇一と付き、祇二と付き、或は祇福祇徳などいふ者も有けり。そねむ者どもは「なん條名により、文字にはよるべき。幸はたゞ(6)前世の生れつきにてこそあんなれ。」とてつかぬ者もおほかりけり。

かくて三年と申に又都にきこえたる白拍子の上手一人出來たり。(7)加賀國のものなり。名をば佛とぞ申ける。年十六とぞきこえし。「昔よりおほくの白拍子ありしかとも、かかる舞は、いまだ見ず。」とて京中の上下もてなす事なのめならず。佛御前申けるは「我天下に聞えたれども、當時さしもめでたうさかえさせ給ふ平家太政の入道殿へめされぬ事こそ本意なけれ。あそびもののならひ、なにかはくるしかるべき。(8)推參して

(1)すゞしの平絹を水張りにして作る
(2)烏帽子の本體。折烏帽子に對していふ
(3)銀の金具で飾つた鞘巻
(4)二人稱、三人稱に對する敬語。女子の名の下につけて敬稱ともする
(5)名につけてゐるから
(6)前世の宿縁によつて生れついたこと
(7)能美郡中海村大字原といふが、未詳
(8)招かれないのに參上する

見む。」とて、ある時西八條[1]へぞまゐりたる。人まゐつて「當時都にきこえ候佛御前こそまゐつて候へ。」と申しければ、入道「なんでう[2]さやうのあそびものは人の召に隨てこそ參れ。左右なう推參する樣やある。祇王があらん處へは神ともいへ、佛ともいへ、かなふまじきぞ。とう／＼罷出よ。」とぞの給ひける。佛御前はすげなういはれたてまつて、已にいでんとしけるを、祇王、入道殿に申けるは「あそび者の推參は常の習でこそ候へ。其上年もいまだをさなう候ふなるが、たま／＼思たつてまゐりて候をすげなう仰られてかへさせ給はん事こそ不便なれ。いかばかりはづかしうかたはらいたく[3]も候ふらむ。わがたてし[4]道なれば、人の上ともおぼえず。たとひ舞を御覽じ、歌をきこしめさずとも御對面ばかりさぶらうてかへさせ給ひたらば、ありがたき御情でこそ候はんずれ。たゞ理をまげて、めしかへして御對面さぶらへ。」と申ければ、入道「いでいで、我御前[5]があまりにいふ事なれば見參[6]してかへさむ。」とてつかひを立てぞめされける。佛御前はすげなういはれたてまつて車に乘て既にいでんとしてけるがめされて歸參りたり。入道出あひ對面して「今日の見參はあるまじかりつるを祇王が何と思ふやらん、餘りに申しすゝむる間、か樣に見參しつ。見參する程にてはいかで聲[7]をもきかであるべきぞ。今樣[8]一つうたへかし。」とのたまへば佛御前「承りさぶらふ」とて今樣一つぞ歌うたる。

(1)清盛の別邸
(2)下の「左右なう推參する」にかゝる
(3)心苦しい
(4)祇王ももと白拍子であつたから
(5)我御前の略　女子を親愛してよぶ語
(6)對面の敬語。轉じて謁見を許すの意
(7)歌謠
(8)今樣歌の略。現今流行の歌謠の意味。和讃から出て、七五調四句から成る

君をはじめて見るをりは、千代も歴ぬべし姫小松(1)、
御前の池なる龜岡(2)に、　鶴こそ群れ居て遊ぶめれ。
とおし返し〳〵三返歌すましたりければ、見聞の人々みな耳目をおどろかす。入道もおもしろげに思ひ給ひて「我御前は今様は上手でありけるよ。(3)此定では舞も定めてよかるらん。一番見ばや。鼓打めせ。」とてめされけり。うたせて一番舞たりけり。
佛御前は髮姿よりはじめてみめ形うつくしく聲よく節も上手でありければ、なじかは舞もそんずべき。心も及ばず舞すましたりければ、入道相國舞にめで給ひて佛に心をうつされけり。佛御前「こはされば何事さぶらふぞや。もとよりわらはは、推參の者にていだされまゐらせさぶらひしを、祇王御前の申狀(4)によつてこそ召返されても候に、加樣にめしおかれなば、祇王御前の思ひ給はん心のうちはづかしうさぶらふ。はやはや暇をたうで出させおはしませ。」と申ければ、入道「すべて其儀あるまじ。但祇王があるをはゞかるか。其儀ならば祇王をこそいださめ。」と宣ひける。佛御前「それ又いかでかさる御事候べき。(5)諸共にめしおかれんだに心うう(6)候べきに、まして祇王御前を出させ給ひて、わらは一人めしおかれなば祇王御前の心のうちはづかしう候ふべし。おのづから後までわすれぬ御事ならば、めされて又は參るとも、今日は暇を給らむ。」とぞ申ける。入道「なんでう其儀あるべき。祇王とう〳〵罷出でよ。」と御使かさ

(1)落葉松。佛自身をさす
(2)龜山ともいひ、蓬萊山の異稱である。池の中島をさす
(3)この調子ならば
(4)とりなし
(5)二人とも召抱へられるのでも
(6)心憂くの音便

ねて三度までこそ立てられけれ。祇王もとよりおもひ設けたる道なれども、さすがに[1]昨日今日とは思よらず。いそぎ出べき由頻にのたまふ間、はき拭ひ[2]、塵ひろはせ、見苦しき物共とりしたためて出づべきにこそ定まりけれ。[3]一樹の陰に宿り合ひ、同じ流をむすぶだに別はかなしき習ぞかし。まして此三年が間住なれし處なれば、名殘もをしう悲しくて、かひなき涙ぞこぼれける。さてもあるべき事ならねば、祇王すでに、[4]今はかうとて、出けるが、なからん跡の忘れ形見にもとや思ひけむ。障子になく〱一首の歌をぞかきつけける。

　萠出るも枯るゝも同じ野邊の草、何れか秋にあはではつべき。

さて車に乘て宿所に歸り障子の內に倒れ臥し唯泣くより外の事ぞなき。母や妹是をみて「如何にやいかに。」ととひけれども、とかくの返事にも及ばず。具したる女に尋ねてぞさる事ありともしりてける。さる程に毎月に送られつる百石百貫をも今はとゞめられて、佛御前がゆかり[5]の者共ぞ、始めて、樂み榮えける。京中の上下「祇王こそ入道殿よりいとま給はつて出でたんなれ。いざ見參して、遊ばむ。」とて、或は文をつかはす人もあり、或は使を立つる者もあり。祇王さればとて今更人に對面してあそびたはぶるべきにもあらねば文を取入るゝ事もなく、まして使にあひしらふ[6]迄もなかりけり。[7]是につけても悲しくていとゞ涙にのみぞしづみにける。

(1)つひにゆく道とはかねて聞きしかど昨日今日とは思はざりしを（伊勢物語）
(2)住んでゐた部屋を掃除した
(3)つひちよつとした知合ひでさへも
(4)もうこれかぎりと
(5)親類縁者
(6)ほどよくとりなすこと
(7)人情のかるがるしきこと

かくて今年も暮れぬ。あくる春の比、入道相國、祇王が許へ使者を立て、「いかに其後何事かある。佛御前があまりにつれづれげに見ゆるに、まゐつて今様をもうたひ、舞などをも舞て佛なぐさめよ。」とぞ宣ひける。祇王とかうの御返事にも及ばず、入道「など祇王は返事はせぬぞ。参るまじいか。参るまじくば、其様に申せ。淨海もはからふ旨あり。」とぞ宣ひける。母とぢ是を聞くにかなしくて、いかなるべしともおぼえず、なくなく教訓しけるは、「いかに祇王御前ともかくも御返事を申せかし。さやうにしかられ参らせんよりは。」といへば、祇王「参らんとおもふ道ならばこそ(2)やがて参るとも申さめ。参らざらんもの故に何と御返事を申すべしともおぼえず。此度めさんに参らずばはからふ旨ありと仰せらるゝは、都の外へ出さるゝか、さらずば命を召さるるか、是二つによも過ぎじ。縦都を出さるゝとも、歎くべきにあらず。たとひ命を召さるゝとも惜かるべき又わが身かは。一度憂きものに思はれ参らせて、二度面をむかふべきにもあらず。」とて、なほ御返事をも申さゞりけるを、母とぢ重ねて教訓しけるは「天が下に住ん程はともかうも入道殿の仰をば背くまじき事にてあるぞ。(3)男女の縁宿世今にはじめぬ事ぞかし。千年萬年と契れども、軈て離るゝ中もあり。白地とは思へども、ながらへ果る事もあり。世に定なきものは男女の習なり。それに我御前は此三年まで(4)思はれまいらせたれば、ありがたき御情でこそあれ。めさんに参らねばとて

(1)理由によつては考へがある
(2)すぐさま
(3)男女の間柄・因縁のはかない事は何も今に始まつた事ではない
(4)寵愛されたのはたぐひまれなこと

命をうしなはるゝまではよもあらじ。唯都の外へぞ出されんずらん。縱ひ都を出さるとも我御前たちは年若ければ(1)如何ならん岩木のはざまにても過さん事安かるべし。年老い衰へたる母都の外へぞ出されんずらん。習はぬ旅の住居こそ(2)かねて思ふも悲しけれ。唯我を都の內にて住果させよ。其ぞ今生後生の孝養と思はむずる。」といへば祇王うしと思し道なれども親の命を背かじと、なく／＼又出立ける心の中こそ無慚なれ。一人參らむはあまりにものうしとて妹の祇女をも相具しけり。其外白拍子二人、惣じて四人一車に取乘て、西八條へぞ參たる。(3)さき／＼召されける處へはいれられずして、遙に下りたる處に座敷(4)しつらうて置かれたり。祇王「こは、されば、何事ぞや、我身に過つ事は無けれども、すてられたてまつるだにあるに、座敷をさへ下げらるゝ事の心うさよ。いかにせむ。」と思ふに、知らせじと押ふる袖のひまよりも餘りて涙ぞこぼれける。佛御前是を見て、あまりにあはれに思ければ「あれはいかに、(5)日頃召されぬ所にても候はばこそ。是へ召され候へかし。さらずばわらはに暇を給べ。出でて見參せん。」と申ければ、入道「すべて其儀あるまじ。」と宣ふ間、力及ばで出でざりけり。其後入道は祇王が心の內をも知たまはず「いかに其後何事かある。さては佛御前があまりにつれ／＼げに見ゆるに。今樣一つ歌へかし。」とのたまへば、祇王(6)參る程では、ともかうも入道殿の仰をば背くまじと思ひければ、落る涙をおさへて、今樣一つぞ歌

(1)どのやうに邊僻な所でも
(2)あらかじめ考へるだけでも
(3)以前に
(4)座所をつくつて
(5)今まで召されたことのない家ならとにかく
(6)召されて來たからには

うたる。

　[1]佛も昔は凡夫なり、　我等も遂には佛なり、
　何も佛性具せる身を、　隔つるのみこそ悲しけれ。

と泣く／＼二返歌うたりければ、其座にいくらも並居たまへる平家一門の公卿、殿上人、諸大夫侍に至るまで皆感涙をぞ流されける。入道も面白げにおもひ給て「[2]時にとつては神妙に申したり。さては舞も見たけれども、今日は紛るゝ事いできたり。此後は召さずとも、常に參つて今樣をも歌ひ、舞などをも舞て佛なぐさめよ。」とぞ宣ひける。祇王とかくの返事にも及ばず、涙を押へて出でにけり。

「親の命を背かじと[3]つらき道におもむいて、二度、うき目を見つる事の心うさよ。かくて此世にあるならば、又憂き目をも見むずらん。今は只身を投んとおもふなり。」といへば妹の祇女も「姉身を投げば、われもともに身を投ん。」といふ。母とぢ、是をきくに悲しくていかなるべしともおぼえず。泣々又教訓しけるは「誠に我御前の恨むることわりなり。さやうの事あるべしとも知らずして教訓して參らせつる事の心うさよ。但し我御前身を投げば、妹もともに身を投げんといふ。二人の娘共に後れなん後、年老衰へたる母命いきてもなにゝかはせむなれば、我もともに身を投げむとおもふなり。いまだ[4]死期も來らぬ親に身を投げさせせん事[5]五逆罪にやあらんずらむ。此世は假の

(1)梁塵秘抄に「佛も昔は人なりき　我等もつひには佛なり　三身佛性具せる身を　知らざりけることそあはれなれ」とある。凡夫は一般の人をいひ、佛性は佛になりうる性質。佛を佛御前にかけ、わけ隔てられた恨みをこめてゐる

(2)當意即妙であるぞ

(3)行きにくいところ

(4)壽命で自然に死ぬべき時

(5)害父・害母・出佛身血・害阿羅漢・破和合僧の五つの罪

宿なり。慚ても慚ても何ならず。(1)唯長き世の闇こそ心うけれ。今生でこそあらめ。後生でだに(2)悪道へ趣かんずる事の悲しさよ。」とさめざめとかき口説ければ、祇王なみだをおさへて「げにもさやうにさぶらはゞ五逆罪疑なし。さらば自害は思ひ止まり候ひぬ。かくて都にあるならば、又うき目をも見むずらん。今は都の外へ出でん。」とて祇王二十一にて尼になり、(3)嵯峨野の奥なる山里に柴の庵をひきむすび念佛してこそ居たりけれ。妹の祇女も「姉身を投げば、我も共に身を投げんとこそ契りしか、まして世を厭はむに誰かは劣るべき。」とて十九にて様をかへ、姉と一所に籠居て後世を願ふぞあはれなる。母とぢ是をみて若き娘どもだに様を替る世中に年老い衰へたる母白髪をつけても何にかはせむとて四十五にて髪を剃り、二人の娘諸共に(4)一向専修に念佛して、ひとへに後世をぞ願ひける。

かくて春過ぎ夏闌ぬ、秋の初風吹きぬれば、(5)星合の空をながめつゝ、(6)天のと渡る(7)梶の葉に思ふ事かく比なれや。夕日の影の西の山の端に隠るゝを見ても、日の入給ふ所は(8)西方浄土にてあんなり。いつか我等も彼處に生れて物を思はですぐさんずらんと、かかるにつけても過ぎにし方の憂き事ども思ひ續けて、たゞ盡せぬ物は涙なり。黄昏時も過ぎぬれば、竹の編戸を閉ぢ塞ぎ、燈かすかにかきたてて、親子三人念佛して居たる處に、竹の編戸を、ほと〳〵と打ちたゝく者出できたり。その時尼ども膽をけし、

(1)死後の地獄の苦しみ
(2)畜生道・餓鬼道・地獄道などをさす
(3)京都の西北郊。葛野郡。盛衰記に「往生院と云所」とある
(4)ひたすら念佛の正行を修めた。浄土教は特に稱名念佛を重んじ、南無阿彌陀佛を口誦すれば滅罪・往生・見佛を得ると
(5)七月七日の夜の空。この夜牽牛・織女の二星が合ふので、かういふ
(6)天の河の瀬戸
(7)天の河を渡る船の梶にかけた。梶は楮と同じ樹で紙に製する。七夕の夜、この葉に願ひ事を書いて織女神に手向けると必ずかなふといはれてゐる。「天の河とわたる船の梶の葉に思ふことをもかきつくるかな。」(後拾遺集)
(8)娑婆の西方の極樂浄土

「あはれ是は、いひかひなき我等が念佛してゐたるを妨げんとて、(1)魔緣のきたるにてぞあるらん。晝だにも人も問ひ來ぬ山里の柴の庵の內なれば、夜深て誰かは尋ぬべき。僅の竹の編戸なれば、あけずとも推破んこと安かるべし。(2)なか〳〵たゞあけていれんと思ふなり。それに情をかけずして、命を失ふものならば、年比頼たてまつる(3)彌陀の本願を強く信じて、ひまなく(4)名號を唱へ奉るべし。(5)聲を尋ねて迎へ給ふなる(6)聖衆の來迎にてましませば、などか(7)引接なかるべき、相構へて念佛怠り給ふな。」と、互に心をいましめて、竹の編戸をあけたれば、魔緣にてはなかりけり、佛御前ぞ出できたる。

祇王「あれはいかに。佛御前と見奉るは夢かや、うつゝか。」といひければ、佛御前涙をおさへて「か樣の事申せば、(8)事あたらしう候へども、申さずば、又(9)思ひ知らぬ身ともなりぬべければ、始よりして申すなり。もとよりわらは推參の者にて、出され參らせ候ひしを、祇王御前の申狀によつてこそ、召し返されても候ふに、女の(10)かひなきこと、(11)我身を心に任せずして、おしとゞめられまゐらせし事心うゝさぶらひしが、いつぞや又めされまゐらせていまやううたひ給ひしにも思しられてこそさふらへ。いつか我身の上ならんと思へば、嬉しとは更におもはず。障子にまた『いづれか秋にあはではつべき。』と書置給ひし筆の跡、げにもと思ひさぶらひしぞや。その後は在所をいづくとも知りまゐらせざりつるに、かやうにさまを替て、一處に承はつて後は、あま

(1)修道の障碍をなすもの
(2)却ってこちらで迎へ入れたよう
(3)阿彌陀佛の念佛するものを極樂に往生させようといふ佛の誓
(4)南無阿彌陀佛のこと
(5)臨終のとき菩薩が念佛の聲を尋ねて迎へに來るといふ
(6)聲聞・緣覺・菩薩等が念佛行者をこの世から淨土へ迎へとること
(7)引攝とも。極樂淨土へ迎へ入れること
(8)わざとらしい
(9)人情のわからない者
(10)意氣地なさ
(11)自分の思ふとほりにできないで

りに羨しくて常は暇を申しかども、入道殿さらに御用ゐましまさず。つく〴〵物を案ずるに、(1)娑婆の榮花は夢の夢、樂み榮えて何かせん。(2)人身は受け難く、佛敎には遇ひ難し。此度(3)泥梨に沈みては、(4)多生曠劫をば隔つとも、(5)浮み上らんこと難し。年の若きを憑むべきにあらず。(6)老少不定のさかい、(7)出づる息の入るをも待つべからず、(8)かげろふ稻妻よりも猶はかなし。一旦の樂に誇りて、後生を知らざらんことの悲しさに、今朝まぎれ出でて、かくなりてこそ參りたれ。」とて、(9)かつきたる衣を打ちのけたるを見れば、尼になつてぞ出できたる。「かやうに樣をかへて參りたれば、(10)日比の科をば許し給へ、許さんと仰せられれば、諸共に念佛して、一蓮の身とならん。それに猶心行かずば、是よりいづちへも迷ひ行き、如何ならん苔の席、松が根にも倒れ臥し、命あらんかぎり念佛して、往生の素懷を遂げんとおもふなり。」とさめざめとかきくどきければ、祇王涙をおさへて「誠にわごぜの是ほどに思ひ給けるとは、夢にだに知らず、憂き世の中のさがなれば、身の憂とこそおもふべきに、ともすれば、わごぜの事のみうらめしくて、往生の素懷を遂ん事かなふべしともおぼえず、今生も後生も、なまじひに仕損じたるこゝちにてありつるに、かやうにさまをかへておはしたれば、日比の咎は露塵ほども殘らず、今は往生疑ひなし。此度素懷を遂げんこそ、何よりも又嬉しけれ。我等が尼になりしをこそ、世にためしなきことのやうに、人もいひ我身にも又思

(1)梵語。苦惱の處。現世
(2)人界に生を享けることも、佛敎を信ずる機會を得ることもむつかしい
(3)梵語。地獄の意
(4)どれほど永い時を過しても
(5)地獄から浮び上る
(6)老若に關係なく命數の定らない境界、卽ち人間世界
(7)無常迅速で人はいつ死ぬかわからぬ義
(8)陽光
(9)頭上から被つてゐた衣
(10)今までをかしてきた罪

ひしが、それは世を恨み身を恨みて成しかば、様を替るも理なり。今わごぜの出家にくらぶれば事の數にもあらざりけり。わごぜは恨もなし歎もなし。今年は纔に十七にこそなる人の、かやうに穢土を厭ひ、淨土を願はんと、深く思ひいれ給ふこそ、まことの大道心(1)とはおぼえたれ。嬉しかりける善知識(2)かな。いざ諸共に願はん。」とて、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に花香を供へ、餘念なく願ひければ、遲速こそありけれ、四人の尼共皆往生の素懐を遂けるとぞ聞えし。されば、後白河の法皇の、長講堂(3)の過去帳(4)にも、祇王、祇女、佛、とぢ等が尊靈(5)と四人一所に入れられけり。あはれなりし事どもなり。

(1)大いなる求道心
(2)佛道に導きいれる縁となる人または事。ここは佛御前をさす
(3)法華長講阿彌陀三昧堂の略、後白河院の六條内裏にあつた。火災にかゝり、今は京都五條寺町東側にある
(4)寺で檀徒の法名・俗名を記入する帳簿
(5)亡靈の尊稱

（評）　祇王祇女の説話は、「平家物語」の中でも名高いものだし、誰でも思ひ出す物語であるが、元來この章は原典になかつたものらしい。卽ち古い形の、恐らく承久以前の「平家物語」には、「祇王」ばかりでなく、「小宰相身投」とか著名な「小督」の説話まで、女性を中心とした話は殆んどなかつたといふのである。例へば琵琶法師覺一の一派によつて傳へられた系統の諸傳本には、一般に「妓王」「小宰相身投」の段を載せてゐない。その上、覺一本の別本と稱せられる、大村伯爵家舊藏本（高野辰之博士藏）には、特に「小宰相身投」の章には「他本を以て書入」と記されてゐるやうであるから、山田孝雄博士の說かれるやうに、「元々平家物語には女性的の話がなかつたのに、興味本位に後から書入れたといふことがはつきりわかる」(註1)のであ

る。

今、暫くこの一段だけを獨立に考へてみると、祇王及び佛といふ二人の女性のはげしい轉變の生活に、人間榮華のほろびゆく速さと、因果應報の理を鮮やかに語つてゐるのであり、祇王を始めとして總ての女性が、「朝夕佛前に花香を供へ、餘念なく」佛を願つた爲「皆往生の素懐を遂」げた事によつても、この段が往生思想を中心に持つ事は明瞭である。主人公たる女性達は、全てさういふ宗教的なものを擔つてゐて、平安時代の女性が、主情的な精神を主調としてゐるのと著しい對照をなしてゐる。

又、祇王の母とぢの子に對する氣持も、佛教的なものが中心を占めてゐるから、最初からこの一段はあつてもさしつかへないかのやうであるが、一方、祇王に對する母親の教訓の言葉に見える儒教的な、而も同じ鎌倉時代の教訓文學「十訓抄」などに見える消極的な思想の表白がこゝに注目されねばならぬ。あの退嬰的な處世觀が、祇王姉妹の行動を決定させる程強く押し出されてゐる點、その妥協的な考へ方の强調など、承久以後の文學に共通な否定的精神を暗示し、正確にいへば、この一段の內容は必ずしも平家的でないとさへ考へられる。

更に「祇王」にしろ「小督」にしろ、淸盛の惡業の一つとして、その榮華の一挿話として語られたものとすると、あまりに獨立性に富んではゐないだらうか。若しかういふ說話が屢ゝ挿入される時は、平家の盛衰を中心とする緊密な構成が中斷され、作者の第一に語りたい强烈な意圖が、散漫な印象をしか與へえない結果にたちいたるであらう。例へば、「源平盛衰記」の如き、「平家」の一異本でありながら、その多數の挿入說話のために、本質的には、最早、初期平

曲の世界から逸脱し、個々の説話そのものの興味へうつらうとさへしてゐる。承久以前の「平家」に、この種類の插入説話の少なかつたであらう事は、この物語が、統一的な構造のもとに、矛盾・對立を孕む緊迫した氣持を一氣に吐露しようとした證據であり、初期平曲の本質が、強く緊張した文化の産物たる點にある事を物語るものである。

「平家」の生れた時代と、それが增補された時代との性格の相違を、吾々は十分顧慮すべきである。

尙、「平家」の場合、特に「女性的な說話を缺く」といふ事は、平安時代と對蹠的な初期鎌倉文化の一性格が、「平家」の構想にまで滲透してゐる事を示すものだ。例へば、「木曾最後」(卷九)に見える「巴」の如き姿、「ありがたき强弓、精兵、馬の上、步立、打物持ては鬼にも神にも逢うと云ふ一人當千の兵也。究竟の荒馬乘り、惡所落し、軍といへば……先づ一方の大將に向けられ」たといふ最早、所謂「女性的」な性質を乘り越えて了つた「女性」をさへ創り上げたこの物語のダイナミックな精神は、平安時代の文學に壓倒的な勢力として登場した、あの纖細な、主情的な、私の愛情の對象としてのみ立現はれる「女性」たちを當然拒否するものであり、かの宗教的な思想と、平家の哀憐すべき末路との象徵として描かれた「建禮門院」(註2)以外に、女性を中心とした說話を殆んど缺くといふ事は、まことに「平家」の讀者にとつて示唆的なものと云はなければならない。

註1—2　山田孝雄博士の「平家物語概說」による。「『小督はあちこちして、本によつてあつたりなかつたり、あつても場所が違つてゐて、女性に關する話で動かないのは『建禮門院』

の話だけである。」と記されてゐる。吾々のテキストも山田博士の校訂になる「覺一本」の一類中、前記大村家舊藏本であるから、女性に關する說話は追記されてゐる。私は「平家」の本質を考へる上に一つの鍵ともなるので、女性的な說話の代表者として、「祇王」の段を特に抄錄しておいた。

〔梗概〕 さて、鳥羽院崩御の後は世の中が靜かでなく、院と內との御爭ひに世は薄氷を踏む思ひであつたときに、二條院は故近衞院の后を御迎へ遊ばされたが、まもなく崩御遊ばされ、二歲の童帝が御卽位遊ばされた(**二代后**)。

額打論

さる程に、同七月廿七日[1]、上皇[2]竟に崩御なりぬ。御歲二十三。蕾める花の散れるが如し。玉の簾[3]、錦の帳のうち、皆御淚に咽ばせ給ふ。やがて、その夜、香隆寺の艮[4]、蓮臺野の奥[5]、船岡山にをさめ奉る。御葬送の時、延曆寺[6]、興福寺[7]の大衆、額打論[8]といふ事しいだして、互に狼藉に及ぶ。一天の君崩御なて後、御墓所へわたし奉る時の作法は、南北二京[9]の大衆悉く供奉して、御墓所の廻に、わが寺々[10]の額をうつことあり。先づ聖武天皇の御願、爭ふべき寺なければ[11]、東大寺の額をうつ。次に淡海公[12]の御願と

(1)七月二十八日新院（二條天皇）崩。寶算廿三（百錬抄）
(2)第七八代二條天皇
(3)宮中を擧げて
(4)東北
(5)山城國愛宕郡大宮村紫野の西よりの小丘
(6)比叡山上にあり、傳教大師の創建
(7)奈良にあり、藤原氏の氏寺
(8)額を掲げる位置についての爭ひ
(9)南都卽ち奈良では興福寺東大寺の大衆。北京卽ち平安京では延曆寺の大衆
(10)御陵墓の四方の門に自寺の額をかける
(11)東大寺は聖武天皇の御願寺であるから
(12)興福寺は藤原不比等の建立の寺である

て、興福寺の額をうつ。北京には、興福寺に向へて延暦寺の額をうつ。次に天武天皇の御願、(1)教待和尚、(2)智證大師の草創とて、(3)園城寺の額をうつ。然るを山門の(4)大衆、いかがおもひけん、先例を背て、東大寺の次ぎ、興福寺のうへに、延暦寺の額を打つ間、(5)南都の大衆、とやせまし、かうやせましと僉議するところに、興福寺の(6)西金堂の衆、觀音房、勢至房とて聞えたる(7)大惡僧二人ありけり。觀音房は黑絲威の腹卷に、白柄の長刀(8)くきみじかに取り、勢至房は、萠黄威の腹卷に、黑漆の大太刀もて、二人つと走出で、延暦寺の額をきて落し、散々に打わり、(9)「うれしや水、なるは(10)瀧の水、日は照るとも、絶えずとうた(11)へ。」とはやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りにける。

（評）　鎌倉時代には公家對武家の激しい對立があつたばかりでなく、平安時代以來の都を中心とする舊貴族の間にも公家對寺院の對立が激化した時代である。而もその寺院が又他の貴族諸勢力と結托しながら内部的な抗爭に日も足らぬ有樣であつた。額打論はそのやうな事實を物語る一挿話には相違ないが、われわれは特に、かゝる事實が如何に描かれてゐるかを問題としなければならぬ。

云ふまでもなく額打の作法は、嚴かな宗教的行事であつて、かゝる先例は現代人の想像以上の、絶對的な權威を持つてゐた。山門の大衆はそれを破つたのである。而もそれへの復讎として興福寺の惡僧二人は、多數の相手を尻目に、山門の額をたゝきわつて了つた。最早こゝには

(1)姓氏未詳。園城寺に住むこと百餘歳といはれる
(2)延暦寺第五世の天台座主。僧圓珍の謚號
(3)三井寺ともいふ。もと延暦寺の別院で、後獨立を謀り、白河天皇以來、確執が絶えない
(4)園城寺を寺門といふに對し、延暦寺をいふ
(5)こゝは興福寺の大衆
(6)興福寺には東西中の三金堂があつた。金堂は佛殿の名。盛衰記には東門院とある
(7)勇猛で名高い僧
(8)柄の中程より刃の方へよつたところを持つ。莖ながの對
(9)當時の僧が大會に舞つた延年舞の歌詞の一節。梁塵祕抄に「瀧は多かれど嬉しやとぞ思ふ鳴瀧の水、日は照るともたへてとふたへ、やれことつとう」
(10)山城國葛野郡宇多川の上流鳴瀧のこと
(11)一本とうたり。蕩たりの意といふ

舊い傳統とか形式とかが、實力の前にはその權威を保ちえない事が端的に語られる。のみならず作者は、その傳統をたちやぶつた選手としての觀音房・勢至房二人をその場の誰よりも大きくはつきりと描き出し、その實力者の勝利を高らかに歌ひ上げてゐるのではないか。「うれしや水、なるは瀧の水、日は照るとも、絕えずとうたへ。」とはやしながら、勝誇る二惡僧の姿が、讀者の前に生き生きと大きくうつればそれだけ、作者のかゝる行動への同感、卽ち舊い形式と傳統とに對抗し、新しい秩序への積極的な支持と同感とが成功的に描かれたことになるのである。さうしてこの短い一章は、それに十分成功してゐる。

かういふ新しい人物は、この物語の中のあちらこちらに幾つも創られてゐる。これは一見、卷頭に述べた作者の構圖、極めて宗教的なアイデアリスティクな意圖と矛盾するやうである。けれどもその際にもひそかに注意しておいたやうに、作者が、明瞭に意識してゐたかどうかに關はらず、彼の意を語るために、この時代にさかえた往生說話等を素材とせず、この時代の最も典型的な事實、生ま生ましい合戰譚を經とした平家興亡史を把へたといふその事の中に、作家の世界に對する現實的な態度は、おのづから語られてゐる。かういふ現實的な態度から生れたリアリスティクな手法が、「平家物語」に眞實を語らせ、從つて新しい形象をも生ませたといふ事を、最早、われわれは語つてもいゝであらうか。短章「額打論」を特に採り上げた所以である。

〔梗概〕 興福寺側の狼藉に沈默してゐた延曆寺の大衆は翌日大擧下山して、興福寺の末寺た

る清水寺を焼拂つた。清盛はこれを後白河院の命による平氏追討の軍と誤聞した（清水寺炎上）。かゝる間に高倉天皇が御即位遊ばされ、平氏は外戚としていよ〳〵榮えた（東宮立）。

殿下乘合

さる程に、嘉應元年七月十六日(1)、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政をきこしめされし間、(2)院内わく方なし。院中にちかくめしつかはるゝ公卿殿上人、(3)上下の北面に至るまで、官位俸祿、皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習なれば、猶飽きたらで「あはれその人の亡びたらば、その國はあきなむ、その人失せたらば、その官にはなりなん。」など、(4)疎からぬどちは、寄り合ひ寄り合ひさゝやきあへり。法皇も内々仰なりけるは「昔より代々の朝敵を平ぐるもの多しといへども、いまだ加樣の(5)事なし。(6)貞盛、秀郷が、將門を討ち、(7)頼義が貞任、宗任を亡し、(8)義家が武平、家平を攻めたりしも、勸賞行はれしこと、(9)受領には過ぎざりき。清盛がかく心のまゝにふるまふこそ然るべからね。これも世末(10)になりて、王法の盡きぬる故なり。」と仰なりけれども、(11)次でなければ御いましめもなし。平家も又別(12)して、朝家を恨み奉ることなかりしほどに、世の亂れそめける根本は、(13)去じ嘉應二年十月(14)十六日に、(15)小松殿の次男新三

(1)六月十七日の誤
(2)院と内裏と區別がつかない。院方の御勢力の强いのをいふ
(3)「院中ニ伺候ノ侍也。北面ハ詰所ノ名也。上北面ハ多分ハ四位ニ進ム、下北面ハ五位六位也。」（故實拾要）
(4)氣の合つた仲間同士では
(5)平氏の榮華をさす
(6)將門記によれば秀郷は從四位下、貞盛は正五位上に叙せられた
(7)陸奥話記によれば頼義は正四位下伊豫守、義家は從五位下出羽守に叙せられた
(8)奥州後三年記に見える。このとき勸賞はなかつた
(9)國司。祇園精舍の段參照
(10)末法の世
(11)機會
(12)特別に
(13)往にしの音便。去る
(14)七月三日の誤。補註1參照
(15)平重盛。その家が小松谷にあつたので

位中將資盛卿、その時はいまだ越前の守とて十三(1)になられけるが、雪ははだれ(2)に降たりけり。枯野の景色まことに面白かりければ、わかき侍ども三十騎ばかりめし具して、蓮臺野や、紫野、右近馬場(3)に打出でて、鷹どもあまたすゑ(4)させ、鶉、雲雀をおひたておひたて、終日にかり暮し、薄暮に及んで六波羅へこそ歸られけれ。その時の御攝籙は、松殿(5)にてまし〳〵けるが、中御門東洞院の御所より御參內ありけり。郁芳門(6)より入御あるべきにて、東洞院を南へ、大炊御門を西へ御出なる。資盛朝臣、大炊御門猪熊にて、殿下(7)の御出に鼻突(8)に參りあふ。御供の人々「何者ぞ、狼藉なり。御出なるに、乘物より下り候へ〳〵。」と、云てけれども、餘に誇り勇み、世を世ともせざりける上、めし具したる侍ども、皆二十より內の若物共なり、禮義骨法(9)辨へたる者一人もなし。殿下の御出ともいはず、一切(10)下馬の禮義にも及ばず、驅け破て通らむとする間、暗さはくらし、つや〳〵入道の孫とも知らず。又少々(11)は知りたれども、空しらずして、資盛朝臣を始として、侍共皆馬より取て引落し、頗る恥辱(12)に及びけり。資盛朝臣、はふはふ六波羅へおはして、祖父の相國禪門(13)に、此由訴へ申されければ、入道大きに怒て、「縱ひ殿下なりとも、淨海(14)があたりをば憚り給ふべきに、少き者に左右なく(15)、恥辱を與へられけるこそ遺恨の次第なれ。かゝる事よりして、人にはあざむかるゝ(16)ぞ。此事思ひ知らせ奉らで(17)は、えこそあるまじけれ。殿下を恨奉らばや。」とのたまへば、重盛

(1)職事補任によれば十歳
(2)まだらに。まばらに
(3)一條大路の北大宮通より西
(4)鷹を拳にとまらせて狩をする
(5)永萬二年七月廿七日攝籙(攝政の異名)となつた藤原基房
(6)大炊御門ともいふ 一條大路から南へ八條目
(7)攝政に對する敬稱
(8)出會ひがしらに
(9)作法
(10)一向に。まるで
(11)少々は氣づいたが、わざと知らないふりをして
(12)さんざんな目にあはせた
(13)太政大臣入道清盛。この時清盛は福原庄にゐて京都にはゐなかつた。なほ補註2參照
(14)清盛一族
(15)遠慮會釋もなしに
(16)馬鹿にされる
(17)復讐する

卿申されけるは、「是は少しも苦しう候まじ。(1)頼政、(2)光基など申源氏共にあざむかれて候はんには、誠に一門の耻辱でも候ふべし。重盛が子どもとて(3)候はんずるものの、殿下の御出に參りあひて、乘物より下候はぬこそ、(4)尾籠に候へ。」とて、その時事にあうたる侍共めしよせ、「自今以後も、汝等よく／＼心得べし、(5)誤て、殿下へ無禮の由を申さばやとこそ思へ。」とて歸られけり。

その後、入道相國小松殿には仰られもあはせず、(6)片田舍の侍どものこはらかにて、(7)入道殿の仰より外は、又恐しき事なしと思ふ者ども、(8)難波(9)妹尾を始として、都合六十餘人召し寄せ、「來(10)二十一日、主上御元服の御定めの爲に殿下御出あるべかんなり。いづくにても待かけ奉り、(11)前驅御隨身共が髻きて、資盛が耻雪げ。」とぞのたまひける。殿下、是をば夢にもしろしめさず、主上、明年御元服、(12)御加冠、(13)拜官の御定のために、(14)御直廬に暫く御座あるべきにて、常の御出より(15)引き繕はせ給ひ、今度は(16)待賢門より入御あるべきにて、(17)中御門を西へ御出なる。(18)猪熊堀川の邊に、六波羅の兵ども、(19)直甲三百餘騎待ち受け奉り、殿下を中に取りこめ參らせて、前後より一度に、鬨をどとぞつくりける。前驅御隨身共が、今日を晴としやうぞいたるを、あそこに追つかけ、こゝに追つつめ、馬よりとて引落し、散々に(20)陵礫して、一々に髻をきる。隨身十人が中、(21)右の府生(22)武基が髻もきられにけり。その中に、(23)藤藏人大夫隆教が髻をきるとて、「是は

(1)差閊ない
(2)頼光の玄孫
(3)である者が
(4)もとヲコの當字。音讀してビロウ無禮の意
(5)間違つて攝政殿へ無禮したことをお詫び致したい位に自分は思ふのだ
(6)談合もしないで
(7)無骨で
(8)難波次郎經遠。新大納言成親の預りの武士となつた
(9)瀬尾太郎兼康。活躍したところが多い
(10)十月廿一日
(11)馬上で行列を先導する者
(12)天子御元服のときは太政大臣が冠を御着せする
(13)御祝に臣下の官位をお進めになる
(14)宮中にある攝政關白の休息所
(15)美麗に飾り整へて
(16)大臣でも特別の宣旨がなければ、出入できない門
(17)陽明・郁芳二門の中にあるので
(18)猪熊・堀川二路と交叉する中間の場所
(19)一同揃つて甲冑を鎧つて
(20)輘轢。ひどく苦しめる
(21)右近衞府生。記錄を掌る
(22)長門本に武光とある
(23)五位の藏人。長門本に高範とある

汝が髻と思ふべからず、主の髻と思ふべし。」と、言ひ含めてきてけり。其後に御車の内へも、弓の(1)筈つき入れなどして、簾かなぐり落し、御牛の(2)鞦、(3)胷懸切りはなち散散にし散して、悦のときをつくり、六波羅へこそ參りけれ。入道「神妙なり。」とぞのたまひける。(4)御車副には、因幡のさい使、(5)鳥羽の國久丸といふをのこ、(6)下臈なれども、なさけある者にて、泣々御車つかまつて、中御門の御所へ、還御なし奉る。束帶の御袖にて、御涙をおさへつゝ、還御の儀式あさましさ、申すもなか／＼おろかなり。(7)大織冠、淡海公の御事は、擧げて申すに及ばず。(8)忠仁公、(9)昭宣公より以降、攝政關白の、かゝる御目にあはせ給ふ事、未だ承り及ばず。是こそ平家の惡行の始なれ。

小松殿こそ大に(10)噪がれけれ。行向ひたる侍共、皆(11)勘當せらる。「たとひ入道如何なる(12)不思議を(13)下知し給とも、(14)など重盛に夢をば見せざりけるぞ。凡は資盛奇怪なり。(15)栴檀は二葉よりかうばしとこそ見えたれ。已に十二三歳にならむずる者が、今は禮義を存知してこそ振舞ふべきに、かやうに尾籠を現じて、入道の惡名を立つ、不孝のいたり、汝一人にありけり。」とて、暫く伊勢の國に追ひ下さる。さればこの大將をば、君も臣も御感ありけるとぞ聞えし。

(1)弭。弓の兩端
(2)尻より背にかける組緒
(3)鞅。胸のあたりにかける組緒
(4)御車の左右に附添ふ舍人。攝政關白には六人
(5)先使。新任國司の先に任國へゆく人
(6)身分の卑しい者
(7)大化三年制定七色十三階の最高冠位。ここは鎌足をさす
(8)良房の諡
(9)基經の諡
(10)恐縮し、驚かれた
(11)罪科を勘へて輕重の刑律に當てる
(12)不法なこと
(13)命ずる
(14)なぜ夢としてでも重盛に知らせなかつたのか。前もつて少しも知らせなかつたのか
(15)栴檀之一葉開、四十由旬伊蘭變(觀佛三昧海經)

1 玉葉の嘉應二年七月三日の條に、「攝政被レ參二法勝寺一之間、於二途中一越中守資盛 重盛卿嫡男

乘二女車一相逢而、攝政舍人居飼等打二破彼車一事及二恥辱一云々。攝政歸レ家之後、以二右少辨兼光一爲レ使、相二具舍人居飼等一、遣二重盛卿之許一、任レ法可レ被二勘當一云々。亞相返上云々。」とあるのをみれば、本文の記述と大差あるのが分る。

2　源平盛衰記の一説として「祕本云、入道相國は福原にて逆修行はれける間也。平大納言重盛の所爲なりと聞へきと、普通に大にかはれり。」とある。玉葉の九月廿日の條の記述によりても推察されるが、更に、愚管抄には、「この小松内府はいみじく心うるはしくして、父入道が謀反心あるとみて、とく死なばやなど云と聞へしに、いかにしたりけるにか、父入道の教にはあらで不可思議のこと一つしたりしなり。子にて資盛とて在しをば、基家中納言むこにしてありし。さて持明院の三位の中將とぞ申し、それがむげに若かりしとき、松殿の攝籙臣にて御出ありけるに、忍びたるありきをしてあしく行あひて、うたれて車の簾きられなどしたることの有しを、ふかくねたく思て、關白嘉應二年十月廿一日、高倉院御元服の定めに參內する道にて、武士等を設けて、前驅の髻を切りし也。是によりて御元服定のびにき。さる不思議ありしかど、世に沙汰もなし。次の日より又、松殿も出仕うちしてあられけり。この不思議こそ後々のことどもの始にてありけるにこそ。」とあり、これに關して星野恒博士は、「蓋作者ノ意中、先ツ淸盛ハ殘暴、重盛ハ仁孝、源氏ハ勇健、平氏ハ懦弱ト申ス如ク、夫々品評ヲ假定シ、然後ニ筆ヲ下セシ故、事實ノ意見ニ合フ者ハ、力ヲ極メテ之ヲ敷衍シ、意見ニ合ハサル者ハ、之ヲ删落シ、或ハ反對ノ事實ヲ揑造ス」といつてゐる。

尙、淸盛が情深く寛容な人物であつた事を述べた「十訓抄」の例をあげると、卷第七に、「福原大相國禪門いみじかりける人なり。をりあしくにがにがしき事なれども、その主の戲と思ひてしつるをば、彼がとぶらひに、をかしからぬ事をもわらひ、いかなるあやまりをし、物を打ちちらし、あさましきわざをしたれども、いひがひなしとて、あらき聲をもたてず。冬寒きころは、小侍ども、我が衣のすその下にふせて、つとめては、かれらが朝いしたれば、やをらぬけ出でて、思ふばかりねさせけり。召使にもおよばぬ末のものなれども、それがかたざまのものの見る所にては、ひとかずなる由をもてなし給ひければ、いみじき面目にて、心にしみてうれしと思ひけり。かやうの情にて、ありとあるたぐひ思ひ付きけり。人の心を感ぜしむとはこれなり。」とあつて、淸盛が決して、「平家」に述べられたやうな惡玉でなかつたらしい事がわかり、事實と脚色とに甚だ相違のあつた事を思はせる。

（評）補註の例のやうに、この物語には「反對の事實を揑造」した所が少くない。勿論事實を何の誇張もなく列擧しただけでは、少しも眞實を語る事は出來ない。さうして文學の偉力は、かゝる些末な事實の群を越え淸めるところに發揮されるのでもあるが、「平家」が本來、歷史文學として、時代の典型的な姿を把へ、偉大な動きゆく事實にひきずられ、その事によつて、卷頭に掲げられたやうな、何よりも中世的な考へ方から逃れ、中世的な固定からその鮮やかな藝術性を奪還した事を忘れるわけにはゆかない。併し同時に、「平家」に豫定された構想によれば、平氏の亡びは、因果應報の現はれでなければならず、そのためには淸盛は是が非でも惡業の親

玉でなければならないのだ。又頼朝を助けるに力のあつた重盛は善人でなければならず、彼が純粋善人！　であればあるだけ、清盛の惡玉はきはだつて效果的である。即ちこの場合の虚構は、清盛・重盛の人格等々の事實そのものよりは、物語の進行を決定して了つた作者の世界觀の現はれとしてのアイデアリスティクな手法がもつと主要な根本的な原因なのである。

　優れた文學が事實の上にあぐらをかいてゐるものでない事はいふまでもない。けれども固定した世界觀の暴力的な指圖に從つて、眞實性の泉源ともいふべき事實の全てを裏がへしてしまふ時に、その作品はどんな罰を受けるかを「平家」は又語つてゐる。清盛・重盛の人物形象がその極端な誇張と裏がへされた事實とのために、一種の傀儡のやうな印象を與へ、結局物語全體の眞實性を稀薄にし、ほかならぬ文學性そのものを低めてゐる事を銘記すべきである。清盛への誇張は別の意味での長所を持つことを、後に述べる積りであるが、理想化された重盛の姿の如き、そのために最早肉體を抜きとられた感のある事は、卷第二「教訓狀」等において更に批評してみたいと思ふ。

　實際、星野博士の說の如く、「平家物語」の虚構は定評のあるところだ。頭註及び補註に折々示したやうに、登場人物の相違、年齡・期日・事件の誤りは無數にあり、物語中の歌が多く借り物であつて、登場人物の關知しないものであるなど、いくらでもその史實との相違を指摘出來る。併し、「平家」が單なる史書でなく「歴史文學」である以上、この程度の些少な相違や錯誤は、別にとりたてゝ云ふ程の結果を及ぼすものではない。

　虚構といふことも、誇張といふことも、文學には寧ろ必要なのであつて、むしろその事があ

つて始めて、文學は寫眞のやうな平面的な些末主義から、豐穰な文學的眞實へ、自らを高める事が出來る。

併しながら、事實には、顧慮することなくオミットしうるものと、さうでないものとがあつて、雜多な現實の諸現象を作家の眼光が洗ひ清め、事實の群を文學へ高めるとき、洗ひ流すことの出來ない根源的な事實のある事を忘れるわけにはゆかない。作家が、若しかういふ典型的な事實を無視した場合、その作品は、何よりも大事な眞實性をゆがめ、從つて藝術としての高さ・深さを失つて了ふであらう。

「平家物語」の構想の中には、さういふ危險を數々散見出來るのであるが、人物構成にあつても、かゝる手法に煩ひされた場合は少くなく、重盛の形象の如きその典型的な例と見うるであらう。

吾々は、この物語が、源平の爭ひといふ根源的な事實の線に沿ひ、その結果、時代の典型的な姿を把へ、當代に比類ない文學を創り上げたといふ事、及び力强い素朴な誇張と空想に、健康な一種のロマンティシズムを誇りうるといふ事の反面に、同じ物語の中で、眞實の歪曲が根强く行はれてゐたことを提示すればいゝのである。

「平家物語」は、かういつた點でも、それ自身の中に、偉大な對立と矛盾とを孕んだ文學である事を注目すべきである。

尙、この段の說話が、如是の虛構を通して、實力者の優位、力なき傳統と枯渴した形式との沒落を、力强く語つてゐる點を、十分注意されねばならない事は、申すまでもあるまい。長い

間、權勢を極めた大藤原氏衰退の過程が、「片田舍の侍ども」の生き生きした描寫のうちに、おのづから、併し如何なる說明よりも明瞭に端的に浮彫されてゐるかを、讀者は見逃さないであらう。

鹿谷

是によて主上御元服の御定め、その日は延させ給ぬ。同廿五日、院の(1)殿上にてぞ、御元服の定めはありける。攝政殿さて(2)も渡らせ給ふべきならねば、同十二月九日、(3)兼宣旨をかうぶり、十四日太政大臣にあがらせ給ふ。やがて同十七日(4)慶申しありしかども、世の中はにが(5)／＼しうぞ見えし。

さる程に今歲も暮ぬ。明れば嘉應三年正月五日(6)、主上御元服あり。同十三日(7)朝覲の行幸ありけり。法皇、女院、待ち受け參らせさせ給て、初冠の御粧いかばかりらうた(8)く思しめされけん。入道相國の御娘(9)、女御(10)に參らせ給ひけり。御年十五歲。法皇の御(11)猶子の儀なり。

其比(12)妙音院の太政のおほいとの、其時は未內大臣の左大將にてましましけるが、大將を辭(13)し申させ給ふことありけり。時に德大寺の大納言(14)實定卿、その仁(15)に當り給ふ由聞

(1)後白河院の御所法住寺殿の殿上の間
(2)そのま・引籠つて日を過される
(3)前以て大臣に任ずるを通ぜられる宣旨
(4)敍任の御禮申しをすること
(5)不快な有樣に見えた
(6)三日の誤
(7)正月天皇の上皇・皇太后を拜し給ふためその御所へ行幸せられること
(8)愛らしく
(9)德子。後の建禮門院
(10)中宮に次ぐ高位の女官
(11)兄弟・親友又は他人の子を己が子にしたもの
(12)藤原師長。賴通の次男
(13)正月廿四日大將辭任
(14)藤原實能の孫。公能の子
(15)その役に適した人物

ゆ。又花山院の中納言兼雅[1]卿も所望あり。その外、故中御門の藤中納言家成卿の三男、新[2]大納言成親卿もひらに[3]申されけり。院[4]の御氣色よかりければ、様様の祈をぞ始められける。先づ八幡[5]に百人の僧を籠て、眞讀[6]の大般若[7]を七日讀ませられける最中に、甲良[8]の大明神の御前なる橘の木に、男山[9]の方より山鳩三つ飛來て、食ひ合ひてぞ死にける。鳩は八幡大菩薩の第一の仕者[10]なり。宮寺にかゝる不思議なしとて、時の撿挍[11]匡清法印奏聞す。神祇官にして御占あり。天下の噪ぎと占申。「但し君の愼みにあらず、臣下のつゝしみ」とぞ申ける。新大納言是に恐れをも致されず、晝は人目の滋ければ、夜な／＼歩行にて、中御門烏丸の宿所より、賀茂[12]の上の社へ七夜續けて參られけり。七夜に滿ずる夜、宿所に下向して、苦しさに、うちふし、ちと目睡給へる夢に、賀茂の上の社へ參りたると思しくて、御寶殿[13]の御戸推開き、ゆゝしく[14]けだかげなる御聲にて、

　櫻花[15]賀茂の川かぜうらむなよ、散るをばえこそとゞめざりけれ。

新大納言猶恐れをも致されず、賀茂の上の社に、ある聖[16]を籠て、御寶殿の御後なる杉の洞に壇を立てて、拏吉尼[17]の法を百日行はせられけるほどに、彼の大杉に雷落ちかゝり、雷火おびたゞしく燃え上て、宮中[18]已に危く見えけるを、宮人ども多く走り集て、これを打消つ。かの外法[19]行ひける聖を、追出せんとしければ、「我當社に百日參籠の大

(1)藤原忠雅の子
(2)新は新任の意
(3)ひたすらに。切に
(4)成親は後白河院の御氣に入りであつたから
(5)石清水八幡宮。官幣大社
(6)信讀とも。轉讀の對語で、省略などせず全經忠實に讀誦すること
(7)大般若波羅密多經。この經を讀誦すると所願成就の功德があるといふ。
(8)高良が正しい。石清水八幡宮の末社
(9)八幡山・石清水山・鳩嶺・香爐山などの名がある
(10)使者。つかはしめ
(11)寺社内の事務を監督する職。如白本の匡清が正しい
(12)鴨山の麓の賀茂別雷神社
(13)御神殿
(14)非常に
(15)花は成親、川風は神をいふ。その時節でないから非分の望は叶へられぬが神を怨むなよ。盛衰記に「散る」を「吾も」とある
(16)僧侶。盛衰記に仁和寺の俊堯法師とある
(17)吒幾爾、荼枳尼ともかく。外道の邪法で管狐のたぐひ
(18)賀茂社中
(19)正法にはづれた法。邪法

願あり、今日は七十五日になる。(1)全く出まじ。」とて(2)はたらかず。此の由を社家より内裏へ奏聞しければ、「(3)唯法に任せて追出せよ。」と宣旨を下さる。その時神人白杖を以て、彼聖が(4)うなじをしらけ、一條の大路より南へ追ひ出してけり。(5)神は非禮をうけ給はずと申すに、この大納言、非分の大將を祈り申されければにや、かゝる不思議も出で來にけり。

其比の敍位除目と申は、院内の御はからひにもあらず、攝政關白の御成敗にも及ばず、唯一向平家のまゝにてありしかば、徳大寺、花山院もなり給はず、入道相國の嫡男小松殿、右大將にておはしけるが、(6)左に移りて、次男宗盛、中納言におはせしが、(7)數輩の上臈を超越して、(8)右に加はられけるこそ、(9)申すばかりもなかりしか。中にも徳大寺殿は、(10)一の大納言にて、華族、英雄、才學雄長、家嫡にてまし〳〵けるが、越えられ給けるこそ遺恨なれ。定めて御出家などやあらむずらむと、人々内々は申あへりしかども、暫く世のならむ様を見んとて、大納言を辭し申て、籠居とぞ聞えし。

新大納言成親卿宣ひけるは、「徳大寺、花山院に越えられたらむは、(11)いかゞせん。平家の次男に、越えらるゝこそ安からね。是も萬づ思ふさまなるがいたす所也。いかにもして平家を亡し、本望を遂げむ。」とのたまひけるこそ怖しけれ。父の卿は中納言までこそ至られしか。その末子にて、位正二位、官大納言にあがり、大國あまた給はて、

(1)どうしても。決して
(2)うごかない
(3)社内の法規どほりに
(4)襟頸に杖をあてて打ったこととする
(5)神は自分勝手の願をきかれない
(6)安元三年正月廿四日重盛左大將となる
(7)數人の上官をとびこして
(8)安元三年正月廿四日宗盛右大將となる
(9)あいた口がふさがらない
(10)首席の大納言。但し、この時は源定房が一の大納言
(11)どうしようもない

子息所従朝恩に誇れり。何の不足に、かゝる心つかれけん。是偏に天魔の所為とぞ見えし。平治にも、(2)越後中将とて、(3)信頼卿に同心の間、既に誅せらるべかりしを、(1)小松殿やう／＼に申て、首をつぎ給へり。然るにその恩を忘れて、(5)外人もなき所に兵具をとゝのへ、(6)軍兵を語らひおき、其(7)営みの外は他事なし。

東山の麓鹿の谷といふ所は、後は三井寺に續いて、ゆゝしき城郭にてぞありける。(9)俊寛僧都の(10)山庄あり。かれに常は寄りあひ／＼、平家滅さむずる謀をぞ回しける。或時(11)法皇も御幸なる。(12)故少納言入道信西が子息、(13)淨憲法印御供仕る。その夜の酒宴に、此由を淨憲法印に仰あはせられければ、「あなあさましや、人あまた承候ぬ。唯今漏きこえて、天下の大事に及び候ひなんず。」と大に噪ぎ申ければ、新大納言(14)氣色かはりて、(15)さと立たれけるが、御前に候ける瓶子を、狩衣の袖にかけて引きたふされたりけるを、法皇「あれはいかに。」と仰せければ、大納言立かへりて、「平氏たふれ候ひぬ。」とぞ申されける。法皇(16)ゑつぼに入らせおはしまして、「物ども参て(17)猿樂つかまつれ。」と仰ければ、(18)平判官康頼参りて、「あゝ餘にへいじの多う候に、(19)もて酔て候。」と申す。俊寛僧都「さてそれをばいかゞ仕らむずる。」と申されければ、(20)西光法師、「頸を取るにはしかじ。」とて、瓶子の首を取てぞ入にける。淨憲法印餘りのあさましさに、つや／＼物も申されず。返す／＼も恐しかりしことどもなり。(21)與力の輩誰々ぞ。近江の中将入

(1)家臣
(2)越後守兼右中將であつた
(3)源義朝と謀つたが清盛に攻められ、平治元年（一一五九）斬られた。年二十七
(4)平治物語に「既に死罪に定たりしを重盛今度の勳功の賞に申替て預り給ける也」とある
(5)外部の人の來ないところ
(6)說いて仲間にひき入れ
(7)擧兵の計劃
(8)要害堅固な城郭
(9)源雅俊の孫。僧寛雅の子。僧正の次位で四位殿上人に准ぜられる
(10)愚管抄には靜賢法印の山莊とある
(11)後白河院
(12)藤原通憲。平治の亂に信頼等に殺された一代の學者
(13)靜賢、靜憲とも。法皇もこの人を信じて相談相手としてをられた。清盛も殊に用ひてゐた
(14)ぎよつとして顏色を變へ
(15)急に。さつと
(16)心からお笑ひになり興ぜられたと
(17)盛衰記に「をかしき事をいひつゞけ人を笑はかし侍るぞかし。」とある。
(18)中原頼季の子。檢非違使尉を判官といふ
(19)輕い接頭語
(20)藤原師光の法名。加賀守師高の父「清水寺炎上」に院中のきり者とある
(21)加擔の人々

道蓮淨俗名成正、法勝寺[1]の執行俊寛僧都、山城守基兼、式部大輔雅綱[2]、平判官康頼、宗判官信房、新平判官資行、攝津國源氏多田[3]藏人行綱を始として北面の輩多く與力したりけり。

（評）淸盛を中心とした平氏の榮華と増長と、數々の惡行を述べ來つて、作者はその反對勢力の反抗に筆を及ぼし始める。その最初の明瞭な表現がこの「鹿谷」の段である。

作者の思想はいつも、「盛者必衰」の觀念から離れないのであり、佛教的な因果觀がその根幹をなしつゞけてゐる。即ち平氏は、榮華の頂上へ辿りついたが故に、又その數々の惡業の故に亡びなければならぬのである。作者の考へでは、歴史の進行は、何時もかゝる宗教的・道德的な世界觀によつて解釋される。從つて物語の構造もそのやうに發展させなければならなかつた。

それ故、鹿ヶ谷反亂の主謀者たちの先驅的な失敗も、作者によつては、まだ上昇期にある平氏の壓倒的な力と、反平氏諸貴族の未だ脆弱な力との關係は持ち出されず、主謀者成親卿の、最初から忘恩の陰謀者としての面が、特に強調されてゐる。即ち平治の亂に、信賴に同心し、重盛の助命で辛うじて首のつながつたといふ「その恩を忘れて」反亂を企てた彼は、當然失敗しなければならないといふ構成である。山鳩が喰ひ合つて死ぬ話も、神祇官の御占も、賀茂の社の御神託も大雷も、凡て彼の分を忘れた非禮の詳細な説明であり、かゝる業因は後の失敗と

(1)六勝寺の随一
(2)延慶本に式部大夫章綱とあるのが正しい
(3)源滿仲七代の孫。頼盛の子。攝津國多田莊に居住

なつてその業果をうるのである。この物語の作者の持つ強い因果思想の觀念が、このやうに隅隅にまで行きわたつてゐる事は、後に尙いくつもの例に遭遇するであらう。

鵜川軍

此法勝寺の執行(1)と申すは、京極の源大納言雅俊の卿の孫、木寺(2)の法印寛雅には子なりけり。祖父大納言させる(3)弓箭を取る家にはあらねども、あまりに腹(4)あしき人にて、三條坊門京極の宿所の前をば、人をもやすく通さず。つねは中門にたゝずみ、齒をくひしばり、怒てぞおはしける。かかる人の孫なればにや、この俊寛も僧なれども、心も猛くおごれる人にて、よしなき(5)謀反にも與しけるにこそ。新大納言成親卿は、多田の藏人行綱を呼で、「御邊をば、一方(6)の大將に憑むなり。此事しおほせつるものならば、國をも庄(7)をも所望によるべし。先づ弓袋の料に。」とて、白布五十端送られたり。

安元三年三月五日、妙音院殿、太政大臣に轉じ給へるかはりに、大納言定房卿を越えて、小松殿、內大臣になり給ふ。大臣の大將めでたかりき。やがて大饗(8)行はる。尊者(9)には、大炊御門左大臣經宗(10)公とぞ聞えし。一のかみ(11)こそ先途なれども、父宇治(12)の惡左府の御例憚あり。

(1)上首として事務を總括する役僧
(2)喜寺ともかく。仁和寺の院家
(3)名家といふほどの武門ではなかつたが
(4)怒りつぽい人
(5)つまらない
(6)一方面の指揮官
(7)莊園
(8)新任大臣が大臣以下の殿上人を招いて張る祝宴
(9)大臣大饗の主賓
(10)玉葉にこの時の尊者は三條大納言實房とある
(11)一の上卿。左大臣をいふ。左大臣が先途（家柄によりきまつた官位昇進の極限）であつたが、父の頼長が左大臣で保元亂の首謀者のため身を滅したので左大臣をさけた
(12)妙音院の父頼長

北面は上古にはなかりけり。白河院の御時、始め置かれてより以降、(1)衛府ども數多候けり。(2)爲俊、(3)盛重、童より千手丸、今犬丸とて、是等は(4)左右なき切者にてぞありける。鳥羽院の御時も、季教、季頼父子、共に朝家に召仕はれ(5)傳奏する折もありなど聞えしかども、皆身の程をばふるまうてこそありしに、此時の北面の輩は、以外に過分にて、公卿殿上人をも物ともせず、禮儀禮節もなし。下北面より上北面にあがり、上北面より殿上の交を許さるゝ者もあり。かくのみ行はるゝ間、おごれる心どもも出きて、よしなき謀反にも與しけるにこそ。中にも故少納言入道信西が許に召使ける師光成景といふものあり。師光は阿波の國の(6)在廳、成景は京の者、(7)熟根賤しき下臈なり。(8)健兒童、もしくは(9)恪勤者などにて被召仕けるが、賢々しかりしによりて、師光は左衛門尉、成景は右衛門尉とて、二人一度に(10)靱負尉になりぬ。(11)信西が事にあひし時、二人ともに出家して、左衛門入道西光、右衛門入道西敬とて、此等は出家の後も、院の御倉預にてぞ在ける。かの西光が子に、師高といふ者あり。是も切者にて、檢非違使五位尉に歴上て、安元元年十二月廿九日、(12)追儺の除目に、加賀守にぞなされける。國務を行ふ間、非法非禮を(13)張行し、神社佛寺、權門勢家の(14)庄領を沒倒し、散々の事共にてぞありける。(15)假令せう公が跡を隔つといふとも、穩便の政を行ふべかりしに、かく心のまゝにふるまひし程に、同二年夏の比、國司師高が弟、近藤判官師經、加賀

(1)衛府の者が多く北面になつて伺候した
(2)今犬丸のこと。中右記には千手丸とある
(3)千手丸のこと。石見守となつた
(4)比類なき、萬事をきり廻す敏腕家
(5)取次いで上聞に達する役
(6)在廳官人の略。國司の留守の時國衙にゐて事務を代行する目代以下の官人の總稱
(7)宿根。素姓のこと
(8)兵部省に屬し、兵庫・國府を守護する兵士をいふ
(9)親王大臣以下の諸家に仕へ扈從雜役をなす下級の侍をいふ
(10)衞門尉の異稱
(11)平治の亂
(12)一年中の疫氣を拂ふ儀式
(13)どしどしやる
(14)莊園領地を横領する
(15)たとひ召公ほどの善政ではなくとも。召公は周武王の時地方に善政を施して有名である

(1)の目代に補せらる。目代(2)下着のはじめ、(3)國府の邊に鵜川といふ山寺あり。寺僧どもが境節湯をわかいて浴びけるを、亂入しておひあげ、我身あび、雜人共おろし、馬洗はせなどしけり。寺僧怒をなして「昔より此處は(4)國方の者(5)入部することなし。速に先例に任せて、入部の押妨をとゞめよ。」とぞ申ける。「先先の目代は、不覺でこそいやしまれたれ。當目代はその儀あるまじ。たゞ法に任せよ。」といふ程こそありけれ、寺僧どもは、國方の者を追出せむとす。國方の者共は(6)次を以て、亂入せんとす。うちあひ張合ひしける程に、目代師經が秘藏しける馬の足をぞ打折りける。その後は互に弓箭兵仗をたいして、射合ひ截合ひ數刻戰ふ。目代かなはじとや思ひけむ、夜に入て引退く。其後當國の在廳ども催し集め、其勢一千餘騎鵜川に押寄せて、坊舍一宇も殘さず燒拂ふ。鵜川といふは、(7)白山の末寺なり。この事訴へんとて進む老僧誰々ぞ。智釋、學明、寶臺房、正智、學音、土佐(8)阿闍梨ぞ進みける。白山(9)三社、(10)八院の大衆、悉く起りあひ、都合その勢二千餘人、同七月九日の暮方に、目代師經が館近うこそ押寄せたれ。今日は日暮れぬ。明日の軍と定めて、その日はよせで(11)ゆらへたり。露ふき結ぶ秋風は、(12)射向の袖を飜し、雲井を照す稻妻は、(13)冑の星を耀す。目代かなはじとや思ひけん、夜逃にして京へのぼる。明くる(14)卯刻に押寄て、鬨をどとつくる。城の中には音もせず。人を入れて見せければ、皆落て候と申す。大衆力及ばで引退く。然らば(15)山門へ訴へん

(1)國司の任務を代行する役
(2)京から地方に到着する
(3)國衙の所在地。加賀國能美郡古河村大字古府
(4)國司方の役人
(5)國司がその支配地に入る
(6)機會に乘じて
(7)盛衰記に白山中宮とある
(8)眞言密法傳授をする僧
(9)別宮、佐羅、中宮の三社
(10)北の四寺に隆明、涌泉、長寛、善興、南の四寺に昌隆、護國、松谷、蓮華で、八院
(11)寄せずにためらひとゞまつた
(12)鎧の左の袖
(13)冑の鉢にうつた鋲
(14)あけむつ。午前六時
(15)本山の比叡山延暦寺。久安三年四月、白山は末寺となる

とて、白山中宮の神輿をかざり奉り、比叡山へふりあげ奉る。(1) 同八月十二日の午刻計、白山の神輿、既に比叡山(2)東坂本につかせ給ふと云程こそありけれ、北國の方より雷おびただしく鳴て、都をさして鳴りのぼる。白雪くだりて地を埋み、山上(3)洛中(4)おしなべて、常葉の山の梢まで皆白妙になりにけり。

(1)かつぎあげる
(2)叡山の東麓で湖畔の地。近江國滋賀郡坂本村
(3)比叡山上
(4)平安京中

（評）この挿話のやうに、國司や目代たちがその地位を亂用して、社寺を始め諸貴族の莊園を侵略横領する事は、當時の一般的なありふれた現象であつたのだが、作者は、これをも亦「おごれる心」にたかぶつた謀反人たちの、惡業因として點出するのである。

併しながら、この叛軍一味の暴力的な一挿話は、その描寫に於いて、特に注目に價ひする。目代の押妨に始まる後半、少しも停滯しない事件や人物の動き、謂はゞ對象の動的な把へ方は、自然描寫へまでおし及ぼされてゐる。「雷おびたゞしく鳴て、都をさして鳴りのぼる」以下の一章の如き、勿論中世の文章に共通な類型的な把へ方はまぬかれないにしろ、平安時代の、鋭敏で纖細ではあつたけれども、あのあくまでも靜的な描寫に見ることの出來ない新しい性格に裏付けられたものである。

目前に生起する目まぐるしい現實の轉化を、最早否定しようとせず、避けようともせず、寧ろそれに興味を持ち、それを是認しうる立場にあるものばかりが、このやうな描寫の方法を、我がものとする事が出來た筈だ。作者の、とにかく現實的な態度が、「平家物語」に特に著しい、

動的描寫といふ新しい特徴的な武器をつくりあげたのである。

表現の問題は、單に作者の才能の相違などによるものでなく、ましてや、作者のその時々の思ひつきや、技巧のもてあそびのあれこれなどではなく、もつと根本的な作者の現實に對する態度如何に、その基本的な問題と泉源を持つてゐることを、吾々はこゝでも敎へられるのである。

而もこれらの描寫は、平曲特有の音調によつて、一層その效果を上げた事が想像される。「進む老僧誰々ぞ。智釋、學明、寶臺房、正智、學音、土佐の阿闍梨ぞ進みける。」等々に見える、まるでいかめしい動作をそのまゝ示すやうな荒削りの漢文口調と、流動的な諧調とは、優れた描寫の上に更に力强い伴奏を與へてゐる事を注目すべきである。「平家物語」が、琵琶の伴奏をもつて、關東なまりの荒々しい音調で語られたものであつた事を、吾々はこゝにおもひおこさねばならぬ。(「研究篇」參照)

平曲の聽衆たちが、心躍りながら、めまぐるしい現實の進行を敎へられ、おのづから積極的に同感せざるをえなくなつたであらう事も、かういつた獨特な、而も優秀な表現の問題を拔きにしては考へられない筈である。

かうして、「平家」の表現・文章は、作者の現實的な態度に根ざし、聽者・讀者の胸を鳴りひびかせながら、彼等のものの考へ方までを、作者と同じ系列へまで引き付ける事に成功した著しい例といふ事が出來るのである。

〔**梗概**〕 山門は師高の流罪、師經の禁獄を奏聞したが裁許が遷延したので、山僧は後二條の關白を呪咀した。で、關白の母政所は願立をして平癒を祈つた(**願立**)。重盛と賴政は一族を率ゐて、强訴する山門の大衆を防ぎ、大衆は平氏に多數を射殺され、恨を呑んで本山にかへり(**御輿振**)、再び下洛するのを時忠は押止めた。その時大火が起つて京の大半は燒失したが、これは山王の咎めであるといふ(**內裏炎上**)。

平家物語巻第二

〔梗概〕今度の大衆の訴訟は、天台座主明雲の御坊領を西光法師の子師高が停廢した宿意によつて起つたとの讒奏に法皇は逆鱗され、天台座主は伊豆に流罪となつた（座主流）。

一行阿闍梨之沙汰

「抑我等粟津[1]へ行向て、貫首[2]をうばひとゞめ奉るべし。但追立の鬱使[3]領送使有なれば、事故なう執得奉らん事有難し。山王[4]、大師の御力の外は憑方なし。「誠に別の仔細なく、取え奉るべくは、爰にて先瑞相を見せしめ給へ。」と老僧共肝膽[5]を砕て祈念しけり。爰に無動寺[6]の法師乘圓律師[7]が童、鶴丸とて生年十八歳になるが、身心を苦しめ、五體に汗を流いて、俄に狂ひ出たり。「我十禪師[8]乘居させ給へり。末代といふ共、爭か我山の貫首をば、他國へは遷さるべき。生々世々に心憂し。さらむに取ては[9]、我此麓に[10]跡をとゞめても、何にかはせん。」とて、左右の袖を顔に押あてゝ、淚をはら〳〵と流

(1)近江國滋賀郡にあつた原
(2)天台座主の別稱
(3)鬱使は未詳。長門本・延慶本・八坂本には「官人」とある。或は武士の誤か。領送使は流罪人を配所へ護送する人
(4)日吉神社の神
(5)一生懸命になつて
(6)比叡山東塔根本中堂の南十町
(7)戒律を解する者の義。僧都に次ぎ五位に准ぜられる僧官
(8)山王七社の一
(9)座主が配所に行くやうなことになつたら。さあらんに取ては
(10)神としてこの麓に鎮座してゐてもなんの甲斐もない

す。大衆これをあやしみて、「誠に十禪師權現の御託宣[1]にてあらば、我等[2]驗を參らせん。少しもたがへず元の主に返し給へ。」とて、老僧共四五百人、手手に持たる數珠[3]どもを、十禪師の大床[4]の上へぞ投上たる。此物狂、走りまはて、拾ひ集め少も違ず、一一に皆元の主にぞ賦ける。「大衆神明の靈驗[5]新なる事の尊さに、皆掌を合て、隨喜[6]の感淚をぞ催ける。「其儀ならば[7]行向て奪留奉れ。」といふ程こそありけれ、雲霞の如くに發向す。「或は志賀[8]唐崎[9]の濱路に歩みつゞける大衆も有り。或は山田[10]矢ばせ[11]の湖上に舟押出す衆徒も有り。是を見て、さしも緊しげなりつる追立の鬱使領送使、四方へ皆逃去りぬ。

大衆國分寺[12]へ參向ふ。前座主大に驚いて、「勅勘[13]の者は、[14]月日の光にだにも當らずとこそ申せ。如何に況や、急ぎ都のうちを逐出さるべしと、院宣宣旨[15]のなりたるに、しばしもやすらふべからず。衆徒とう／＼歸り上り給へ。」とて、端近うゐ出て宣けるは、「三台[16]槐門[17]の家をいでて、四明[18]幽溪の窓に入しより以降、廣く圓宗[19]の教法を學して、顯密[20]兩宗を學き。只吾山の興隆をのみ思へり。又國家を祈奉る事おろそかならず。衆徒を育む志も深かりき。兩所山王[21]定て照覽し給ふらん。我身に誤つ事なし。無實の罪に依て、遠流の重科を蒙れば、世をも人をも神をも佛をも恨み奉る事なし。是まで訪ひ來給ふ衆徒の芳志こそ、報じ盡しがたけれ。」とて香染[22]の御衣の袖絞も敢させ給は

(1)おつげ。神託
(2)託宣の眞僞を知る證據
(3)佛の名號を唱へるとき數をかぞへる珠の義。念珠
(4)神社の床
(5)あらたか。いちじるしい
(6)有難さに感じて
(7)神意がかうならば
(8)近江國滋賀郡滋賀村
(9)滋賀里の東十五町の湖畔
(10)同栗太郡山田村
(11)矢橋。同郡老上村
(12)聖武天皇天平十三年に諸國に令し國毎に建立せし寺。こゝは近江の國分寺で滋賀郡石山村字國分が遺趾である
(13)勅令で勘當された者
(14)禁秘抄にいつてゐる。恐れ入り謹愼する意
(15)當時院宣は宣旨よりも重んぜられたので上に記した
(16)天の三台星に象り三公を指すの異稱である。太政大臣左右大臣
(17)周代に外朝に三本の槐を植ゑ三公これに對座した故事から三公をさす
(18)叡山に入り修行したこと。四明は比叡山の一峯
(19)圓頓宗の略。天台宗
(20)顯教密教何れの宗旨をも
(21)兩所三聖の訛。山王七社の中、二宮大宮を兩所といひ是に聖眞子を加へて三聖又は兩所三聖といふ
(22)茶褐色。僧衣中最高の色

ねば、大衆も皆涙をぞ流しける。御輿さしよせて「とう／＼めさるべう候。」と申ければ「昔こそ三千の衆徒の貫首たりしが、今はかゝる流人の身と成て、如何がやごとなき修學者[1]、智慧深き大衆達には舁捧られては上るべき。縦のぼるべきなり共、鞋[2]などいふ物をしばりはき、同様に歩續いてこそ上らめ。」とてのり給はず。

爰に西塔の住侶[3]、戒淨坊[4]の阿闍梨祐慶といふ惡僧[5]あり。長七尺計有けるが、黒革縅の鎧の、大荒目[6]に金[7]まぜたるを、草摺[8]ながに着成て、冑をば脱ぎ法師原に持せつゝ、白柄の大長刀杖につき「あけられ候へ。」とて、大衆の中を押分々々先座主のおはしける所へつと参りたり。大の眼を見瞋し、暫にらまへ奉り「その御心[9]でこそ、かゝる御目にも逢せ給へ。とう／＼召るべう候。」と申ければ、怖さに急ぎのり給ふ。大衆取得奉る嬉さに、賤き法師原にはあらで、止事なき修學者ども、舁捧奉り喚き叫んで上けるに、人は[10]かはれ共祐慶はかはらず、前輿[11]舁て、長刀の柄も輿の轅も、碎けよ[12]と取まゝに、さしも嶮しき東坂[13]平地を行が如く也。大講堂[14]の庭に輿舁居て、僉議[15]しけるは「抑我等粟津に行向て、貫首をば奪とゞめ奉りぬ。すでに勅勘を蒙りて、流罪せられ給ふ人をとりとゞめ奉て、貫首に用申さん事、如何有べからん。」と僉議す。戒淨坊阿闍梨、又先の如くに進み出て僉議しけるは「夫當山は日本無雙の靈地、鎮護國家[16]の道場、山王の御威光盛にして、佛法王法牛角[17]也。されば衆徒の意趣[18]に至るまで、雙なく[19]、賤

(1)佛學を修め修行する者
(2)わらぐつ。わらぢ
(3)止住する僧侶
(4)盛衰記にもと園城寺の僧。山門に移住したとある
(5)勇武にすぐれた僧
(6)大荒目。間を荒くあけて黒の太い革でとぢた鎧
(7)革を重ね間に鐵の板金を入れた厚い札
(8)鎧の胴の下前後左右に垂れたのが草摺。それを長く下へ垂れるやうに着て
(9)そんな弱い御心だから
(10)他の人が舁き疲れて代つても
(11)輿の前方の轅
(12)碎けよとばかり握つて
(13)東坂本から東塔への坂路
(14)大日如來を本尊とす
(15)大衆僉議。一山に關することを全僧徒が評議決裁する
(16)鎮護國家の法を修道するところ
(17)牛の角の如く相並んで優劣長短のないこと
(18)意見
(19)長門本「餘山に越え」

き法師原までも、世以て輕しめず。況や智慧高貴にして、三千の貫首たり。今は德行おもうして一山の(1)和尚たり。罪なくして罪を蒙る。是山上洛中の憤り、興福園城の嘲に非ずや。此時(2)顯密の主を失て、(3)數輩の學侶、(4)螢雪の勤怠らむ事心うかるべし。詮ずる所、祐慶張本に稱せられ、禁獄流罪もせられ、首を刎られん事、今生の(5)面目(6)冥途の思出なるべし。」とて、雙眼より涙をはら／＼と流す。大衆尤々とぞ同じける。其よりしてこそ、祐慶をば(7)いかめ房とはいはれけれ。其弟子に慧慶律師をば、時の人小いかめ房とぞ申ける。

大衆先座主をば、東塔の南谷、妙光坊に入奉る。時の(8)橫災は、(9)權化の人ものがれ給はざるやらん。昔大唐の(10)一行阿闍梨は、(11)玄宗皇帝の(12)御持僧にて坐けるが、玄宗の后楊貴妃に(13)名をたち給へり。昔も今も、大國も小國も、人の口のさがなさは、跡形なき事なりしかども、その疑に依て、(14)果羅國へ流されさせ給ふ。件の國へは三つ道有り。輪池道とて、(15)御幸道、幽地道とて、雜人の通ふ道、暗穴道とて、重科の者を遣す道なり。されば彼一行阿闍梨は(16)大犯の人なればとて、暗穴道へぞ遣しける。七日七夜が間、月日の光をみずして行道なり。冥々として人もなく、(17)行歩に前途迷ひ、(18)森森として山深し。(19)唯澗谷に鳥の一聲計にて、苔のぬれ衣ほしあへず。無實の罪に依て、遠流の重科を蒙むる事を、(20)天道憐み給うて、(21)九曜の(22)形を現じつゝ、一行阿闍梨を守り給ふ。時に

(1)比叡一山の授戒の師即ち天台座主
(2)顯密兼學の座主を失つて
(3)學問を修める數多の僧侶
(4)勉學
(5)生前の名譽
(6)死後の思ひ出のたね
(7)いかめしく怖しい意
(8)不慮の災禍
(9)衆生を救ふためかりに人の形となつた僧。高僧にいふ
(10)金剛智三藏について學び善無畏とともに大日經を譯した眞言宗の僧。大慧禪師と諡す
(11)唐六代目の皇帝
(12)玉體護持に祈禱する僧
(13)浮名をたてられた
(14)西域の吐火羅國の略か
(15)皇帝行幸の道
(16)大罪を犯した罪人
(17)歩いてゆくうちに道に迷ひ。以下「和漢朗詠集」の句による
(18)樹木が鬱蒼と茂りあひ
(19)谷川
(20)天の神
(21)羅睺・計都の二星に日月火水木金土の七曜星を加へた稱
(22)九曜星の精を象徴した形

一行右の指を噬切て、左の袂に九曜の形を寫されけり。和漢兩朝に眞言の本尊たる九(1)曜の曼陀羅是也。

(1)九曜とその眷屬の神像を圖したもの。曼陀羅は一切語法を具備する意の梵語

（評） この段で最も特徴的なのは、惡僧祐慶阿闍梨の姿と行動とである。丈七尺の彼は、「黑革縅の鎧の、大荒目に金まぜたるを、草摺ながに着成て……白柄の大長刀杖につき、」大衆の中を押し分けて、一山授戒の師・大先達明雲をさへ「大の眼を見瞋らし、暫しにらまへ奉り、」その肉體的な偉力と氣魄とによつて、明雲奪還の目的に忽ち成功したのであつた。

巻一「額打論」に立現はれた惡僧の形象以上に、このいかめ房と呼ばれた祐慶は大きな力として描かれてゐる。こゝには最早、天下の僧侶に號令し、絶對の尊崇を一身に集めた天台座主の德行も智力も、一人の惡僧の行動の前には如何にみじめに服從しなければならなかつたかが、又宗教的なものも、儒教的なものも、何よりも當時を支配した傳統的なものさへも、一惡僧の行動に忽ち打破されて了ひ、事件は欲すると否とに拘はらず、かゝる實力行動の方向へ發展せざるをえない事が、無意識のうちに併し强力に主張されてゐる。

鎌倉時代といふ貴族社會の轉換期を身を以て經驗し、當時の現實の動きをいち早く感じ取り、同じ時代の舊い中央の貴族たちが、その存在を認める事さへ不快に思つた盛り上つて來る新時代の勢力を事實として認め、終には現實的なものの考へ方、感じ方、見方を、單なる思想としてではなくて、知らず知らず肉體化させて了つた作者を吾々はこゝに考へなければならぬ。

かゝる全く新しい人物の鮮やかな創造は、同じ時代の他の文學形態では現はれることの出來

なかつた特異且つ偉大なものであるが、この特異性こそ「平家物語」のもつリアリズムの偉力であり、その價値を當代隨一のものにした第一の要因なのである。

尙、說話の最後に、突然關係の薄い唐土の物語、「一行阿闍梨」の件を附加してゐる點は、「平家」の各所に行はれてゐる手段であり、それらの本質については、「烽火之沙汰」（卷第二）の段で總括的に言及したから參照されたい。

〔**梗概**〕この騷擾でのびのびになつてゐる間に、多田行綱は淸盛に謀反を密告し、成親以下は全部六波羅に捕へられ、西光がまづ斬られ（**西光被斬**）、成親も責められたが、重盛のとりなしで死罪だけは免れ（**小教訓**）、その子成經は淸盛の弟宰相教盛の懇請によつて教盛に預けられた（**少將乞請**）。

教訓狀

太政入道は、か樣に人々數多縛め置ても、猶(1)心行ずや思はれけん。既に(2)赤地の錦の直垂に、黑絲縅の腹卷の、(3)白金物打たる(4)胸板せめて、先年安藝守たりし時、神拜の次に、靈夢を蒙て、嚴島の大明神より現に賜はられたりける銀の(5)蛭卷したる小長刀、(6)常の枕を放ず立られたりしを脇挾み、中門の廊へぞ出られける。其氣色大方ゆゝしうぞ

(1)氣がすまない
(2)地の赤い錦の鎧直垂。大將の着用するもの
(3)銀の飾り金具
(4)胴の最上部で化粧板の上、一の板といふ
(5)刀の柄に蛭の卷いた樣に銀の輪を多く入れたもの
(6)いつも枕許に立てかけてゐられたのを

見えし。(1)貞能を召す。筑後守貞能は、(2)木蘭地の直垂に緋縅の鎧著て、御前に畏て候。やゝあて入道宣けるは「貞能、此事如何思ふ。保元に(3)平右馬助を始として、一門半過て、(4)新院の御方へ參にき。(5)一宮の御事は、(6)故刑部卿殿の養君にて坐いしかば、旁々見放ち參らせ難かしかども、(7)故院の御遺誡に任て、御方にて先を懸たりき。是一の奉公也。次に平治元年十二月、信頼義朝(8)が院内を取奉り大内にたて籠り天下黒闇と成しに、入道身を捨て、凶徒を追落し、(9)經宗惟方を召縛しに至まで、既に君の御爲に命を失んとする事度度に及ぶ。たとひ人何と申す共、七代までは此一門をば爭でか捨させ給べき。其に成親と云ふ無用の(10)徒者、西光と云(11)下賤の不當人めが申す事に附(12)かせ給て、此一門を滅すべき由、法皇の(13)御結構こそ遺恨の次第なれ。此後も讒奏する者あらば、當家追討の(14)院宣下されつと覺るぞ。朝敵となて後は、いかに悔ゆとも益あるまじ。(15)世を靜めん程、法皇を(16)鳥羽の北殿へ移奉るか、然らずは、(17)是へまれ、御幸をなし參らせんと思ふは如何に。其儀ならば、北面の輩、箭をも一つ射んずらん。侍共にその用意せよと觸べし。大方は入道(18)院方の奉公思切たり。馬に鞍おかせよ。(19)きせながとり出せ。」とぞ宣ける。

(20)主馬判官盛國、急ぎ小松殿へ馳參て、「世は既にかう候。」と申ければ、大臣(21)聞も敢ず。「あは早成親卿が首を刎られたるな。」と宣へば、「さは候はねども、入道殿御着背長

(1)家貞の子。一門都落の時東國へ宇都宮をたよつて落ちた
(2)赤黄色にすこし黑味がかつた色
(3)忠正。忠盛の弟
(4)崇德上皇
(5)崇德院の第一皇子重仁親王
(6)忠盛
(7)鳥羽院
(8)後白河院と二條天皇
(9)ともに藤原氏。始め信頼に與し天皇を大内に幽し奉つたが後、信頼に叛いて六波羅に行幸なし參らせた。後ともに配流された
(10)役にもたたぬ亂暴者
(11)身分の卑しい無法者
(12)御同意あられて
(13)御企て
(14)院の宣旨
(15)世の中を靜かにするまで
(16)鳥羽の城南離宮内の一殿
(17)この西八條へでも。是へもあれ
(18)法皇への忠勤
(19)着背長。鎧の異名。大將の着料にいふ
(20)主馬署の首で検非違使尉を兼ねる平正度の孫季衡の子
(21)聞きもをはらずに

召され候。侍共も皆打立て法住寺殿[1]へ寄んと出たち候。法皇をば鳥羽殿へ押籠參らせうと候が、內々は鎮西[2]の方へ流し參らせうと被レ擬候。」と申せば、大臣、爭かさる事在べきと思へ共、今朝の禪門の氣色、さる物狂[3]しき事もあるらむとて、車を飛して、西八條へぞおはしたる。

門前にて車よりおり、門の內へ指入て見給へば、入道腹卷[4]を著給ふ上は一門の卿相雲客數十人、各色々の直垂に、思々の鎧著て、中門の廊に二行に着座せられたり。其外諸國の受領衞府諸司などは、緣に居溢れ、庭にもひしと竝居たり。旗竿共引そばめ[5]引そばめ、馬の腹帶を固め、甲の緒を縮め、唯今皆打立[6]んずる氣色共なるに、小松殿烏帽子[7]直衣に、大文[8]の指貫[9]のそば取て[10]、さやめき[11]入給へば、事の外[12]にぞ見えられける。入道ふし目に成て、あはれ例の內府が、世をへう[13]する樣に振舞。大に諫ばやとこそ思はれけめども、さすが子ながらも、內[14]には五戒[15]を保て慈悲を先とし、外[16]には五常[17]を亂らず、禮儀を正しうし給ふ人なれば、あの姿に腹卷を著て向はむ事、面はゆう辱しうや思はれけん、障子を少し引立て、素絹の衣を腹卷の上に、周章著に著給たりけるが、胸板の金物の少しはづれて見えけるを藏さうと、頻に衣の胸を引ちがへ引ちがへぞし給ひける。大臣は舍弟宗盛卿の座上につき給ふ。入道も宜ひ出さず、大臣も申しいださるゝ事もなし。

(1)後白河院の御所
(2)九州の別稱
(3)そのやうな亂暴極まる
(4)まだ着背長はつけてゐなかつた
(5)そばにひきよせること
(6)出陣しようとしてゐる
(7)立烏帽子に平服の直衣
(8)大柄の文を織出した
(9)裾に緒をさしぬき括とした袴で直衣の下にはくもの
(10)股立をとる。いそぐさま
(11)さやさやと衣ずれの音をたてて歩み入る
(12)場はづれのやうす
(13)盛衰記に表するとある。「考證」は表示か評議の意と考へ、八雲御抄にはあざむくの意の語とあるが、不明
(14)佛書を內典といふその意
(15)不殺生・不偸盗・不邪婬・不妄語・不飲酒の五戒
(16)儒書を外典といふその意
(17)仁・義・禮・智・信の道

良有て入道のたまひけるは、「成親卿が謀反は、(1)事の數にもあらず。(2)一向法皇の御結構にて在けるぞや。世をしづめん程、法皇を鳥羽の北殿へ遷奉るか、然らずば、是へまれ、御幸を成まゐらせんと思ふは如何に。」と宣へば、大臣聞も敢ず、はら／＼とぞ泣れける。入道「如何に／＼。」とあきれ給ふ。大臣涙を抑て申されけるは、「此仰承候に、御運は早末に成ぬと覺候。人の運命の傾んとては、必惡事を思立候也。又(3)御有様、更現共覺候はず。さすが我朝は(4)邊地粟散の境と申ながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根命の(5)末、朝の政を司どり給ひしより以降、太政大臣の官に至る人の、甲冑をよろふ事禮儀を背にあらずや。就レ中に御出家の御身なり。夫(6)三世の諸佛(7)解脫幢相の法衣を脫捨て、忽に甲冑を鎧ひ、弓箭を帶しましまさむ事、内には既に(8)破戒無慙の罪を招くのみならず。外には又仁義禮智信の法にも背き候なんず。旁々恐ある申事にて候へども、(9)心の底に旨趣を遺すべきに非ず。先世に(10)四恩あり。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也。其中に最重きは朝恩也。(11)普天の下王地に非ずと云ふ事なし。さればかの(12)穎川の水に耳を洗ひ、(13)首陽山に蕨を折し賢人も、勅命背き難き禮儀をば存知すとこそ承はれ。何に況、先祖にも未聞ざし太政大臣を極めさせ給ふ。所謂重盛が無才愚闇の身をもて、(14)蓮府槐門の位に至る。加之國郡半過て一門の所領と成、(15)田園悉く一家の(16)進止たり。是希代の朝恩に非ずや。今是等の莫大の御恩

(1)ものの數でもない
(2)まつたく
(3)法體に甲冑を着たやうす
(4)へんぴな小國。佛徒は當時我國をから呼んだ
(5)藤原氏をいふ
(6)過去世・現在世・未來世
(7)同相が正しい。煩惱を解き三界の苦を脫した印に着る衣
(8)受戒後、戒を破つてしかもそれを悔いない
(9)思つてゐる事を殘らずいはないのはよくないからいふ
(10)心地觀經報恩品に一父母恩・二衆生恩・三國王恩・四三寶恩とある
(11)天の覆ふ限り地の續く限りは王の領域でない所はない。毛詩の北山章から出た
(12)堯代の高士許由の故事
(13)伯夷・叔齊の事
(14)蓮府は大臣。槐門は三公の家門をいふ
(15)公田・莊園
(16)勝手に與奪できる

(1)正は分社に對し本宮をいふ。ここは八幡宮を讃めていつた

(2)第十條に「忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒る勿れ。人皆心あり、心各執あり、彼是ならば則ち我非、我是ならば則ち彼非。我必ずしも聖に非ず、彼必ずしも愚に非ず、共にこれ凡夫のみ。是非の理誰か能く定むべけん。相共に賢く愚なり。鐶の如く端なきか。是を以てかの人は瞋ると雖も、還りて我が失を恐れよ。我獨り得たりと雖も衆に從つて行へ。」とある

(3)思召し

(4)誠意に感動してそのしるしをあらはす

(5)盛衰記に君と臣とを並べて親疎を分つことなく、君に附き奉るは忠臣の法也とある。親疎の別を考へるべきものではない

を思召忘れて、猥しく法皇を傾け參らせ給はん事、天照大神、(1)正八幡宮の神慮にも背き候ひなんず。日本は是神國也。神は非禮を受給はず。然れば君の思召立ところ、道理半無に非ず。中にも此一門は、代々の朝敵を平げて、四海の逆浪を靜る事は無雙の忠なれ共、其賞に誇る事は傍若無人共申つべし。聖德太子十七箇條の御憲法に、(2)『人皆心有り、心各執あり、彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理誰か能く定べき。相共に、賢愚なり。環の如くして端なし。爰を以て縱人怒ると云とも、かへて我咎を懼れよ。』とこそ見えて候へ。然れ共御運盡きざるに依て、御謀反已に露ぬ。其上仰合せらるゝ成親卿を召置れぬる上は、縱君如何なる不思議を思召し立せ給ふとも、何の恐か候べき。所當の罪科行れん上は、退いて事の由を陳じ申させ給て、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、民の爲には益撫育の哀憐を致させ給はば、神明の加護に預り佛陀の(3)冥慮に背べからず。神明佛陀(4)感應あらば、君も思召なほす事などか候はざるべき。君と臣とを比るに(5)親疎別く方なし。道理と僻事を竝べんに、爭か道理に附ざるべき。

(評)「教訓狀」は「大教訓」(灌頂本・康豐本)とも呼ばれ、卷第二の「小教訓」(新大納言成親卿が淸盛に捕へられた時、助命をするため重盛の述べた教訓狀の段)と共に考へられると

ころであり、又次の「烽火之沙汰」前半は、例へば八坂本のやうに、「教訓狀」の部の方に入つてゐる位であつて、次の段の前半と同時に讀まねばならぬ。

「大教訓」の異名が示すやうに、この段は、「平家物語」の中でも最も道義的な論述の露出してゐるところである。

一種の國民的說話として、重盛の忠節を定說化したこの一章は、物語として見る時どういふ役目を果したであらうか。

重盛が、最早完全無缺な存在であり、さしも偉力をほしいまゝにした父淸盛さへも、頭の上がらない偉丈夫であり、重盛の侍は申すに及ばず、院宮方の臣下も、一介の田舍侍にいたるまで、その德風には心服した事を「平家」は語つてゐるのであるが、「殿下乘合」(卷第一)の補註が語るやうに、事實から云へば、それは著しい理想化であつた。作者の考へに從へば、淸盛は徹底的に惡業の主人公でなければならぬ。事實、德望もあり、惜しまれながら夭折した重盛の善行が誇張されゝばそれだけ、淸盛の惡玉振りも亦きはだつて大きく明瞭に印象付けられる事を、作者は心得てゐたのであつた。かうして重盛の極端な理想化が生れたのである。さうして、かういふ理想化や英雄的人物の登場は、歷史文學にとつて、特に平曲のやうに大衆的な聽衆を豫想するものにとつて、寧ろ不可缺な條件であり、偉大な時代に出現した英雄的人物を把へ描くといふその事は、歷史文學に許された望ましい特權であり、それこそ歷史文學の勝利を意味するものでさへあるが、あまりにも極端な誇大は、しばしばその反對物へ轉化する事を、吾々は知らなければならぬ。

「教訓狀」の重盛は、その行動に於ても把へられてはゐるが、それよりも彼の淸盛に對する長い教訓の言葉こそ中心と考へられる。その言葉は、「聖德太子十七箇條御憲法」を始め、頭註（次段をも參照）に示したやうに、「毛詩北山章」・「心地觀經報恩品」・伯夷叔齊や許由の故事其他、所謂內典・外典のおびたゞしい引用によつて、淸盛に肉迫するのであつて、こゝでは最早、重盛その人よりも、作者の儒教的な思想が宗教的な人生觀に伴はれながら、一層強く押し出されてゐる。それ故、この場合の重盛は、生きた人物としての面よりも、作者の儒教的或は宗教的な思想を、露はに傳へる手段として、より強く用ゐられてゐるやうに見える。

かういふ方法の適用は、人物の、從つて作品そのものの硬化となつて現はれ、傳へようとする作者の思想そのものを、結局傳へえないといふ反對の效果をさへ呈するのである。

文學か、思想更には政治的なものへ、どのやうな形で關係しなければならないか、といふ重要な課題に、この段は多くの暗示を與へてくれる筈である。

烽火之沙汰

(1)是は(2)君の御理にて候へば、叶はざらむまでも、院御所法住寺殿を守護し參らせ候べし。其故は重盛(3)敍爵より今(4)大臣の大將に至迄、(5)併ら君の御恩ならずと云ふ事なし。其恩の重き事を思へば、(6)千顆萬顆の玉にも越え、其恩の深き色を案ずれば、(7)一入再入

(1)なほ重盛の言葉である
(2)君に對し臣として盡すべき道理である
(3)久安七年正月一日重盛十二歲で五位に敍せられた
(4)治承元年三月五日內大臣兼右大將
(5)ことごとく
(6)まるいものを數へる語。千粒萬粒の
(7)染料に浸す度數にいふ語。6・7ともに和漢朗詠集の句による

の紅にも過たらん。然れば院中に參り籠り候べし。(1)其儀にて候はば、重盛が身に代り、命に代らんと契りたる侍共、(2)少々候らん。是等を召具して、院の御所法住寺殿を守護しまゐらせ候はば、さすが(3)以の外の御大事でこそ候はんずらめ。悲哉、君の御爲に奉公の忠を致んとすれば、(4)迷廬八萬の頂より猶高き父の恩忽に忘れんとす。痛哉、不孝の罪を遁れんとすれば、君の御爲に已に不忠の逆臣と成ぬべし。(5)進退惟谷れり。是非いかにも辨へ難し。(6)申請る所詮は、唯重盛が頸を召され候へ。院中をも守護し參らすべからず。院參の御供をも仕るべからず。かの(7)蕭何は大功(8)かたへに越たるに依て、官大相國に至り、劍を帶し沓を履ながら殿上に昇る事を許されしか共、叡慮に(9)背く事あれば、高祖重う警て、(10)深う罪せられにき。か様の(11)先蹤を思ふにも、富貴と云ひ、榮花と云ひ、朝恩と云ひ、(12)重職と云ひ、旁極させ給ぬれば、御運の盡ん事難かるべきに非ず。(13)富貴の家には、祿位重疊せり。再び實なる木は、其根必傷むと見えて候。心細うこそ覺候へ。何迄か命生て、亂れん世をも見候べき。唯末代に生を受けて、かゝる憂目に逢候重盛が(14)果報の程こそ、拙う候へ。只今侍一人に仰附て、御坪の内に引出されて、重盛が首の刎られん事は、易い程の事でこそ候へ。是をの〳〵聞給へ。」とて直衣の袖も絞る許に涙を流しかき口說かれければ、一門の人々、(15)心あるも心なきも皆袖をぞ濕れける。

(1)重盛が院に身方するとなれば
(2)謙遜の語。少し位はゐませう
(3)意外な大事態
(4)蘇迷廬の略。須彌山ともいひ、高さ八萬由旬といはれる
(5)詩經大雅桑柔篇から出た
(6)お願ひする結局の所は
(7)漢の高祖の臣
(8)傍輩
(9)長安の帝の苑に民を入れたいと願つた事が帝の怒りをかつた
(10)賈人から賄賂をうけたとし廷尉の位に下げて數日械繫した
(11)先例
(12)重要な職にあること
(13)富貴である上に官位食祿が十分であるのは丁度一年に二度も實のなる木のやうなもので（後漢書馬皇后紀による）
(14)運命
(15)道理のわかるものもわからぬ者も

太政入道も、頼切たる内府はか様に宣ふ。力もなげにて、「いや〳〵是迄は思も寄さう(1)す。悪黨共が申す事につかせ給ひて、僻事などや出こむずらんと思ふ計でこそ候へ。」とのたまへば、大臣、「縦如何なる僻事出來候とも、君をば何とかし參らせ給ふべき。」とて、つい立て(2)中門に出で、侍共に仰られけるは、「唯今重盛が申しつる事をば、汝等承ずや。今朝より是に候うて、か様の事共申靜むと存じつれ共、(3)餘にひた噪に見えつる間、歸りたりつる也。院參の御供に於ては、重盛が頸の召されむを見て仕れ。さらば人參れ(4)。」とて、小松殿へ(5)ぞ歸られける。

主馬判官盛國を召て、「重盛こそ天下の大事を別して聞出したれ。我を我と思はん(6)者共は、皆物具して(7)馳參れと披露せよ(8)。」と宣へば、此由披露す。「朧げにては(9)噪がせ給はぬ人の、かゝる披露の有は別の仔細(10)のあるにこそ。」とて、皆物具して我も〳〵と馳參る。淀(11)、羽束師(12)、宇治(13)、岡屋(14)、日野(15)、勸修寺(16)、醍醐(17)、小栗栖(18)、梅津(19)、桂(20)、大原(21)、靜原(22)、芹生の里(23)に溢居たる兵共、或は鎧著て、未甲を著ぬもあり、或は矢負て未弓を持たぬもあり。片鐙踏や踏まずにて、周章噪いで馳參る。小松殿に噪ぐ(24)事ありと聞えしかば、西八條に數千騎ありける兵共、入道にかうとも申も入ず、さざめき連て、皆小松殿へぞ馳たりける。少しも(25)弓箭に携る程の者は、一人も殘ず。其時入道大に驚き、貞能を召て、「内府は何と思ひて、是等をば呼とるやらん。是で言つる様に、入道が許へ討手

(1)候はずの訛
(2)つと立ち上つて
(3)あの時はあまりに大騒ぎで混亂してゐたから一應歸つたのであつた
(4)供の者よ來い
(5)長門本に六波羅の東、大道を隔て辰巳角とある
(6)重盛を大切に思ふ者
(7)甲冑をつけ武具を帶して
(8)ひろく告知せよ
(9)なみなみのことでは
(10)特別の事情
(11)山城國久世郡淀町附近
(12)同乙訓郡羽束師村
(13)同久世郡宇治町附近
(14)同宇治郡宇治村木幡五莊
(15)同郡醍醐村字日野
(16)同郡山科町字勸修寺
(17)同郡醍醐村字醍醐
(18)同村字小栗栖
(19)同葛野郡梅津村大字梅津
(20)同郡桂村
(21)同愛宕郡大原村大字大原
(22)同郡靜市野村大字靜原
(23)同郡草生井出の里の邊
(24)軍勢を催すこと
(25)八坂本はここから「烽火」

などや向んずらん。」と宣へば、貞能涙をはら／＼と流いて、「(1)人も人にこそ依せ給ひ候へ。爭かさる御事候べき。これにて申させ給ひつる事共も、皆御後悔ぞ候らん。」と申ければ、入道、内府に中違うては、惡かりなんとや思はれけん。法皇迎參らせん事もはや思とゞまり、腹卷脱おき、素絹の衣に袈裟打掛て、(2)最心にも起らぬ念誦してこそ坐しけれ。

小松殿には、盛國承て(3)著到附けり。馳參たる勢共、一萬餘騎とぞ註いたる。著到披見の後、大臣中門に出て侍共に宣けるは、「日比の契約を違へずして參たるこそ神妙なれ。異國にさるためし有り。周の(4)幽王、(5)褒姒と云最愛の后をもち給へり。天下第一の美人なり。され共幽王の御心にかなはざりける事は、褒姒笑をふくまずとて、惣て此后笑ふ事をし給はず。異國の習には、天下に兵革起る時、所々に火を擧げ、大鼓を擊て、(6)兵を召す謀有り。是を烽火と名付たり。或時、天下に兵亂起て、烽火を揚たりければ、后是を見給ひて、『あな不思議、火もあれ程多かりけるな。』とて、其時始て笑給へり。此后(7)一度笑ば百の媚有りけり。幽王嬉き事にして、其事となう、常に烽火を擧給ふ。諸侯來に(8)寇なし。寇なければ則ち去ぬ。加樣にする事度々に及べば、參る者も無りけり。或時隣國より凶賊起て、幽王の都を攻けるに、烽火をあぐれ共、例の后の火に慣て、兵も參らず。其時都傾て、幽王終に亡にき。さてこの后は(9)野干と成て

(1)人にもよりけり
(2)體裁だけの
(3)軍用記に「身方の軍勢はせて集まり來るに從ひて其名字をかき記す日記なり。」とある
(4)宣王の子
(5)褒國の人
(6)兵士を召集する方法
(7)白樂天の長恨歌に「回レ頭一笑百媚生、六宮粉黛無二顏色一。」と
(8)かたき。敵兵
(9)狐の異名

走失けるぞ怖き。か様の事在なれば、自今以後も、是より召んには、みなかくの如くに参るべし。重盛不思議の事を聞出して召つるなり。され共此事(1)聞直しつ。僻事にてありけり。疾う／＼歸れ。」とて、皆歸されけり。實にはさせる(2)事をも聞出されざりけれ共、父を諫め被申つる詞に順ひ、我身に勢の着か、着ぬかの程をも知り、又父子軍をせんとにはあらねども、角して入道相國の謀反の志も和げ給ふとの謀也。(3)「君雖レ不レ君、不レ可ニ臣以不レ臣、父雖レ不レ父不レ可ニ子以不レ子。君の爲には忠有て、父の爲には孝あれ。」と、(4)文宣王の宣けるに不レ違。君も此由聞召て、「(5)今に始ぬ事なれ共、内府が心の中こそ愧しけれ。(6)あたをば恩を以て報ぜられたり。」とぞ仰ける。「(7)果報こそ目出たうて、大臣の大將にこそ至らめ。(8)容儀帶佩人に勝れ、才智才學さへ世に超たるべしやは。」とぞ、時の人々感じ合れける。「(9)國に諫る臣あれば、其國必安く、家に諫る子あれば、其家必たゞし。」と云へり。上古にも末代にも有がたかりし大臣なり。

(1)よく聞き糺してみたら
(2)天下の大事といふほどの
(3)古文孝經の孔安國序による
(4)唐の玄宗が開元廿七年八月追謚した孔子の謚號
(5)今更のことではないが
(6)論語憲問篇にある
(7)前世の宿緣がめでたくて
(8)容貌風姿
(9)古文孝經諫爭章にある

(評)　この段の前半は、既に述べたやうに、「教訓狀」に直接連續するのであるが、段名の「烽火之沙汰」の中心となる褒姒に關する說話は、流布本・嵯峨本・下村本・片假名活字本等には「付烽火」とある位で、この物語の進行にとつては、一應、なくもがなの派生的な附加說話に見える。

併し、かういふ插話もその置かれた位置により、作者の取扱ひ方により、いろ〳〵な效果を生んだり、逆效果を結んだりするものだ。

「殿上闇討」の段で注意すべきであつたが、忠盛が殿上で、「伊勢平氏は眇なりけり。」とはやされた說話の次に、色の黑い季仲卿が、「あなくろ〳〵。黑き頭かな……」とはやされ、家成卿は、「播磨米はとくさか、むくの葉か……」と笑はれたといふ中古の一插話を例にとつても、それは一應、「平家」の本筋にかゝはりのないものでありながら、決して餘分な不要なものとは考へられない。緊迫した殿上闇討未遂の事件の中にあつて、平曲を聽くものにも亦讀者にも、輕いゆとりを與へ、息拔きをさせるといふ技巧は、それが、この物語のやうに、眼に文字を解しないものにまで、うつたへて行つたまことに大衆的な文學である場合、場面に急激な變化を與へて、對者に退屈の餘地を殘さないといふ技巧とともに、十分買はれねばならぬ所である。

この事は又同時に、單に作者の個人的な工夫の優秀性を物語るだけではないので、「平家物語」が「語り物」(この事については「研究篇」で詳述するから參照されたい)であつた結果、數段、時には一段のみで獨立して語られねばならなかつたため、比喩的に云へば、今日新聞紙上に見える長篇小說のやうな用意を或る程度又持たねばならず、卽ち場合によつては數段又は一段だけで、聽衆に訴へ、聽衆の興味をもひきつけて行く必要があつたといふ、「語り物」の特性が、作者の才能に働きかけた點をも忘れることは出來ないのである。

とにかく、さういつた插話は、それだけで樣々な問題を提供するが、こゝでは特に支那の說話である事が注目されなければならない。「烽火」の說話は、單に重盛の話の中に利用された程

度であるが、「平家」の中には、各所にもつと獨立した支那説話が散在する。この卷の最後にある「蘇武」卷第五「咸陽宮」等の如き、その代表的なものであるが、その外、「一行阿闍梨」の說話插入の如く量的に小さいものまで數へると、おびたゞしい數に上るであらう。

かういふ風な夫々の插話を考へてみる時、同じ時代に盛行した特殊な文學形態としての說話集について、思ひ及ばざるをえない。實際、當時の貴族達が、今迄見向きもしなかつた世界の事件を珍しいものとして、積極的に拾收しようとした傾向は、(註1)當時著しいものであり、それは國內の說話ばかりでなく、外國にまで及び、遂には、「唐物語」「蒙求和歌」の如く、支那說話專門の文學さへ現はれるに到つたが、「平家物語」における引用は、單に珍しい生活に對する好奇心・憧憬のみにあつたのではなく、それよりもつと重要な意味を持つものであつた。いきなり吾々が考へると、かういふ說話は、時に「平家」の構成をみだし、「源平盛衰記」の陷つたやうに、主題を散漫にして了ふにすぎないし、實際、「蘇武」にしろ、「咸陽宮」にしろ、一見插話とその前後との關係は極めて稀薄で、殆んど插入の必然性がないかのやうであるが、當時の公卿貴族達の持つてゐた現狀維持・懷古的な心構へから來る故實・先例の尊重は、吾々の想像以上であり、同時に文化的な先進國としての支那に對する崇拜も亦絕大なものであつた。彼らは日本の現實を直視する事が出來ず、いにしへのもの・彼らの黃金時代たる過ぎ去つた時代とその文化とが、現在を評價する尺度であり、さういふ文化開花に何よりの模範を與へ、據り所ともなつた支那の國の文化なり先例なりは、彼らにとつて「偉大」であつた過去の文化・故實・典例と同樣に、「尊嚴」であり「偉大」であり、犯すべからざるものでさへあつた筈である。文

化的には、全く別のものを創り出さうとして創り出しえなかつた當時の武家貴族たちも、當然彼らに追從せざるをえなかつたので、「平家物語」も亦かういつた氣分を反映せざるを得なかつたわけである。吾々が突然讀んで、如上の說話挿入の必然性を認めえないにも拘らず、當時の作者にとつては、これらの挿入は、彼らの說に萬均の重みを與へ、讀者にとつては又、その存在が十二分の信頼を感ぜしめたであらう事は、こゝに明言していゝと思ふ。

既に述べた「祇園精舍」の段に、日本の先例を上げると共に、支那の典據をあげたのは、單に博識を誇つたり、讀者の興味に訴へた(「烽火之沙汰」の場合も亦)ばかりではなく、當時の文化の脊負つて歩かねばならなかつた中世といふ時代の頑固なまでに重苦しい荷物のせいであつたのだ。

それは、「平家物語」のやうな、當代隨一の文學でも免れる事の出來ないものであつた。寧ろ吾々は、この重荷にも壓し潰される事のなかつたこの物語の健康な精神が、何に由來するかに思ひ到らねばならないのである。

註1　當時の說話文學の持つ樣々な傾向と本質については、拙稿「說話物語集の研究」(改造社版・日本文學講座所收)に素樸ながら論じてゐるのを參照されたい。

〔梗概〕　成親は備前の兒島に流され(**新大納言被流**)、蓮淨は佐渡、基兼は伯耆、正綱は播磨、信房は阿波、資行は美作に流罪となつた。成經は福原へ呼び出され、備中の瀨尾に流されたが、この地は父成親が移された備前・備中の境の有木とは五十町ほどの隔りであつたが、面

會が許されなかつたので、昔の實方中將の阿古屋の松の故事を想つて涙した（**阿古屋松**）が、まもなく俊寛と康賴と共に鬼界が島に流された。大納言は配所にゐて北方の文に泣き、返書に髪を入れ、安元三年八月十九日吉備の中山で殺され、北の方は出家した（**大納言死去**）。さて、德大寺實定はしばらく籠居ののち嚴島大明神へ參詣したことが淸盛の意にかなひ左大將になつた（**德大寺殿之沙汰**）。寺院においては延曆寺と三井寺が爭ひ、また山門では堂衆と學生が合戰に及び、院宣をうけた官軍は堂衆と死鬪し（**堂衆合戰**）、ために山門は殆ど荒廢に歸した（**山門滅亡**）ところ、信濃の善光寺も炎上の報あり、「王法盡きんとては佛法まづ亡ず。」と悲しまれた（**善光寺炎上**）。鬼界が島の流人たちは島内に熊野權現を勸請して歸洛を祈り、康賴は祝言をさゝげ（**康賴祝言**）、また夢に千手觀音を見、千本の卒都婆に梵字・年號月日・假名・實名を書いて流したところ、康賴の知人の法師が嚴島大明神の渚の前で一本を拾ひ、京にきて康賴の家族に見せ、遂には法皇も御覽ぜられ（**卒都婆流**）、淸盛も見て憐んだ。これは、胡國に虜となつて十九年、一枚の鴈札が漢帝に渡つて歸國した蘇武の故事と同じである（**蘇武**）。

平家物語巻第三

赦文

治承二年正月一日、院御所には拝禮行はれて、四日の日朝覲の行幸在けり。何事も例にかはりたる事は無れ共、去年の夏新大納言成親の卿以下、近習の人々多く失れし事、法皇御憤未止ず、世の政も懶く思召されて、御心よからぬ事にてぞ在ける。太政入道も、多田藏人行綱が告知せて後は、君をも御(1)後めたき事に思ひ奉て、(2)上には事なき様なれ共、(3)下には用心して、苦笑てのみぞ在ける。

同正月七日(4)彗星東方に出づ。(5)蚩尤氣とも申す。又(6)赤氣共申す。十八日光を増す。

去程に入道相國の御女建禮門院、其比は未中宮と聞えさせ給しが、御惱とて、雲の上、天が下の歎にてぞ在ける。諸寺に御讀經始り、諸社へ(7)官幣使を立らる。醫家藥を盡し、(8)陰陽術を窮め、(9)大法秘法一つとして殘る所なう修せられけり。され共御惱(10)たゞにも渡せ給はず、御懷姙とぞ聞えし。主上今年十八、中宮は二十二に成せ給ふ。然共、未皇子も姫宮も出來させ給はず。若皇子にてわたらせ給はば、如何に目出度からんと、平家の人々は唯今皇子御誕生の有樣に、勇悅びあはれけり。他家の人々も、「平氏の御

(1)不安に
(2)うはべでは
(3)内心では
(4)はゝき星、はうき星
(5)蚩尤旗の訛。慧星の類
(6)蚩尤旗の別名。「玉葉」治承二年正月十八日の條に、「去七日彗星見、彗星者第一之變也、亂代之至、以レ之可レ察。」と見え、是等の現象が亂世の徵證と考へられた
(7)神祇官から諸社へ幣帛を奉じてゆく御使
(8)陰陽師たちは占筮その他諸種の術をつくして
(9)密教に普通法・大法・秘法の三種がある
(10)普通の御病氣ではなく

繁昌折を得たり、皇子御誕生疑なし。」とぞ申あはれける。御懐姙定らせ給しかば、(1)有験の高僧貴僧に仰せて、大法秘法を修し、(2)星宿佛菩薩につけて、皇子御誕生と祈誓せらる。六月一日、中宮御著帯有けり。(3)仁和寺の(4)御室守覚法親王、御参内有て、(5)孔雀經の法をもて、(6)御加持あり。天台の座主(7)覺快法親王、同う参せ給て、(8)變成男子の法を修せられけり。かゝりし程に、中宮は月の重るに随て、御身を苦うせさせ給ふ。一度笑は百の媚有けん(9)漢の李夫人、昭陽殿の病の床もかくやと覚え、唐の楊貴妃、(10)梨花一枝春の雨を帯び、芙蓉の風にしをれ、女郎花の露重げなるよりも猶痛しき御様なり。かゝる御悩の折節に合せて、(11)こはき御物怪共、取入奉る。(12)よりまし明王の(13)縛に掛て、靈顯れたり。殊には讃岐院の御靈、宇治惡左府の憶念、新大納言成親の死靈、西光法師が惡靈、鬼界島の流人共の生靈などぞ申ける。是によて太政入道生靈も死靈も(14)宥らるべしとて、其比やがて讃岐院御追號有て、崇德天皇と號す。宇治惡左府、贈官贈位行はれて、太政大臣正一位を贈らる。勅使は少内記(15)惟基とぞ聞えし。件の墓所は、大和國添上の郡、河上の村、般若野の(16)五三昧也。保元の秋掘起して捨られし後は死骸道の邊の土となて、年々只春の草のみ茂れり。今勅使尋來て、(17)宣命を讀けるに、亡魂いかに嬉とおぼしけん。怨靈はかく怖ろしき事也。されば早良の(18)廢太子をば崇道天皇と號し、(19)井上内親王をば、皇后の職位に復す。是皆怨靈を宥められし策也。(20)冷泉院の御

(1)祈りの効験が著しいので有名な有徳の僧や官位の高い僧
(2)星。星は夫々止宿する所あるため星宿と呼ぶ。密教や陰陽道の修法で星を祭つて災をはらふ
(3)山城國葛野郡花園村字御室。親王相承け御室門跡といふ
(4)後白河院第四皇子。高倉天皇皇弟
(5)息災又は祈雨のための法
(6)祈禱
(7)鳥羽院第七皇子
(8)觀音の佛力により胎内の女子を變じて男子とする祈禱
(9)漢の武帝の夫人
(10)白樂天の長恨歌にある。「玉容寂寞淚闌干、梨花一枝春帶レ雨。」
(11)執拗な死靈生靈
(12)神子と書く。神の靈のかりにのりうつる童男女をいふ
(13)不動明王の咒力で惡靈の自在を奪つて
(14)怨をやはらげ慰さむこと
(15)藤原惟方の子
(16)二十五三昧の略。三昧は葬場、茶毘所
(17)漢字で書いた純國語文脈の詔書
(18)桓武天皇の皇弟
(19)光仁天皇皇后
(20)村上天皇第二皇子

物狂う坐し、(1)花山の法皇十善萬乘の帝位をすべらせ給しは、(2)基方民部卿が靈とかや。(3)三條院の御目も御覽ぜられざりしは、(4)寛算供奉が靈也。

門脇宰相か様の事共傳聞いて、小松殿に申されけるは、「中宮御產の御祈様々に候也。何と申候とも非常の(5)赦に過たる事有るべし共覺え候はず。中にも鬼界島の流人共召還されたらん程の(6)功德善根、爭か候べき。」と申されければ、小松殿父の禪門の御前に坐て、「あの丹波少将が事を宰相の强ちに歎申候が不便に候。中宮御惱の御事、承及ぶ如くんば、殊更成親卿が死靈などと聞え候。大納言が死靈を宥んと思召んにつけても、生て候少将をこそ召還され候はめ。人の念ひを休させ給はば、思召す事も叶ひ、人の願を叶へさせ給はば、御願も即成就して、中宮やがて、皇子御誕生有て、家門の榮花彌盛に候べし。」など被申ければ、入道相國、日來にも似ず事の外に和いで、「さて俊寛と康頼法師が事は、如何に。」「其も同う召こそ還され候はめ。若一人も留られむは、(7)中中罪業たるべう候。」と申されたりければ、「康頼法師が事はさる事なれ共、俊寛は隨分入道が(8)口入を以て、(9)人と成たる者ぞかし。其に所しもこそ多けれ、(10)我山荘鹿谷に城廓を構へて、事にふれて、奇怪の振舞共が有けんなれば、俊寛をば思もよらず。」(11)とぞ宣ける。小松殿歸て叔父の宰相殿呼奉り、「少将は既に赦免候はんずるぞ。御心安う思召され候へ。」とのたまへば、宰相手を合てぞ悦ばれける。「下し時もなどか申請

(1)冷泉天皇第一皇子
(2)藤原菅根の子、元方。「大鏡」に詳説がある
(3)冷泉天皇第二皇子
(4)内供奉の略。禁中内道場の僧。寛算は賀靜のことか。不明
(5)朝廷の吉事凶事に罪人を無罪とすること。常赦は死罪以下、大赦は常赦以上、非常赦は有罪者をことごとく赦す
(6)将來善果を生むはずの行
(7)却つて罪業が深からう
(8)法皇に御口添へして
(9)一人前に出世をした
(10)俊寛自身の山荘
(11)許す氣にはとてもなれぬ

ざらんと思(1)ひたり氣にて、教盛を見候度毎には涙を流し候しが、不便に候。」と申されければ、小松殿、「誠にさこそは思召され候らめ。子は誰とても悲(2)ければ、能々申候はん。」とて入給ぬ。

去程に鬼界が島の流人共召還るべく定められて、入道相國許文下されけり。御使既に都をたつ。宰相餘の嬉さに、御使に私の使をそへてぞ下されける。夜を晝にして急ぎ下れとありしか共、心に任ぬ海路なれば、浪風を凌いで行程に、都をば七月下旬に出たれ共、(3)長月廿日比にぞ、鬼界が島には著にける。

(1)成經は思つたらしく
(2)愛しい
(3)九月の異名

（評）「七日彗星東方に出づ……」以下は、頭註に示したやうに、「玉葉」その他當時の貴族たちの日記に必ず見えるところ。加持祈禱・陰陽術と共に、「平家」も亦等しく中世の暗い世界の產物である事を、はつきりと示してゐる。さういふものの取扱ひ方は、中世の他の作品と少しも隔たるところがない。

さういへば、中宮の御姿を描いて「一度笑めば百の媚有りけん……唐の楊貴妃、梨花一枝春の雨をおび、芙蓉の風にしをれ……」と說明するだけで、中宮の御容姿の特別な美しさは少しも描かれる事なく、「長恨歌」の詞などをそのまゝ借用して、全く類型的な物言ひに墮してゐるところも、中世の他の物語類から一歩も出てゐないのである。

勿論、これは女性描寫に限らず、まだ個人とか個性とかいふ事が全く地下に埋もれてゐた當

時にあつて、當然の事であるが、これらの事から、如何に偉大な作品も、時代の限界から獨り跳び出したり、超越したりするものでない事をはつきりと知るべきである。

足摺

御使は丹左衛門尉基康と云者なり。船より上て、「是に都より流され給し丹波少將殿平判官入道殿やおはする。」と、聲々にぞ尋ける。二人の人々は、例の熊野詣して無りけり。俊寛僧都一人殘りけるが、是を聞き、「(1)餘に思へば夢やらん、又天魔(2)波旬の我心を誑さんとて言やらん、現共覺ぬ物かな。」とて、周章ふためき走ともなく、倒るともなく、急ぎ御使の前に走り向ひ、「何ごとぞ、是こそ京より流されたる俊寛よ。」と名乘給へば、(3)雜色が頸に懸させたる文袋より、入道相國の許文取出いて奉る。披いて見れば、「(4)重科免ニ遠流ー、(5)早可レ成ニ歸洛思ー。依ニ中宮御產御祈ー被レ行ニ非常赦ー。然間鬼界島の流人少將成經、康賴法師赦免。」と計書かれて、俊寛と云文字はなし。(6)禮紙にぞ有らんとて、禮紙を見るにも見えず。奥より端へ讀み、端より奥へ讀けれ共、二人と計書かれて、三人とはかゝれず。

さる程に少將や判官入道も出來たり。少將の取てよむにも、康賴入道が讀けるにも、

(1)あまり歸りたいと思ふからの夢だらうか
(2)天魔の別名
(3)藏人所又攝關大臣家などに仕へて勞役をつとめるもの
(4)重大な罪科は遠流になつたことで宥してやる
(5)はやく歸京せよの意
(6)文書の上に別に卷き重ねる白紙宛名は上卷にかく

二人と計かかれて、三人とはかゝれざりけり。夢にこそかゝる事は有れ、夢かと思ひなさんとすれば現也、現かと思へば又夢の如し。其上二人の人々の許へは、都より言づけ文共、(1)幾らも有けれ共、俊寛僧都の許へは、事問文一つもなし。さればわがゆか(2)りの物どもは都のうちに(3)あとをとゞめず成りにけりとおもひやるにもしのびがたし。「抑我等三人は罪もおなじ罪、配所も一つ所也。如何なれば赦免の時、二人は召還されて、一人爰に殘るべき。平家の思忘かや、(4)執筆の誤か。こは如何にしつる事共ぞや。」と、天に仰ぎ地に臥して、泣悲め共かひぞなき。

少將の袂にすがて、「俊寛がかく成といふも、御邊の父、故大納言殿、由なき謀反故也。されば餘所の事とおぼすべからず。赦れ無ければ、都迄こそ叶はずとも、此船にのせて、(5)九國の地へ著けて給べ。各の是に坐つる程こそ、春は燕、秋は田面の雁の音信る樣に、自ら故鄕の事をも傳聞つれ。今より後、何としてかは聞べき。」とて悶え焦れ給ひけり。少將、「誠にさこそは思召され候らめ。我等が召還るゝ嬉さは、(6)去事なれ共、御有樣を見置奉るに行べき(7)空も覺えず。打乘奉ても上たう候が、都の御使も叶ふまじき由申す上、赦れも無に、三人ながら島を出たりなど聞えば、中中惡う候なん。成經先罷上て、人々にも申合せ、入道相國の氣色をも窺て、迎に人を奉らん。其間は此日比(8)坐しつる樣に思成て待給へ。何としても命は大切の事なれば、今度こそ漏させ給ふ共、

(1)たくさん
(2)縁者
(3)住んでゐなくなつたか
(4)書記
(5)九州
(6)勿論うれしいのであるが
(7)歸つてゆく氣もしない
(8)今までくらしてきたやうに思つて

終にはなどか赦免なうて候べき。」と、慰め給へども、人目も知らず泣悶えけり。既に舟出すべしとて、(1)ひしめきあへば、僧都乘ては下つ、下ては乘つ、(2)あらまし事をぞし給ひける。少將の形見には(3)夜の衾、康頼入道が形見には、一部の(4)法華經をぞ留ける。(5)纜解て押出せば、僧都綱に取附き、腰に成り、脇に成り、長の立つまでは引かれて出で、長も及ばず成ければ、船に取附き、「さて如何に各、俊寛をば終に捨果給ふか。(6)是程とこそ思はざりつれ。(7)日來の情も今は何ならず。只(8)理を枉て乘せ給へ。責ては、九國の地迄。」と口說かれけれ共、都の御使如何にも叶ひ候まじとて、取附給へる手を引のけて、船は終に漕出す。僧都せん方なさに、渚に上り倒伏し、少き者の乳母や母などを慕ふ樣に、(9)足摺をして、「是乘て行け、具して行け。」と、喚叫べ共、(10)漕行船の習にて、跡は白浪ばかりなり。未遠からぬ舟なれども、涙にくれて見えざりければ、僧都高き所に走あがり、澳の方をぞ招ける。(11)彼松浦小夜姫が、唐舟を慕つゝ、領巾ふりけんも、是には過じとぞ見えし。船も漕隱れ、日も暮れ共、(12)怪の臥處へも歸らず、浪に足打洗せ、露に萎て、其後は其にてぞ明されける。さり共少將は情深き人なれば、能き樣に申す事も在んずらんと憑をかけ、(13)其瀨に身をも投ざりける心の程こそはかなけれ。昔(14)壯里息里が、海巖山へ放たれけん悲も、今こそ思ひ知られけれ。

(1)さわぎあふ
(2)あらあらしいこと
(3)夜具
(4)妙法蓮華經の略
(5)船をつなぎとめておく綱
(6)是程薄情とは
(7)こんな不人情のことをするならば平素の友情も今はなんの用もなさない
(8)道理をまげ、情によつて
(9)地だんだをふむこと
(10)拾遺集の沙彌滿誓の歌に「世の中を何にたとへん朝ぼらけ漕ぎゆく船の跡の白浪」
(11)三韓に派遣された夫大伴佐提比古の去りゆく船に名殘を惜んだ少女。山上憶良其他萬葉集にその傳說歌が見える
(12)きたない寢所
(13)このときに
(14)早離速離の誤。繼母に捨てられて餓死した兄弟

（評）「鵜川軍」で注意した、所謂動的敍述が、この段では典型的な形で發揮されてゐる。足摺をして、「是乘せて行け、具して行け。」とおめき叫ぶ所で、それは最高調に達するのであるが、その效果をあげるために作者は、俊寛が突然赦免の使に會つた驚きと喜びに、心たかぶる時から、全章にわたつて、夥しい對句の重疊たる連續を用ゐてゐる。多くの七五調と對句が、高調した感情表白のために、緊迫した事件の動きを表現するために、好都合であつた事は、「祇園精舍」の段でもふれた事であるが、勿論、七五調・對句そのものの持つ缺陷はやはりこの場合にも、敍述を類型的な表出に傾かせざるをえなかつた。

併し、さういふ限界の中にあつて、盲法師の關東なまりの音聲によつて、急迫した調子で語られたであらうこの段の如き、事件そのものの劇的要素と相俟つて、「天に仰ぎ地に臥して泣悲」しんだ俊寛法師の激動した感情と荒々しい息づかひ、さては必死になつて助からうとする懸命の動作が、讀む者・聽く者の胸に、はげしく又高い調子となつて肉迫したであらう事は、「平家物語」全章の中にあつても特筆すべきほどであつたと考へられる。

かういふ、「平家」のもつ音樂的な要素、又文章法の流動性は、物語の激しい性格に由來する事は忘れられないが、敍事詩的な歴史文學として、訴へるものをはちきれる程內に持つてゐたこの物語にとつて、この高い調子や表現方法は、何にもまして貴重な寳であつた。

この表現の偉力について思ひを及ぼさないで、「平家物語」を語る事は、文學としての面を切り捨てゝ了ふに等しいが、又この偉力が何に由來するかを追及しない平家論は又この表現について何ものも語らないに等しい筈である。

有王

〔梗概〕 赦免された成經・康賴は無事肥前についた。さて中宮の御産平安のため種々の祈りが行はれ、めでたく皇子が御誕生になつた（御産）ので、公卿一同六波羅に參り（公卿揃）、こんどの御修法の結願に種々勸賞があつた。この御懷妊は淸盛夫妻が安藝の嚴島明神に月詣をしたためである。大體、平氏が嚴島を信じ始めたのは、淸盛がまだ安藝守であつたころ、高野の大塔の修理を仰せつかり、修理をはつて後、淸盛に一老僧が命じたので、嚴島を修理したところ、夢に「汝此劔を以て一天四海をしづめ、朝家の御まもりたるべし。」とあり、實際に銀の小長刀を賜つたといふにある（大塔建立）。昔、白河院の頃、三井寺の賴豪が御懷妊の祈禱をし、皇子御誕生あつて、勸賞に戒壇建立を奏したが、山門の憤りを御考慮あつて御許しなかつたので賴豪は食を絕つて死に、皇子も間もなく御かくれになつた。そこで今度は山門に御仰せあり、めでたく皇子が御誕生になつたが、怨靈とはかくも恐しいものである。しかるに、このたび俊寬一人にのみ赦免のなかつたのはなさけないことだ（賴豪）。成經と康賴は翌治承三年、肥前を發ち、成經は鳥羽の山莊にかへり、院に仕へてもとのやうに宰相中將になつた。康賴は雙林寺の山庄にかへり、寶物集といふ書を著した（少將都歸）。

去程に鬼界島へ三人流されたりし流人二人は召還され都へ上りぬ。俊寛僧都一人、(1)憂かりし島の島守と成にけるこそうたてけれ。僧都の、少うより(2)不便にして召仕はれける童あり。名をば有王とぞ申ける。鬼界島の流人、今日既に京都へ入と聞えしかば、鳥羽まで行向うて見けれ共、我主は見え給はず。「如何に」と問へば、「其は猶罪深しとて、島に殘され給ぬ。」と聞て、心憂なども愚也。常は六波羅邊にたゝずみありいて聞けれども、赦免有るべし共聞出ず。僧都の御娘の忍びて坐ける所へ參て、「(3)此せにも洩させ給て、御上りも候はず。如何にもして彼島へ渡て、御行末を尋參らせんとこそ思立て候へ、御文賜はらん。」と申ければ、泣々書て賜だりけり。暇を請共、よも赦さじとて、父にも母にも知せず。(4)唐船の纜は、(5)卯月五月にも解なれば、(6)夏衣立を遲くや思けん。(7)三月の末に都を出て、(8)多くの波路を凌つゝ、薩摩潟へぞ下りける。薩摩より彼島へ渡る(9)船津にて、人怪み、著たる物を剝取などしけれ共、少しも後悔せず、姫御前の御文計ぞ人に見せじとて、(10)髻結の中に隱したり。さて商人船に乘て(11)件の島へ渡て見に、都にて幽に傳聞しは、事の(12)數にもあらず。田もなし。畑もなし。村もなし。里もなし。(13)自ら人は有共、言ふ(14)詞も聞知らず。若しか樣の者共の中に我が主の行末知たる者や在んと、「物申さう」と言ば、「何事」と答ふ。「是に都より流され給し法勝寺執行御房と申す人の御行末や知たる。」と問に、法勝寺とも執行とも、知たらばこそ返

(1)つらい島の番人
(2)かはいがつて
(3)この機會。この折
(4)「和漢三才圖會」に堺津は古來渡唐の要津とある。支那行の商船
(5)遣唐使は三四月の頃難波の三津浦から乘船、內海を西に筑紫博多に行き六七月に出帆するを例とした
(6)「詞花集」卯月一日によめる「けふよりはたつ夏衣うすくともあつしとのみや思ひ渡らむ」（增基法師）夏になるのを待遠しく思つたであらうの意
(7)「江家次第」に於淀乘船といふから有王も淀から川船で難波に下り、堺或は兵庫で便船を志したものであらう
(8)「太宰府、海路卅日、薩摩國（去府）行程上十二日、下六日」（延喜式）とあり、官規によつても海陸併せて三十六日かかつた
(9)港
(10)盛衰記にもこの例がある
(11)保元物語の「爲朝鬼界ガ島ニ渡ル事」の條と敍景が似てゐる
(12)それどころかもつと大變である
(13)もとより人がゐるにはゐるけれども
(14)言葉が通じない

事もせめ。唯頭を掉て、「知ず。」と言ふ。其中に或者が心得て、「(1)いさとよ、左様の人は三人是に有しが、二人は召還されて都へ上りぬ。今一人は殘されて、あそこ此に惑ひ歩けども、行方も知らず。」とぞ言ひける。山の方の(2)覺束なさに、遙に分入り、嶺に攀、谷に下れ共、(3)白雲跡を埋んで、往來の道もさだかならず、(4)晴嵐夢を破て其面影も見ざりけり。山にては終に尋も逢はず、海の邊に著て尋るに、(5)沙頭に印を刻む鷗、澳の白洲に集く濱千鳥の外は、跡問ふ者も無りけり。

或朝磯の方より、蜻蛉などの様に痩衰たる者一人(6)よろぼひ出來り。本は法師にて有けりと覺て、髪は(7)虚様へ生あがり、萬の藻屑取附て、荊を戴たるが如し。(8)節見れて皮(9)ゆたひ、身に著たる物は(10)絹、布の分も見えず。片手には(11)荒海布を拾ひ持ち、片手には網人に魚を貰て持ち、歩む様にはしけれ共、はかも行かず、よろ〳〵として出來たり。

「都にて多くの(12)乞丐人見しか共、かゝる者をば未見ず、(13)『諸阿修羅等故在大海邊』とて、(14)修羅の三惡四趣は深山大海の邊に有と、佛の説置給ひたれば、知らず、我(15)餓鬼道に尋來るか。」と思ほどに、彼も此も次第に歩近づく。「若か様の者も、我主の御行末知たる事や在ん。」と、「物申さう。」と言ば、「何事」と答ふ。「是に都より流され給し法勝寺の執行御房と申す人の御行末や知たる。」と問に、童は見忘たれ共、僧都は何でか忘べきなれば、「(16)是こそ其よ。」と云も敢ず、手に持る物を投捨て、沙の上に倒伏す。さてこ

(1)さあそれはよ。さればよ
(2)山の方にをられるかも知れないと思はれたので
(3)和漢朗詠集に紀齊名「山遠く雲は行客の跡を埋み、松寒く風は旅人の夢を破る」
(4)晴れた日の山氣
(5)和漢朗詠集に後江相公「沙頭に印を刻んで鷗の遊ぶ處、水底書に摸す雁度るの時」
(6)よろめきながら歩く
(7)上の方。髪がのびてもまだ結ぶほどでない有様
(8)關節
(9)たるんでゐる
(10)絹やら布やら見分けがつかない
(11)乾して食用にする
(12)無量壽經に「乞丐孤獨」とある。丐は求め願ふ意。乞食
(13)法華經の法師功德品にある偈文。故在は居在の誤。次の文はその解釋である
(14)修羅は修羅道の略。地獄・餓鬼・畜生を三惡道といひ、修羅は畜生道に包攝されるが、獨立に立てる時は、合せて四惡趣といふ。因果に從つて夫々の惡道におちる
(15)三惡道の一
(16)自分こそ

そ我主の行末も知てけれ。軈て(1)消入給ふを、膝の上に掻乘奉り、「有王が參て候。多くの浪路を凌て、是迄尋參りたる甲斐もなく、いかに軈て憂目をば見せさせ給ふぞ。」と、泣々申ければ、良在て、少し人心地出來、扶起されて、「誠に汝が是まで尋來たる志の程こそ神妙なれ。明ても暮ても、都の事のみ思ひ居たれば、戀き者共が面影は、夢に見る折も有り、幻に立つ時も有り。身痛く疲弱て後は、夢も現も思分かず。されば汝が來れるも唯夢とのみこそ覺れ。若この事夢ならば、覺ての後は如何せん。」有王、「現にて候也。此有樣にて、今まで御命の延させ給て候こそ、不思議には覺候へ。」と申せば、「さればこそ。去年少將や判官入道に棄られて後の便無さ、心の中をば只推量るべし。その瀬に身をも投げんとせしを、由なき少將の、『今一度都の音信をも待かし。』など、慰置しを、愚に若やと賴つゝ、存へんとはせしかども、此島には人の食(2)物絕て無き所なれば、身に力の有し程は、山に上て硫黃と云ふ物をとり、九國より通ふ商人にあひ、物に換などせしかども、日に副て弱行ば、今は其態もせず。か樣に日の長閑なる時は、磯に出て網人釣人に手を摺り、膝を屈て、魚を貰ひ、汐干の時は貝を拾ひ、荒海布を取り、(3)磯の苔に露の命を懸てこそ、今日までも存たれ。さらでは憂世を渡よすがをば、如何にしつらんとか思らん。』

僧都、「是にて何事をも言ばやとは思共、いざ我家へ。」と宣へば、此御有樣にても、家

(1)失神する

(2)盛衰記には三人ゐた時には成經の舅教盛が年二度舟をよこし衣食の料を分けあつたが、成經の歸つたあとそれも來なくなつたとある

(3)盛衰記に「岩の苔をむしりて潮に洗ひ食物とし」とある

を持ち給へる不思議さよ。」と思て行程に、松の一村ある中に、(1)より竹を柱とし、蘆を結て、桁梁に渡し、上にも下にも松の葉をひし(2)と取懸たれば、風雨たまる(3)べうも無し。昔は法勝寺の寺務職(4)にて、八十餘箇所の庄務(5)を司りしかば、棟門平門(6)の内に、四五百人の所従(7)眷屬に圍繞せられてこそ坐せしか。目のあたりかゝる憂目を見給けるこそ不思議なれ。業(8)にさま〴〵あり。順現(9)、順生、順後業と云へり。僧都一期(10)の間、身に用る所、皆大伽藍の寺物佛物にあらずと云ふ事なし。去ば彼信施無慚(11)の罪に依て、今生にはや感(12)ぜられけりとぞ見えたりける。

(1)海岸に流れよつた竹
(2)ぎつしりと
(3)取かけた程のものだから風雨にはとても堪へられさうにない
(4)一山の寺務を總轄する職。東寺文書には長者といふ
(5)寺領の莊園に關する事務
(6)棟門は、樓門に對して普通の屋根ある門。平門は、屋棟を平らにした門
(7)配下の人
(8)身・口・意の所作により作出す善惡の行爲。善惡如何の因により苦樂の果を生ずるので業因といひ、その過去にあつたのを宿業といふ
(9)順現受業は今生に業を作り今生に果をうける。順生は今生の業を次世にうけ、順後業は今生の業を二生以後にうける
(10)一生涯
(11)信者の布施をうけながらそれを償ふ功德もせず、しかもこれを心にはぢないでゐること
(12)業の果を感じる。報を受ける

（評）　俊寛だけが唯一人とり殘されたのは、寺物を私用に供した信施無慚の罪によるといふ因果の法が、こゝにも仕組まれ、次の「僧都死去」の段には、哀れな死を遂げた俊寛とその娘又は有王の悲嘆を述べて、「か樣に人の思ひ歎きの積りぬる平家の末こそ怖しけれ。」と、同じく因果應報の鏡を向けて、平家の末路の當然悲慘であることを照らし出してゐる。作者の因果思想は、あくまでもあらゆる構成にまで浸透しようとするのである。

　尙、鬼界島の描寫が、頭註に示すやうに、「和漢朗詠集」などを借用して、全く類型的で描寫の態度を持つてゐないのは、何もこの島を見た事がないからではなく、女性の描寫に李夫人や楊貴妃をかけるのと一般で、かういふ點では「保元物語」の鬼界島も、「平家」のそれも、當然同じものにならざるをえないのであり、「平家」も亦さま〴〵なその優秀性にも拘はらず、ほか

ならぬ中世文學の世界から超越することは出來なかつたのである。

〔梗槪〕俊寛は食を絕つて死に、有王は遺骨を高野山に納めた（僧都死去）。同年、京都に大風が荒れた（飈）。重盛は生命を賭けて熊野に參詣し、病を得た。淸盛は宋の名醫の診斷を勸めたが重盛は國の恥として斥け、まもなく歿した（醫師問答）。重盛は生前に死を豫知してゐて、引出物の太刀を大臣葬の太刀と間違へたのも咎めなかつた（無文）り、また多數の燈籠と美しい女房たちに圍まれて來世の果報を祈り（燈籠之沙汰）、後世のために宋の育王山に莫大の黃金を獻じたりした（金渡）。さて、淸盛は急に福原から軍勢を率ゐて上洛し、朝家を恨み奉ると風聞あつたので、法皇は靜憲法印を派して宥められたが、そのかひもなかつた（法印問答）。かくて關白以下多數の殿上人が流罪にされたが、その反面に平氏派の基通は異例の敍位に浴し（大臣流罪）、無名の行隆の昇進などもさうである（行隆之沙汰）。法皇は遂に鳥羽殿へ御遷り遊ばされ（法皇被流）、淸盛は福原に歸り、宗盛が萬事を行ふこととなつた。主上の御歎きは一通りであらせられず、法皇も亦城南離宮に御涙の日を過された（城南離宮）。

平家物語卷第四

〔梗概〕 歳更つて治承四年二月、安德天皇御踐祚。高倉上皇は鳥羽殿に法皇を御訪ね遊ばされた上、嚴島へ御幸なり(**嚴島御幸**)、やがて還御遊ばされ、安德天皇は四月御卽位の大禮を行はれた(**還御**)。

源氏揃

藏人左衞門權佐定長、今度の(1)御卽位に違亂なく目出たき樣を、(2)厚紙十枚計にこまぐと記いて、入道相國の北方、八條の二位殿へ參らせたりければ笑を含んでぞ悅ばれける。か樣に花やかに目出たきこと共在しか共、世間は猶靜かならず。

其比一院(3)第二の皇子、以仁の王と申しは、御母加賀大納言季成卿の御娘也。(4)三條高倉にましませば、高倉宮とぞ申ける。去じ永萬元年十二月十六日、御年十五にて、忍びつゝ、近衞河原の(5)大宮御所にて、御元服有けり。御手跡美しう遊し、御才學勝てましま

(1)安德天皇の御卽位
(2)今の鳥子紙の類。薄樣にたいしていふ
(3)後白河法皇
(4)三條北、高倉西
(5)近衞天皇の皇后で太皇太后に御座した藤原多子の御所

しければ、位にも即せ給ふべきに故建春門院の御猜にて、押籠められさせ給つゝ、花の下の春の遊には、(1)紫毫を揮て手から御作を書き、月の前の秋の宴には、玉笛を吹て自ら(2)雅音を操給ふ。かくして明し暮し給ふ程に、治承四年には、御歳三十にぞ成せましましける。

其比近衛河原に候ける(3)源三位入道頼政、(4)或夜竊に此宮の御所に参て、申されける事こそ怖けれ。「君は天照大神(5)四十八世の御末、神武天皇より(6)七十八代に當せ給ふ。太子にも立ち、位にも即せ給ふべきに、三十迄(7)宮にて渡せ給ふ御事をば、心憂しとは思召さずや。當世の體を見候に、上には從ひたる様なれども、内々は平家を猜まぬ者や候。御謀反起させ給ひて、平家を亡し、法皇のいつとなく鳥羽殿に押籠られて渡せ給ふ御心をも休め參せ、君も位に即せ給ふべし。是御孝行の至にてこそ候はんずれ。若思召し立せ給ひて、(8)令旨を下させ給ふ物ならば、悦をなして馳參らむずる源氏共こそ多う候へ。」とて申續く。「先京都には出羽(9)前司光信が子共、伊賀守光基、(10)出羽判官光長、(11)出羽藏人光重、(12)出羽冠者光能、熊野には、故(13)六條判官爲義が末子、(14)十郎義盛とて隱て候。攝津國には多田藏人行綱こそ候へども、新大納言成親卿の謀反の時、同心しながら返り忠したる(15)不當人で候へば申に及ばず。さりながら、其弟多田次郎朝實、(16)手島冠者高頼、(17)太田太郎頼基、河内國には、(18)武藏權守入道義基、子息(19)石河判官代義兼、大和國に

(1)筆の異名
(2)雅は正しの意
(3)公卿補任に治承二年十二月廿四日敍從三位、三年十一月廿八日出家とみえ清和源氏で兵庫頭仲政の子
(4)吾妻鏡によれば治承四年四月九日の夜である
(5)紹運錄によれば神代五代、人皇四二世で、以仁王は第四八世にあたられる。世は父子の順でかぞへる
(6)代は系統に拘らず位次をかぞへる
(7)一般王族の稱。親王宣下もないので、かういつた
(8)皇太子三后の命を記した公文書。のちには皇族から出る文書に通用していふ
(9)源頼光四代の孫、出羽守光國の子。前司は前出羽守。出羽は今の羽前・羽後
(10)出羽藏人光重の子
(11)伊賀守光基の弟
(12)光長の弟。冠者は元服したばかりの若者
(13)源義家の子。檢非違使左衛門尉。家が六條堀川にあつた
(14)熊野の新宮に住み新宮十郎と稱した。のち行家と改名
(15)不都合な人間
(16)朝實の弟
(17)源頼光の弟頼親八代の孫、頼資の子。攝津の太田にゐた
(18)源義家の六男義時の三子
(19)院の廳の役名

は、(1)宇野七郎親治が子ども、太郎有治、次郎清治、三郎成治、四郎義治、近江國には、(2)山本、(3)柏木、錦古里、美濃、尾張には山田次郎重廣、河邊太郎重直、泉太郎重光、浦野四郎重遠、安食次郎重頼、其子太郎重資、木太三郎重長、開田判官代重國、矢島(4)先生重高、其子の太郎重行、甲斐國には、(5)逸見冠者義清、其子の太郎清光、(6)武田太郎信義、(7)加々美次郎遠光、同(8)小次郎長清、(9)一條次郎忠頼、(10)板垣三郎兼信、(11)逸見兵衛有義、(12)武田五郎信光、(13)安田三郎義定、信濃國には、(14)大内太郎維義、(15)岡田冠者親義、(16)平賀冠者盛義、其子の四郎義信、故(17)帯刀先生義方が次男、(18)木曾冠者義仲、伊豆國には流人前右兵衛佐頼朝、常陸國には、(19)信太三郎先生義教、(20)佐竹冠者正義、其子太郎忠義、同三郎義宗、四郎高義、五郎義季、陸奥國には故左馬頭義朝が末子、九郎冠者義經、是皆六(21)孫王の苗裔、多田(22)新發意滿仲が後胤也。朝敵をも平げ、宿望を遂げし事は、源平何れ勝劣無りしかども、今は雲泥交を隔て、主從の禮にも猶劣れり。國には國司に從ひ、庄には(23)領所に召使はれ、(24)公事雜事に驅立られて、安い思ひも候はず。如何計か心憂く候らん。君若思召立せ給て、令旨を(25)賜づる者ならば、夜を日に續で馳上り、平家を滅さん事、時日を回すべからず。入道も年こそ寄て候へども、子供引具して參候べし。」とぞ申たる。

宮は此事如何有るべからんとて、暫は御承引も無りけるが、(26)阿古丸大納言宗通卿の孫、

(1)源頼親五代の孫、親弘の子
(2)源義光の孫義定の子。山本冠者義經
(3)冠者義經の子義兼
(4)帯刀先生の略。これは東宮附武官帯刀舍人の長官
(5)源義光の子。逸見に住す
(6)義光曾孫清光の子
(7)清光の子
(8)遠光の子
(9)信義の子。一條庄に住す
(10)忠頼の弟。板垣郷に住す
(11)兼信の弟
(12)有義の弟
(13)遠光の弟
(14)源義光の曾孫、大内四郎義信の子
(15)源義光の曾孫、佐竹冠者昌義の子
(16)源義光の子
(17)源爲義次男。義賢が正し
(18)信濃木曾山中の宮越（西筑摩郡日義村）に成長した
(19)源爲義の子。吾妻鏡には志太三郎義廣
(20)源義光の孫、義業の子。長門本は昌義につくる
(21)源經基
(22)もと入道と同じ。のちに今道心の意になつた
(23)領家に代つて莊園の事務を掌り年貢所役などを預るもの
(24)公家の用ばかりかいろいろな雑用までもの意
(25)たびつるの音便
(26)藤原道長の裔、右大臣俊家の子

備後前司季遥が子、少納言維長(1)と申しは、勝たる相人(2)なりければ、時の人相少納言とぞ申ける。其人が此宮を見参らせて、「位に即せ給べき相坐す。天下(3)の事思召放たせ給ふべからず。」と申ける上、源三位入道もか様に申されければ、さては然るべし。天照大神の御告やらんとて、ひしひし(4)と思召立せ給ひけり。熊野に候十郎義盛を召て、藏人になさる。行家と改名して、令旨の御使(5)に東國へぞ下されける。

同四月二十八日都を立て近江國より始めて美濃、尾張の源氏共に次第(6)に觸て行程に五月十日、伊豆の北條に下りつき流人前兵衛佐殿に令旨奉る。信太三郎先生義教は、兄なれば取せんとて、常陸國信太の浮島(7)へ下る。木曾冠者義仲は、甥なればたばんとて、山道(8)へぞおもむきける。

其比の熊野(9)別當湛増は、平家に志し深かりけるが、何とかして漏れ聞きたりけん、新宮の十郎義盛こそ、高倉宮の令旨賜はて美濃尾張の源氏共觸れ催し、既に謀反を起なれ。那智新宮の者共は、定て源氏の方人(10)をぞせんずらん。湛増は平家の御恩を、天山(11)と蒙りたれば、爭で背奉べき。那智新宮の者共に矢一つ射懸て(12)、平家へ仔細を申さんとて、直甲一千人、新宮(13)の湊へ發向す。新宮には鳥井法眼、高坊法眼、侍には、宇井、鈴木、水屋、龜甲、那智には執行法眼以下、都合其勢二千餘人也。鬨作り矢合して、源氏の方にはとこそ射れ、平家の方にはかうこそ射れと、互に矢叫(14)の聲の退轉(15)も

(1)伊長の誤。本名は宗綱
(2)人相見
(3)政權掌握の大望をおすてなさいますな
(4)容赦なく、少しもはゞかる事なく
(5)令旨を傳達する御使。吾妻鏡の治承四年四月五日の條
(6)順々に傳達してゆく中に
(7)霞ケ浦中の一島
(8)中仙道
(9)別當權大僧都湛海の子。義朝信頼の謀反をいちはやく清盛に知らせ、手兵を援兵に差出した(平治物語)。平氏が沒落すると、今度は頼朝に忠勤をはげんだ(吾妻鏡)
(10)身方
(11)天のやうに山のやうに廣く大きな恩をうけたから
(12)ひと戰して
(13)熊野川口の海港。中世から熊野黨水軍の根據地であつた。
(14)矢を射あてたときに射手のあげる叫び聲
(15)衰へずにつゞくこと

なく、(1)鏑の鳴止む隙もなく、三日が程こそ戰うたれ。熊野別當湛增、家の子郎等多くうたせ、我身手負ひ、(2)辛き命を生つゝ、本宮へこそ逃上りけれ。

（評）安德天皇御卽位の御樣子を、淸盛夫妻が「笑を含んで悅」んでゐるといふ平氏として喜びの絕頂にあつた時は、同時にその反對勢力擡頭の時でもあつた。「法皇被流」「城南離宮」（卷第三）あたり迄で淸盛の惡業は述べつくされ、榮華も亦極まつてゐる。作者の思想によれば、當然彼らは沒落しなければならぬ。かくて、「源氏揃」を機として物語は、次第にやぶれゆく平氏の狀態へ筆を進めてゆかざるをえない。

賴政の言葉の中に源氏の總勢を簡潔に說明させてゐるが、これらの源氏勢の名を列擧した個所は一應退屈なやうに見えるけれども、實際はさうでなく、當時の人々にとつては、親しい名前ばかりであり、その名を聞くだけで、夫々の風格なり事業なりを目前にあり〱と思ひ浮べ、重疊と述べられる武人名に、戰ひの雰圍氣をさへ感じたであらう事を思ふべきである。又このやうな簡潔な矢つぎ早の列擧は、丁度つぎ〱に急を聞いて立ち上り、馳せ參じた源氏の武將の迅速な行動、きび〱した擧兵の態度に美事に照應するものであつて、現在の吾々がこれらを單なる源氏の名簿の如く感じるかどうかは、この章の文學としての評價に拘はりのないことなのである。この段と同じやうな樣式を持つたものに、「公卿揃」（卷第三）「大衆揃」（卷第四）「朝敵揃」（卷第五）などがあり、夫々文學として十分機能を發揮してゐて、單なる姓名の羅列と考へられてならないところである。

（1）「ひいらぎにても角にても作る、穴を目と云、目に風入りて鳴る音あり」（五武器談）鏑矢
（2）危い命を助かつて

〔梗概〕 法皇は鳥羽殿から美福門院へ還幸された。熊野の湛増から高倉宮御謀反の注進があつたので、平氏は軍を宮の御所へ向けたが、事は頼政等の起したものとは知らなかつた（鼬沙汰）。

信連

宮(1)は五月十五夜の雲間の月を詠させ給ひ、(2)何の行方も思召よらざりけるに、源三位入道の使者とて、文持て忙しげに出來り。宮の御乳母子、六條のすけの大夫宗信、是を取て、御前へ參り開いて見に、「君の御謀反已に顯れさせ給ひて、土佐の畑へ流し參すべしとて、官人共御迎へに參り候。急ぎ御所を出させ給て、三井寺へいらせ坐せ。入道もやがて參り候べし。」とぞ申ける。「こは如何せん。」と噪がせおはします處に、宮の侍(3)長兵衛尉信連と云ふ者有り。「唯別の樣候まじ。女房(4)裝束にて出させ給へ。」と申ければ、然るべしとて、御髪を亂し重ねたる御衣に、(5)市女笠をぞ召れける。六條のすけの大夫宗信、唐笠持て御供仕る。鶴丸と云ふ童、袋に物入て戴いたり。譬へば青侍(6)の女を迎へて行樣に出立せ給ひて、高倉を北へ落させ給ふに、大なる溝の有けるを、いと物輕う越させ給へば、路行人立留まて、「はしたなの女房の溝の越樣や。」と

(1)高倉宮
(2)どんなことが起つたとも
(3)長谷部左兵衛尉の略
(4)女房外出の服裝、壺裝束である。衣を頭上から被り、垂髪を中にこめ、中結をし、兩の褄をつぼ折つて前にはさみ、市女笠を被るをいふ
(5)中高の塗笠。市に商ふ女が被つてゐたからいふ
(6)官位の卑しい侍

て、怪げに見參せければ、いとゞ足早に過させ給ふ。
長兵衛尉信連は御所の留守にぞ置れたる。女房達の少々坐けるを彼此へ(1)立忍せて、見苦き物有ば、(2)取認めむとて見程に、宮の(3)さしも御秘藏有ける(4)小枝と聞えし御笛を、只今しも常の御所の(5)御枕に取忘れさせ給ひたりけるぞ、立歸ても取まほしう思召す。信連是を見附て、「あな淺まし。君のさしも御秘藏有る御笛を。」と申て、五町が内に追著て參たり。宮斜ならず御感有て、「我死ば、此笛をば御棺に入よ。」とぞ仰ける。「(6)やがて御供に候へ。」と仰ければ、信連申けるは、「只今御所へ、官人共が御迎へに參り候なるに御前に人一人も候はざらんか、無下にうたてしう候。信連が此御所に候とは、上下皆知られたる事にて候に、今夜候はざらんは、其も其夜に迯たりけりなど言れん事、弓箭取る身は、假にも名こそ惜う候へ。官人共暫あひしらひ候て打破てやがて參り候はん。」とて、走り歸る。
長兵衛が其日の裝束には、(7)薄靑の狩衣の下に、(8)萠黄威の腹巻を著て、(9)衛府の太刀をぞ帶たりける。(10)三條面の惣門をも、高倉面の小門をも、共に開いて待かけたり。源大夫の判官兼綱、出羽判官光長、都合其勢三百餘騎、十五日の夜の(11)子の刻に宮の御所へぞ押寄せたる。源大夫判官は、(12)存ずる旨有と覺て、遙の門外にひかへたり。出羽判官光長は、馬に乘ながら門の内に打入れ、庭にひかへて大音聲を揚て申けるは、「御謀反

(1)あちこちかくれさせ
(2)とりかたづける
(3)あれほどまでも
(4)盛衰記に「小枝と聞えし漢竹の御笛」とある。長門本にサエダといひ、拾芥抄にもサエダとよませる
(5)御枕もとに
(6)このまま
(7)染色で諸説あるが、大體薄靑の裏表又は裏のみ白の染色
(8)萠黄匂威の略。「匂は何色にても袖草摺の上の方は色こく、其次の段は中色にして又其次の段はうす色にして又其次の段を白くおどす也」(鎧色談)
(9)近衛府兵衛府衛門府の官人の佩く太刀。儀仗の爲に用ゐる
(10)三條大路に面した大門
(11)午前十二時
(12)何か考へがあると見えて

(1)廳宣とも。檢非違使別當の出す文書。勅宣に准ぜられた
(2)たゞいま御所にもいまさぬ
(3)神社佛閣への參詣
(4)檢非違使廳の下級の者。盜賊逮捕、囚人拷問、流人押送などに使はれる
(5)同輩。なかまの者
(6)帶はとも切れで作つた幅一寸五分ほどのもの、紐は襟のところを結ぶ紐である
(7)儀刀だが刀身を特に鋭利なものに用意しておいたのを
(8)馬道(メンダウ)の訛。土間の廊下をいふ
(9)隅
(10)つよい者ども

の聞え候に依て、官人共(1)別當宣を承はり、御迎に參て候。急ぎ御出候へ。」と申ければ、「長兵衛尉大床に立て、「是は當時は(2)御所でも候はず。(3)御物詣で候ぞ。何事ぞ、事の仔細を申されよ。」と言ければ、「何條此御所ならでは、いづくへか渡せ給ふべかんなる。さないはせそ。下部共參て、捜しまゐらせよ。」とぞ云ける。長兵衛尉是を聞て、「物も覺ぬ官人共が申樣哉。馬に乘ながら門の內へ參るだにも奇怪なるに、下部共參て捜まゐらせよとは、爭で申ぞ。左兵衛尉長谷部信連が候ぞ。近う寄て過すな。」とぞ申ける。(4)廳の下部の中に、金武と云ふ大力の剛の者、長兵衛に目をかけて、大床の上へ飛上る。是れを見てどうれ(5)いども十四五人ぞ續たる。長兵衛は狩衣の(6)帶紐引切て捨るままに、衞府の太刀なれ共、(7)身をば心得て作せたるを拔合て、散散にこそ切たりけれ。敵は大太刀大長刀で振舞へども、信連が衞府の太刀に切立られて、嵐に木の葉の散樣に、庭へ颯とぞ下りたりける。

さ月十五夜の雲間の月の顯れ出て明りけるに、敵は無案內なり、信連は案內者也、あそこの(8)面道に追懸ては、はたと切り、此所の(9)詰に追詰てはちやうと切る。「如何に宣旨の御使をば、かうはするぞ。」と云ければ、「宣旨とは何ぞ。」とて、太刀曲ばをどり退き、押直し踏直し、立ち處に(10)好者共十四五人こそ切伏たれ。太刀のさき三寸許打折て腹を切んと腰を探れば、鞘卷落て無けり。力及ばず、大手を廣て、高倉面の小門より

走り出んとする所に、大長刀持たる男一人寄合ひたり、信連長刀に乘[1]んと、飛で懸るが、乘損じて、股をぬい[2]樣に貫かれて、心は猛く思へども、大勢の中に取籠られて、生捕にこそせられけれ。

其後御所を搜せども、宮渡らせ給はず。信連許搦て、六波羅へ率て參る。入道相國は簾中に居給へり。前右大將宗盛卿、大床に立て、信連を大庭に引居させ、「誠にわ男[3]は、『宣旨とは何ぞ。』とて切たりけるか。其上、廳の下部を、刄傷殺害したん也。詮ずる所糺問して、よく〳〵事の仔細を尋問ひ、其後河原に引出て、首を刎候へ。」とぞ宣ひける。信連少しも噪がず、あざ笑て申けるは、「この程[4]夜々あの御所を、物が窺ひ候時に、何事[5]の有るべきと存じて、用心も仕候はぬところに、鎧きたる者共が打入て候を、『何者ぞ。』と問候へば、『宣旨の御使』と名乘り候。山賊、海賊、强盜など申す奴原は、或は『公達の入せ給ふぞ』或は『宣旨の御使』など名乘り候と兼々承て候へば、『宣旨とは何ぞ。』とて切たる候。凡[6]物の具をも思ふ[7]樣に仕り、鐵[8]善き太刀をも持て候はば、官人共、よも一人も安穩では歸し候はじ。又宮の御在所は、何くにか渡せ給ふらん。知參せ候はず。縱知參せて候とも、侍[9]ほんの者の、申さじと思切[10]てん事、糺問に及で申べしや。」とて、其後は物も申さず。

幾らも竝居たりける平家の侍共、「哀剛の者哉、あたら[11]男を切られんずらん無慚さよ。」

(1)敵の大長刀をとびこえようとして
(2)縫つたやうに
(3)おまへ
(4)近頃
(5)大したこともあるまい
(6)甲冑武具
(7)これでよいと思ふだけ十分に着して
(8)鍛へのよいするどい太刀
(9)武士としてみづから任じてゐるほどのものが。侍品は侍の品格といふほどの義
(10)覺悟してゐることを拷問されたからといつて
(11)あゝ惜しむべき立派な男を

と申あへり。其中に或人の申けるは、「あれは先年所[1]に有し時も、大番衆[2]が留兼たりし強盗六人に、唯一人追懸て四人切伏せ、二人生捕にして、其時成れける左兵衛尉ぞかし。是をこそ一人當千の兵とも云べけれ。」とて口々に惜合へりければ、入道相國いかが思はれけん、伯耆[3]の日野へぞ流されける。源氏の世に成て、東國へ下り、梶原平三[4]景時について、事の根元[5]一一次第に申ければ、鎌倉殿神妙なりと感じおぼしめして、能登國[6]に御恩蒙りけるとぞ聞えし。

（評）　兵衛尉にすぎない一介の武士が、大きく浮彫される。この段の全幅がその活躍の場面として提供されたばかりでなく、合戰の際における彼の實力行爲は、最早讃嘆の心を以て迎へられてゐる。「薄青の狩衣の下に、萠黄絨の腹帶を著て、衞府の太刀を」佩いた彼の姿だけが、こまかに述べられ、大きく寫し出される。彼の刀は誰の刀よりも激しく大きく鍔鳴りする。彼は誰でもが怖れた淸盛・宗盛の前に引出されても、「少しも噪がず、あざ笑て」抗辯する意志强固な侍である。

かうして、自分に反抗するものは、如何なる上つ方にしても鬼の如く假借しない淸盛さへ、この一介の武士の行動には、特別な取扱ひを敢へてする。卽ち「入道相國いかゞ思はれけん、伯耆の日野へぞ流されける。」とあつて、信連は斬首を免れてゐる。

このやうな對象を特に採り上げ、而もこのやうに全幅の支持を以て描いたところに、この物

(1)藏人所
(2)諸國から三年交替で上京して禁闕をまもる武士たち。「京都の上番は禁闕守護の爲なれば、ことに大事の番役なる意にて、私には大番役といひけむが、おほやけにも大番衆とよばるゝこととなりしなるべし」(武家名目抄)
(3)伯耆國日野郡日野鄕。今の黑坂村附近
(4)景季の親。なほ卷第九の宇治川先陣參照
(5)平氏に配流された顚末
(6)長門本に、能登國大屋庄を賜つたとある

語の特殊な偉力がある。彼のやうな典型的な武人の姿を、全くの同情と同感を以て、同じ呼吸をするかの如く描くといふ事は、身分とか傳統・形式とかいつたものよりも、舊秩序をめざましくも打破し、新しい世界を創り始めたものへ、從つて現實の歩みと力關係を認めるばかりでなく、もつと積極的に同感するものでなければ、爲しえない事である。

競

宮は高倉を北へ、近衞を東へ、賀茂河を渡せ給て、[1]如意山へいらせ御座す。昔[2]清見原の天皇の未だ東宮の御時、賊徒に襲はれさせ給ひて、吉野山へ入せ給ひけるにこそ、[3]をとめの姿をば假せ給ひけるなれ。今此宮の御有樣も、其には少しも違せ給はず。知らぬ山路を終夜分入せ給ふに、[4]何習はしの御事なれば、御足より出る血は、沙を染て紅の如し。夏草の茂が中の露けさも、さこそは[5]所せう思召れけめ。かくして曉方に三井寺へ入せ御座す。「[6]かひなき命の惜さに、衆徒を憑んで、入御あり。」と仰ければ大衆畏り悅んで、[7]法輪院に御所を餝ひ、其に入れ奉て[8]かたのごとくの供御したてゝ參らせけり。

明れば十六日、高倉宮の御謀反起させ給ひて、失させ給ぬと申程こそ有けれ。京中の騷動斜ならず。法皇是を聞食して、「鳥羽殿を御出在は御悅也。並に御歎。と泰親が勘

(1)長等山といふ。比叡山の一支峰山北をめぐつて三井寺の北院へ出る岐路があるといふ
(2)第四〇代天武天皇
(3)日本書紀卷廿八に、天武天皇東宮の御時、法服を召されて吉野宮に入られた事が見える。少女の姿とあるは附會か
(4)まだ御經驗のないことで
(5)所せくの音便。やるせなく御思ひになられたこと
(6)生きる甲斐もない命であるがそれが惜しさに
(7)三井寺の南院中の寺
(8)平生召上ると同じやうに

狀を參せたるは是れを申けり。」とぞ仰せける。抑源三位入道年比[1]日來も有ばこそ有けめ。今年如何なる心にて、謀反をば起しけるぞといふに、平家の次男前右大將宗盛卿すまじき事をし給ひけるに依てなり。去ば人の世に有[2]ばとて、すまじき事をもし、坐[3]に言ふ間敷事をも言ふは能々思慮有るべき者なり。

譬へば、源三位入道の嫡子、仲綱[4]の許に、九重[5]に聞えたる名馬有り。鹿毛[6]なる馬の雙なき逸物[7]、乘走り[8]心むき、又有るべし共覺えず。名をば木[9]の下とぞ云れける。前右大將是を傳聞き仲綱の許へ使者を立て、「聞え[10]候名馬を見候はばや。」と宣ひ遣されければ、伊豆守の返事には、「さる馬は持て候つれ共、此程餘に乘損じて候つる間、暫勞[11]せ候はむとて田舍へ遣して候。」「さらん[12]には力なし。」とて、其後沙汰も無りしを、多く竝居たりける平家の侍共、「哀其馬、一昨日迄は候し者を、昨日も候ひし、今朝も庭乘[13]し候つる。」など申ければ、「さては惜む[14]ごさんなれ。惡し、乞へ。」とて侍[15]して馳させ、文などして、一日が中に五六度七八度など乞はれければ、三位入道是を聞き、伊豆守喚寄せ、「縱金を丸たる馬なりとも、其程に人の乞うものを惜べき樣やある。速に其馬六波羅へ遣せ。」とぞ宣ける。伊豆守力及ばで一首の歌を書そへて、六波羅へ遣す。

戀くば來ても見よかし身にそへる、かげをばいかゞ放ちやるべき。

(1)この年月の間格別のこともなく過してきたのに今年に限つてどうした心で謀叛を起したか
(2)世に榮えてゐるといつて
(3)みだりに
(4)伊豆守
(5)宮中
(6)馬の毛色。鹿毛は褐色、鬣尾膝以下黑色の馬をいふ
(7)群を拔いてすぐれたもの
(8)乘り具合走り具合、性質
(9)盛衰記に「あたにも引出す事なければ木下と云名を附」
(10)評判の
(11)休養させたいと思つて
(12)それではしかたがない
(13)調練の爲庭をのりまはす
(14)「惜むにこそあるなれ」の約
(15)侍に馬にのつて使にやらせる。せはしなく借りにやる意

宗盛卿、歌の返事をばし給はで、「哀馬や、馬は誠に好い馬で有けり。去ども餘に主が惜つるが憎きに、やがて主が名乘を印燒[1]にせよ。」とて、仲綱と云ふ印燒をして、厩に立られたり。客人來て、「聞え候名馬を見候はばや。」と申ければ、「其仲綱めに鞍置いて引出せ。仲綱め乘れ。仲綱め打てはれ[2]。」など宣ひければ、伊豆守是を傳聞き、「身にか[3]へて思ふ馬なれども、權威について取るゝだにも有に、馬故仲綱が天下の笑れ草と成んずる事こそ安からね。」と、大に憤られければ、三位入道是を聞き伊豆守に向て、「何事の有べきと思侮て、平家の人どもが、さ樣のしれ事[4]をいふにこそ有なれ。其儀ならば、命生ても何かせん、[5]便宜を窺ふでこそ有め。」とて、[6]私には思も立たず、宮を勸め申けるとぞ後には聞えし。

是に附ても、天下の人、小松大臣の御事をぞしのび[7]申ける。或時小松殿參內の次に、中宮の御方へ參せ給ひたりけるに、八尺許有ける蛇が、大臣の指貫の左の輪を這廻りけるを、重盛騷がば、女房達も騷ぎ、中宮も驚せ給ひなんずと思召し、左の手で蛇の尾を押へ、右の手で首を取り、直衣の袖の中に引入れ、些ともさわがず、つい立て、「[8]六位や候、六位や候。」と召されければ、伊豆守、其時は未[9]衞府藏人でおはしけるが、仲綱と名乘て參れたりけるに、此蛇をたぶ。給て[10]弓場殿を經て、殿上の小庭にいでつゝ、[11]御倉の小舍人をめして、「[12]是給れ。」と言れければ、[13]大に頭を掉て逃去ぬ。力

(1)金を燒いてやき印を押す
(2)拳で打て
(3)命から二番目とも大事に思つてゐる馬
(4)無禮なこと
(5)平氏を打倒する機會をねらつてゐよう
(6)自分だけのこととせずに
(7)追慕する
(8)六位藏人はゐるか
(9)衞門府の役人で藏人を兼ねたものをいふ
(10)校書殿の東。天皇の射を御覽になるところ
(11)藏人所の小舍人。殿上人の雜役に驅使せられるもの
(12)これを受取れ
(13)非常に恐怖したありさま

及ばず我郎等(1)競の瀧口を召て、是を給ぶ。給て捨てけり。(2)其朝小松殿善い馬に鞍置て、伊豆守の許へ遣すとて、「さても昨日の振舞こそ、(3)優に候しか。是は(4)乘一の馬で候。夜陰に及で(5)陣外より、(6)傾城の許へ通れむ時もちゐらるべし。」とて遣さる。伊豆守、大臣の御返事なれば、「御馬畏て賜り候ぬ。さても昨日の御振舞は、(7)還城樂にこそ似て候しか。」とぞ申されける。如何なれば小松大臣は、か様に(8)ゆゆしうおはせしに、宗盛卿は(9)さこそ無らめ、剩へ人の惜む馬乞取て、天下の大事に及ぬることそ(10)うたてけれ。

(11)同十六日の夜に入て、源三位入道賴政、嫡子伊豆守仲綱、次男源大夫判官兼綱、(12)六條藏人仲家、其子藏人太郎仲光已下、都合其勢三百餘騎、館に火かけ燒上て、三井寺へこそ參られけれ。三位入道の侍に、渡邊源三(13)瀧口競と云者有り。(14)馳後て留たりけるを、前右大將競を召て、「(15)如何に汝は三位入道の供をばせで、留たるぞ。」と宣ば競畏て申けるは、「(16)自然の事候はば、眞先かけて、命を奉らうとこそ日比は存て候つれども、何と思はれ候けるやらん、かうとも仰せられ候はず。」「抑朝敵賴政に同心せむとや思ふ。又是にも(17)兼參の者ぞかし。(18)先途後榮を存じて、當家に奉公致さんとや思ふ。有の儘に申せ。」とこそ宣ひけれ。競涙をはら〳〵と流いて、「相傳の好はさる事で候へ共、(19)いかが朝敵となれる人に同心をばし候べき。殿中に奉公仕うずる候。」と申ければ、「さらば奉公せよ。賴政法師が(20)しけん恩には、些も劣まじきぞ。」とて、入給ひぬ。

(1)宮中を警護する武士
(2)その翌朝
(3)大變殊勝であつた
(4)乘心地の一番よい馬
(5)陣は衞府の官人の詰所。詰所の外から陣を退いて
(6)美人
(7)樂中に蛇を得て舞ひ、後にそれを袖に入れることがある。舞樂の一種
(8)優れた立派な方でいらしたのに
(9)その樣でなく、劣つた方であるのだらう
(10)なさけない事だ
(11)山槐記・玉葉・百錬抄ともに廿二日夜半とある
(12)八條の誤。源義賢の子。義仲の兄にあたる
(13)三男の意で源三といふ
(14)おくれて賴政の一行に加はることができなかつた
(15)どういふわけで
(16)萬一の變事
(17)お前は自分にもかねて見參したことがある者だ
(18)これから將來の出世
(19)どうして
(20)賴政がお前にしてやつた恩顧には

「侍に競はあるか。」「候。」「競はあるか。」「候。」とて朝より夕に及まで祗候す。漸日も暮ければ、大將出られたり。競畏て申けるは、「誠や三位入道殿三井寺にと聞え候。定めて討手向けられ候はんずらん。心にくうも候はず。(1)三井寺法師、さては渡邊のしたしい奴原こそ候らめ。(2)擇討などもし候べきに、乘て事に(3)あふべき馬の候つるを、親しい奴めに盜まれて候。御馬一匹下し預るべうや候らん。」と申ければ、大將尤さるべしとて、(4)白葦毛なる馬の(5)煖廷とて秘藏せられたりけるに、(6)好い鞍置てぞ給だりける。競屋形に歸て、「早日の暮よかし、此馬に打乘て、三井寺へ馳參り、三位入道殿の眞先かけて、打死せん。」とぞ申ける。日も漸暮ければ、妻子共をば彼此へ立忍せて、三井寺へと出立ける心の中こそ無慚なれ。

(7)平紋の狩衣の(8)菊綴大らかにしたるに、重代の著背長の緋威の鎧に、(9)星白の甲の(10)緒をしめ、(11)いか物作の大太刀帶き、二十四差たる(12)大中黑の矢負ひ、(13)瀧口の骨法忘れじとや、鷹の羽にて矧だりける的矢(14)一手ぞ差副たる。(15)滋籐の弓持て、煖廷に打乘り、乘替一騎打具し、舍人男に(16)もたてわき挾せ、屋形に火かけ燒上て、三井寺へこそ馳たりけれ。六波羅には、競が宿所より火出來たりとて、ひしめきけり。宗盛卿急ぎ出て、「競はあるか。」と尋給ふに、「候はず。」と申す。「すはきやつめを(17)手延にして、たばかられぬるは。(18)あれ追懸て討。」と宣へども、競は本より勝たる強弓精兵、(19)矢繼早の手きゝ大力の剛の

(1)相手として恐れるほどのこともない
(2)よい敵をえらんで討取る
(3)物の役に立つはずの
(4)葦毛の特に白い馬。葦毛は白に黑のさし毛のあるをいふ
(5)兩鐐ともかく。質のよい銀の意。銀の色と毛色の相似
(6)盛衰記に「貝鞍」とある
(7)別々の色を三色いろどつたもの
(8)ふさを平らにし圓く菊花の狀にしたもの、直垂などの縫目に飾とする
(9)甲の星を銀で包んだもの
(10)甲の鉢の下方、腰と名付けた所の左右對にある小孔に染革をとほし顎の下で結ぶ紐
(11)太刀の拵へをいかめしき狀にしたもの。「鹿の皮の尻鞘かけて足は兵庫鏁に七足也、柄の甲金も常よりは甲高き也」(刀劔問答)
(12)矢羽の文樣で、上下白く中央の黑の大きいのをいふ
(13)瀧口の作法は箙に征矢の外に的矢一手をそへる。骨法はかた、禮儀作法
(14)的矢二本をいふ
(15)下地を黑漆にしその上に籐をしげくまいた弓
(16)置楯に對し武士が各自に持つ楯。持楯
(17)油斷して
(18)「は」は感動詞
(19)矢を射つぐことの早い老練な武士

者二十四差たる矢で先二十四人は射殺れなんず。音(1)なせそとて、向ふ者こそ無りけれ。

三井寺には、折節競が沙汰(2)ありけり。渡邊黨「競をば召具すべう候つる者を、六波羅に殘り留まて、いかなるうき目にか逢ひ候らん。」と申ければ、三位入道心を知て、「よも其者、無體に囚へ搦られはせじ。入道に志深い者也。今見よ。唯今參うずるぞ。」と宣も果ねば、競つと出來たり。「さればこそ。」とぞ宣ける。競かしこまて申けるは、「伊豆守殿の、木の下が代に、六波羅の煖廷をこそ取て參て候へ。參せ候はん。」とて伊豆守に奉る。伊豆守斜ならず悅て、やがて尾髮を切り、印燒して、次の夜六波羅へ遣し、夜半ばかり門の內へぞ追入たる。馬やに入て、馬共に嚙合ければ、舍人驚あひ、「煖廷が參て候。」と申す。大將急ぎ出て見給ふに、「昔は煖廷、今は平宗盛入道(3)」と云ふ印燒をぞしたりける。大將「安からぬ。競めを手延にしてたばかられぬる事こそ遺恨なれ。今度三井寺へ寄たらんに、如何にもして先づ競めを生捕にせよ。鋸(4)で頸斬ん。」とて、躍上々々怒られけれども、煖廷が尾髮も生ず、印燒も又失ざりけり。

(1) 靜かにしてゐて相手になるなといつて
(2) 競を話題にしてゐた
(3) 馬の尾髮をきつたから入道と戲れて言つた
(4) 武家の私刑。平治物語卷三に、この語がある

1 渡邊源三競の瀧口は尊卑分脈によれば嵯峨源氏である。渡邊黨といふのは、攝津の渡邊に住む源氏の一黨をいふ。源平盛衰記に「渡邊黨ニ箕田源氏綱ガ末葉昇ノ瀧口子息ニ競ノ瀧口ト云者アリ、弓矢トツテハ並ブ敵モナク、心モ剛ニ謀モイミジカリケルガ、而モ王城

一ノ美男也」とある。

〔評〕 こゝでも重盛の優にやさしい振舞ひが、宗盛に對比して述べられる。淸盛の後を繼ぎ平氏の運命を一身に負ふ主人公宗盛は、當然惡業を積まざるをえないわけである。かくて、「小松大臣はか樣にゆゆしうおはせしに、宗盛卿はさこそ無からめ、剩へ人の惜む馬乞取て、天下の大事に及びぬるこそうたてけれ。」と作者のために、はつきりとその性格まで運命づけられたのである。

のみならず、宗盛の惡業は、後に天下の大事となつて果を結ぶばかりでなく、瀧口競といふ一武士に謀られ、馬を奪つた宗盛は、馬を奪はれ、辱かしめられ、「躍上り〻〻怒」つたとされ、因果の報を覿面に感じるのである。

この宗盛の愚かさを際立つて鮮やかにするため、重盛の優雅な行動がこゝにも利用されてゐることを知るべきである。重盛の形象が、一般に、造り物の感じを與へ生彩を缺くのも、かういふ構成では如何ともしがたいのである。卽ち一人物の形象が、美事に描かれ、眞實性を以て讀者に迫るかどうかといふ事も、結局は、單なる作者の手腕の如何にあるばかりでなく、その手腕を技術を十分に働かせるかどうかの原動力であるところの作者の現實・世界に對する態度が、最も基本的なものとして、考へられ測られねばならぬわけである。

〔梗概〕 三井寺は大衆僉議の上、寺院聯合して平氏を討たうとし、まづ延暦寺に牒狀を送つ

たが（山門牒状）、辭を無禮として延暦寺は應じなかつた。ついで奈良の興福寺へも牒状が飛んだ。南都からは參加するとの返牒がきた（南都牒状）。三井寺では曉襲を計畫したが、平氏派の僧のために僉議が長びいて（永僉議）、むりにも出發はしたが、中途で夜が明けたので引返した。以仁王は南都へ志され、頼政以下御供して三井寺を去つた（大衆揃）。

橋合戰

宮は(1)宇治と寺との間にて、六度迄御落馬有けり。これは去ぬる夜、御寢の成ざりし故也とて、(2)宇治橋三間引きはづし、(3)平等院に入奉て、暫御休息有けり。六波羅には、「すはや、宮こそ南都へ落させ給ふなれ。追懸て討奉れ。」とて、大將軍には左兵衛督(4)知盛、頭中將重衡、左馬頭行盛、薩摩守忠度、(5)侍大將には、(6)上總守忠清、其子上總太郎判官忠綱、飛驒守景家、其子飛驒太郎判官景高、高橋判官長綱、河內判官秀國、武藏三郎左衛門尉有國、越中次郎兵衛尉盛繼、(7)上總五郎兵衛忠光、(8)惡七兵衛景清を先として、都合其勢二萬八千餘騎、(9)木幡山打越て、宇治橋の(10)詰にぞ押寄たる。敵平等院にと見てんげれば、鬨を作る事三箇度、宮の御方にも、同う鬨の聲をぞ合せたる。先陣が、「橋を引いたぞ、過すな。」とどよみけれども、後陣に是を聞つけず、我先にと進程に、先陣二百餘騎押落され、水に溺れて流けり。橋の兩方の詰に打立て(11)矢合す。

(1)盛衰記に「行程わづかに三里許也」とある
(2)大化二年僧道登の創設
(3)山城國久世郡宇治町にある。もと藤原頼通の別業、この時は既に佛寺
(4)玉葉には重衡・維盛
(5)「其身侍ニシテ一軍ノ將トナリ、軍士ヲ指揮スルモノ也」（武家名目抄）
(6)上總介が正しい
(7)忠清の子、忠綱の弟
(8)忠清の子、忠光の弟
(9)宇治郡宇治村字木幡の山
(10)橋のたもと、きは
(11)開戰の意味で互に鏑矢を射出した

宮の御方には、大矢俊長、五智院但馬、渡邊省、授、續源太が射ける矢ぞ(1)鎧もかけず楯もたまらず通ける。源三位入道は、(2)長絹の(3)鎧直垂に、(4)品皮威の鎧也。其日を最後とや思はれけん。態と甲は著給はず。嫡子伊豆守仲綱は、赤地の錦の直垂に、黒絲威の鎧也。弓を(5)強う引んとて是も甲は著ざりけり。爰に五智院但馬、大長刀の鞘を外いて、唯一人橋の上にぞ進んだる。平家の方には是を見て、「あれ射取や者共」とて究竟の弓の上手共が矢先を汰へて(6)差詰引詰散々に射る。但馬少しも噪がず、揚る矢をばつい潛り、下る矢をば跳り越え、向て來をば長刀で切て落す。敵も御方も見物す。其よりしてこそ、(7)矢切の但馬とは云はれけれ。

(8)堂衆の中に、筒井の淨妙明秀は、(9)褐の直垂に、黒革威の鎧著て、(10)五枚甲の緒をしめ、黒漆の太刀を帶き、二十四差たる(11)黒ほろの矢負ひ、(12)塗籠籐の弓に、好む白柄の大長刀取副て、橋の上にぞ進んだる。大音聲を揚て名のりけるは、「日來は音にも聞きつらむ、今は目にも見給へ。三井寺には其隱れ無し。堂衆の中に筒井淨妙明秀とて、一人當千の兵ぞや。(13)我と思はむ人々は(14)寄合や、見參せむ。」とて、二十四差たる矢を差詰引詰散散に射る。矢庭に十二人射殺して、十一人に手負せたれば、箙に一つぞ殘たる。弓をば(15)からと投捨て、箙も解て捨てけり。(16)つらぬき脫で跣に成り、橋の(17)行桁をさら／＼と走渡る。人は恐れて渡らねども、淨妙房が心地には、一條二條の大路とこそ振舞たれ。

(1)鎧もとめえず、楯も支へきれずに
(2)狩衣直垂などに用ゐる絹の一種
(3)鎧の下に着る直垂。袴短く、袖をくくる
(4)「歯朶革也、藍革に歯朶の葉二つ両方よりたはめ形を丸くしたる紋を白く染出したる革の名也」(平義器談) 歯朶革縅
(5)甲の眞庇が邪魔になるため
(6)差は矢を弓に番ふこと。引は弓を引く。矢を番つては引き番つては引く
(7)矢を切拂ふのが上手な
(8)寺に結番し庶務を扱ふ僧
(9)かち色。藍をこく染めて黑みがゝつた紺色
(10)鎧の五枚ある甲
(11)鷹の翼の下部にある長く黒い羽で矧いだ矢
(12)籐を巻きつめて漆をぬり上下と矢ずりのみ籐らない弓
(13)我こそと自信のある者
(14)出て來い、お目にかゝらう
(15)投げすてた音。からり
(16)貫。鎧着用の時はく毛沓
(17)縦の桁。盛衰記に「七八寸の廣さ」とある

長刀で向ふ敵五人薙ふせ、六人(1)に當る敵に逢て、長刀中より打折て捨てけり。其後太刀を拔て戰ふに、敵は大勢なり、蜘蛛手(2)、角繩(3)、十文字、蜻蛉返り、水車(4)、八方透さず切たりけり。矢庭に八人切ふせ、九人に當る敵が甲の鉢(5)に、餘に强う打當て、目貫(6)の元よりちやうと折れ、くと(7)拔て、河へざぶと入にけり。憑む所は腰刀(8)、偏へに死なんとぞ狂ける。

爰に乘圓房阿闍梨慶秀が召使ける一來法師と云ふ大力の早態在けり。續て後に戰ふが、行桁は狭し、側通(9)べき様はなし。淨妙房が甲の手さきに手を置て、「惡う(10)候淨妙房」とて、肩をつんど跳り越てぞ戰ひける。一來法師打死してんげり。淨妙房は這々歸て、平等院の門の前なる芝の上に物具脱捨て、鎧に立たる矢目(11)を數へたりければ六十三、裏(12)掻く矢五所、され共大事(13)の手ならねば、所々に灸治(14)して、首(15)からげ淨衣著て、弓打切り杖に突き、平(16)あしたはき、阿彌陀佛申て、奈良の方へぞ罷ける。

淨妙房が渡るを手本にして、三井寺の大衆、渡邊黨走續々々、我も〳〵と行桁をこそ渡けれ。或は分取して歸る者も有り、或は痛手負て、腹掻切り川へ飛入る者もあり。橋の上の戰、火(17)いづる程ぞ戰ひける。是を見て平家の方の侍大將上總守忠清、大將軍の御前に參て、「あれ御覽候へ。橋の上の戰、手痛(18)う候。今は川を渡すべきで候が、折節五月雨の比で、水まさて候。渡さば馬人多く亡候なんず。淀(19)芋洗へや向ひ候べき、

(1)六人目の
(2)以下、太刀を以てきりまくる樣々な樣子である。蜘蛛の手のやうに太刀を四方八方にふりまはす
(3)かくのあわの轉說。油で揚げた紐のねぢれたやうな菓子の名で、その形のやうに振廻す
(4)水車のやうに圓形に
(5)甲の頂部を覆ふ部分
(6)刀の柄を刀身に固著する爲に貫いた目釘の頭の部分
(7)くつと
(8)鞘卷。常に腰から放さぬ刀
(9)脇を通る事ができない
(10)失禮します
(11)矢の當つた跡。矢疵
(12)鎧の裏まで通つた矢
(13)急所の重傷
(14)出血をとめる應急手當の灸をして
(15)頭髮をたばね
(16)日和下駄。高下駄に對す
(17)火花の出るほどはげしく
(18)手ごはくみえる
(19)淀町の東南の渡場で、一口ともかく

河内路へや參り候べき。」と申處に下野國の住人、(1)足利又太郎忠綱、進出て申けるは、「淀芋洗河内路をば、(2)天竺震旦の武士を召て向けられ候はんずるか。其も我らこそ向ひ候はんずれ。(3)目に懸たる敵を討ずして(4)南都へ入參せ候なば吉野とつ川(5)の勢共馳集て、彌御大事でこそ候はんずらめ。武藏と上野の境に、利根川と申候大河候。(6)秩父、足利、中違て、常は合戰を爲候しに、大手は長井渡、搦手は古我杉渡より寄せ候ひしに、爰に上野國の住人、(7)新田入道、足利に語はれて、杉の渡より寄んとて儲たる舟共を秩父が方より皆破れて、申候しは、唯今爰を渡さずば、(8)長き弓箭の疵なるべし。水に溺れて死なば死ね、いざ渡さんとて、馬筏を作て(9)渡せばこそ渡しけめ。(10)坂東武者の習として、敵を目にかけ、川を隔つる軍に、(11)淵瀬嫌ふ樣や有る。此河の深さ、早さ、利根河に幾程の劣り勝りはよもあらじ。續けや殿原。」とて、眞先にこそ打入たれ。續く人共、(12)大胡、(13)大室、(14)深須、(15)山上、(16)那波太郎、(17)佐貫廣綱、四郎大夫、(18)小野寺前司太郎、邊屋子四郎、郎等には宇夫方次郎、切生六郎、田中宗太を始として、三百餘騎ぞ續ける。足利大音聲を揚て、「强き馬をば(19)上手に立て丶、弱き馬をば下手になせ。馬の足の(20)及ばう程は、手綱をくれて歩せよ。(21)はづまばかい繰て泳せよ。(22)下う者をば弓の(23)弭に取附せよ。手を取組み、肩を竝て渡すべし。(24)鞍壺に能く乘定めて、鐙を强う踏め。馬の頭沈まば、(25)引揚よ。痛う引て引被くな。(26)水溜まば、(27)三頭の上に乘懸れ。馬には弱う、

(1)藤原秀郷の裔。俊綱の子
(2)天竺は印度、震旦は支那
(3)目前にある敵
(4)以仁王を
(5)十津川。熊野と天川の間
(6)秩父の小山氏
(7)源義家の子義國の子義重
(8)後世まで武士のけがれ家名の不名譽としてつたへられる
(9)渡しけむの意を强めたもの。渡りも渡つたではないか
(10)足柄山以東の地。東國武士
(11)水の深い淺いをいつてゐる暇があらうか
(12)足利重俊大胡氏を名乘る。大胡は上野國赤城山南麓
(13)同勢多郡の地名
(14)同郡粕川村大字深津
(15)赤城山東南麓の地名。俊綱の弟高綱は山上氏を名乘つた
(16)上野國佐波郡の舊名
(17)同國邑樂郡佐貫村に住む
(18)下野國都賀郡小野寺村
(19)流れの上方
(20)脚が底に届く間は
(21)屆かなくなつて馬がはね上つたら手綱をひきしめて
(22)流れに押流される者
(23)弓の上下の端
(24)鞍の前輪後輪の間の部分
(25)手綱で馬の頭をあげよ
(26)水が浸つたら
(27)馬の臀部。尾の附根からすこし上のところ

水には強う中べし。河中にて弓引な。敵射[1]共相引すな。常に錏[2]を傾よ。痛う傾て[3]天邊射さすな。かね[4]に渡て推落さるな。水[5]にしなうて渡せや渡せ。」と掟て[6]、三百餘騎、一騎も流さず、向の岸へ颯と渡す。

(1)敵に應じて弓を射るな
(2)頸部を射られないやうに
(3)甲の頂上、八幡座あたり
(4)川の流れに直角に渡して
(5)水の流れに隨つて斜に
(6)指圖して

（評）五智院但馬、淨妙房明秀、一來法師等數人の超人的な戰士の働きを通して、この段全幅は實戰の敍述に費される。

一體この物語は、戰記文學とか、軍記物とか呼ばれてゐるやうに、多くの場面が合戰の描寫に割かれてゐる。

「戰爭文學」が問題になつてゐる今日、吾々の筆も當然この事に觸れざるをえない。戰爭が文學の素材となる事は、最早事實が證明してゐる。併し戰場の如何なる敍述も、その取扱ひ方、描き方如何に文學としての成否がかゝつてゐる事も自明である。その文學の中に戰場の直接行動のみを具體化する方法によつても、一種の戰場文學は成立する。併し合戰・戰場の行動が世界にとつてどのやうな役目を果すかに盲目な戰場文學は、最早人間の動物的な殺戮行爲を素材とした文學にすぎないものとなつて了ふ。而もさういふ盲目的な合戰の誇張はどういふ文學となるかは自明であらう。偉大な作品であるためには、作者は當然戰爭の當時代における意義に對してすぐれた見解や感情を持つものでなければならぬ。

一般に戰爭の意義は、戰場にのみ見出されるものではない。本來的に言つて、それは當代の

他の廣汎な世界に及ぼす影響なり結果なりに寧ろ鋭く現はれさへするものである。戰爭そのものが當時代の政治・經濟狀態の一種の表情である以上、その表情のみで、その意義の判定は出來ないからである。

かうして、偉大な作品は、どうしてもその眼を戰場にのみとゞめるわけにゆかなくなる筈である。作者の戰爭と時代に對する見解が大きく高ければそれだけ、彼の採上げる素材は、狹い戰場から擴大され、その視野は當然時代の、歷史の廣い場面へと及ばざるをえない。「平家物語」も亦、果してそのやうな構造を持つてゐた。即ち「橋合戰」その他の戰場敍述は、決してそれ自身獨立して了ふものではなく、一つの時代、源平の交替なる現象のうちに浮彫された院政時代から鎌倉時代へかけての偉大な轉換期を象徵する繪卷の一齣として登場するのである。

即ち、「平家物語」の合戰敍述は夥しい數に上るけれども、物語は決して狹い、吾々の所謂「戰場文學」にとゞまることなく、それは同時に時代の本質へ、その時代の表情としての戰爭の本質へまで肉迫した「歷史文學」であつたのだ。

今日の所謂戰爭文學も、單に「戰爭文學」の低さからこの高さにまで自らを擴充しなければならぬ。

「戰爭文學」は、同時に優秀な「歷史文學」となりえて始めて偉大な文學と云ふ事が出來るのである。「平家物語」が、その持つ幾多の缺陷や限界にも拘はらず、かういふ困難をのりこえる事の出來た珍しい古典である理由を、讀者と共に自覺する事は、この物語を讀む上に缺くべからざる要件と思ふ。

今、この欄の分析をぬきにして、「平家」における合戰記述の問題を特に總括的に考へた所以である。

宮御最後

足利は、(1)朽葉の(2)綾の直垂に、(3)赤革威の鎧著て、(4)高角打たる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶き、(5)切斑の矢負ひ、重籐の弓持て、(6)連錢蘆毛なる馬に、(7)柏木にみゝづく打たる(8)金覆輪の鞍置てぞ乘たりける。鐙踏張り立上り、大音聲を揚て、名乘けるは、「遠くは音にも聞き、近くは目にも見給へ。昔朝敵將門を亡し、勸賞蒙し(9)俵藤太秀里に十代、足利太郎俊綱が子、又太郎忠綱、生年十七歳、か樣に無官無位なる者の、宮に向ひ參せて、弓を引き矢を放つ事(10)天の恐少からず候へ共、(11)弓も矢も冥加の程も、平家の御上にこそ候らめ。三位入道殿の御方に、我と思はん人々は、寄合や見參せん。」とて平等院の門の內へ責入々々戰けり。

是を見給て、大將軍左兵衛督知盛、「渡せや渡せ。」と下知せられければ、二萬八千餘騎、皆打入て渡しけり。馬や人に塞れて、さばかり早き宇治川の、水は上にぞ湛へたる。(12)自ら外るゝ水には、(13)何も不堪流れけり。雜人共は、馬の(14)下手に取附々々渡りけれ

(1)黃に赤みを加へた色。黃がら茶。色合で青赤黃の三朽葉
(2)模樣を織り出した絹
(3)茜草の根を煎じて染めた革でおどした鎧
(4)兜の鍬形のかはりに鹿の角をつけたもの
(5)鷲の羽の黑白の斑の切れわかれ鮮かなもの
(6)馬の毛色。葦毛に圓い錢形の灰白色の斑文ある馬
(7)柏の木に木菟の止つてゐる文樣を金銀でうちつけた
(8)鞍の前輪後輪を金で緣をとつたもの
(9)藤原魚名の裔
(10)臣として無禮で神に畏し
(11)佛神も弓矢神の加護も
(12)隙間から外れて漏る水流
(13)何も支へきれずに
(14)馬の下流にすぐくつつき

ば、膝より上をば濡さぬ者も多かりけり。如何したりけん伊賀伊勢兩國の官兵、馬筏押破られ水に溺れて六百餘騎ぞ流れける。萌黄、緋威、赤威、色々の鎧の浮ぬ沈ぬゆられけるは、(1)神南備山の紅葉葉の、嶺の嵐に誘れて、(2)龍田河の秋の暮、(3)井塞に懸て、流もやらぬに異ならず。其中に緋威の鎧著たる武者が三人、(4)網代に流れ懸て淘けるを、伊豆守見給ひて、

伊勢武者(5)はみなひおどしの鎧きて、宇治の網代にかゝりぬるかな。

是等は三人ながら伊勢國の住人也。黒田後平四郎、日野十郎、乙部彌七と云ふ者なり。其中に日野十郎は、(6)ふる者にて有ければ、弓の弭を岩の狹間にねぢ立て、掻上り、二人の者どもをも引上て、助たりけるとぞ聞えし。大勢みな渡して、平等院の門の內へ、入替〳〵戰ひけり。(7)此の紛に、宮をば南都へ先立て參せ、源三位入道の一類、殘て防矢射給ふ。

三位入道七十に餘て軍して、弓手の膝口を射させ、痛手なれば、心靜かに自害せんとて、平等院の門の內へ引退いて、敵おそひかゝりければ、次男源大夫判官兼綱、紺地の錦の直垂に、唐綾威の鎧著て、白葦毛なる馬に乘り、父を延さんと、返合せ〳〵防戰ふ。上總太郎判官が射ける矢に兼綱(8)內甲を射させて(9)疼む處に、上總守が童、次郎丸と云ふしたゝか者押竝て引組でどうと落つ。源大夫判官は、內甲も痛手なれども、聞

(1)三室山、三諸山。古來紅葉の名所として名高い
(2)三室山の東南をめぐる。「嵐吹くみむろの山のもみぢ葉はたつ田の川の錦なりけり」(能因)
(3)堰。水をせきとめた處
(4)瀨に竹や木を編み列ねそのはてに簀をあて魚を捕へるもの。宇治川では氷魚を捕るので有名
(5)全く緋色の絲でおどした鎧。ひおどしに氷魚(ヒヲ)をかけてゐる
(6)場數をふんだ老練な兵
(7)この亂鬪中に
(8)甲の正面の內側
(9)射られての武者鬪

る大力なりければ、童を取て押て頸を掻き、立上らんとする處に、平家の兵共、十四五騎ひし／＼と落重て、兼綱を討てけり。伊豆守仲綱も、痛手あまた負ひ平等院の(1)釣殿にて自害す。其頸をば下河邊藤三郎清親取て、大床の下へぞ投入ける。六條藏人仲家、其子藏人太郎仲光も、散々に戰ひ、分捕餘たして、遂に討死してけり。此仲家と申は、故帶刀先生義方が嫡子也。孤にて有しを、三位入道養子にして、(2)不便にし給しが、日來の(3)契を變ぜず、一所にて死にけるこそ(4)無慙なれ。

三位入道は渡邊長七唱を召て、「我頸うて。」と宣へば、主の(5)生頸討ん事の悲しさに、涙をはら／＼と流いて、(6)「仕るとも覺え候はず。御自害候て、其後こそ給り候はめ。」と申ければ、「誠にも。」とて西に向ひ、高聲に(7)十念唱へ、最後の詞ぞあはれなる。

(8)埋木の花さく事もなかりしに、みのなる果ぞかなしかりける。

是を最後の詞にて、太刀のさきを腹に突立て、俯樣に貫てぞ失られける。其時に歌讀べうは無りしか共、若より(9)强に好たる道なれば、最後の時も忘れ給はず。其頸をば唱取て泣／＼石に括合せ敵の中を紛れ出て、宇治川の深き所に沈てけり。

競瀧口をば平家の侍共、如何にもして、生捕にせんとうかゞひけれ共、競も先に(10)心えて、散々に戰ひ、大事の手負ひ、腹搔切てぞ死にける。圓滿院大輔源覺、今は宮も遙に延させ給ひぬらんとや思ひけん。大太刀大長刀左右に持て、(11)敵の中をうち破り、宇

(1)寢殿造の西の廊の端で池に臨んだ建物
(2)目をかけてゐた
(3)一緒に討死するとの約束
(4)惡をなしてはぢざる事より轉じていたはしき事
(5)生きてゐる人の首を討つ
(6)御首が討てさうにない
(7)南無阿彌陀佛を十度唱へること
(8)土中で化石のやうになつた木。身に實をかけてゐる
(9)和歌が無性にすきで
(10)生捕にしたい先方の心をよく知つてゐて
(11)敵陣を突破して

治川へ飛で入り、物具一つも捨ず、水の底を潜て、向の岸に渡り着き、高き所に登り、大音聲を揚て、「如何に平家の君達、(1)是までは御大事かよう。」とて、三井寺へこそ歸けれ。

飛彈守景家は、古兵にて有ければ、此紛に、宮は南都へやさきたゝせ給ふらんとて軍をばせず、其勢五百餘騎、鞭鐙を合せて追懸奉る。案の如く、宮は三十騎許で落させ給けるを、(2)光明山の鳥居の前にて、追附奉り、雨の降る樣に射參せければ、何が矢とは覺ねども、宮の左の御側腹に矢一筋立ければ、御馬より落させ給て、(3)御頸取れさせ給ひける。是を見て御伴に候ける鬼佐渡、荒土佐、荒大夫、理智城房の伊賀公、刑部俊秀、金光院の六天狗、(4)何の爲に命をば惜むべきとて、をめき叫んで討死す。其中に宮の御乳母子、六條助大夫宗信敵は續く、馬は弱し、(5)にゐ野の池へ飛でいり、浮草顔に取掩ひ、慄居たれば、敵は前を打過ぬ。暫し有て兵者共の四五百騎、さゞめいて打ち歸ける中に、淨衣著たる死人の、頸も無いを、(6)蔀の下にかいていできたりけるを誰やらんとみ奉れば、宮にてぞましましける。我死ば此笛をば御棺に入よと仰ける小枝と聞えし御笛も、未御腰に差れたり。走出て取も附まゐらせばやと思へども、怖しければ其も叶はず。かたき皆歸て後、池より上り、ぬれたる物共絞著て、泣々京へ上たれば、憎まぬ者こそ無りけれ。

(1)ここまで攻めてくるのは大儀かのう。ようは嘲意の語

(2)山城國相樂郡綺田の東、眞言寺

(3)山槐記には木幡河原で討たれ給うたとある

(4)宮御最期の上はいつをたのみに命を惜しむ必要があらう

(5)長門本に二井の池、愚管抄ににえの池とある

(6)蔀の上に乘せて舁いで行つたの意か。長門本に「たごしにのせてかきて通りけるを」とある

去程に南都の大衆ひた甲七千餘人、宮の御迎に參る。先陣は粉津(1)に進み、後陣は未興福寺の南大門にゆらへ(2)たり。宮は早光明山の鳥居の前にて討れさせ給ぬと聞えしかば、大衆みな力及ばず涙を押へて留りぬ。今五十町許(3)待附させ給はで、討れさせ給けん宮の御運の程こそうたてけれ。

(1)相樂郡木津町。奈良から二里弱の街道の一驛
(2)ためらつた。ひかへた
(3)御逃げのびになれないで

（評）「馬や人に塞れて、さばかり早き宇治川の、水は上にぞ湛へたる。」恐ろしく誇張した文章だが、かういつた誇張は各所に見え、例へば淸盛の往生振りを述べた「入道死去」（卷第六）など、その最も著しい場合といへる。

この物語の人物の敍述が、强いアクセントをつけられ、いはゞ大寫しに寫し出される場合の少くない事は、既に述べたが、それは人物ばかりでなく、このやうに一つの事件の、場合によつては風景の把へ方にも用ゐられる手法であつた。（「鵜川軍」を見よ）この手法の背後には、英雄的な人物、或は嘆賞すべき驚くべき事件に對する作者の抑へがたい共感があり、更に人物なり事件なりを現實の低さや狹少さから淸め、もつと偉大なもつと英雄的なものを望んでゐた時代の又作者のロマンティクな心情が大きく息づいてゐたのである。しばしば見た合戰に於ける勇士たちの誇張がこれであつて、荒々しい粗大なといはれて來た「平家」の文章が、この時最大の役目を果したのだ。たゞこのやうなロマンティクな手法が、例へば重盛の形象を創つたときの如く、あまりにも現實を無視した、作者の思想の傀儡かと考へられる方法と結付く場合、

その誇張が強ければ強い程、描かれた人物は破綻を來たし、何より大事な藝術性を失つて了ふといふ事も閑却しがたい事實であつた。

尙、この段の終には、宮の御乳母子、六條助大夫宗信が、命を惜んで池の中に飛込み浮草を顏に掩つてぶる〳〵慄へてゐたばかりでなく、宮の大事を目前に見捨て奉つた事を鋭く描いて、「惜まぬ者こそ無りけれ。」と結んでゐる事が注目される。即ち封建の世に生れ、實戰をとほして成長しつゝあつたモラル、而も未だそれは自然で若々しく、一種の建設的な意味をさへ持つてゐた武士社會層特有のモラルの立場から、彼は手痛く攻撃され、指彈されてゐるわけである。かくて、宿運の未だ失はれなかつた淸盛に對立した賴政はいふまでもなく、當然、宮の御事も敗北に歸せざるをえなかつたのである。

〔梗概〕 高倉宮の御子は失はるべきところ宗盛の請によつて御出家になられ（**若宮出家**）、奈良に御出での御子は御出家の上、北國へ落ちさせられた。京都では勝軍に勸賞・除目が行はれた（**通乘沙汰**）。

鵼

抑源三位入道賴政と申は、(1)攝津守賴光に五代、(2)參河守賴綱が孫、兵庫頭仲正が子也。保元の合戰の時、(3)御方にて先をかけたりしか共、させる賞にも預らず。(4)又平治の逆亂

(1)六孫王經基孫、滿仲子
(2)賴光─賴國─賴綱─仲政─賴政
(3)保元物語に「兵庫頭源賴政ニ相從フ兵雖々ゾ先渡邊黨ニ云々」とある
(4)平治物語「賴政心替ノ事」の條、參照

にも、親類を捨て参じたりしか共、恩賞是疎なりき。大内守護にて年久う有しかども、昇殿をば許されず。年たけ齡傾いて後、述懐の和歌一首詠んでこそ昇殿をば許されけれ。

人しれず大内山の山守は、(1)木隠てのみ月を見るかな。

のぼるべき便無き身は木の下に、(2)しゐをひろひて世をわたるかな。

此歌に依て昇殿許され、正下四位にて暫有しが、三位を心にかけつゝ、さてこそ(3)三位はしたりけれ。軈て出家して、源三位入道とて、(4)今年は七十五にぞ成れける。此人(5)一期の高名と覺し事は、(6)近衛院御在位の時、仁平の頃ほひ、主上夜々おび(7)えたまぎらせ給ふ事有けり。(8)有驗の高僧貴僧に仰て、大法祕法を修せられけれども、其驗なし。御惱は丑(9)刻許で在けるに、(10)東三條の森の方より、黒雲一村立來て、御殿の上に掩へば、必ずおびえさせ給ひけり。是に依て公卿僉議有り。去る寛治の比ほひ、(11)堀河天皇御在位の時、しかの如く、(12)主上夜な/\おびえさせ給ふ事在けり。其時の將軍義家朝臣、(13)南殿の大床に候はれけるが、御惱の刻限に及で、(14)鳴絃する事三度の後、高聲に「前陸奥守、源義家」と名乘たりければ、人人皆身の毛竪て、御惱怠せ給ひけり。然れば則先例に任て、武士に仰て警固有べしとて、源平兩家の兵の中を選せられけるに、此頼政を選出れたりけるとぞ聞えし。此時は未兵庫頭とぞ申ける。頼政

(1)地下の身分で表に出られないで木の蔭からのみ月をみる。千載集雑部に見える
(2)椎を四位にかけてゐる
(3)玉葉の治承二年十二月廿四日に「今夜頼政敍二三位一、第一之珍事也。是入道相國（淸盛）奏請云々」と
(4)治承四年には七十七歲
(5)頼政一代の名譽な
(6)長門本鳥羽天皇、盛衰記二條天皇、十訓抄高倉天皇の御時とあり、いづれか分らない
(7)夢におそはれて驚くこと
(8)効驗のあらたかな
(9)午前二時頃
(10)東三條第の鎭守神・角振隼兩社のある森をいふ
(11)古事談・宇治拾遺物語に白河院御時とある說話に基く
(12)そのやうに
(13)紫宸殿の別稱
(14)弦打。弓の弦をならして

申けるは、「昔より朝家に武士を置るゝ事は、逆反の者を退け、違勅の輩を亡さんが爲なり。目にも見えぬ(1)變化の物仕れと仰せ下さるゝ事、未承り及ばず。」と申ながら、勅定なれば召に應じて參内す。賴政は(2)憑切たる郎等、遠江國の住人、井早太に、(3)ほろのかざきりはいだる矢負せて、唯一人ぞ具したりける。我身は(4)二重の狩衣に、山鳥の尾を以て作だる(5)鋒矢二筋、滋籐の弓を取添て、南殿の大床に伺候す。賴政矢を二つ手挾ける事は、雅賴卿其時は未左少辨にて坐けるが、變化の者仕らんずる仁は、賴政ぞ候と選び申されたる間、一の矢に變化の物を射損ずる者ならば、二の矢には、雅賴の辨の、(6)しや頸の骨を射んとなり。日來人の申に違はず、御惱の刻限に及で、東三條の森の方より、黑雲一村立來て、御殿の上にたなびいたり。賴政屹と見上たれば、雲の中に恠き物の姿あり。是を射損ずる者ならば、(7)世に有るべしとは思はざりけり。さりながらも矢取て番ひ、南無八幡大菩薩と、心の中に祈念し、能引て、ひやうと射る。手答して、はたと中る。「(8)得たりやをう。」と、矢叫をこそしたりけれ。井早太つと寄り、落る處をとて押へて、續樣に九刀ぞ刺たりける。其時上下手々に火を燃いて、是を御覽じ見給ふに、頭は猿、軀は狸、尾は蛇、手足は虎の姿也。鳴く聲鵼にぞ似たりける。怖しなども愚なり。主上御感の餘に、(9)獅子王といふ御劒を下されけり。(10)宇治左大臣殿是を(11)賜り次で、賴政に賜んとて、御前のきざはしを半許下させ給へる處に、比は卯月

(1)妖怪を退治せよと
(2)心からたのみにしてゐる
(3)母衣の風切。鳥の翼の下の保呂羽の中の風切といふ羽で矧いだ矢。鳥は鷲
(4)裏表同色の
(5)先が尖り横のはつてゐる鏃をつけた矢
(6)人を憎み賤しめてその頸をいふ。しやつ頸
(7)そのまゝ生き長らへる氣がしない
(8)してやつたり。しめた
(9)盛衰記に「鳥羽院より御傳ありける師子王と申御劒に御衣一重ぬぎそへて」とある
(10)頼長。十訓抄では實定
(11)主上の賜るを取次いで

十日餘の事なれば、雲井に郭公、二聲三聲音信てぞ通りける。其時左大臣殿、

　時鳥名をも(1)雲井にあぐるかな。

と仰せられたりければ、頼政右の膝をつき、左の袖を廣げ、月を少し傍目にかけつゝ、

　(2)弓はり月のいるにまかせて。

と仕り、御劍を賜て罷出づ。「弓矢を取てならびなきのみならず、歌道も勝たりけり。」とて君も臣も御感在ける。さて彼變化の物をば、(3)空船に入て流されけるとぞ聞えし。

去る(4)應保の比ほひ、二條院御在位の御時、鵼と云ふ(5)化鳥、禁中に鳴て、屢宸襟を惱す事有き。先例を以て、頼政を召されけり。比は五月二十日餘のまだ宵の事なるに、鵼唯一聲音信て、二聲とも鳴ざりけり。(6)目指とも知ぬ闇では有り、姿形も見えざれば、(7)矢つぼを何とも定めがたし。頼政策に先大(8)鏑を取て番ひ、鵼の聲しつる内裏の上へぞ射上たる。鵼鏑の音に驚て虚空に暫(9)ひゝめいたり。二の矢に小鏑取て番ひ、ひいふつと射切て、(10)鵼と鏑と竝べて前にぞ落したる。禁中さざめきあひ、御感斜ならず、御衣を被させ給けるに、其時は、(11)大炊御門右大臣公能公是を賜りついで、頼政にかづけさせ給ふとて、「昔の(12)養由は、雲の外の鴈を射き。今の頼政は、雨の中の鵼を射たり。」とぞ感ぜられける。

五月闇名をあらはせる今宵哉。

(1)空の雲と宮中とをかけ、郭公の名のりと頼政の芳名を揚げたこととをかけた
(2)まぐれ當りに射當てた意。陰暦上旬の月は上弦の月で弓の形である。射ると月の入るとをかけてゐる
(3)木を刳つて中をうつろにした丸木舟
(4)この說話は十訓抄にある
(5)變化の鳥
(6)目指してみても分らぬ闇
(7)矢のねらひどころ
(8)鏑の大小でいふ。大鏑矢
(9)ひゝと啼いた
(10)鵼と矢と並んで落ちる、即ち射當てたといふ意
(11)十訓抄では後德大寺實定
(12)養由基。楚人。百歩離れて柳葉を百發百中したといふ射術の名人

と仰せられかけたりければ、頼政、

　　たそがれ時もすぎぬとおもふに。

と仕り、御衣を肩に懸て退出す。其後伊豆國賜はり、子息仲綱(1)受領になし、我身三位して、(2)丹波の五箇庄、若狭のとう宮河を知行して、(3)さて坐べかりし人の、由なき謀反起て、宮をも失參せ我身も子孫も亡ぬるこそうたてけれ。

(1)伊豆守になつたこと
(2)今、船井郡五箇庄村
(3)そのまま安泰に過せば過せたのに

（評）變化のものを討取つた頼政、鵼に對する彼の用意のほど、それらは高倉宮を擁して、大敵平家にあたつた武將としての姿と共通のものであるが、御劍を拜受する折、「時鳥名をも雲井にあぐるかな。」と呼びかけられた彼が、「右の膝をつき、左の袖を廣げ、月を少し傍目にかけつゝ、弓はり月のいるにまかせて。」と直に應じえ、再び鵼を射た時にも、「たそがれ時もすぎぬとおもふに。」と受け、「御衣を肩にかけて退出」した姿は、最早一介の武將としてではなく、當時の京都の貴族たちが望ましいものとして描いてゐた、彼らに身近い「教養」ある人の姿であつた。即ち、「弓矢を取てならびなきのみならず、歌道も勝れたりけりとて、君も臣も御感ありける。」と述べられてゐるやうに、武人としての秀れた振舞が、歌道にも通じてゐるといふ、いはゞ既成の文化的教養を身につけてゐるといふ事のために、大きく描かれてゐるのである。かういふ事は後に描かれる平家の武將たちにも强調されてゐるのであり、特に、俊成卿との應待で著名な忠度の姿の如き、その典型的な表現を得てゐるのだが、このやうに、新文化の擔當

者ともいふべき新興武士層の人々をも、舊い傳統的な文化に引きつけなければ安心出來なかつたところに、この物語の一つの性格が示されてゐるわけである。而もかういふ面を通じて、この物語は舊貴族たちにも聽かれ愛讀されたに相違ない。併しながら、「平家物語」にあつては、尙、かういふ側面も、それ自身獨立して、排他的な概念として自らを主張するものでない事が注目されなければならない。賴政の賞讃も、この場合武將として恥ぢない行動が根柢にあつてはじめておこりえたのであり、一矢にして怪鳥を射落す力量なくしては、「君も臣も御感ある」筈がないのである。だから、かういふ傳統的な文化に結びつけるといふ事も、彼及び彼の屬する新興武士層の現實的な力に對する賞讃の一つの飾りつけであり、いはゞ附屬物なのである。

卽ちかういふ傳統的な文化なり風格なりは、この物語にあつては、最早、獨立には立ち歩く事が出來なかつた。それにも拘はらず、それらを全く價値なきもの、顧みるに價ひせぬものとして破り捨てるほど、作者の立場は徹底したものでもなかつた。「殿上闇討」（卷第一）の忠盛の典型的な武人としての姿は、「鱸」（卷第一）の段で、歌人忠盛の側面が附加され、忠度を始めつぎ〳〵にほろび行く平氏の公達たちへの同情も、彼らの持つ傳統的な文化のほろびに對する愛惜の念に裏付けられてゐる場合が少くないのである。

こゝにこそ「平家」の持つ偉大な矛盾と限界とが讀みとられねばならないのであるが、それには、後に說くやうに、鎌倉時代の武家の成長と發展とが如何なる方向に向つてゐたかを十分に究める事が必要である。

〔梗概〕　三井寺は以仁王を奉じて平氏に弓引いたといふので討伐され、歴史ある多數の伽藍が燒拂はれた（**三井寺炎上**）。

平家物語巻第五

〔梗概〕治承四年六月、平清盛は安徳天皇、後白河法皇を奉じて帝都を福原に遷した。京都は日に荒廢していつたが、新都はまだ十分とゝのつてはゐない（都遷）。

月見

[1]六月九日、[2]新都の事始、八月十日[3]上棟、十一月[4]十三日遷幸と定めらる。[5]舊き都は荒行ば、今の都は繁昌す。[6]淺ましかりける夏も過ぎ、秋にも既に成にけり。やう／＼秋も半に成行ば、福原の新都にまします人々、[7]名所の月を見んとて、或は[8]源氏の大将の[9]昔の迹を忍つゝ、須磨より明石の浦傳ひ、[10]淡路のせとを押渡り、[11]繪島が磯の月を見る。或は[12]白良、[13]吹上、和歌の浦、[14]住吉、難波、[15]高砂、[16]尾上の月の曙を、詠て歸る人も有り。舊都に殘る人々は、[17]伏見、[18]廣澤の月を見る。

其中にも徳大寺左大將[19]實定卿は、舊き都の月を戀て、八月十日餘に、福原よりぞ上り

(1)治承四年
(2)福原。今、神戸市の西部
(3)新造内裏の上棟式
(4)百錬抄には十一日
(5)今までの帝都平安京
(6)騒がしいことの多かつた。四五月に以仁王の變。六月に遷都など慌しかつたから
(7)歌や物語で有名な場所
(8)源氏物語の主人公光源氏
(9)源氏物語須磨明石の二巻に光源氏の侘住居が描れてゐる
(10)明石の瀬戸
(11)淡路國津名郡松尾岬の南
(12)紀伊國西牟婁郡瀬戸村から湯崎村に至る白砂の海岸
(13)和歌山市の西南から海草郡雑賀村邊の古名。月の名所
(14)攝津國東成郡住吉村海岸
(15)播磨國加古郡高砂町
(16)同加古郡尾上村
(17)山城國紀伊郡伏見町
(18)同葛野郡嵯峨村東の池
(19)後に左大臣。公能の子

給ふ。何事も皆變り果て、稀に殘る家は、(1)門前草深して、庭上露滋し。(2)蓬が杣淺茅が原、鳥のふしどと荒果て、蟲の聲々恨つゝ、黄菊紫蘭の野邊とぞ成にける。(3)故郷の名殘とては、近衞河原の大宮(4)ばかりぞまし／＼ける。大將其御所に參て、先(5)隨身に、(6)惣門を叩せらるるに、内より女の聲して、「誰そや蓬生の露打拂ふ人もなき處に。」と咎れば、「福原より大將殿の御參り候。」と申す。「惣門は鎖のさゝれて候ぞ。東面の小門より入せ給へ。」と申ければ、大將「さらば」とて、東の門より參られけり。大宮は御つれ／＼に、昔をや思召出でさせ給ひけん、(7)南面の御格子開させて御琵琶遊されける處に、大將參られたりければ、「如何に夢かや現か、是へ／＼。」とぞ仰せける。(8)源氏の宇治の巻には、(9)優婆塞宮の(10)御娘、秋の名殘を惜み、琵琶を調べて、夜もすがら心を澄し給しに、有明の月の出けるを、堪ずや思ほしけん、1撥にて招き給ひけんも、(11)今こそ思ひ知られけれ。

待宵の(12)小侍從といふ女房も、此御所にてぞ候ける。此女房を、待宵と申ける事は、或時御所にて、(13)「待宵、歸る朝、何れかあはれは勝る。」と御尋ありければ、

(14)待宵のふけゆく鐘の聲聞けば、歸るあしたの鳥はものかは。

と讀たりけるに依てこそ、待宵とは召されけれ。大將彼女房呼出し、昔今の物語して、小夜もやう／＼更行けば、ふるき都のあれゆくを(15)今樣にこそうたはれけれ。

(1)「和漢朗詠集」による
(2)蓬が茂つて杣山のやうだ。「なけやなけ蓬が杣の蟋蟀……」曾根好忠。「故里は淺ぢが原と荒れはて……」道命法師。（共に後拾遺集に出づ）
(3)京に殘つてゐる身內
(4)太皇太后多子。實定卿の妹
(5)貴人を護衞する近衞府の舍人。大將には八人の規定
(6)外構への正門
(7)正面のこと。寢殿造は南向に建てるを原則とするから
(8)源氏物語の宇治十帖の初の巻卽ち橋姬巻をいふ
(9)桐壺帝第八子。光源氏の御弟で宇治八の宮。優婆塞は戒をうけ佛門に入りながら俗生活をする男子
(10)宇治八の宮の長女大姬君
(11)昔の物語の主人公の氣持を
(12)石淸水八幡の檢校光淸女
(13)わが戀ふ人を待つ宵と、その歸るのを送る翌朝と
(14)新古今集戀歌三にある
(15)今樣歌。七五調八句。和讚から起つた歌謠の一體

(1)皎々と冴えわたつて
(2)藤原經尹。懷經の子
(3)御挨拶申上げよ
(4)今朝にかぎつてどうして
(5)待つてゐればこそ更けゆく鐘の音がつらいが、普通には名殘惜しい朝の別れの方が悲しいにきまつてゐる
(6)そのやうに風流な挨拶をするからこそ

舊き都を來て見れば　淺茅が原とぞ荒にける。
月の光はくまなくて(1)　秋風のみぞ身にはしむ。

と三反歌ひすまされければ、大宮を始め參せて、御所中の女房達、皆袖をぞ濕されける。

去程に夜も明ければ、大將暇申て、福原へこそ歸られけれ。御伴に候藏人(2)を召て、「侍從が餘に名殘惜げに思ひたるに、汝歸て何とも云てこよ。」と仰せければ、藏人走り歸て、「『畏申せ(3)』と候。」とて、

物かはと君が云けん鳥の音の、今朝(4)しもなどか悲かるらん。

女房涙を押へて、

また(5)ばこそ深行く鐘も物ならめ、あかぬわかれの鳥の音ぞうき。

藏人歸り參て、此由を申たりければ、「されば(6)こそ汝をば遣つれ。」とて、大將大に感ぜられけり。其よりしてこそ物かはの藏人とはいはれけれ。

1　「源氏物語」橋姫の卷に、「一人は柱に少し居かくれて琵琶を前に置て撥を手まさぐりにしつゝ居たるに雲隱れたりつる月の俄にいとあかくさし出でたれば扇ならでもこれにしても月は招きつべかりけりとてさしのぞきたる顏……(下略)」とあるによつたものである。

（評）「一天の君萬乘の主だにも移し得給はぬ都を、入道相國、人臣の身として、移されけるぞ怖しき。舊都はあはれ目出たかりつる都ぞかし。……」（前段「都遷」）。淸盛の惡業の著しいものの一つとして、遷都が語られ、舊都を愛惜する心が、前段でも强調されてゐる。さうしてその最も具體的な訴へとして「月見」の段は展開される。從つて、最初、道行文の體をかりて、月見による舊都の愛すべき情趣が最も音樂的にうたひ上げられ、德大寺實定卿の荒れはてた舊都訪問が述べられるところまでは、直接前段に引き續いて、「舊都はあはれ目出たかりつる都ぞかし。」の心持が、類型的な併し律動的な文章を通じて、詠嘆的に强調されてゐるのであるが、併しその舊都の目出たさなるものは當然、平安時代以來の長いさまざまな傳統と文化を愛惜する念が中心である事はいふまでもなく、須磨・明石の月も伏見・廣澤の月も、かういふ旣成の貴族的な情趣として描き出されてゐるわけである。

又、この段に物語られる待宵の小侍從・物かはの藏人の說話は、同時代の說話集「今物語」や「十訓抄」にも抄錄されてゐる有名な說話であり、その敍述も大體彼らと同樣であつて、このあたりは、「平家」の中でも最も前時代的な性格を持つものであり、德大寺實定卿の近衞河原訪問の條の如き「源氏物語」の情景さへ援用されてゐるのだが、それにも拘はらず、この月見の段はやはり「平家」獨特のものを語つてゐる事が注目されねばならない。

卽ち「源氏」の情景を援用したこの段の敍述も、最早、「源氏物語」や「枕草子」が、現實の一側面にしろ、それを靜かに觀察し、夫々の美しさを喜びを以て語つたのと同一である筈はな

く、又略〻同時代の說話物語集が、かゝる古典的・傳統的な情景を、單なる懷古と追慕の情で物語つてゐるのと同一でもない。

勿論それを大まかに云へば、同時代の說話集等の懷古性に近いものではあつたが、尙、それらの懷古の氣持は、說話集の如く追慕へ統一される事がなく、曾ては、その權威と指導力とを誰疑ふものもなく、その永續を保證されてゐたかに見えた京都を中心とする貴族たちの生活・文化が、今や見るかげもなく衰へ行き、ほろびの前に首うなだれてゐる事實を、同情し、哀憐しつゝも確認するものの筆なのである。

物かはの藏人の說話も、今一度考へてみると、說話集の取扱ひ方の、單に失はれ亡びた美しき傳說を懷古し追慕するものと異り、實定の歌つたといふ、

舊き都を來て見れば　淺茅が原とぞ荒れにける。
月の光はくまなくて　秋風のみぞ身にはしむ。

の今樣に象徵されるやうに、美しきものの、現實に見る如何ともなしがたいほろびの姿を、嘆きつゝも確認するといふ、著しい相違點に氣づかざるをえないのである。

作者の意圖如何に拘はらず、その「現實的な」態度が、こゝにも强く作用して、最も傳統的な性格を持つこの「月見」の段をも、同時代の他のジャンルの陷つた果てしのない無益な懷古主義から救つてゐる事を、吾々は讀者とともに十分反省することが必要であると思ふ。

×　×　×

以下、紙數のため、「評」を省略する事になつたが、大體、「平家」の持つ諸性格には夫々觸れて來たつもりであり、尙、その缺は「研究篇」で補足するのを參照していたゞきたい。

〔梗概〕福原では不吉な前兆が頻發して人心は恟々としてゐた（物怪之沙汰）ところへ、治承四年九月、相模の大庭景親から、賴朝が北條時政以下を率ゐて謀反を起したといふ早馬が來たので、淸盛は怒つた（早馬）。一體、わが國では朝敵で素懷を遂げたものはない（朝敵揃）。支那の例を見ても朝敵は榮えないものだ（咸陽宮）。

文覺荒行

抑彼賴朝と申は、去る平治元年十二月、父左馬頭義朝が謀反に依て、年十四歲と申し永曆元年三月廿日、伊豆國蛭島へ流されて、二十餘年の春秋を送り迎ふ。(1)年來も有ばこそ有けめ、今年如何なる心にて、謀反をば起されけるぞと云ふに、(2)高雄の文覺上人の申勸められたりけるとかや。彼文覺と申は、本は渡邊の遠藤(3)左近將監茂遠が子、遠藤(4)武者盛遠とて、(5)上西門院の(6)衆也。十九の年(7)道心發し出家して、修行にいでんとしけるが、「修行といふは、いか程の大事やらん、試いて見ん。」とて、六月の日の草(8)も颭がず光たるに、片山の藪の中に這いり、仰のけに伏し、(9)虻ぞ、蚊ぞ、蜂蟻など云ふ毒

(1)長門本に「年ごろ日ごろさてこそすぎつるに」とある。「競」（卷第四）の「賴政は年比日來もあればこそありけめ」の頭註參照
(2)高尾山神護寺
(3)左近衞府判官
(4)院の武者所に仕へる武士
(5)鳥羽院の皇女統子。二條天皇の准母として院號を蒙らる
(6)所の衆の略。六位の侍からえらばれ殿上の雜役をつとめる
(7)佛道に入り菩提を求める心の意。盛衰記に「生年十八歲にて、いとほしき女に後れて髮をきり遁世しき」とある
(8)そよとの風もないこと
(9)虻やら蚊やら

蟲共が身にひし[1]と取附て螫食などしけれども、ちとも身をも動かさず、七日迄は起上らず、八日と云ふに起上て、「修行と云ふは、是[2]程の大事か。」と、人に問へば、「其程ならんには、爭か命も生べき。」と言ふ間、「さては[3]安平ごさんなれ。」とて、軈て修行にぞ出にける。

熊野へ参り、[4]那智籠せんとしけるが、[5]行の試みに、[6]聞ゆる瀑に暫くうたれて見んとて、瀑下へぞ参りける。比は十二月十日餘の事なれば、雪降積り、[7]つらゝいて、谷の小川も音もせず、[8]峯の嵐吹凍り、瀑の白絲[9]垂氷と成り、[10]皆白妙に押並べて、[11]四方の梢も見え分かず。然るに文覺瀑壺に下浸り、頸際漬て、[12]慈救の咒を滿[13]けるが、[14]二三日こそ有けれ、四五日にも成ければ、堪へずして文覺浮あがりにけり。數千丈漲り落る瀑なれば、なじかはたまるべき。さとおとされて、刀の刄の如くに、さしも嚴き岩角の中を、浮ぬ沈ぬ、五六町こそ流れたれ。時にうつくしげ[15]なる童子一人來て、文覺が左右の手を取て引上給ふ。人[16]奇特の思を成し、火を燒きあぶりなどしければ、[17]定業ならぬ命では有り、ほどなく息[18]いでにけり。文覺少し人心地いできて、大の眼を見怒かし、「我此瀑に三[19]七日打れて、[20]慈救の三洛叉を滿うと思ふ大願有り。今日は纔に五日になる。七日だにも過ざるに、何者が爰へはとて來たる[21]ぞ。」と言ければ、見る人身の毛よ[22]だて物いはず。又瀑壺に歸り立て打れけり。

(1)からだ一面に
(2)大變苦しいといふが、この程度のものなのか
(3)それならたやすいことだ。安平にこそあるなれ
(4)那智神社に参籠すること
(5)修行の手はじめに
(6)有名なつよい瀧
(7)氷柱が凍りついてゐて
(8)山風が凍るほど冷く吹き
(9)つらら
(10)なにもかもまつしろで
(11)どこが木やらわからない
(12)不動明王の咒三種のうちの中咒。眞言不動明王は大慈悲心で一切衆生をあはれみこれを救ふといふので、この名がある
(13)この咒を三億遍唱へる數をみたすこと
(14)二三日はそのまま無事にすんだけれども
(15)麗くし。端麗な
(16)見てゐた人々は
(17)壽命がつきたわけでない
(18)蘇生した
(19)二十一日間
(20)慈救の咒を三十萬回（三億）唱へること。洛叉は梵語、十萬又は億の數
(21)とつて來たるぞ。つれだしてきたのか
(22)おそろしさにぞつとして

第二日と云に、(1)八人の童子來て、引上んとし給へども、散々に抓合うて上らず。第三日と云に、文覺終にはかなくなりにけり。瀧壺を(2)穢さじとや、鬟結うたる天童二人、瀧の上より下降り、文覺が頂上より手足の爪さき手表に至る迄、よに煖に香き御手を以て、撫下給ふと覺えければ夢の心地して息出ぬ。「抑如何なる人にてましませば、かうは憐給ふらん。」と問奉る。「我は是(3)大聖不動明王の御使に、(4)金迦羅、(5)逝多伽と云ふ二童子也。文覺無上の願を發して勇猛の行を企つ、行て力を合すべしと、明王の勅に依て、來れる也。」と答へ給ふ。文覺聲を怒らかして、「さて明王は何くにましますぞ。」「(6)兜率天に。」と答へて、雲井遙に上り給ひぬ。掌を合せて是を拜したてまつる。「されば、我行をば、大聖不動明王までも知召れたるにこそ。」と、賴もしう覺えて、猶瀧壺に歸立て打れけり。誠に目出たき瑞相ども在ければ、吹來る風も身に入ず、落來る水も湯の如し。かくて三七日の大願終に遂げにければ、那智に千日籠り、(7)大峯三度、(8)葛城二度、高野、粉河、(9)金峯山、白山、(10)立山、富士の嶽、(11)伊豆、箱根、信濃の戸隱、(12)出羽の羽黑、惣じて日本國殘る所なく(13)行廻て、さすが猶故郷や戀しかりけん、都へ歸上たりければ、凡そ飛鳥も祈落す程の、(14)やいばの驗者とぞ聞えし。

〔梗概〕 其後文覺は高雄山に籠つてゐたが、神護寺修造の勸進に、後白河院の御所法住寺殿

(1)不動明王の使者八大童子の二童子
(2)死體で
(3)佛の尊號
(4)八大童子の第七位。明王の脇士で左側にたち智德を司る
(5)八大童子の第八位。明王の脇士で右側にたち福德を司る
(6)都史多天。欲界六天の第四位
(7)大和國吉野山中金峰山の南に連る釋迦岳彌山をいふ
(8)同葛城郡葛城村。金剛山ともいひ、役行者の靈場
(9)同吉野郡吉野村
(10)越中國中新川郡立山
(11)伊豆國賀茂郡伊豆山權現
(12)羽前國東田川郡羽黑山權現で羽黑方の修驗者の靈場
(13)修行しつつ廻國する
(14)刄のやうにするどく効驗をあらはす修驗者の意

へ推參し、大音聲に勸進帳をよみあげた(勸進帳)。

文覺被流

(1)折節御前には、(2)太政大臣妙音院、琵琶掻鳴し(3)朗詠目出度うせさせ給。(4)按察大納言資方卿(5)拍子取て(6)風俗、(7)催馬樂歌はれけり。右馬頭資時、四位侍從盛定、(8)和琴掻鳴し、今様とり〴〵に歌ひ、玉の簾、錦の帳の中さゞめき合ひ、誠に面白かりければ、(9)法皇も(10)附歌せさせ坐します。(11)其に文覺が大音聲出來て、調子も違ひ、拍子も皆亂にけり。「何者ぞ。(12)そ頸突け。」と仰下さるゝ程こそ有けれ。(13)はやりをの若者共、我も我もと進ける中に、資行判官と云ふ者、走出でゝ、(14)「何條事申ぞ。罷出よ。」と云ければ、(15)「高雄の神護寺に(16)庄一所寄られざらん程は全く文覺いづまじ。」とて(17)動かず。寄てそ頸を突うとしければ、勸進帳を取直し、資行判官が烏帽子を、はたと打て打落し、拳を握て、しや胸を突て、仰に撞倒す。資行判官は、髻放て、おめ〴〵と大床の上へ迯上る。其後文覺懷より、(18)馬の尾で柄巻たる刀の、氷の様なるを拔出いて、寄來ん者を突うとこそ待懸たれ。左の手には勸進帳、右の手には刀を拔て走り廻る間、(19)思設ぬ俄事では有り、左右の手に刀を持たる様にぞ見えたりける。公卿殿上人も、こは如何に〳〵と

(1)ちやうどその時、後白河院の御前には
(2)藤原師長。賴長の次男
(3)詩歌の秀句に節をつけて歌ふ一種の謠物
(4)笛・和琴・歌・鞠の名人。後白河院の郢曲の師であつた
(5)笏拍子を打つて
(6)風俗歌。諸國の民謠
(7)風俗歌の一種。もと民間の俗謠を取つて唐樂の樂譜に合せて譜を定め貴族の宴等に演じた歌謠
(8)あづま琴。箏に似て短い六絃の琴
(9)後白河法皇
(10)音樂につけて歌ふ歌
(11)そこを文覺が大音はりあげて勸進帳をよみあげたので
(12)素首を突出せ
(13)血氣にはやる男たち
(14)なんといふことをいふか
(15)高尾。和氣淸麿の建立したもの。のち空海が勅願寺として住持となつた寺
(16)莊園一所を寄進する
(17)すこしも動かない
(18)腰刀。手の辷られため柄を卷いた
(19)意外の突發事件

見む。」とて、ある時西八條(1)へぞまゐりたる。人まゐつて「當時都にきこえ候佛御前こそまゐつて候へ。」と申しければ、入道「なんでう(2)さやうのあそびものは人の召に隨てこそ參れ。左右なう推參する樣やある。祇王があらん處へは神ともいへ、佛ともいへ、かなふまじきぞ。とう／＼罷出よ。」とぞの給ひける。佛御前はすげなういはれたてまつて、已にいでんとしけるを、祇王、入道殿に申けるは「あそび者の推參は常の習でこそ候へ。其上年もいまだをさなう候ふなるが、たま／＼思たつてまゐりて候をすげなう仰られてかへさせ給はん事こそ不便なれ。いかばかりはづかしうかたはらいたく(3)も候ふらむ。わが(4)たてし道なれば、人の上ともおぼえず。たとひ舞を御覽じ、歌をきこしめさずとも御對面ばかりさぶらうてかへさせ給ひたらば、ありがたき御情でこそ候はんずれ。たゞ理をまげて、めしかへして御對面さぶらへ。」と申ければ、入道「いでいで、(5)我御前があまりにいふ事なれば見參(6)してかへさむ。」とてつかひを立てぞめされける。佛御前はすげなういはれたてまつつて車に乘て既にいでんとしてけるがめされて歸參りたり。入道出あひ對面して「今日の見參はあるまじかりつるを祇王が何と思ふやらん、餘りに申しすゝむる間、か樣に見參しつ。見參する程にてはいかで聲(7)をもきかであるべきぞ。(8)今樣一つうたへかし。」とのたまへば佛御前「承りさぶらふ」とて今樣一つぞ歌うたる。

(1)淸盛の別邸
(2)下の「左右なう推參する」にかゝる
(3)心苦しい
(4)祇王もと白拍子であつたから
(5)我御前の略 女子を親愛してよぶ語
(6)對面の敬語。轉じて謁見を許すの意
(7)歌謠
(8)今樣歌の略。現今流行の歌謠の意味。和讃から出て、七五調四句から成る

君をはじめて見るをりは、千代も歴ぬべし(1)姫小松、
御前の池なる(2)龜岡に、　鶴こそ群れ居て遊ぶめれ。

とおし返し／＼三返歌すましたりければ、見聞の人々みな耳目をおどろかす。入道もおもしろげに思ひ給ひて「我御前は今様は上手でありけるよ。(3)此定では舞も定めてよかるらん。一番見ばや。鼓打めせ。」とてめされけり。うたせて一番舞たりけり。佛御前は髮姿よりはじめてみめ形うつくしく聲よく節も上手でありければ、なじかは舞もそんずべき。心も及ばず舞すましたりければ、入道相國舞にめで給ひて佛に心をうつされけり。佛御前「こはされば何事さぶらふぞや。もとよりわらはは、推參の者にていだされまゐらせさぶらひしを、祇王御前の(4)申狀によってこそ召返されても候に、加樣にめしおかれなば、祇王御前の思ひ給はん心のうちはづかしうさぶらふ。はやはや暇をたうで出させおはしませ。」と申ければ、入道「すべて其儀あるまじ。但祇王があるをはゞかるか。其儀ならば祇王をこそいださめ。」と宣ひける。佛御前「それ又いかでかさる御事候べき。(5)諸共にめしおかれんだに(6)心うう候べきに、まして祇王御前を出させ給ひて、わらは一人めしおかれなば祇王御前の心のうちはづかしう候ふべし。おのづから後までわすれぬ御事ならば、めされて又は參るとも、今日は暇を給らむ。」とぞ申ける。入道「なんでう其儀あるべき。祇王とう／＼罷出でよ。」と御使かさ

(1)落葉松。佛自身をさす
(2)龜山ともいひ、蓬萊山の異稱である。池の中島をさす
(3)この調子ならば
(4)とりなし
(5)二人とも召抱へられるのでも
(6)心憂くの音便

ねて三度までこそ立てられけれ。祇王もとよりおもひ設けたる道なれども、さすがに(1)昨日今日とは思よらず。いそぎ出べき由頻にのたまふ間、(2)はき拭ひ、塵ひろはせ、見苦しき物共とりしたためて出づべきにこそ定まりけれ。(3)一樹の陰に宿り合ひ、同じ流をむすぶだに別はかなしき習ぞかし。まして此三年が間住なれし處なれば、名殘もをしう悲しくて、かひなき涙ぞこぼれける。さてもあるべき事ならねば、祇王すでに、(4)今はかうとて、出けるが、なからん跡の忘れ形見にもとや思ひけむ。障子になく〳〵一首の歌をぞかきつけける。

萠出るも枯るゝも同じ野邊の草、何れか秋にあはではつべき。

さて車に乘て宿所に歸り障子の內に倒れ臥し唯泣くより外の事ぞなき。母や妹是をみて「如何にやいかに。」ととひけれども、とかくの返事にも及ばず。具したる女に尋ねてぞさる事ありともしりてける。さる程に毎月に送られつる百石百貫をも今はとゞめられて、佛御前が(5)ゆかりの者共ぞ、始めて、樂み榮えける。京中の上下「祇王こそ入道殿よりいとま給はつて出でたんなれ。いざ見參して、遊ばむ。」とて、或は文をつかはす人もあり、或は使を立つる者もあり。祇王さればとて今更人に對面してあそびたはぶるべきにもあらねば文を取入るゝ事もなく、まして使にあひしらふ(6)迄もなかりけり。(7)是につけても悲しくていとゞ涙にのみぞしづみにける。

(1)つひにゆく道とはかねて聞きしかど昨日今日とは思はざりしを（伊勢物語）
(2)住んでゐた部屋を掃除した
(3)つひちよつとした知合ひでさへも
(4)もうこれかぎりと
(5)親類緣者
(6)ほどよくとりなすこと
(7)人情のかるがるしきことと

かくて今年も暮れぬ。あくる春の比、入道相國、祇王が許へ使者を立てて、「いかに其後何事かある。佛御前があまりにつれ／＼げに見ゆるに、まゐつて今様をもうたひ、舞などをも舞て佛なぐさめよ。」とぞ宣ひける。祇王とかうの御返事にも及ばず、入道「など祇王は返事はせぬぞ。参るまじいか。参るまじくば、其様に申せ。浄海も[1]はからふ旨あり。」とぞ宣ひける。母とぢ是を聞くにかなしくて、いかなるべしともおぼえず、なく／＼教訓しけるは、「いかに祇王御前ともかくも御返事を申せかし。さやうにしかられ参らせんよりは。」といへば、祇王「参らんとおもふ道ならばこそ[2]やがて参るとも申さめ。参らざらんもの故に何と御返事を申すべしともおぼえず。此度めさんに参らずばはからふ旨ありと仰せらるゝは、都の外へ出さるゝか、さらずば命を召さるるか、是二つによも過ぎじ。縦都を出さるゝとも、歎くべきにあらず。たとひ命を召さるゝとも惜かるべき又わが身かは。一度憂きものに思はれ参らせて、二度面をむかふべきにもあらず。」とて、なほ御返事をも申さゞりけるを、母とぢ重ねて教訓しけるは「天が下に住ん程はともかうも入道殿の仰をば背くまじき事にてあるぞ。[3]男女の縁宿世今にはじめぬ事ぞかし。千年萬年と契れども、軈て離るゝ中もあり。白地とは思へども、ながらへ果る事もあり。世に定なきものは男女の習なり。それに我御前は此三年まで[4]思はれまいらせたれば、ありがたき御情でこそあれ。めさんに参らねばとて

(1)理由によつては考へがある
(2)すぐさま
(3)男女の間柄・因縁のはかない事は何も今に始まつた事ではない
(4)寵愛されたのはたぐひまれなこと

命をうしなはるゝまではよもあらじ。唯都の外へぞ出されんずらん。縦ひ都を出さるとも我御前たちは年若ければ(1)如何ならん岩木のはざまにても過さん事安かるべし。年老い衰へたる母都の外へぞ出されんずらん。習はぬ旅の住居こそ(2)かねて思ふも悲しけれ。唯我を都の内にて住果させよ。其ぞ今生後生の孝養と思はむずる。」といへば祇王うしと思し道なれども親の命を背かじと、なく／＼又出立ける心の中こそ無慚なれ。一人参らむはあまりにものうしとて妹の祇女をも相具しけり。其外白拍子二人、惣じて四人一車に取乘て、西八條へぞ参たる。(3)さき／＼召されける處へはいれられずして、遙に下りたる處に座敷(4)しつらうて置かれたり。祇王「こは、されば、何事ぞや、我身に過つ事は無けれども、すてられたてまつるだにあるに、座敷をさへ下げらるゝ事の心うさよ。いかにせむ。」と思ふに、知らせじと押ふる袖のひまよりも餘りて涙ぞこぼれける。佛御前是を見て、あまりにあはれに思ければ「あれはいかに、(5)日頃召されぬ所にても候はばこそ。是へ召され候へかし。さらずばわらはに暇を給べ。出でて見参せん。」と申ければ、入道「すべて其儀あるまじ。」と宣ふ間、力及ばで出でざりけり。其後入道は祇王が心の內をも知たまはず「いかに其後何事かある。さては佛御前があまりにつれ／＼げに見ゆるに。今様一つ歌へかし。」とのたまへば、祇王(6)参る程では、ともかうも入道殿の仰をば背くまじと思ひければ、落る涙をおさへて、今様一つぞ歌

(1)どのやうに邊僻な所でも
(2)あらかじめ考へるだけでも
(3)以前に
(4)座所をつくつて
(5)今まで召されたことのない家ならとにかく
(6)召されて來たからには

うたる。

(1)佛も昔は凡夫なり、　我等も遂には佛なり、
何も佛性具せる身を、　隔つるのみこそ悲しけれ。

と泣く／＼二返歌うたりければ、其座にいくらも並居たまへる平家一門の公卿、殿上人、諸大夫侍に至るまで皆感涙をぞ流されける。入道も面白げにおもひ給て「(2)時にとつては神妙に申したり。さては舞も見たけれども、今日は紛るゝ事いできたり。此後は召さずとも、常に參つて今様をも歌ひ、舞などをも舞て佛なぐさめよ。」とぞ宜ひける。祇王とかくの返事にも及ばず、涙を押へて出でにけり。

「親の命を背かじと(3)つらき道におもむいて、二度、うき目を見つる事の心うさよ。かくて此世にあるならば、又憂き目をも見むずらん。今は只身を投んとおもふなり。」といへば妹の祇女も「姉身を投げば、われもともに身を投ん。」といふ。母とぢ、是をきくに悲しくていかなるべしともおぼえず。泣々又教訓しけるは「誠に我御前の恨むるもことわりなり。さやうの事あるべしとも知らずして教訓して參らせつる事の心うさよ。但し我御前身を投げば、妹もともに身を投げんといふ。二人の娘共に後れなん後、年老衰へたる母命いきてもなにゝかはせむなれば、我もともに身を投げむとおもふなり。いまだ(4)死期も來らぬ親に身を投げさせせん事(5)五逆罪にやあらんずらむ。此世は假の

(1)梁塵祕抄に「佛も昔は人なりき　我等もつひには佛なり　三身佛性具せる身を　知らざりけるこそあはれなれ」とある。凡夫は一般の人をいひ、佛性は佛になりうる性質。佛を佛御前にかけ、わけ隔てられた恨みをこめてゐる
(2)當意卽妙であるぞ
(3)行きにくいところ
(4)壽命で自然に死ぬべき時
(5)害父・害母・出佛身血・害阿羅漢・破和合僧の五つの罪

宿なり。慚ても慚ても何ならず。(1)唯長き世の闇こそ心うけれ。今生でこそあらめ。後生でだに(2)惡道へ趣かんずる事の悲しさよ。」とさめざめとかき口說ければ、祇王なみだをおさへて「げにもさやうにさぶらはゞ五逆罪疑なし。さらば自害は思ひ止まり候ひぬ。かくて都にあるならば、又うき目をも見むずらん。今は都の外へ出でん。」とて祇王二十一にて尼になり、(3)嵯峨野の奥なる山里に柴の庵をひきむすび念佛してこそ居たりけれ。妹の祇女も「姉身を投げば、我も共に身を投げんとこそ契りしか、まして世を厭はむに誰かは劣るべき。」とて十九にて様をかへ、姉と一所に籠居て後世を願ふぞあはれなる。母とぢ是をみて若き娘どもだに様を替る世中に年老い衰へたる母白髮をつけても何にかはせむとて四十五にて髮を剃り、二人の娘諸共に(4)一向專修に念佛して、ひとへに後世をぞ願ひける。

かくて春過ぎ夏闌ぬ、秋の初風吹きぬれば、(5)星合の空をながめつゝ、(6)天のと渡る(7)梶の葉に思ふ事かく比なれや。夕日の影の西の山の端に隱るゝを見ても、日の入給ふ所は(8)西方淨土にてあんなり。いつか我等も彼處に生れて物を思はですぐさんずらんと、かかるにつけても過ぎにし方の憂き事ども思ひ續けて、たゞ盡せぬ物は涙なり。黄昏時も過ぎぬれば、竹の編戸を閉ぢ塞ぎ、燈かすかにかきたてて、親子三人念佛して居たる處に、竹の編戸を、ほと〳〵と打ちたゝく者出できたり。その時尼ども膽をけし、

(1)死後の地獄の苦しみ
(2)畜生道・餓鬼道・地獄道などをさす
(3)京都の西北郊。葛野郡。盛衰記に「往生院と云所」とある
(4)ひたすら念佛の正行を修めた。淨土教は特に稱名念佛を重んじ、南無阿彌陀佛を口誦すれば滅罪・往生・見佛を得ると
(5)七月七日の夜の空。この夜牽牛・織女の二星が合ふので、かういふ
(6)天の河の瀬戸
(7)天の河を渡る船の梶にかけた。梶は楮と同じ樹で紙に製する。七夕の夜、この葉に願ひ事を書いて織女神に手向けると必ずかなふといはれてゐる。「天の河とわたる船の楮の葉に思ふことをもかきつくるかな。」(後拾遺集)
(8)娑婆の西方の極樂淨土

(1)修道の障碍をなすもの
(2)却つてこちらで迎へ入れよう
(3)阿彌陀佛の念佛するものを極樂に往生させようといふ佛の誓
(4)南無阿彌陀佛のこと
(5)臨終のとき菩薩が念佛の聲を尋ねて迎へに來るといふ
(6)聲聞・緣覺・菩薩等が念佛行者をこの世から淨土へ迎へとること
(7)引攝とも。極樂淨土へ迎へ入れること
(8)わざとらしい
(9)人情のわからない者
(10)意氣地なさ
(11)自分の思ふとほりにできないで

「あはれ是は、いびかひなき我等が念佛してゐたるを妨げんとて、魔縁[1]のきたるにてぞあるらん。晝だにも人も問ひ來ぬ山里の柴の庵の内なれば、夜深て誰かは尋ぬべき。僅の竹の編戸なれば、あけずとも推破んこと安かるべし。なか／＼[2]たゞあけていれんと思ふなり。それに情をかけずして、命を失ふものならば、年比頼たてまつる彌陀[3]の本願を強く信じて、ひまなく名號[4]を唱へ奉るべし。聲[5]を尋ねて迎へ給ふなる聖衆[6]の來迎にてましませば、などか引接[7]なかるべき、相構へて念佛怠り給ふな。」と、互に心をいましめて、竹の編戸をあけたれば、魔縁にてはなかりけり、佛御前ぞ出できたる。

祇王「あれはいかに。佛御前と見奉るは夢かや、うつゝか。」といひければ、佛御前涙をおさへて「か様の事申せば、事あたらしう[8]候へども、申さずば、又思ひ知らぬ[9]身ともなりぬべければ、始よりして申すなり。もとよりわらは推參の者にて、出され參らせ候ひしを、祇王御前の申狀によつてこそ、召し返されても候ふに、女のかひなき[10]こと、我身[11]を心に任せずして、おしとゞめられまゐらせし事心うゝさぶらひしが、いつぞや又めされまゐらせていまやうたひ給ひしにも思しられてこそさふらへ。いつか我身の上ならんと思へば、嬉しとは更におもはず。障子にまた『いづれか秋にあはではつべき。』と書置給ひし筆の跡、げにもと思ひさぶらひしぞや。その後は在所をいづくとも知りまゐらせざりつるに、かやうにさまを替て、一處にと承はつて後は、あま

(1)梵語。苦惱の處。現世
(2)人界に生を享けることも、佛教を信ずる機會を得ることもむつかしい
(3)梵語。地獄の意
(4)どれほど永い時を過しても
(5)地獄から浮び上る
(6)老若に關係なく命數の定らない境界、卽ち人間世界
(7)無常迅速で人はいつ死ぬかわからぬ義
(8)陽光
(9)頭上から被つてゐた衣
(10)今までをかしてきた罪

りに羨しくて常は暇を申しかども、入道殿さらに御用ゐましまさず。つくづく物を案ずるに、(1)娑婆の榮花は夢の夢、樂み榮えて何かせん。(2)人身は受け難く、佛教には遇ひ難し。此度(3)泥梨に沈みては、(4)多生曠劫をば隔つとも、(5)浮み上らんこと難し。年の若きを憑むべきにあらず。(6)老少不定のさかい、(7)出づる息の入るをも待つべからず、(8)かげろふ稻妻よりも猶はかなし。一旦の樂に誇りて、後生を知らざらんことの悲しさに、今朝まぎれ出でて、かくなりてこそ參りたれ。」とて、(9)かつきたる衣を打ちのけたるを見れば、尼になつてぞ出できたる。「かやうに樣をかへて參りたれば、(10)日比の科をば許し給へ、許さんと仰せられれば、諸共に念佛して、一蓮の身とならん。それに猶心行かずば、是よりいづちへも迷ひ行き、如何ならん苔の席、松が根にも倒れ臥し、命あらんかぎり念佛して、往生の素懷を遂げんとおもふなり。」とさめざめとかきくどきければ、祇王涙をおさへて「誠にわごぜの是ほどに思ひ給けるとは、夢にだに知らず、憂き世の中のさがなれば、身の憂とこそおもふべきに、ともすれば、わごぜの事のみうらめしくて、往生の素懷を遂ん事かなふべしともおぼえず、今生も後生も、なまじひに仕損じたるこゝちにてありつるに、かやうにさまをかへておはしたれば、日比の咎・は露塵ほども殘らず、今は往生疑ひなし。此度素懷を遂げんこそ、何よりも又嬉しけれ。我等が尼になりしをこそ、世にためしなきことのやうに、人もいひ我身にも又思

ひしが、それは世を恨み身を恨みて成しかば、樣を替るも理なり。今わごぜの出家にくらぶれば事の數にもあらざりけり。わごぜは恨もなし歎もなし。今年は纔に十七にこそなる人の、かやうに穢土を厭ひ、淨土を願はんと、深く思ひいれ給ふこそ、まことの大道心(1)とはおぼえたれ。嬉しかりける善知識(2)かな。いざ諸共に願はん。」とて、四人一所に籠り居て、朝夕佛前に花香を供へ、餘念なく願ひければ、遲速こそありけれ、四人の尼共皆往生の素懷を遂げるとぞ聞えし。されば、後白河の法皇の、長講堂(3)の過去帳(4)にも、祇王、祇女、佛、とぢ等が尊靈(5)と四人一所に入れられけり。あはれなりし事どもなり。

(1)大いなる求道心
(2)佛道に導きいれる緣となる人または事。ここは佛御前をさす
(3)法華長講阿彌陀三昧堂の略、後白河院の六條內裏にあつた。火災にかゝり、今は京都五條寺町東側にある
(4)寺で檀徒の法名・俗名を記入する帳簿
(5)亡靈の尊稱

（評）祇王祇女の說話は、「平家物語」の中でも名高いものだし、誰でも思ひ出す物語であるが、元來この章は原典になかつたものらしい。卽ち古い形の、恐らく承久以前の「平家物語」には、「祇王」ばかりでなく、「小宰相身投」とか著名な「小督」の說話まで、女性を中心とした話は殆んどなかつたといふのである。例へば琵琶法師覺一の一派によつて傳へられた系統の諸傳本には、一般に「妓王」「小宰相身投」の段を載せてゐない。その上、覺一本の別本と稱せられる、大村伯爵家舊藏本（高野辰之博士藏）には、特に「小宰相身投」の章には「他本を以て書入」と記されてゐるやうであるから、山田孝雄博士の說かれるやうに、「元々平家物語には女性的の話がなかつたのに、興味本位に後から書入れたといふことがはつきりわかる」(註1)のであ

る。

今、暫くこの一段だけを獨立に考へてみると、祇王及び佛といふ二人の女性のはげしい轉變の生活に、人間榮華のほろびゆく速さと、因果應報の理を鮮やかに語つてゐるのであり、祇王を始めとして總ての女性が、「朝夕佛前に花香を供へ、餘念なく」佛を願つた爲「皆往生の素懷を遂」げた事によつても、この段が往生思想を中心に持つ事は明瞭である。主人公たる女性達は、全てさういふ宗教的なものを擔つてゐて、平安時代の女性が、主情的な精神を主調としてゐるのと著しい對照をなしてゐる。

又、祇王の母とぢの子に對する氣持も、佛教的なものが中心を占めてゐるから、最初からこの一段はあつてもさしつかへないかのやうであるが、一方、祇王に對する母親の教訓の言葉に見える儒教的な、而も同じ鎌倉時代の教訓文學「十訓抄」などに見える消極的な思想の表白がこゝに注目されねばならぬ。あの退嬰的な處世觀が、祇王姉妹の行動を決定させる程强く押し出されてゐる點、その妥協的な考へ方の强調など、承久以後の文學に共通な否定的精神を暗示し、正確にいへば、この一段の內容は必ずしも平家的でないとさへ考へられる。

更に「祇王」にしろ「小督」にしろ、淸盛の惡業の一つとして、その榮華の一挿話として語られたものとすると、あまりに獨立性に富んではゐないだらうか。若しかういふ說話が屢ゝ挿入される時は、平家の盛衰を中心とする緊密な構成が中斷され、作者の第一に語りたい强烈な意圖が、散漫な印象をしか與へえない結果にたちいたるであらう。例へば、「源平盛衰記」の如き、「平家」の一異本でありながら、その多數の挿入說話のために、本質的には、最早、初期平

曲の世界から逸脱し、個々の說話そのものの興味へうつらうとさへしてゐる。承久以前の「平家」に、この種類の挿入說話の少なかつたであらう事は、この物語が、統一的な構造のもとに、矛盾・對立を孕む緊迫した氣持を一氣に吐露しようとした證據であり、初期平曲の本質が、强く緊張した文化の產物たる點にある事を物語るものである。

「平家」の生れた時代と、それが增補された時代との性格の相違を、吾々は十分顧慮すべきである。

尙、「平家」の場合、特に「女性的な說話を缺く」といふ事は、平安時代と對蹠的な初期鎌倉文化の一性格が、「平家」の構想にまで滲透してゐる事を示すものだ。例へば、「木曾最後」(卷九)に見える「巴」の如き姿、「ありがたき强弓、精兵、馬の上、歩立、打物持ては鬼にも神にも逢うと云ふ一人當千の兵也。究竟の荒馬乘り、惡所落し、軍といへば……先づ一方の大將に向けられ」たといふ最早、所謂「女性的」な性質を乘り越えて了つた「女性」をさへ創り上げたこの物語のダイナミツクな精神は、平安時代の文學に壓倒的な勢力として登場した、あの纖細な、主情的な、私の愛情の對象としてのみ立現はれる「女性」たちを當然拒否するもの(註2)であり、かの宗教的な思想と、平家の哀憐すべき末路との象徵として描かれた「建禮門院」以外に、女性を中心とした說話を殆んど缺くといふ事は、まことに「平家」の讀者にとつて示唆的なものと云はなければならない。

註1―2　山田孝雄博士の「平家物語概說」による。「『小督はあちこちして、本によつてあつたりなかつたり、あつても場所が違つてゐて、女性に關する話で動かないのは『建禮門院』

の話だけである。」と記されてゐる。吾々のテキストも山田博士の校訂になる「覺一本」の一類中、前記大村家舊藏本であるから、女性に關する説話は追記されてゐる。私は「平家」の本質を考へる上に一つの鍵ともなるので、女性的な説話の代表者として、「祇王」の段を特に抄錄しておいた。

〔梗概〕 さて、鳥羽院崩御の後は世の中が靜かでなく、院と內との御爭ひに世は薄氷を踏む思ひであつたときに、二條院は故近衞院の后を御迎へ遊ばされたが、まもなく崩御遊ばされ、二歲の童帝が御即位遊ばされた（二代后）。

額打論

さる程に、同七月廿七日(1)、上皇(2)竟に崩御なりぬ。御歲二十三。蕾める花の散れるが如し。(3)玉の簾、錦の帳のうち、皆御淚に咽ばせ給ふ。やがて、その夜、香隆寺の(4)艮、蓮臺野の奥、(5)船岡山にをさめ奉る。御葬送の時、(6)延曆寺、(7)興福寺の大衆、(8)額打論といふ事しいだして、互に狼藉に及ぶ。一天の君崩御なて後、御墓所へわたし奉る時の作法は、(9)南北二京の大衆悉く供奉して、御墓所の廻に、(10)わが寺々の額をうつことあり。先づ聖武天皇の御願、爭ふべき寺なければ、(11)東大寺の額をうつ。次に(12)淡海公の御願と

(1)七月二十八日新院（二條天皇）崩。寶算廿三（百錬抄）
(2)第七八代二條天皇
(3)宮中を擧げて
(4)東北
(5)山城國愛宕郡大宮村紫野の西よりの小丘
(6)比叡山上にあり、傳教大師の創建
(7)奈良にあり、藤原氏の氏寺
(8)額を揭げる位置についての爭ひ
(9)南都即ち奈良では興福寺東大寺の大衆。北京即ち平安京では延曆寺の大衆
(10)御陵墓の四方の門に自寺の額をかける
(11)東大寺は聖武天皇の御願寺であるから
(12)興福寺は藤原不比等の建立の寺である

(1)姓氏未詳。園城寺に住むこと百餘歳といはれる
(2)延暦寺第五世の天台座主。僧圓珍の諡號
(3)三井寺ともいふ。もと延暦寺の別院で、後獨立を謀り、白河天皇以來、確執が絶えない
(4)園城寺を寺門といふに對し、延暦寺をいふ
(5)こゝは興福寺の大衆
(6)興福寺には東西中の三金堂があつた。金堂は佛殿の名。盛衰記には東門院とある
(7)勇猛で名高い僧
(8)柄の中程より刄の方へよつたところを持つ。莖ながの對
(9)當時の僧が大會に舞つた延年舞の歌詞の一節。梁塵秘抄に「瀧は多かれど嬉しやとぞ思ふ鳴瀧の水、日は照るともたへてとふたへ、やれことつとう」
(10)山城國葛野郡宇多川の上流鳴瀧のこと
(11)一本とうたり。蕩たりの意といふ

て、興福寺の額をうつ。北京には、興福寺に向へて延暦寺の額をうつ。次に天武天皇の御願、(1)教待和尚、(2)智證大師の草創とて、(3)園城寺の額をうつ。然るを山門(4)の大衆、いかがおもひけん、先例を背て、東大寺の次ぎ、興福寺のうへに、延暦寺の額を打つ間、(5)南都の大衆、とやせまし、かうやせましと僉議するところに、興福寺の(6)西金堂の衆、觀音房、勢至房とて聞えたる(7)大惡僧二人ありけり。觀音房は黒絲威の腹巻に、白柄の長刀(8)くきみじかに取り、勢至房は、萌黄威の腹巻に、黒漆の大太刀もて、二人つと走出で、延暦寺の額をきて落し、散々に打わり、「(9)うれしや水、なるは(10)瀧の水、日は照るとも、絶えず(11)とうたへ。」とはやしつゝ、南都の衆徒の中へぞ入りにける。

（評）鎌倉時代には公家對武家の激しい對立があつたばかりでなく、平安時代以來の都を中心とする舊貴族の間にも公家對寺院の對立が激化した時代である。而もその寺院が又他の貴族諸勢力と結托しながら内部的な抗爭に日も足らぬ有様であつた。額打論はそのやうな事實を物語る一挿話には相違ないが、われわれは特に、かゝる事實が如何に描かれてゐるかを問題としなければならぬ。

云ふまでもなく額打の作法は、嚴かな宗教的行事であつて、かゝる先例は現代人の想像以上の、絶對的な權威を持つてゐた。山門の大衆はそれを破つたのである。而もそれへの復讎として興福寺の惡僧二人は、多數の相手を尻目に、山門の額をたゝきわつて了つた。最早こゝには

舊い傳統とか形式とかが、實力の前にはその權威を保ちえない事が端的に語られる。のみならず作者は、その傳統をたちやぶつた選手としての觀音房・勢至房二人をその場の誰よりも大きくはつきりと描き出し、その實力者の勝利を高らかに歌ひ上げてゐるのではないか。「うれしや水、なるは瀧の水、日は照るとも、絶えずとうたへ。」とはやしながら、勝誇る二惡僧の姿が、讀者の前に生き生きと大きくうつればそれだけ、作者のかゝる行動への同感、即ち舊い形式と傳統とに對抗し、新しい秩序への積極的な支持と同感とが成功的に描かれたことになるのである。さうしてこの短い一章は、それに十分成功してゐる。

かういふ新しい人物は、この物語の中のあちらこちらに幾つも創られてゐる。これは一見、卷頭に述べた作者の構圖、極めて宗教的なアイデアリスティクな意圖と矛盾するやうである。けれどもその際にもひそかに注意しておいたやうに、作者が、明瞭に意識してゐたかどうかに關はらず、彼の意を語るために、この時代にさかえた往生説話等を素材とせず、この時代の最も典型的な事實、生ま生ましい合戰譚を經とした平家興亡史を把へたといふその事の中に、作家の世界に對する現實的な態度は、おのづから語られてゐる。かういふ現實的な態度から生れたリアリスティクな手法が、「平家物語」に眞實を語らせ、從つて新しい形象をも生ませたといふ事を、最早、われわれは語つてもいゝであらうか。短章「額打論」を特に採り上げた所以である。

〔梗概〕 興福寺側の狼藉に沈默してゐた延暦寺の大衆は翌日大擧下山して、興福寺の末寺た

る清水寺を燒拂つた。清盛はこれを後白河院の命による平氏追討の軍と誤聞した（清水寺炎上）。かゝる間に高倉天皇が御即位遊ばされ、平氏は外戚としていよ〳〵榮えた（東宮立）。

殿下乘合

さる程に、嘉應元年(1)七月十六日、一院御出家あり。御出家の後も、萬機の政をきこしめされし間、(2)院内わく方なし。院中にちかくめしつかはるゝ公卿殿上人、(3)上下の北面に至るまで、官位俸祿、皆身に餘るばかりなり。されども人の心の習なれば、猶飽きたらで「あはれその人の亡びたらば、その國はあきなむ、その人失せたらば、その官にはなりなん。」など、(4)疎からぬどちは、寄り合ひ寄り合ひさゝやきあへり。法皇も内々仰なりけるは「昔より代々の朝敵を平ぐるもの多しといへども、いまだ加様の(5)事なし。(6)貞盛、秀郷が、將門を討ち、(7)頼義が貞任、宗任を亡し、(8)義家が武平、家平を攻めたりしも、勸賞行はれしこと、(9)受領には過ぎざりき。清盛がかく心のまゝにふるまふこそ然るべからね。これも世末(10)になりて、王法の盡きぬる故なり。」と仰なりけれども、(11)次でなければ御いましめもなし。平家も又別(12)して、朝家を恨み奉ることなかりしほどに、世の亂れそめける根本は、(13)去じ嘉應二年十月(14)十六日に、(15)小松殿の次男新三

(1)六月十七日の誤
(2)院と内裏と區別がつかない。院方の御勢力の强いのをいふ
(3)「院中ニ伺候ノ侍也。北面ハ詰所ノ名也。上北面ハ多分ハ四位ニ進ム、下北面ハ五位六位也。」（故實拾要）
(4)氣の合つた仲間同士では
(5)平氏の榮華をさす
(6)將門記によれば秀郷は從四位下、貞盛は正五位上に叙せられた
(7)陸奥話記によれば頼義は正四位下伊豫守、義家は從五位下出羽守に叙せられた
(8)奥州後三年記に見える。このとき勸賞はなかつた
(9)國司。祇園精舍の段參照
(10)末法の世
(11)機會
(12)特別に
(13)往にしの音便。去る
(14)七月三日の誤。補註1參照
(15)平重盛。その家が小松谷にあつたので

平家物語卷第七

〔梗概〕 壽永二年三月、頼朝は義仲を追討のため信濃に發向したが、義仲は嫡子義重を人質として意趣なきを誓つたので、鎌倉に戻つた(**清水冠者**)。義仲は東山・北陸を從へて上洛するといふので平氏は西國の兵を催し、維盛以下大軍を率ゐて北國へ向つたが(**北國下向**)、大將軍維盛は途中、竹生島に渡り、琵琶に興じ、凶徒潰滅をいのつた(**竹生島詣**)。一方、義仲軍の先手は越前國にゐたが敗れ、平氏は加賀國篠原で勢揃ひし、二手にわけ、維盛等は砺浪山へ、忠度・知盛等は志保山へ向つた。義仲は自軍を七陣にわけ(**火打合戰**)、自分は砺浪山へ向ふとて、山中の八幡神社に戰勝を祈誓し(**願書**)、奇計を用ひて平氏の大軍を倶利迦羅谷にみな殺しにし、志保山の平氏をも敗走させて前進した(**倶利迦羅落**)。平氏は篠原に退き、義仲の軍を喰止めようとしたが、再び大敗し、京を指して落ちて行つた(**篠原合戰**)。

實盛

又武藏國の住人長井齋藤別當實盛、御方(一)は皆落行けども、只一騎返合返合防ぎ戰ふ。

(一)平氏の軍勢をさす

(1)存ずる旨有ければ、赤地の錦の直垂に、萌黄威の鎧著て、鍬形打たる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶き、切斑の矢負ひ、滋籐の弓持て、連錢葦毛なる馬に金覆輪の鞍置てぞ乘たりける。(2)木曾殿の方より、(3)手塚太郎光盛好い敵と目をかけ、「(4)あなやさし。如何なる人にてましませば、御方の御勢は皆落候に、唯一騎殘らせ給ひたるこそ(5)ゆかしけれ。名乘らせ給へ。」と詞を懸ければ、「(6)かう言ふわ殿は誰ぞ。」「信濃國の住人手塚太郎金刺光盛。」とこそ名乘たれ。「さては互に好い敵ぞ。但わ殿を(7)さぐるには非ず、存ずる旨があれば、名乘るまじいぞ。よれ組う手塚。」とて、押並る處に、手塚が郎黨、後れ馳に馳來て、主を討せじと中に隔たり、齋藤別當にむずと組む。「(8)あはれ己は日本一の剛の者に(9)くんでうずなうれ。」とて、取て引寄せ鞍の前輪に押附け、頸掻切て捨てけり。手塚太郎、郎等が討るゝを見て、(10)弓手に廻りあひ、鎧の草摺引擧て、二刀刺し、弱る所に組で落つ。齋藤別當心は猛く思へども、軍には(11)しつかれぬ、其上老武者では有り、手塚が下に成にけり。又手塚が郎等後れ馳に出きたるに首取せ、木曾殿の御前に馳參りて、「光盛こそ(12)奇異の曲者組で討て候へ。(13)侍かと見候へば、錦の直垂を著て候。又大將軍かと見候へば、(14)續く勢も候はず、名乘々々と責候つれども、遂に名乘候はず。聲は(15)坂東聲にて候つる。」と申せば、木曾殿、「(16)あはれ是は齋藤別當で有ごさんなれ。其ならば、(17)義仲が上野へこえたりし時、(18)少目に見しかば、白髮の(19)糟尾なりしぞ。今は定

(1)前以て決心してゐたので
(2)源義仲
(3)信濃國諏訪郡諏訪神社下社の祝部、金刺氏の一族
(4)あゝけなげなことだ
(5)おくゆかしい。名を知りたい
(6)さういふお前は誰か
(7)卑しめる
(8)あつぱれとほめた語
(9)組みてんとすな、おれの訛。組まうとするよ。「な」は感動詞、「おれ」はおのれと呼びかけた語
(10)左手。馬手（メテ）の對
(11)度々の合戰で疲れてをり
(12)異樣な變り者
(13)一般の武士
(14)附き從つてゐる手勢
(15)關東なまり
(16)あゝ。なげく感動詞
(17)義仲の父義賢が源太義平に討たれた時、義仲二歳、實盛の許に七日程ゐて木曾に落ちた
(18)子供の時に見たところが
(19)糟生。ごま鹽頭だつた

めて、白髪にこそ成ぬらんに、鬢鬚の黒いこそ怪しけれ。樋口次郎は、馴遊で、見知たるらん樋口召せ。」とて召されけり。樋口(1)次郎唯一目見て、「あな無慚や、齋藤別當で候けり。」木曾殿、「其ならば、今は七十にも餘り、白髪にこそ成ぬらんに、鬢鬚の黒いは如何に。」と宣へば、樋口次郎涙をはら〳〵と流いて、(2)「さ候へば其様(3)を申上うと仕候が、餘に哀で、(4)不覺の涙のこぼれ候ぞや。弓矢とり(5)は、(6)聊の所でも、(7)思出の詞をば兼て仕置くべきで候ける者哉。齋藤別當、兼光に逢て、常は物語に仕候し、『六十に餘て、軍の陣へ向はん時は、鬢鬚を黒う染て、(8)若やがうと思ふ也。其故は若殿原に爭ひて、先を懸んも長げなし。又老武者とて人の侮らんも口惜かるべし。』と申候しが、誠に染て候けるぞや。洗はせて御覧じ候へ。」と申ければ、さも有らんとて、洗せて見給へば、白髪にこそ成にけれ。

錦の直垂を著たりける事は、齋藤別當最後の暇申に大臣殿(9)へ參て申けるは、「實盛が身(10)一つの事では候はねども、(11)一年東國へ向ひ候し時、(12)水鳥の羽音に驚いて矢一つだにも射ずして、駿河國の蒲原より迯上て候し事、老後の恥辱、唯此事候。今度北國へ向ひては、討死仕候べし。(13)さらんにとては、實盛、本、越前國の者で候しかども、近年御(14)領に就て、武藏の長井に居住せしめ候き。事の(15)譬候ぞかし。(16)故郷へは錦を着て歸れと云ふ事の候。錦の直垂御許し候へ。」と申ければ、大臣殿、「優うも申たる物哉。」とて、

(1)兼光。中原兼遠の子。今井四郎兼平の兄
(2)流しての音便
(3)そのわけを
(4)思はず未練で泣けた
(5)武士たるものは
(6)長門本「聊の事」とある
(7)記念になるべき言葉
(8)若々しくみせたい
(9)平宗盛
(10)自分一人の事ではなかつたけれども
(11)治承四年九月廿二日
(12)富士川の敗戰をいふ
(13)さういふわけである以上は
(14)武藏國長井莊は宗盛の莊園なるべし（平家物語考證）宗盛の莊官に補せられて
(15)世の諺に、と同じ
(16)漢書朱買臣傳にある句

錦の直垂を御免有けるとぞ聞えし。昔の朱買臣(1)は、錦の袂を會稽山に翻し、今の齋藤別當は、其名を北國の巷に揚とかや。(2)朽もせぬ空き名のみ留め置き、骸は越路(3)の末の塵と成るこそ悲しけれ。

去ぬる四月十七日、十萬餘騎にて都を立し事柄(4)は、何(5)に面を向ふべしとも見えざりしに、今、五月下旬に歸り上るには、其勢僅に二萬餘騎。「流(6)を盡して漁る時は、多くの魚を得と云へども、明年に魚なし。林を燒て獵る時は、多くの獸を得と云へども、明年に獸なし。後を存じて、少々は殘さるべかりける者を。」と、申す人々も有けるとかや。

(1)漢の武帝代の人。家が貧しかつたが年五十の時、故郷會稽の太守となつた
(2)朽ちもせぬその名ばかりをとゞめおきて枯野の薄かたみとぞみる（新古今集、西行）
(3)北越の果ての土
(4)有樣
(5)何者も敵ふまいと
(6)呂氏春秋義賞編にある語。貞觀政要の魏徵の語から採つたらう（山田博士）。一度につくさず少々は殘すべきものの意

〔梗概〕 壽永二年六月、兵亂の御祈のため大神宮へ行幸の由仰出さる(**還亡**)。義仲は比叡山を身方にしようと牒狀を送り(**木曾山門牒狀**)、叡山衆徒の同意を得て意氣揚つた(**返牒**)。これを知らぬ平氏は一門連署で、山門を身方に語らつたが、大衆は反對した(**平家山門連署**)。平氏は鎭西を平定したが、義仲が比叡山麓にまで迫つたと聞き、七月廿五日、安德天皇を奉じて西に都落した。後白河法皇は豫め人知れず鞍馬へ御幸されて殘らせられた(**主上都落**)。維盛は六代御前を齋藤實盛の遺兒に托し、妻子を殘し、一門の邸宅を燒き拂ひ(**維盛都落**)、行幸の御供に列なつた。尙、大番のため在京してゐた畠山等の東國武士を斬らずに關東へ歸した（**聖主臨幸**)。

忠度都落

(1)薩摩守忠度は、(2)いづくよりか歸られたりけん、侍五騎、童一人、我身共に七騎取て返し、(3)五條の三位(4)俊成卿の(5)宿所におはして見給へば(6)門戸をとぢて開かず。忠度と名乘給へば、落人歸り來たりとて、其內噪ぎあへり。薩摩守馬より下り、自高らかに宣ひけるは、「(7)別の子細候はず、三位殿に申べき事有て、忠度が歸り參て候。門を開れず共、(8)此際迄立寄らせ給へ。」と宣へば、俊成卿、「(9)さる事あるらん。其人ならば(10)苦かるまじ。入れ申せ。」とて、門をあけて對面有り。(11)事の體何となうあはれなり。薩摩守宣ひけるは、「(12)年來申承はて後、(13)愚ならぬ御事に思ひ參らせ候へ共、この二三年は京都の(14)噪、(15)國國の亂併當家の身の上の事に候間(16)疎略を存せずといへども、(17)常に參り寄る事も候はず。(18)君既に都を出させ給ひぬ。一門の運命はや盡候ぬ。(19)撰集の有るべき由承りしかば、(20)生涯の面目に、一首なり共(21)御恩を蒙らうと存じて候しに、(22)やがて世の亂出で來て、(23)其沙汰なく候條、唯(24)一身の歎きと存る候。世靜まり候なば勅撰の御沙汰候はんずらん。是に候ふ卷物の中に、(25)さりぬべきもの候はゞ、一首なりとも御恩を蒙て、(26)草の蔭にても嬉しと存候はば、(27)遠き御守りとこそ成參せ候んずれ。」とて、日來詠置れたる歌共の中

(1)清盛の異母弟
(2)長門本に四塚邊、盛衰記に淀の川尻からとある
(3)五條京極に邸があつた
(4)定家の父。元久元年歿、年九一。當時第一等の歌人
(5)邸宅
(6)盛衰記に「亂の世なる上、いぶせき夜半の事なれば、敲けども」とある
(7)特別のわけ
(8)この門のきは
(9)さういふ事もあるだらう
(10)さしつかへない
(11)この際訪問した忠度の樣子
(12)多年歌道の御教示をいただきまして以來は
(13)一方ならぬ御恩と
(14)大火、大地震、福原遷都、賴政謀反、重盛や清盛の死歿
(15)賴朝追討、義仲追討に從軍し、九州四國近畿の亂れ
(16)おろそかに存じてゐない
(17)頻繁に御伺ひすること
(18)安德天皇
(19)壽永二年二月平資盛が俊成に勅撰和歌集撰に關する後白河法皇の院宣を傳へたことをさす
(20)一生の名譽に
(21)俊成の選定で撰集に入れていただくこと
(22)たちまちに
(23)撰集が中止されたのは
(24)全く我身にとつての
(25)勅撰集に入る價値のある
(26)自分の死後あの世からでも
(27)あの世から俊成を守る意

に、(1)秀歌と覺きを百餘首書集られたる卷物を、(2)今はとて打立れける時、是を取て持れたりしが、(3)鎧の引合せより取出でゝ、俊成卿に奉る。三位是をあけて見て、「かゝる忘れ形見を給り置候ぬる上は、努々疎略を存ずまじう候。御疑あるべからず。さても只(4)今の御渡りこそ情も勝れて深う、哀れも殊に思ひしられて感涙抑へ難う候へ。」と宣へば、薩摩守悦で、「今は西海の浪の底に沈まば沈め、(5)山野に尸をさらさばさらせ、浮世に思置く事候はず。さらば暇申て。」とて、馬に打乘り、甲の緒をしめ、西を指いてぞ歩せ給ふ。三位後を遥に見送て立たれたれば、忠度の聲と覺しくて、「(6)前途程遠し、思を雁山の夕の雲に馳。」と、高らかに口ずさみ給へば、俊成卿、いとゞ名殘惜しう覺えて、涙を抑てぞ入給ふ。其後世靜て、(7)千載集を撰ぜられけるに、忠度のありし有様、言置し言の葉、今更思出て哀なりければ、彼の卷物の中に、さりぬべき歌(8)幾らもありけれども、(9)勅勘の人なれば、(10)名字をば顯されず、「故鄕花」といふ題にて詠まれたりける歌一首ぞ、(11)讀人しらずと入られける。

(12)さゞ浪や志賀の都はあれにしを、(13)昔ながらの山櫻かな。

其身朝敵と成にし上は、(14)仔細に及ばずと云ながら、恨めしかりし事共なり。

(1)すぐれた歌
(2)今を最後と京を出發の時
(3)鎧の右脇で胴の前後を引合せるところ。脇楯の上
(4)こんな危急の時に歌道のため御出でになつたのは
(5)海に沈んでもかまはない
(6)後江相公作、和漢朗詠集
(7)第七次勅撰集。文治四年成
(8)いくつも
(9)勅命の勘當をうけた人
(10)名前といふほどの意
(11)作者は分らないの意。作者未詳として
(12)志賀の枕詞
(13)昔のままにと長良山の櫻とにかけてある。
(14)一首のみで名前を明記しないのも、やむをえないが

〔梗概〕　平經正も幼少よりお仕へ申してゐた仁和寺の御室に和歌を贈答して名殘りを惜しみ

（經正都落）、嘗て下し賜はつた希代の名器、青山といふ琵琶を獻上した（青山之沙汰）。かくて平氏は、頼朝が昔捕へられたとき清盛に命乞ひした池殿の子頼盛が頼朝の報恩を恃んで京に留つたほかは、一族悉く行幸に供奉して都を後にした（一門都落）。

福原落

平家は小松[1]三位中將維盛卿の外は、[2]大臣殿以下妻子を具せられけれ共、[3]次樣の人共はさのみ[4]引しろふに及ばねば、[5]後會其期を知らず、皆打捨てぞ落行ける。人は何れの日、何れの時、必ず立歸べしと其期を定置だにも、久しきぞかし[6]。況や是は今日を最後、唯今限の事なれば、行くも止まるも、互に袖をぞ濕しける。[7]相傳譜代の好年比日比の重恩、[8]爭か忘べきなれば、老たるも若きも、[9]後のみ歸り見て、前へは進みもやらざりけり。或は磯邊の波枕、[10]八重の潮路に日を暮し、或は遠きを分け、[11]嶮しきを凌ぎつゝ、駒に鞭打人もあり舟にさをさす者もあり、[12]思々心々に落行けり。平家は福原[13]の舊都に著て、大臣殿[14]然るべき侍共老少數百人召て仰られけるは、「[15]積善の餘慶家に盡き、積惡の餘殃身に及ぶ故に、神明にも放たれ奉り、[16]君にも捨られ參らせて、帝都を出て旅泊に漂ふ上は、何の憑みか有るべきなれ共、[17]一樹の蔭に宿るも、前世の契淺からず、

(1)重盛の長子
(2)平宗盛。清盛の子
(3)それ以下に身分の低い
(4)ひきつれてゆく
(5)再びのちにあふ時も分らないで
(6)萬治版に「別れは悲しきならひぞかし」とある
(7)父子代々主從であつた誼
(8)どうして知らぬ顏ができようかといふわけで
(9)一門に從つて西へ向つたが妻子が氣がかりで
(10)果てしない海の上に
(11)けはしい山々を登つて
(12)てんでんばら〳〵に
(13)治承四年六月都とし十二月京へ歸つたので舊都といふ
(14)相當重要な役目の武士達
(15)易の文言傳の語による。家運傾き果て、
(16)後白河法皇
(17)說法明眼論にある語

同じ流を掬ぶも、他生の縁[1]尚深し。如何に況や、汝等は一旦隨ひ付く[2]門客にあらず、累祖相傳の家人[3]也。或は近親の好他に異なるも有り、或は重代芳恩是深きも有り。家門繁昌の古へは、恩波に依て、私を顧みき[4]。今何ぞ芳恩を酬ひざらんや。且は十善[5]帝王、三種神器を帶して渡らせ給へば、如何ならん野の末山の奥迄も、行幸の御供仕らんとは思はずや。」と仰られければ老少皆涙を流いて申けるは、「怪しの[6]鳥獸も、恩を報じ徳を酬ふ心は候なり。況や、人倫の身として、いかが其理を存知仕らでは候べき。廿餘年の間、妻子を育み、所從を顧み候事、併ら[7]君の御恩ならずといふ事なし。就レ中弓箭馬上に[8]携る習ひ、二心あるを以て恥とす。然ば則ち日本の外、新羅[9]、百濟、高麗、契丹、雲の果海の果迄も、行幸の御供仕て、如何にも成候はん。」と、異口同音に申ければ、人々皆憑氣にぞ見えられける。

福原の舊里に、一夜[10]をこそ明されけれ。折節秋の初の月は下の弦[11]なり。深更空夜閑にして、旅寢の床の草枕、露も涙も爭ひて、唯物のみぞ悲き[12]。何歸るべし共覺えねば、故入道相國の造り置き給ひし所々を見給ふに、春は花見の岡の御所、秋は月見の濱の御所、泉殿、松蔭殿、馬場殿、二階の棧敷殿、雪見の御所、萱の御所、人々の館ども五條大納言國綱卿[13]の承て造進せられし里内裏、鴦の瓦[14]、玉の甃、何れも／＼三年が程に荒果てゝ、舊苔徑を塞ぎ、秋の草門を閉づ。瓦に松生ひ垣に蔦茂れり。臺傾て[15]

(1)多生の縁。多くの世をかへる間に結ばれた因縁
(2)臨時に服從する食客
(3)先祖代々主從となつてきた家來。家人は家の子ともいふ
(4)お前達個人の生活をも
(5)十善の功力で天子の果報を受けさせられた方
(6)何もわきまへぬ
(7)しかしながら。こと／＼く
(8)武士の道として
(9)契丹以外は古代朝鮮の王國の名。キツタンは鮮卑の別族
(10)壽永二年七月廿五日夜
(11)滿月と新月の間の月
(12)ただもう物悲しいばかり
(13)藤原邦綱。盛國の子
(14)瓦の棟に雄瓦雌瓦と並べ葺いたもの
(15)高殿も傾いて

苔むせり、松風ばかりや通ふらん。(1)簾絶え閨露は也、月影のみぞ差入ける。(2)明ぬれば福原の內裏に火を懸て、主上を始奉て人々皆御船に召す。(3)都を立し程こそ無れども是も名殘は惜かりけり。(4)海士の焼藻の夕煙、尾上の鹿の曉の聲、渚々に寄する浪の音、袖に宿かる月の影、千草にすだく(5)蟋蟀のきり〲す、惣て目に見耳に觸る事、一として哀れを催し、心を痛しめずといふ事なし。昨日は(6)東關の麓に轡を並べて十萬餘騎、今日は西海の浪に纜を解て七千餘人、(7)雲海沈々として、青天既に暮なんとす。孤島に夕霧隔て、月海上に浮べり。(8)極浦の浪を分け、(9)鹽に引かれて行船は、半天の雲に泝る。日數歴れば、都は既に(10)山川程を隔て、雲井の餘所にぞ成にける。(11)遥々來ぬと思ふにも、唯盡ぬ者は涙なり。浪の上に白き鳥のむれゐるを見給ひては、彼ならん、在原の(12)なにがしの(13)隅田川にて(14)言問ひけん、(15)名も睦敷き都鳥にやと哀也。壽永二年七月二十五日に、平家都を落果ぬ。

(1)閨が破れて奥の部屋までよくみえる
(2)七月廿六日朝
(3)京ほど名殘惜しくはないが
(4)漁師が鹽をとるために海藻を焼くその煙が夕方みえる
(5)漢音は昔、漢藉をよむのに漢字の音訓を併せ讀んだ習慣である。例へば、精神をせいしんのたましいと讀んだ類。きりぎりすとこほろぎは昔と今と逆であり、こゝはこほろぎ
(6)逢坂の關の麓
(7)海も雲ものしづかで
(8)とほいはての海。遠浦
(9)潮のひくままに行けば水天渺茫として中天に昇る心地
(10)幾山川が間を隔て、とほいとほい餘所にきた
(11)唐衣着つゝなれにし褄しあればはるばる來ぬる旅をしぞ思ふ(伊勢物語、業平)
(12)業平。阿保親王の子。六歌仙の一。元慶四年歿、年五六
(13)武藏と下總の境の川
(14)たづね問うた
(15)業平その時の歌は「名にし負はばいざ言問はん都鳥、わが思ふ人はありやなしやと」

平家物語巻第八

〔梗概〕後白河法皇は鞍馬から比叡山に御幸なられ、義仲守護し奉つて、養和元年七月、京へ還御、四宮のちの後鳥羽天皇を儲の君となし奉つた（山門御幸）。八月の除日に義仲は院宣によつて朝日の將軍となり、平氏の一門悉く官職を停められた。同月廿日、四宮御卽位。これを聞いた平氏はいよ〱落膽した（名虎）が、とにかく九州に落つき、宇佐宮に行幸、內裏造るべしと緒方維義に下知したところ（緒環）、從はないばかりか大軍で押寄せたので、平氏はやむなく太宰府を落ち、轉々して讃岐の八島に漸く落着いた（太宰府落）。さて賴朝は鎌倉にゐながら征夷將軍の院宣をうけたが義仲の增長や陸奥の藤原秀衡、常陸の佐竹隆義が賴朝の命に服さないのを不快として上洛を延引した（征夷將軍院宣）。

猫間

(1)泰定都へ上り、院參して、御坪の內にして、關東の樣(2)具に奏聞しければ、法皇も御感有けり、公卿殿上人も皆ゑつぼにいり給へり。兵衛佐はかうこそゆゝしくおはし

(1)中原康定、後白河法皇と賴朝の間を往復した廳官
(2)賴朝が法皇の御召に答奉つた三事其他を上奏したであらう

けるに、木曾左馬頭都の守護して在ける立居の振舞の無骨さ、(1)もの云詞續の頑なる事限なし。(2)理哉、二歳より信濃國木曾といふ山里に三十迄住馴たりしかば争かよかるべき。或時(3)猫間中納言光高卿といふ人、木曾に宣ひ合すべき事有て坐たりけり。郎等共、「猫間殿の見参に入り申べき事ありとて入せ給ひて候。」と申ければ、木曾大に笑て、「(4)猫は人に見参するか。」「是は猫間中納言殿と申公卿で渡せ給ふ。御宿所の名と覺え候。」と申ければ、木曾「さらば」とて對面す。猶も猫間殿とはえいはで、「(5)猫殿のまれまれわいたるに物よそへ。」とぞ宣ひける。中納言是を聞て、「(6)只今あるべうもなし。」と宣へば、「いかゞ(7)けときにわいたるに、さてはあるべき。」何も新き物を(8)無鹽といふと心得て、「こゝに無鹽の(9)平茸有り、とう／＼。」と急がす。根井小彌太陪膳す。(10)田舎合子の極て大にくぼかりけるに、(11)飯堆くよそひ、御菜三種して、平茸の汁で參せたり。木曾が前にも同じ體にて居たりけり。木曾箸取て食す。猫間殿は、合子の(12)いぶせさに、召ざりければ、「其は義仲が(13)精進合子ぞ。」中納言召でもさすが、あしかるべければ、箸取て(14)食由しけり。木曾是を見て、「猫殿は小食におはしけるや。(15)きこゆる猫おろしし給ひたり。(16)かい給へ。」とぞ責たりける。中納言殿、か様の事に興醒て宣ひ合すべき事も、一言も出さず、軈て急ぎ歸られけり。

木曾は、(17)官加階したる者の、直垂で出仕せん事有べうもなかりけりとて、始て布衣と

(1)言葉の續け具合が田舎くさくて野鄙なこと
(2)それも道理だ
(3)光隆。堤中納言兼輔の裔。父清隆在所によつて猫間を名乘つた。七條坊城壬生邊の地名。
(4)猫間は猫の古言。義仲はそこで猫の事と思つた
(5)たまに來たのだから食事を出せ。おわしたゑにの意
(6)只今食事などとんでもない
(7)食時。食事時分
(8)鹽氣のない新鮮な事。轉じて魚鳥肉の食物即ち精進物の對。ところが平茸は精進物であるのに無鹽といつた
(9)木曾山中に多い
(10)ゐなか風の蓋のある漆塗の椀
(11)椀の底が深い
(12)椀がきたないので
(13)精進の時に使ふ清潔な椀
(14)食べたふりをした
(15)人がよくいふ猫の食殘しをなさつた。おろしは食殘す
(16)掻込んで食べなさい
(17)官位についたものが

り、裝束烏帽子きはより指貫のすそまで、誠に頑(1)なり。され共車にこのみのんぬ。鎧取て著、矢掻負ひ、弓持て、馬に乘たるには似(2)もにず惡かりけり。牛車は八島(3)の大臣殿の牛車也。牛飼もそれなりけり。世にしたがふ習ひなれば、とら(4)はれてつかはれけれども、あまりのめざましさ(5)に、すゑ(6)飼うたる牛の逸物なるが、門出る時、一標當(7)たらうに、なじかはよかるべき。飛で出るに木曾車の內にて、あふのけに倒れぬ。蝶の羽を廣げたる樣に、左右の袖をひろげて、起む〳〵とすれども、なじかは起きらるべき。木曾牛飼とはえ言で、「やれ小(8)牛健兒、やれ小牛健兒。」といひければ、車をやれといふと心得て、五六町こそあがかせたれ。今井四郎兼平(9)鞭鐙を合て、追附て、「如何に御車をばかうは仕るぞ。」と呵りければ、「御牛の鼻(10)が強う候。」とぞのべたりける。牛飼中直せんとや思ひけん、「其に候手(11)がたに取着せ給へ。」と申ければ、木曾手がたに無手と取着て、「あはれ(12)支度や、是は牛健兒(13)がはからひか、殿の樣か。」とぞ問うたりける。さて院御所に參着き、車かけはづさせ(14)、後(15)より下んとしければ、京の者の雜色に使はれけるが、「車は、召され候(16)時こそ後より召され候へ、下させ給ふには前よりこそ下させ給へ。」と申けれども、「爭で車ならんからに、すどほり(17)をばすべき。」とて、終に後より下てけり。其外をかしき事共多かりけれども、恐(18)て是を申さず。

(1)全く不恰好だ
(2)まるで別人のやうに
(3)宗盛。讃岐八島にゐた
(4)牛飼達が義仲に
(5)目にあまる無様さに
(6)使はずに置いて力のあまつてゐる牛
(7)一鞭あてたからたまらぬ
(8)年若の牛飼。健兒はコンデイの略。もと地方軍團の兵士をいひ、轉じて雜役をする者。義仲は「やあ」(感動詞)のつもりで「やれ」を使つたが牛飼は車を遣れと聞いた
(9)中原兼遠の子。樋口次郎兼光の弟。義仲の乳母子
(10)御牛が勢がいいのです
(11)手形。車の前後の入口の左右の木にある孔
(12)これはうまい仕掛だ
(13)この手形はお前達が工夫したのか、宗盛の考案したのか
(14)牛を車からはづさせ
(15)牛車の
(16)牛車にお乘りになる時
(17)通り拔ける
(18)義仲の怒りを

〔梗概〕 讃岐八島の平氏は中國・四國を身方につけたので義仲は討手を下したが、水島で大敗したから(**水島合戰**)、先に北國で捕へた瀨尾兼康を案內者として自ら馳下つた。然し兼康は平氏への忠をたて、義仲の先手を敗つたが、遂に敗死した(**瀨尾㝡期**)。義仲は進んで八島を討たうとしたが、行家の擧動に不安を覺えて京にかへつた。行家は義仲と仲直りしようと平氏を攻めたが、室山で大敗した(**室山**)。義仲の大軍は京にあつて兵粮が足らず、次第に暴狀がつのるので、後白河法皇も僧兵・雜兵を警固に集めさせられた。義仲は怒つて院方を討ち、圓慶法親王・明雲大僧正等も殺された(**鼓判官**)。戰勝つた義仲は關白以下の公卿多數の官職を停めた。院宣によつて關東から範賴・義經が上ると聞き、義仲は平氏と和睦しようとしたが、刎ねられ、平氏は西に、賴朝は東に、義仲は京都に、互に風雲を孕んで、壽永二年も暮れて行つた(**法住寺合戰**)。

平家物語巻第九

〔**梗概**〕　壽永三年正月の宮中行事はなく、平氏は八島に旅泊を歎く。義仲は平氏追討に赴かうとする矢先、關東から義仲追討の軍迫ると聞き、宇治勢多の橋を破壞して待受ける。頼朝の士梶原景季は名馬生食を乞うて許されず、摺墨を賜ひ、佐佐木高綱は宇治川先陣を賭けて、生食を拝領した（**生食の沙汰**）。

宇治川先陣

(1)佐々木四郎が(2)給はたる御馬は、黒栗毛なる馬の、究めて太う逞いが、馬をも人をも(3)傍をはらて食ければ、生食と附られたり。(4)八寸の馬とぞ聞えし。(5)梶原が給たる摺墨も、究めて太う逞きが、誠に黒かりければ、するすみとは附けられたり。何れも劣らぬ名馬なり。

尾張國より大手搦手二手にわかてせめ上る。大手の大將軍、(6)蒲御曹司範頼、相伴ふ人人、(7)武田太郎、(8)加賀見次郎、(9)一條次郎、(10)板垣三郎、(11)稻毛三郎、(12)榛谷四郎、(13)熊谷次郎、

(1)高綱。近江源氏。源三秀義の第四子。盛綱の弟
(2)頼朝から
(3)あたりのものをみな
(4)馬のたけ四尺八寸
(5)源太景季。景時の嫡子
(6)頼朝の弟。義經の兄
(7)信義。甲斐源氏
(8)遠光
(9)忠頼
(10)兼信
(11)重成
(12)重朝。重成の弟
(13)直實

(1)則綱
(2)近江國栗太郡老上村
(3)同野洲郡篠原村
(4)義定
(5)惟義
(6)重忠
(7)重助
(8)季重。院武者所の略。院を警護する武士
(9)橋のきは
(10)不規則に澤山打つた杭
(11)鹿の角のやうないばらの枝を立て竝に結んだ防禦物
(12)流れのままに靡かした
(13)陰暦一月の異稱
(14)比叡の北に峙つ高峰
(15)北は比叡に南は長等・逢坂の諸山に至る山の總稱
(16)河の早瀬の波が激して水面より丸く一段高まつて見えるもの
(17)瀧のやうに音をたてる
(18)おどし毛
(19)意向をためさうとして
(20)淀の渡瀬は數ケ所あり、芋洗・大渡・封戸を三渡口とした
(21)流の水嵩のへること
(22)この河をどう渡るかの御指圖
(23)橋合戰參照
(24)深淺を踏み試る
(25)丹治黨を中心に。タチヒ黨は武藏七黨の一
(26)艮。東北である。鬼門

猪(1)俣小平六を先として、都合其勢三萬五千餘騎、近江國(2)野路(3)篠原にぞつきにける。搦手の大将軍は、九郎御曹司義經、同く伴ふ人々、(4)安田三郎、(5)大内太郎、(6)畠山庄司次郎、梶原源太、佐々木四郎、糟屋藤太、(7)澁谷右馬允、(8)平山武者所を始として、都合其勢二萬五千餘騎、伊賀國を經て、宇治橋の(9)つめにぞ押寄せたる。宇治も勢田も橋を引き、水の底には(10)亂杭打て大綱張り、(11)逆茂木つないで(12)流し懸たり。比は(13)睦月廿日餘の事なれば、(14)比良の高峯、(15)志賀の山、昔ながらの雪も消え、谷々の氷打解て、水は折節增りたり。白浪おびたゞしう漲り落ち、(16)瀬枕大きに(17)瀧鳴て、逆巻く水も疾かりけり。夜は既にほの〴〵と明行けど、河霧深く立籠て、馬の毛も、鎧の毛も(18)さだかならず。爰に大将軍九郎御曹司、河の端に進み出で、水の面を見渡して、人々の心を(19)見んとや思はれけん、「如何せん(20)淀芋洗へや回るべき、(21)水の落足をや待べき。」と宣へば、畠山其比はいまだ生年廿一に成けるが、進出で申けるは、「鎌倉にて能々(22)此河の御沙汰は候ひしぞかし。知召さぬ海河の俄に出來ても候はばこそ。此河は近江の水海の末なれば、待とも〳〵水ひまじ。橋をば又誰か渡いて參らすべき。治承の合戰に、(23)足利又太郎忠綱は、鬼神でわたしけるか。重忠(24)瀬踏仕らん。」とて、(25)丹の黨を宗として、五百餘騎ひし〳〵と轡を竝ぶる處に、平等院の(26)丑寅、橘の小島が崎より、武者二騎引かけ引かけ出來たり。一騎は梶原源太景季、一騎は佐々木四郎高綱也。人目には何と

も見えざりければ、梶原は佐々木に(2)一段許ぞ進だる。佐々木四郎、「此河は西國一の大河ぞや。(3)腹帶の延て見え(4)さうぞ。しめ給へ。」と言はれて梶原さもあるらんとや思ひけん、左右の(5)鐙を踏すかし、手綱を馬の(6)ゆがみに捨て、腹帶を解てぞ縮めたりける。その間に佐々木は、つと馳ぬいて、河へさとぞ打入たる。梶原謀れぬとや思ひけん、やがて續て打入たり。「いかに佐々木殿、(7)高名せうとて不覺し給ふな。水の底には大綱あるらん。」といひければ、佐々木、太刀を拔き、馬の足に懸りける大綱共をふつ／＼と打切打切、いけずきといふ(8)世一の馬には乘たりけり、宇治川はやしといへども一文字にさと渡いて、向への岸に打上る。梶原が乘たりける摺墨は、河中より(9)のだめ形に押流されて遙の下より打上げたり。佐々木鐙踏張立上り、大音聲を揚て名乘りけるは、「宇多天皇より九代の後胤、佐々木三郎秀義が四男、佐々木四郎高綱、宇治川の先陣ぞや。吾と思はん人々は高綱に組めや。」とて(10)おめいてかく。畠山五百餘騎で驪て渡す。向への岸より、山田次郎が放つ矢に、畠山馬の額を(11)箆ぶかに射させて弱れば、河中より弓杖を突て下立たり。(12)岩浪(13)甲の手先へ颯と押上けれども事ともせず、水の底を潛て、向の岸へぞ著にける。上らむとすれば後に物こそむずと(14)引へたれ。「誰そ。」と問へば、「重親。」と答ふ。「いかに大串か。」「さ候。」大串の次郎は、畠山には(15)烏帽子子にてぞありける。「餘に水が疾うて、馬は押流され候ぬ。力及ば

(1)心の內では互に一番乘を決心してゐたから
(2)六間
(3)馬の腹帶がゆるんで
(4)見え候ふぞの略
(5)鐙を踏張つて尻を浮かす
(6)結ひ髮の略。馬の髮を束ね結んだもの
(7)手柄をたてようとして却つて失敗しなさるな
(8)天下第一の馬
(9)箆撓形。すぢかひ。のだめは木にすぢかひに溝をほり箆を入れて曲りをためる具
(10)わめいて驅ける
(11)矢の軸ふかく射込まれて
(12)岩に激した波
(13)物の端の義。吹返しの端
(14)ひつぱつた
(15)武士の元服の時烏帽子を冠せ名乘をつけるを烏帽子親。冠せられ附けられるを烏帽子子

で著參らせて候。」と言ひければ、「いつも和殿原[1]は、重忠が様なる者にこそ助られむずれ。」と云ふまゝに、大串を提て岸の上へぞ投上たる。投上られて、たゞ直て[2]、「武藏國の住人大串次郎重親、宇治河の先陣[3]ぞや。」とぞ名乘たる。敵も御方も是を聞いて一度にどとぞ笑ける。其後畠山乘替[4]に乘て打上る。魚綾[5]の直垂に緋威の鎧着て、連錢葦毛なる馬に、金覆輪の鞍置て乘たる敵の眞先にぞ進だるを、「爰にかくるは如何なる人ぞ、名乘れや。」と言ひければ、「木曾殿の家の子[6]に、長瀬判官代重綱。」と名乘る。畠山今日の軍神祝はん[7]とて、押竝てむずと捕て引落し、頸ねぢ切て、本田次郎が鞍のとつけ[8]にこそ附させけれ。是を始て、木曾殿の方より宇治橋固たる勢も、暫さゝへてふせぎけれども、東國の大勢渡いて攻ければ、散散に懸成され[9]、木幡山、伏見を指いてぞ落行ける。勢田をば稻毛三郎重成が計らひにて、田上[10]供御瀬[11]をこそ渡しけれ。

〔梗概〕　宇治・勢多に敗れた義仲は後白河法皇に最後の御暇申しに門前まで赴いたが、義經既に六條河原に來ると聞いて引返した。その間に義經は院に參上、叡覽に預かつた。義仲は小勢を以て大軍に當り、わづか七騎になつて、粟田口松坂へ落ちて行つた（河原合戰）。

(1)お前達。殿原は若武者たち
(2)すぐに形を直して
(3)萬治版本に「歩立（カチダチ）の先陣」とある
(4)乘替に用意してあつた馬
(5)魚龍ともかく。平治物語にも練色の魚陵とあり、綾織物らしいがどんな模様の織物かはつきりしない
(6)家臣。郎黨
(7)血祭に上げようと
(8)鞍の前後輪の左右につき鞅鞦をとめる紐。しほで。後輪の左の紐につける
(9)驅破られて
(10)勢多川左岸山谷の郷の名
(11)近江國栗太郡下田上村から滋賀郡石山村南郷へ渡る徒渉の地點。ここの御代でとつた氷魚を供御に獻上するからいふ

木曾最後

(1)木曾殿は信濃より、(2)巴、山吹とて、二人の(3)便女を具せられたり。山吹は(4)痛はり有て、都に留りぬ。中にも巴は色白く髪長く、容顔誠に勝れたり。(5)ありがたき強弓、精兵、馬の上、歩立、打物持ては鬼にも神にも逢うと云ふ一人當千の兵也。(6)究竟の荒馬乘り、惡所落し、軍と云へば、(7)實よき鎧著せ、大太刀強弓持せて、先づ一方の大將には向けられけり。度々の高名肩を竝ぶる者なし。されば今度も多くの者ども落行討れける中に、七騎が中まで、巴は討れざりけり。

木曾は(8)長坂を經て、丹波路へ趣くとも聞えけり。又(9)龍華越に懸て、北國へとも聞えけり。かゝりしかども、「(10)今井が行へを聞ばや。」とて、勢田の方へ落行程に、今井四郎兼平も、八百餘騎で勢田を固めたりけるが僅に五十騎許に打なされ、旗をば卷せて(11)主の覺束なきに、都へとて歸す程に、大津の打出濱にて、木曾殿に行合奉る。互に中一町許より、其と見知て、主從駒を疾めて寄り合たり。木曾殿今井が手を取て宣けるは、「義仲六條河原で(12)如何にも成べかりつれ共、汝が行末の戀しさに、多くの敵の中を懸け破て、是迄は逃たる也。」今井四郎、「御諚誠に忝なう候。兼平も勢田で討死仕るべう候つれ共、御行末の覺束なさに、是迄參て候。」とぞ申ける。木曾殿、「契は未だ朽せ

(1)源義仲
(2)義仲の傅、中原權頭兼遠の女。今井・樋口と兄妹
(3)延慶本・流布本その他、美女とある
(4)勞り。病氣
(5)世に稀な強弓で軍上手
(6)荒馬を乘りこなすことも足場の惡いを驅下るのも大變上手
(7)質のいい札で作った鎧。サネは鐵又は革で作った板
(8)山城國愛宕郡鷹峰村西北
(9)同大原村から近江國滋賀郡龍華村への山路。北陸街道筋
(10)義仲の乳母子兼平
(11)主君義仲が氣懸りで
(12)どうともなる。死ぬこと

ざりけり。義仲が勢は敵に押隔てられ林に馳散て、此邊にもあるらんぞ。汝が卷せて持せたる旗上させよ。」と宣へば、今井が旗を差し上たり。京より落る勢ともなく、勢田より落る者ともなく、今井が旗を見附けて、三百餘騎ぞ馳集る。木曾殿大に悅で、「此勢あらば、などか最後の軍せざるべき。爰にしぐらうて(1)見ゆるは、(2)誰が手やらん。」「甲斐の一條(3)次郎殿とこそ承候へ。」「勢は幾等程有やらん」「六千餘騎とこそ聞え候へ。」「さらばよい敵ごさんなれ。同う死なば、よからう敵に懸合て大勢の中でこそ討死をもせめ。」とて眞先にこそ進みけれ。

木曾左馬頭其日の裝束には、赤地の錦の直垂に、(4)唐綾威の鎧着て、鍬形打たる甲の緒しめ、(5)いか物作の大太刀帶き、(6)石打の矢の、其日の軍に射て、少々殘たるを、(7)首高に負なし、滋籐の弓持て、(8)聞る木曾の鬼葦毛と云ふ馬の究て大う逞に金覆輪の鞍置て乘たりける。鐙蹈張立上り、大音聲を揚て名乘けるは、「日比は聞けん物を、木曾冠者。今は見るらん、左馬頭兼伊豫守朝日將軍源義仲ぞや。甲斐の一條次郎とこそきけ。互に好い敵ぞ。義仲討て兵衛佐(9)に見せよや。」とて喚いて懸く。一條次郎、「唯今名乘は、大將軍ぞ。(10)餘すな、洩すな、若黨、討や。」とて大勢の中に取籠て、我討取んとぞ進ける。木曾三百餘騎、六千餘騎が中を竪ざま横ざま(11)蜘蛛手十文字に懸破て、後へつと出たれば、五十騎許に成にけり。そこを破て行く程に、土肥次郎實平、二千餘騎で

(1)密集して
(2)誰の軍勢かな
(3)武田太郎信義の子忠頼
(4)唐から渡來した浮織の綾
(5)嚴しく丈夫に作つた太刀
(6)鷲の尾羽の一番下に重る羽を石打といふ。それで矧ぐ矢
(7)頭上高く負つて
(8)名馬として有名な
(9)右兵衛佐頼朝
(10)みなごろしにせよ
(11)蜘蛛の手のやうに。縱橫無盡に

支たり。そこをも破て行く程に、あそこでは四五百騎、こゝでは二三百騎、百四五十騎、百騎ばかりが中を、懸け破り〻〻行く程に、主從五騎にぞ成にける。五騎が中迄、巴は討れざりけり。木曾殿、「おのれは、(1)とう〱、女なれば、何地へも落ゆけ。義仲は討死せんと思ふ也。若し(2)人手に懸らば、自害をせんずれば、木曾殿の最後の軍に、女を具せられたりけりなど言れん事も、然るべからず。」と宣ひけれども、猶落も行ざりけるが、餘りに言はれ奉て、「(3)あはれ好らう敵がな。最後の軍して見せ奉らん。」とて、引へたる處に武藏國に聞えたる大力、(4)御田八郎師重、三十騎許で出來たり。巴其中へ懸入、御田八郎に押ならべ、むずと取て引き落し、我が乘たる鞍の前輪に押つけて、(5)ちとも働かさず頸ねぢ切て捨てけり。其後物具脫棄て、(6)東國の方へ落ぞ行く。(7)手塚太郎討死す。(8)手塚の別當落にけり。

今井四郎、木曾殿、主從二騎に成て宣けるは、「日來は何とも覺えぬ鎧が、今日は重う成たるぞや。」今井四郎申けるは、御身も未疲れさせ給はず、御馬も弱り候はず。何に依てか(9)一領の(10)御著背長を重うは思食候べき。其は御方に御勢が候はねば、(11)臆病でこそ、さは思召候へ。兼平一人候とも、餘の武者千騎と思召せ。矢七八候へば、暫く防ぎ矢仕らん。あれに見え候は、粟津の松原と申。あの松の中で、御自害候へ。」とて、打て行く程に、(12)又荒手の武者五十騎許出來たり。「君はあの松原へ入せ給へ。兼平は此敵防

(1)「何地へも」に掛る。急いで
(2)自分（義仲）が
(3)あゝ強い敵に出會ひたい
(4)盛衰記に遠江國の住人内田三郎家吉。八坂本に恩田爲重
(5)少しも抵抗させずに
(6)長門本に「のちに聞えけるは越後國友相といふ所に落留りて尼になりてけるとかや」
(7)光盛。信濃國の住人。「實盛」參照
(8)長門本に「手塚別當、同甥手塚太郎」とある
(9)鎧をかぞへるときにいふ。一着の
(10)大將の鎧の美稱
(11)氣おくれされたから
(12)まだ戰はず疲れてゐない

ぎ候はん。」と申ければ、木曾殿のたまひけるは、「義仲都にて如何にも成べかりつるが、是迄逃れ來るは汝と一所で死なんと思ふ爲也。所々で討れんより一所でこそ討死をもせめ。」とて、馬の鼻を竝て、懸んとし給へば、今井四郎馬より飛下、主の馬の口に取附て申けるは、「(1)弓矢取りは、(2)年比日比如何なる高名候へども、(3)最後の時不覺しつれば、永き瑕にて候也。御身は疲させ給ひて候。續く勢は候はず。敵に押隔てられ、(4)いふかひなき人の郎等に組落されさせ給て討れさせ給なば、(5)さばかり日本國に聞えさせ給ひつる木曾殿をば、何某が郎等の討奉たるなど申さん事こそ口惜う候へ。唯あの松原へ入せ給へ。」と申ければ、木曾「さらば」とて、粟津の松原へぞ馳け給ふ。

今井四郎唯一騎、五十騎許が中へかけ入り、鐙蹈張立上り、大音聲揚て、名乘けるは、「日比は音にも聞きつらん、今は目にも見給へ。木曾殿の乳母子今井の四郎兼平、生年三十三に罷成る。(6)さる者ありとは、鎌倉殿までも知召されたるらんぞ。兼平討て、見參に入よ。」とて、射殘たる八筋の矢を、(7)指つめ引詰散々に射る。(8)死生は知らず、矢庭に敵八騎射落す。其後(9)打物ぬいであれに馳あひ、是に馳合ひ、切て回るに、(10)面を合する者ぞなき。分捕餘たしたりけり。「唯射取や。」とて、中に取籠め雨の降樣に射けれども、鎧好ければ(11)裏かゝず、(12)明間を射ねば手も負はず。

木曾殿は唯一騎、粟津の松原へ駈給ふが、(13)正月廿一日、(14)入相許の事なるに、薄氷は張

(1)武士たるものは
(2)平生においては
(3)死にぎはが不手際だと
(4)とるにも足らぬ雑兵に
(5)あれほどに有名だつた
(6)さういふ者がゐるとは
(7)矢つぎ早にきびしく
(8)射落された者の生死はよくわからないが
(9)太刀を拔いて
(10)正面から斬り向つて來る者が一人もない
(11)鎧の裏にとほらない
(12)鎧のあはせ目などの隙間
(13)玉葉・愚管抄に廿日
(14)日沒頃。夕暮れ

たりけり。(1)深田有とも知らずして、馬を颯とうち入たれば、馬の(2)かしらも見えざりけり。(3)あふれども／＼、(4)打ども／＼動かず。今井が行末の覺束なさに、振あふぎ給へる内甲を、三浦の石田次郎爲久追懸て、よ引てひやうと射る。痛手なれば、(5)まかふを馬の首に當て俯し給へる處に、石田が郎等二人落合て、終に木曾殿の頸をとてけり。太刀の鋒に貫ぬき、高く指上げ、大音聲を揚て、「此日比日本國に聞えさせ給ひつる木曾殿をば、三浦石田次郎爲久が討奉たるぞや。」と名のりければ、今井四郎軍しけるが、是を聞き、「今は誰をかばはむとて軍をもすべき。是を見給へ、東國の殿原、日本一の剛の者の自害する手本。」とて、太刀の鋒を口に含み、馬より倒に飛落ち、貫かてぞ失にける。去てこそ粟津の軍は無りけれ。

(1)夕方ではあり田の面にはうす氷がはつてゐるので、深い泥田とも知らずに
(2)馬の首までも泥に埋つた
(3)鐙で鞍の下の泥を掃ふ
(4)鞭でうつても馬は動かぬ
(5)眞向。兜の鉢の前面

〔梗概〕 曾ての僚將にして遂に背いた源行家を討伐のため河内、紀伊に轉戰中の樋口兼光も京に引返して義經の軍に捕はれて殺された。このまぎれに平氏は八島から攝津に前進し、一の谷に城をかまへ、福原まで進んだ（**樋口誅罰**）ところが、四國や淡路の土豪が平氏に背いたので能登守教經は悉くこれらをけちらした（**六箇度軍**）。さて範頼・義經は院參の上、平氏追討の院宣を蒙つて發向した。二月四日、福原の平氏は故淸盛の佛事を行ひ、七日にいよ／＼源平兩軍の開戰と定つた（**三草勢揃**）。平氏方は資盛を大將軍としたが、夜討の奇襲にあひ敗れ、資盛は八島に逃れた（**三草合戰**）ので、平氏は能登守教經を大將軍とした。義經は一の谷城の西に

向ひ、土肥實平に指揮をまかせ、自分は城の背後の鵯越に出ようとし、老馬を先に立て深山に入り、鷲尾義久といふ屈强の道案内者を得た(**老馬**)。搦手の一の谷では熊谷直實、その子直家と平山季重が一番乘の功名を爭うて奮戰し(**一二之懸**)、大手の生田の森では河原兄弟の壯烈な戰死につゞいて梶原景時が死鬪して、戰は始つた(**二度之懸**)。

坂落

是[1]を初めて秩父[2]、足利、三浦、鎌倉、黨[3]には、猪俣[4]、兒玉、野井與、横山、西黨、都筑黨、私黨の兵ども、惣じて源平亂あひ、入替〳〵、名乘替〳〵、喚叫ぶ聲山を響かし、馬の馳違ふ音は雷の如し。射違る矢は雨の降にことならず。手負をば肩に懸け後へ引退くも在り。薄手負うて戰ふも有り。痛手負て討死するものも有り。或は押双べて組で落ち刺違て死ぬるも有り。或は取て押へて頸を掻もあり。掻かるゝもあり。何[5]れ隙ありとも見えざりけり。かゝりしかども、源氏大手[6]ばかりでは叶ふべし共見えざりしに、九郎御曹司搦手に回て七日の日の明ぼのに、一谷の後、鵯越に打上り既に落[7]さんとし給ふに、其勢[8]にや驚たりけん、男鹿二つ妻鹿一つ、平家の城郭一谷へぞ落たりける。城の中の兵共是を見て、「里近[9]からん鹿だにも、我等に恐ては山深うこそ入

(1)梶原景時の奮戰
(2)その地〳〵の住人
(3)この當時、各土豪が自己の安全のために相結んだ集團
(4)みな武藏七黨中のもの
(5)敵身方とも乘ずべき隙がみえぬほど戰ひは五角であつた
(6)生田の森。將は範頼
(7)坂をかけおりようと
(8)その軍勢に
(9)人里近くに住む鹿でさへ

べきに、是程の大勢の中へ鹿の落合ふこそ怪しけれ。(1)如何様にも、上の山より源氏落すにこそ。」と騒ぐ處に、伊豫國の住人、武知の武者所清教、進み出で、「(2)何んでまれ、敵の方より出來たらん者を、遁すべき様なし。」とて、男鹿二つ射留て、妻鹿をば射でぞ通ける。(3)越中の前司、「詮ない殿原の鹿の射様哉。唯今の矢一つでは、敵十人は防んずる物を、(4)罪作りに矢だうなに。」とぞ制しける。御曹司、城廓遙に見渡いておはしけるが、「馬ども落いて見ん。」とて、鞍置馬を追落す。或は足を打折てころんで落つ。或は(5)相違なく落て行もあり。鞍置馬三匹、越中前司が屋形の上に落着て身振してぞ立たりける。御曹司是を見て、「馬共は(6)主々が心得て落さうには、損ずまじいぞ。(7)くは落せ。義經を手本にせよ。」とて、先三十騎ばかり眞先懸て落されけり。大勢皆續いて落す。後陣に落す人人の鐙の鼻は先陣の鎧甲に當る程なり。小石交りの砂なれば、(8)流れ落しに、二町許さと落いて、(9)壇なる所に引へたり。夫より下を見くだせば、(10)大磐石の苔むしたるが、(11)釣瓶落しに、十四五丈ぞ下たる。兵どもうしろへとてかへすべきやうもなし、又さきへおとすべしとも見えず。「爰ぞ最後。」と申て、あきれて引へたる所に、(12)佐原十郎義連、進出て申けるは、「三浦の方で我等は鳥一つ立ても、(13)朝夕か様の所をこそは馳ありけ。(14)三浦の方の馬場や。」とて、眞先懸て落しければ、兵者みな續いて落す。(15)えい〱聲を忍びにして、馬に力を附て落す。(16)餘りのいぶせさに目を塞いでぞ

(1)どうしても。さては
(2)何にてもあれ。何であらうと
(3)盛俊
(4)無益な殺生を犯した上に矢をむだにしたことだ
(5)ちやんと。ぶじに
(6)馬の乘手めい〱が
(7)さあ。それ。萬治版本に「たゞ落せ」
(8)川の流れ落ちるやうに
(9)中途で平らに壇になつてゐるところ
(10)大きい平たい石
(11)釣瓶を落すやうに垂直に
(12)三浦黨の武士
(13)鳥一羽飛立つた位でさへ
(14)三浦地方の馬場のやうなものにすぎない
(15)えい〱の力聲さへ低くして
(16)あまりにも危険極まる怖ろしさに

落しける。(1)おほかた人の爲態とは見えず、唯鬼神の所爲とぞ見えたりける。落しも果ねば、鬨をどと作る。三千餘騎が聲なれど、山彦(2)に答へて、十萬餘騎とぞ聞えける。村上判官代康國が手より火を出し、平家の屋形假屋を皆燒拂ふ。折節風は烈しゝ、黑煙おしかくれば、平氏の軍兵共、餘に遽て噪いで、「若や助かる。」と、前の海へぞ多く馳入りける。汀にはまうけ(3)舟どもいくらも有けれども、「我れ先に乘らう。」と船一艘には物具したる者共が、四五百人ばかりこみ乘(4)らうになじかはよかるべき。汀より僅に三町ばかり推出いて、目の前に大船三艘沈みにけり。其後は、(5)好き人をば乘すとも雜人共をばのすべからずとて、太刀長刀でながせ(6)けり。(7)かくする事とは知ながら、乘じとする船には取付きつかみ附き、或はうで打切れ、或はひぢ打落されて一谷の汀に、朱(8)になてぞ並臥たる。能登守敎經は度々の軍に、一度も不覺(9)せぬ人の、今度は如何思はれけん、薄墨と云馬に乘り、西を指てぞ落給ふ。播磨國明石浦より船にのて、讃岐の八島へ渡り給ひぬ。

〔梗概〕　大手では、濱の手も山の手も搦手の總崩れに浮足立ち、ここに平氏は完全に敗れた。山の手の侍大將越中前司盛俊は猪俣則綱に謀られて戰死した（越中前司最期）。

(1)大體、人間業ではない
(2)山彥が反響して大きく聞えたので
(3)かねて用意してあつた船
(4)群がり乘つたのでは
(5)身分の高い人
(6)薙ぐやうに斬り拂つた
(7)船につかまれば斬り拂はれるとは十分知つてゐながら
(8)血だらけになつて
(9)敗けたことのないのに

忠度最期

薩摩守忠度[1]は、一谷の西手の大将軍にて坐けるが、紺地の錦の直垂[2]に、黒絲威の鎧著て黒き馬の太う逞きに、沃懸地[3]の鞍置て乗り給へり。其勢百騎ばかりが中に打圍れて、いと噪がず引へ引へ落給ふを、猪俣黨[4]に岡部[5]六彌太忠純、大将軍と目を懸け、鞭[6]鐙を合せて追付奉り、「抑如何なる人でましまし候ぞ、名乗らせ給へ。」と申ければ、「是[7]は御方ぞ。」とてふり仰ぎ給へる内甲より見入たれば、鉄黒[8]也。「あはれ御方には鉄附たる人はない者を、平家の君達[9]でおはするにこそ。」と思ひ、押竝てむずと組む。是を見て百騎ばかりある兵共、國々の假武者[10]なれば一騎[11]も落合はず、我先にとぞ落ゆきける。薩摩守「惡い奴かな。御方ぞと云はゞ云はせよかし。」とて熊野[12]生立大力の疾態にておはしければ、やがて刀を抜き六彌太を馬の上で二刀、おちつく處で一刀、三刀迄ぞ突かれける。二刀は鎧の上なれば、透らず。一刀は、内甲へ突入られたれども、薄手なれば死なざりけるを、捕て押へ頸を掻んとし給ふ處を、六彌太が童、後馳[13]に馳來て、討刀を抜き、薩摩守のかひなをひぢの本よりふと切り落す。今は角[14]とや思はれけん、「暫退け、十念[15]唱ん。」とて、六彌太を摑で、弓長ばかり投除らる。其後西に向ひ高聲に十念唱へて、「光明[16]遍照十方世界念佛衆生攝取不捨。」と宣ひも果ねば、六彌太後よ

(1)清盛異母弟
(2)鎧着用のときの鎧直垂
(3)金粉をふりかけた梨地模樣
(4)武藏七黨の一つ
(5)吾妻鏡に岡部六野太忠澄
(6)馬に鞭うち鐙をあふつて一散に
(7)忠度の言。我は源氏方だ
(8)鐵を歯につけたので歯を黒く塗つてゐる。おはぐろ染め
(9)貴公子
(10)諸國から徴發した武士達
(11)一人も助けようとせず
(12)紀伊の熊野山中で荒々しく育つたから
(13)おくれながらも馳つけて
(14)もはや最後の死に時と
(15)臨終のとき念佛を十遍となへると往生するといふ
(16)觀無量壽經眞身觀の文。念佛のあとの廻向文。佛の慈悲は遍く念佛の行者は必ず淨土に迎へて捨てさせ給はぬの意

りよて、薩摩守の頸を討。好い大將討たりと思ひけれども、名をば誰とも知らざりけるに、(1)箙に結び附られたる文を解て見れば、「旅宿花」といふ題にて一首の歌をぞ讀まれける。

(2)ゆきくれて木の下陰を宿とせば、花やこよひの主ならまし。

忠度と書かれたりけるにこそ、薩摩守とは知てけれ。太刀の先に貫ぬき、高く差上げ、大音聲を揚て、「此日來平家の御方に聞えさせ給つる薩摩守殿をば、岡部の六彌太忠純討奉たるぞや。」と名乘ければ、敵も御方も是を聞いて、「(3)あないとほし、武藝にも(4)歌道にも達者にておはしつる人を。あたら大將軍を。」とて、涙を流し袖をぬらさぬは無りけり。

〔梗概〕 生田の森の副將軍平重衡は後藤盛長と主從二騎で落延びるところを梶原景季その乘馬を射、叶はず腹切らうとするところを捕へられた。知らぬ顏で逃げた盛長は後に爪彈きされたといふことである（**重衡生捕**）。

(1)矢を容れて負ふ具
(2)旅に日をくらし宿のない時木の下に野宿すれば花はその夜の主人である
(3)あゝ可哀相に
(4)歌を俊成に與んだ。「忠度都落」參照

敦盛最期

軍破れにければ、(1)熊谷次郎直實、「平家の君達助け船に乘らんと、汀の方へぞ落ち給ふらん。哀れ好らう大將軍に組ばや。」とて、磯の方へ歩まする處に、(2)練貫に鶴縫たる直垂に、萠黃匂の鎧著て、(3)鍬形打たる甲の緒をしめ、金作の太刀を帶き、(4)切斑の矢負ひ、(5)滋籐の弓持て、(6)連錢蘆毛なる馬に、黃覆輪の鞍置て乘たる武者一騎、沖なる船に(7)目を懸て、海へさと打入れ、五六(8)段計泳がせたるを熊谷、「あれは、大將軍とこそ見參せ候へ。(9)正なうも敵に後を見せさせ給ふ者哉。返させ給へ。」と、扇を揚て招きければ、招かれて取て返す。汀に打上らんとする所に、押竝て、むずと組で、どうと落ち、取て押へて頸を掻んとて、甲を押仰けて見ければ、年十六七ばかりなるが、薄假粧して鐵醬黑也。我子の(10)小次郎が齡程にて、容顏誠に美麗なりければ、(11)何くに刀を立べしとも覺えず。「抑如何なる人にてましまし候ぞ。名乘せ給へ。扶け參せん。」と申せば、「汝は誰ぞ。」と問給ふ。「(12)物其者では候はねども、武藏國の住人(13)熊谷次郎直實。」と名乘申す。「さては汝に逢うては名乘まじいぞ。汝が爲には(14)好い敵ぞ。名乘らずとも頸を取て人にとへ。(15)見知うずるぞ。」とぞ宣ひける。「(16)あはれ大將軍や。此人一人討奉たりとも、負くべき軍に勝べき樣もなし。又討たてまつらずとも、勝べき軍に負る事もよも有じ。

(1)武藏國熊谷の住人。蓮生坊と改め出家し、承元二年寂
(2)生絲を經。練絲を緯として織つた絹
(3)鍬形をつけた。兜の前立物の一。備中鍬の形とも或は慈姑形の義ともいふ
(4)鷹の羽の黑白のはつきりした羽で矧いだ矢
(5)籐をぎつしりまいた弓
(6)葦毛に灰色の錢形のある
(7)めがけて。さして
(8)一段は一町の十分の一
(9)卑怯にも
(10)直家
(11)哀れで斬れなかつた
(12)人數に入るほどの者ではないが
(13)先祖代々住みついてゐる
(14)高名手柄になるりつぱな
(15)知つてゐる者があらう
(16)あゝりつぱな大將軍だ

小次郎が薄手負たるをだに直實は心苦しう思ふに、此殿の父、討れぬと聞いて、如何計か歎き給はんずらん。あはれ扶け奉らばや。」と思ひて、後をきと見ければ、(1)土肥、(2)梶原五十騎計で續いたり。熊谷淚を押て申けるは、「助け參せんとは存候へども、御方の軍兵雲霞の如く候。よも逃させ給はじ。人手にかけ參せんより、同くは、直實が手に懸參せて、後の御(3)孝養をこそ仕候はめ。」と申ければ、「唯とう／＼頸を取れ。」とぞ宣ひける。熊谷餘にいとほしくて、何に刀を立べしとも覺えず、目もくれ心も消果て、(4)前後不覺に思えけれども、(5)さてしも有るべき事ならねば、泣々頸をぞ掻いてける。「あはれ(6)弓矢取る身程口惜かりける者はなし。武藝の家に生れずば、何とてかゝる憂目をば見るべき。情なうも討奉る者哉。」と掻口說き袖を顏に押當てゝ、さめ／＼とぞ泣居たる。やゝ久うあて、さても在るべきならねば、鎧直垂を取て、頸を裹まんとしけるに、錦の袋に入たる笛をぞ腰に差されたる。「あないとほし、此曉城の內にて、(7)管絃し給ひつるは、此人々にておはしけり。當時御方に東國の勢何萬騎か有らめども、軍の陣へ笛持つ人はよも有じ。(8)上﨟は猶も優しかりけり。」とて、九郎御曹司の見參に入たりければ、是を見る人淚を流さずといふ事なし。後に聞けば、(9)修理大夫經盛の子息に太夫敦盛とて、生年十七にぞ成れける。其よりしてこそ、熊谷が(10)發心の思ひはすゝみけれ。件の笛は、祖父忠盛、笛の上手にて、鳥羽院より給はられたりけると

(1)實平。搦手の侍大將
(2)景時か景季か景家か不詳。おそらくは景時であらう
(3)御冥福を弔らひませう
(4)喪心したさま
(5)そのままではゐられないので
(6)武士といふ身分ほど
(7)樂器を奏してゐたのは
(8)やはり貴人は
(9)忠盛の子。清盛の弟
(10)出家の心を起すこと。吾妻鏡建久三年十一月廿五日の條によれば久下權守直光と莊園境界の諍論から御前の裁決を仰いだが直實に不利で怒つて除髮逐電したといふことである

ぞ聞えし。經盛相傳せられたりしを、敦盛器量[1]たるに依て、持たれたりけるとかや。名をば小枝[2]とぞ申ける。狂言綺語[3]の理と云ながら、遂に讚佛乘[4]の因となるこそ哀なれ。

〔梗概〕 平敎盛の子成盛、經盛の子經正も討たれた。知盛の子知明も父を助けんとして討たれ、知盛の悲傷は深かつた(知章最期)。重盛の末子師盛、この日の山の手の大將軍通盛も討たれ、宗徒では以上の人々のほか十人、その他で二千餘人が討たれ、八島に落ちた平氏の心はさむざむとしたものがあつた(落足)。中に、通盛の妻小宰相は悲嘆のあまり、八島への船中から海に投じて夫の跡を追ふ悲劇もあつた(小宰相身投)。

(1)笛の技にすぐれてゐたので
(2)盛衰記に「さえだ」と
(3)「願以今生世俗文字之業狂言綺語之誤、飜爲當來世々讚佛乘之因轉法輪之緣。」(白氏文集)によつたもの。「朗詠集」にも見える
(4)佛經を讃し成佛するの原因となつた

平家物語卷第十

〔梗概〕 壽永三年二月七日、一の谷で討たれた平氏一門の人々の首渡しがあつた。都にのこつてゐた維盛の北の方は、その中に維盛の首なきによつて八島に文をやり、維盛もう一度、北の方とあはうと決心した（首渡）。生捕られた重衡は、土肥次郎の情で北の方にあつた（内裏女房）。さて八島へは、重衡の身柄を條件として三種の神器を還し奉るべき旨の院宣を遣された（八島院宣）が、平氏は一門合議の上拒絶の請文を奉り（請文）、從つて、重衡の身柄は、鎌倉に護送されることになり、出發前、法然房を招いて、往生の心得を悟るところがあつた（戒文）。

海道下

さる程に、本三位中將(1)をば、鎌倉前兵衛佐頼朝(2)、頻に申されければ、さらば下さるべしとて、土肥次郎實平が手より、先九郎御曹司の宿所へ渡し奉る。同三月十日(3)、梶原平三景時に具せられて、鎌倉へこそ下られけれ。西國より生捕にせられ、都へ返るだに口惜きに、今又關の東へ趣かれけん心の中、推量られて哀也。四宮河原(4)に成ぬれば、

(1)平清盛の第五子。一の谷の戰で梶原に生捕られた。本は前任の意である
(2)重衡を鎌倉へよこせよと
(3)元暦元年
(4)山城國宇治郡山科村四宮

爰に昔延喜(1)第四の王子、(2)蟬丸の、(3)關の嵐に心を澄し、琵琶をひき給ひしに、(4)博雅の三位といひし人、風の吹日も吹ぬ日も、雨の降る夜も降ぬ夜も三年が間歩を運び、立聞て、彼の(5)三曲を傳へけん(6)藁屋の床の古へも、思遣られて哀也。逢坂山を打越えて、(7)勢多の(8)唐橋駒もとゞろに蹈ならし、(9)雲雀あがれる野路の里、志賀の浦浪春かけて(10)霞に曇る鏡山、比良の高峯をも北にして、(11)伊吹の嶽も近附ぬ。(12)心をとむとしなけれども、(13)荒て中中優しきは、(14)不破の關屋の板びさし、(15)如何に鳴海の鹽干潟、涙に袖はしをれつゝ、彼(16)在原のなにがしの、(17)唐ころもきつゝなれにしとながめけん、參河國(18)八橋にも成ぬれば、(19)蛛手に物をと哀也。濱名の橋を渡り給へば、松の梢に風亮て、入江に噪ぐ浪の音、さらでも旅は物憂きに、(20)心を盡す夕間暮、(21)池田の宿にも著給ひぬ。彼宿の長者(22)湯屋が娘、侍從が許に、其夜は宿せられけり。侍從、三位中將を見奉て、「昔は(23)傳にだに思召寄らざりしに、今日はかゝる所にいらせ給ふ不思議さよ。」とて、一首の歌をたてまつる。

旅の空(24)埴生の小屋のいぶせさに、故郷いかに戀しかるらん。

三位中將返事には

故郷もこひしくもなし旅の空、都も(25)つひのすみかならねば。

中將「やさしうもつかまつたるものかな。此歌の主は如何なる者やらん。」と御尋在け

(1)第六〇代醍醐天皇
(2)今昔物語集に宇多天皇第八皇子敦實親王の雜色とある
(3)逢坂の關の嵐のはげしきにしひてぞゐたる世をすごすとて（續古今集、蟬丸）
(4)醍醐天皇皇子兵部卿克明親王の子、源博雅。天元三年薨。この傳說は今昔物語集等に見える
(5)琵琶の秘曲の流泉・啄木・楊眞操。今昔物語集には流泉啄木のみ
(6)世の中はとてもかくても同じこと宮もわら屋もはてしなければ（新古今集、蟬丸）
(7)勢田の長橋ともいふ
(8)馬蹄の橋をわたる音
(9)近江國栗太郡老上村野路の地名をかけてゐる
(10)鏡山の鏡の緣語
(11)伊吹山。近江と美濃の境
(12)とくに心にかける
(13)あれて却つて優雅なのは
(14)美濃國不破郡。昔の三關の一。人すまぬ不破の關屋の板庇あれにしあとはたゞ秋の風（新古今集、藤原良經）
(15)いかになる身とかけた。鳴海は尾張愛知郡にある
(16)在原業平
(17)唐衣きつつなれにしつましあればはるばる來ぬる旅をしぞ思ふ（伊勢物語、業平）
(18)今、碧海郡知立町の西
(19)戀せよとなれる三河の八つ橋のくも手に物を思ふころかな（續古今集）たゞ思ひみだれる
(20)松風や波の音のために一層心をなやます
(21)遠江天龍川の西岸の宿驛

れば、景時畏て申けるは、「君はいまに知召され候はずや。あれこそ(1)八島の大臣殿の當國の守で渡らせ給候し時、めされ參せて、御最愛にて候しが、(2)老母を是に留置、頻に暇を申せども、給はらざりければ、比は三月の始めなりけるに、

如何にせん都の春もをしけれど、馴し(3)あづまの花や散らん。

と仕て、暇を給て下りて候ひし、(4)海道一の名人にて候へ。」とぞ申ける。

都を出て日數歴れば、(5)彌生も半過ぎ、春も既に暮なんとす。遠山の花は殘の雪かと見えて、浦々島々かすみ渡り、こし方行末の事共思續け給ふに、「されば是は如何なる宿業のうたてさぞ。」と宣ひて、唯盡せぬものは涙也。御子の(6)一人もおはせぬ事を、母の(7)二位殿も歎き、北の方大納言佐殿も本意なき事にして、萬の神佛に祈申されけれども、其驗なし。「(8)賢うぞ無りける。子だに有ましかば、如何に心苦しかるらん。」と宣ひけるこそ(9)責ての事なれ。(10)佐夜中山にかかり給ふにも、(11)又越べしとも覺えねば、いとど哀れの數添て、袂ぞいたく濕まさる。(12)宇都の山邊の蔦の道、心細くも打越えて、手越を過て行けば、北に遠去て、雪白き山あり。問へば(13)甲斐の白根といふ。其時三位中將、落る涙を押てかうぞ思ひ續け給ふ。

惜からぬ命なれども今日までに、(14)强顔かひの白根をも見つ。

清見が關打過ぎて、富士のすそ野に成ぬれば、北には青山峨々として、松吹く風索々

(22)遊女の長者（頭の意か）の意。中古街道の宿驛に遊女をおいて貴人の宿とした者
(23)人づてにお考へよりにもならなかつたのに
(24)旅宿があまりにむさくるしいから、さぞ京が戀しかろう
(25)永住の土地ではないから

(1)宗盛は平治元年遠江守、當時十三歳。「當國の守たること僅に二十餘日なり、物語の說信じ難し」（平家物語考證）
(2)老母熊野を遠江國にとどめておいたので
(3)老母にかけていふ
(4)東海道第一の歌の上手
(5)陰暦三月
(6)重衡に
(7)重衡の母、時子
(8)子がなくてよかつた
(9)せめてものなぐさめ
(10)遠江國小笠郡日坂から榛原郡菊川に至る坂路。
(11)年たけて又越ゆべしと思ひきや命なりけり小夜の中山（新古今集、西行法師）
(12)駿河國安倍郡長田村の山。伊勢物語にこの山道を「蔦かづら茂りて物心細く」とある
(13)白根山。南巨摩郡にある
(14)ぶじに生きのびたかひに

たり。南には蒼海漫々として、岸うつ浪も茫々たり。(1)戀せばやせぬべし、1こひせずとも有けりと、明神の歌はしめ給ひける足柄の山をも打越て、(2)こゆるぎの森、(3)鞠子河、(4)小磯、大磯の浦、(5)やつまと、(6)砥上が原、(7)御輿が崎をも打過て、急がぬ旅と思へども、日數やう／＼重なれば、(8)鎌倉へこそ入給へ。

1　本朝神社考に、「足柄明神、昔赴レ唐、其妻神獨留守三歳、明神歸朝、妻神色白肥美、明神曰、思慕之情、待レ歸之心、必可二痩衰一、今何肥而麗哉、不レ思レ我也、遂去二妻神一。」とある傳說に據つてゐる。

〔梗概〕　賴朝は重衡を引見し、私の敵にあらず朝敵である上に、南都の燒打のときの將軍でもあるので、狩野介にあづけ、千手前に命じて風流になぐさめた。千手前は重衡のやさしさが物思ひの種となり、重衡が奈良で殺されたとき、出家したといふ(**千手前**)。維盛は八島を脱出して高野に瀧口入道を訪れた。瀧口入道はもと重盛の家來であつたが、橫笛との悲戀に發心して聖として高野に行ひ澄してゐた者である(**橫笛**)が、北の方故に八島を脫出した維盛を案內して、熊野の堂塔巡禮をし(**高野之巻**)、遂に瀧口の手で出家し(**維盛出家**)、熊野に到つてありし昔の榮華に淚しながらも後世の祈念を果し(**熊野參詣**)、遂に濱の宮から舟を漕ぎいだして入水した(**維盛入水**)。

(1)足柄明神の傳說によつた。補註參照
(2)長門本に「こよろぎ」とある。相模國中郡の海岸
(3)酒匂川の古名
(4)大磯の西。今併せて相模國中郡大磯町に入る
(5)海道記に八つ松とある
(6)高座郡鵠沼村藤澤町の邊
(7)鎌倉郡稻村ケ崎の古名か
(8)三月廿七日伊豆の國府に到着。賴朝は鹿狩で北條にあり、翌廿八日そこで引見した。

頼朝は義仲追討の賞に正下の四位に敍せられた。池大納言頼盛は、昔頼朝の一命を救つた禪尼の子で、頼朝の報恩を恃んで、一門の都落にも行かず京にゐたが、四月、關東に下り、もとの大納言に返り咲いた。伊賀伊勢の平氏重恩の侍達の蜂起も忽ち平定された。維盛の北の方はその入水を聞いて、出家して後世を弔つた(**三日平氏**)。それを聞いた頼朝は、重盛の子息等の悲運に涙した。さて、後鳥羽天皇の御卽位式あり、範頼、義經も官位を賜はり、九月、再び平氏追討に西へ發向、備前國藤戸に合戰が戰はれ、平氏は八島に退いた(**藤戸**)。そのまゝ戰局は膠着し、壽永三年も暮れて行つた(**大嘗會沙汰**)。

平家物語卷第十一

〔梗概〕壽永四年（元暦二年）二月、戰局の膠着にいらだつた義經は、攝津の渡邊、福島から暴風の夜、梶原景時の逆櫓の主張をしりぞけて乘船、十七日朝、阿波に上陸（逆櫓）、勝浦の平氏軍を一蹴して、徹宵長驅、十八日に讃岐の高松におしせよ、民家に火を放つて、寡勢を隱蔽した。意外の方面より攻められた平氏は、これを大軍と見誤り、八島をはらつて海にうかんだ（勝浦付大坂越）が、小勢とみて、能登守教經は漕戻つて一戰をいどみ、義經をかばつた佐藤嗣信は、教經の矢に斃れた。戰陣の際であつたが、義經は悲嘆し、僧をもとめて手厚く冥福をいのつた（嗣信最期）。

那須與一

さる程に、(1)阿波讃岐に平家を背て、源氏を待ける者共、あそこの嶺、こゝの洞より、十四五騎廿騎、うちつれ／＼參りければ、(2)判官程なく三百餘騎にぞ成にける。「今日は日暮ぬ、勝負を決すべからず」とて、引退く處に、沖の方より(3)尋常に飾たる小船一艘、

(1)四國の
(2)義經をさす
(3)美事に

汀へ向ひて漕よせけり。磯へ七八(1)段ばかりに成しかば、船を横様になす。(2)あれは如何にと見る程に、船の中より、年の齡十八九ばかりなる女房の誠に優に美しきが、(3)柳の(4)五衣に、紅の袴著て皆(5)紅の扇の(6)日出したるを、船の(7)せがひに挾み立て、陸へ向てぞ招いたる。判官(8)後藤兵衛實基を召て、「あれは如何に。」と宣へば、「射よとにこそ候めれ。但し(9)大將軍の(10)矢面に進んで、(11)傾城を御覽ぜば(12)手だれにねらうて、射落せとの計ごとと覺え候。(13)左も候へ。扇をば(14)射させらるべうや候らん。」と申。「射つべき仁は御方に誰かある。」と宣へば、「上手ども幾等も候中に、(15)下野國の住人、那須太郎資高が子に(16)與一宗高こそ、(17)小兵で候へども、手ききて候へ。」「證據はいかに。」と宣へば、「(18)かけ鳥などを爭うて、三に二は必射落す者で候。」「さらば召せ。」とて召されたり。與一其比は二十許の男士也。(19)かちに、赤地の錦を以て、(20)おほくび・(21)はた袖(22)色へたる直垂に、萌黄威の鎧著て、(23)足白の太刀を帶き、(24)切斑の矢の其日の軍に射て少々殘たりけるを(25)首高に負ひ成し薄切斑に鷹の羽作交たるぬた目の(26)鏑をぞ指副たる。滋籐の弓脇に挾み、甲をば脫ぎ(27)高紐に懸け、判官の前に畏る。「如何に宗高、あの扇の眞中射て平家に見物せさせよかし。」與一(28)畏て申けるは、「(29)射おほせ候はん事不定に候。射損じ候なば、ながき御方の御瑕にて候べし。(30)一定仕らんずる仁に仰附らるべうや候らん。」と申。判官大に怒て、「鎌倉を立て、西國へ趣かん殿原は、義經が命を背べからず。(31)少も仔細を存ぜ

(1)一段は一町の十分の一
(2)あれはどうしたわけかと
(3)柳襲の略。表は白、裏は青で冬から春までの着物
(4)五重ともいふ。上流婦人の衣裳の一で表著の下に同色の衣を五枚重ねる
(5)扇の地紙も竹も紅色
(6)金箔の日の丸を描いた
(7)舟頭のふんで棹さすところの兩舷に渡した板。ふなだな
(8)藤原秀郷の苗裔。父實遠は平治の亂に功があつた
(9)義經が敵の矢のとゞく眞正面に出ていつて
(10)矢軍に敵の正面の先頭に立つこと
(11)美女を御覽になる所を
(12)弓の上手な者。手きき
(13)そんな計であつても
(14)お射させなさるべきでせう
(15)いま、栃木縣
(16)戰功で那須の總領となり、のち剃髮入道した。歿年不詳
(17)身長の短かいもの
(18)空をかけてゐる鳥
(19)かちいろ。黑味の褐色
(20)直衣などのくびかみの前襟で、おくみと約す
(21)端袖。袖(一幅半)の袖口の方の半幅
(22)美しくいろどつた
(23)太刀の足金だけ銀でかざつたもの。他は金銅でかざる
(24)鷹の羽の黑色のはつきりした羽ではいだ矢
(25)頭から高くつきでる體に
(26)鹿の角の波のやうな紋のある鏑をつけた矢

(27)左右の綿上の上にあり胸板の相引の緒と結んで前後をつなぎ兒をかける
(28)おそれ入つて
(29)必ず射落せるかどうかわかりません
(30)必ず射落しうる人に
(31)すこしでも異議ある人は
(1)短い房で馬の尻尾から鞍にかける鞦緒
(2)まろほやは海鞘（ほや）の形を圓形に意匠した紋章。まろほやの紋章を靑貝摺りにした
(3)矢をあてるにほどよい所
(4)扇との距離
(5)午後六時前後
(6)的串の略。扇を挾んだ竿
(7)ひらひらしてゐる
(8)どちらを見ても晴の場所
(9)梵語の音譯。祈る時の語。
(10)武人の尙んだ神。大菩薩は佛の尊號で神佛混淆の結果
(11)生國下野國をさす
(12)今の二荒山神社
(13)今の溫泉（ユゼン）明神
(14)私卽ち與一を下野國に
(15)よくひきしぼつて
(16)とはいふものの
(17)矢の長さ。束は四指を並べた長さ。伏は指一本の幅
(18)餘韻をながくひびかせて

ん人は、とう〳〵是より歸るべし。」とぞ宣ひける。與一重て辭せば惡かりなんとや思ひけん、「外づれんは知候はず、御諚で候へば仕てこそ見候はめ。」とて、御前を罷立、黑き馬の太う逞に、(1)小房の鞦かけ、(2)まろほや摺たる鞍置てぞ乘たりける。弓取直し、手綱かいくり、汀へ向いて歩ませければ、御方の兵共後を遙に見送て、「此若者一定仕り候ぬと覺候。」と申ければ、判官も憑し氣にぞ見給ひける。(3)矢比少し遠かりければ、海へ一段ばかり打入たれども、猶(4)扇の交ひ、七段ばかりは有るらんとこそ見えたりけれ。比は二月十八日の(5)酉の刻ばかりの事なるに、折節北風烈くて、磯打浪も高かりけり。船はゆりあげゆり居ゑたゞよへば、扇も(6)串に定らず(7)ひらめいたり。沖には平家船を一面に竝べて見物す。陸には源氏轡を竝べて、是を見る。(8)何れも〳〵晴ならずと云ふ事ぞなき。與一目を塞いで、「(9)南無(10)八幡大菩薩、別しては(11)我國の神明、(12)日光權現宇都宮、(13)那須湯泉大明神、願は、あの扇の眞中射させて給せ給へ。是を射損ずる物ならば、弓伐折自害して、人に二度面を向ふべからず。今一度本國へ(14)むかへんと思召さば、此矢はづさせ給ふな。」と、心の中に祈念して、目を見開いたれば、風も少し吹弱り、扇もいよげにぞ成たりける。與一鏑を取て番ひ、(15)よ引いてひやうと放つ。小兵と(16)云ふぢやう(17)十二束三伏、弓は強し、浦響く程(18)長鳴して、あやまたず扇の要際一寸許置いて、ひふつとぞ射切たる。鏑は海へ入ければ、扇は空へぞ擧りける。暫は虛空に閃

めきけるが、春風に一もみ二もみもまれて、海へさとぞ散たりける。夕日の輝いたるに皆紅の扇の日出したるが白波の上に漂ひ、浮ぬ沈ぬゆられければ、沖には平家ふなばたを扣て感じたり。陸には源氏箙[1]を扣てどよめきけり。

弓流

餘り[2]の面白さに、感に堪ざるにやと覺しくて船の中より、年五十許なる男の、黒革威の鎧著て白柄の長刀持たるが、扇立たりける所に立てまひすましたり[3]。伊勢三郎義盛[4]、與一が後へ歩せ寄て、「御諚[5]ぞ、仕れ。」と云ひければ、今度は中差[6]取て打くはせ[7]、よ引いてしや頸の骨をひやうふつと射て船底へまさかさまに射倒す。平家の方には音もせず、源氏の方には又箙を扣いて、どよめきけり。「あ射たり[8]。」といふ人も有り、又「情なし。」と云ふ者もあり。平家是を本意なしとや思ひけん、楯ついて一人、弓持て一人、長刀持て一人、武者三人なぎさにあがり、楯を衝て、「敵寄せよ。」とぞ招いたる。判官、「あれ、馬强ならん若黨共、馳寄せて蹴散せ。」と宣へば、武藏國の住人、三穗屋四郎、同藤七、同十郎、上野國の住人、丹生の四郎、信濃國の住人、木曾の中次、五騎つれて、をめいて駈く。楯の影より、塗篦[9]に、黒ほろ[10]作だる大の矢をもて、眞先に進だる三穗屋の十郎が馬の左の胷懸[11]づくしを、ひやうづば[12]と射て筈[13]の隱る程ぞ、射

(1)矢を盛つて背に負ふ器
(2)與一が見事に扇を射落したあざやかさが
(3)しきりに舞ひおどつた
(4)義經の股肱の臣
(5)義經の命令だ。射よ
(6)箙にさした尖矢。上差の次にさしてゐるもの
(7)むずとつがひ
(8)あゝよく射あてた
(9)矢の軸を漆で茶褐色にぬつた矢
(10)黑い鷹の羽の矢
(11)馬の胸から鞍にかけた緒の胸にあたる所
(12)づはりと
(13)矢の弦をうけるところ

篭だる。屛風を返す様に、馬はどうと倒るれば、主は(1)馬手の足をこえ弓手の方へ下立て、軈て太刀をぞ拔だりける。楯の陰より、大長刀打振て懸りければ、三穗屋の十郎、小太刀大長刀に叶はじとや思けむ、(2)かいふいて迯ければ、軈て續て追懸たり。長刀で(3)ながんずるかと見る處に、さはなくして、長刀をば左の脇にかい挾み、右の手を差延て、三穗屋十郎が甲の(4)しころをつかまむとす。つかまれじとはしる。三度つかみはづいて、四度の度むずとつかむ。暫し(5)たまて見えし。鉢附の板より、ふつと引切てぞ迯たりける。殘四騎は、馬を惜うでかけず、見物してこそ居たりけれ。三穗屋十郎は、御方の馬の陰に逃入て、息續居たり。敵は追ても來で長刀杖につき、甲のしころを指上げ、大音聲を上て、「日比は音にも聞つらん。今は目にも見給へ。是こそ京童部の喚なる上總惡七兵衛景清よ。」と名乘棄てぞ歸りける。

平家是に心地なほして、「惡七兵衛討すな。續けや者共。」とて又二百餘人なぎさに上り、楯を(6)雌羽につき竝べて、「敵寄よ。」とぞ招いたる。判官是を見て、「安からぬ事なり。」とて、後藤兵衛父子、(7)金子兄弟を先に立て、奥州の(8)佐藤四郎兵衛、伊勢三郎を弓手馬手に立、(9)田代冠者を後に立てゝ、八十餘騎をめいてかけ給へば、平家の兵ども、馬には乘らず、大略歩武者にてありければ、馬に當られじと引退いて、皆船へぞ乘りにける。(10)楯は算を散したる様に、散々に蹴散さる。源氏の兵共勝に乘て、馬の太腹ひ

(1)右足をあげ馬の背を越えさせれば自然左におりる
(2)かきふしての音便。身を屈して一散に逃げる
(3)薙がうとするかと
(4)兜の左右後方に垂れて首をおほふもの
(5)支へて
(6)すこしづつ重なりあふやうにならべ竝楯にしたもの
(7)十郎家忠と與一親範
(8)嗣信の弟忠信
(9)信綱
(10)卜筮に用ひる長方形の小木片。算木

たる程に、打入々々責戰ふ。判官深入して戰ふ程に船の中より熊手を持て、判官の甲の錣に、からり〳〵と二三度迄打懸けるを、御方の兵共、太刀長刀で打のけ〳〵しける程に、如何したりけん、判官弓をかけ落されぬ。うつぶして鞭をもて搔寄て、取うとし給へば、兵共、「唯捨させ給へ。」と申けれども、終に取て、笑うてぞ歸られける。(1)おとな共、爪彈をして、「口惜き御事候かな。縦(2)千疋萬疋に替させ給べき御寶なりとも、爭か御命に替させ給ふべき。」と申せば、判官、「弓の(3)惜さに取らばこそ。義經が弓といはゞ、二人しても張り、若は三人しても張り、伯父の爲朝が弓の樣ならば、態も落して取すべし。(4)尫弱たる弓を、敵取持て、『是こそ源氏の大將九郎義經が弓よ。』とて嘲哢せんずるが口惜ければ、命に代て取るぞや。」と宣へば、皆人是をぞ感じける。

さる程に日暮ければ、平家の船は沖に浮めば源氏は陸に引退いて、(5)むれ高松の中なる野山に、陣をぞ取たりける。源氏の兵共、此三日が間は臥ざりけり。一昨日渡邊福島を出るとて、其夜大浪にゆられて目睡まず、昨日阿波國勝浦にて軍して終夜(6)中山越え、今日又一日戰くらしたりければ、皆疲果てゝ或は甲を枕にし、或は鎧の袖、箙など枕にして、前後も知らず臥たりけり。其中に、判官と伊勢三郎は寢ざりけり。判官は高き所に登上て、敵や寄ると遠見し給へば、伊勢三郎はくぼき所に隱れ居て、敵寄せば、先づ馬の太腹射んとて待懸たり。平家の方には、(7)能登守を大將にて、其勢五百

(1)老武者たちは非難して
(2)一疋は錢廿五文
(3)弓が惜くて取ったのではない
(4)弓張のよわい弓
(5)讃岐國木田郡牟禮村の西
(6)大坂山の別稱
(7)教經

餘騎夜討にせんと支度しけれども、越中次郎兵衛盛次と、海老次郎守方と先陣を爭ふ程に、其夜も空しくあけにけり。夜討にだにもしたらば源氏なじかはたまるべき。寄せざりけるこそ、(1)責ての運の究めなれ。

(1)よくよく平氏の運がつきてゐたのであらう

〔梗概〕翌日、平氏は舟のまゝ志度浦へ退き、義經はこれを追ひ、また義盛はわづか十六騎で四國の平氏軍阿波重能の子田内左衛門以下三千を身方にし、やうやく梶原がかけつけたときは、四國は全く源氏についてゐた(志度合戰)。

鷄合　壇浦合戰

さる程に、九郎大夫判官義經周防の地に押渡て、兄の(2)參河守と一に成る。平家は長門國(3)ひく島にぞつきにける。源氏阿波國勝浦に着て八島の軍に打勝ぬ。平家引島に着と聞えしかば、源氏は同國の內、(4)追津に着こそ(5)不思議なれ。(6)熊野別當湛增は、平家重恩の身なりしが、忽に其恩を忘れて、「平家へや參るべき。源氏へや參るべき。」とて、(7)田邊の新熊野にて御神樂奏して、權現に祈誓し奉る。「(8)唯白旗につけ。」と御託宣有けるを、猶疑をなして白い鷄七、赤き鷄七、是を以て權現の御前にて勝負をせさす。赤き

(2)範頼
(3)引島また彥島ともいふ。下關港の西をおほふ島。今下關市。
(4)豐浦郡長府町の沖にある滿珠島の別名
(5)平氏はひく、源氏は追ふから
(6)卷四「源氏揃」參照
(7)紀伊國西牟婁郡田邊村の東南湊村の鳥合宮の王子の社
(8)源氏は白旗、平氏は赤旗

鷄一つも勝たず皆負てけり。さてこそ源氏へ參らんと思定めけれ。(1)一門の者共相催し、都合其勢二千餘人、二百餘艘の船に乘り連て、(2)若王子の御正體を船に乘參せ、旗の(3)横上には、(4)金剛童子を書奉て、壇浦へ寄するを見て、源氏も平家も共にをがむ。されども源氏の方へ附ければ、平家(5)興覺てぞ思はれける。

又伊豫國の住人、河野四郎通信、百五十艘の兵船に乘連て漕來り、源氏と一つに成にけり。判官旁憑しう力ついてぞ思はれける。源氏の船は三千艘、平家の船は千餘艘、(6)唐船少々相交れり。源氏の勢は(7)重れば、平家の勢は落ぞ行く。(8)元暦二年三月廿四日(9)卯刻に、豐前の國の門司赤間關にて、源平(10)矢合とぞ定めける。其日判官と梶原と既に同志軍せんとする事あり。梶原、判官に申けるは、「今日の先陣をば、景時にたび候へ。」判官、「義經がなくばこそ。」と宣へば、「大將軍にてこそ在々候へ。」と申ければ、判官、「思ひも寄らず、(11)鎌倉殿こそ大將軍よ。義經は奉行を承たる身なれば、唯殿原と同事ぞ。」と宣へば、梶原、先陣を(12)所望しかねて、「天性此殿は侍の主には成り難し。」とぞつぶやきける。判官、是を聞き、「日本一の(13)嗚呼の者哉。」とて、太刀の柄に手をかけ給ふ。梶原「鎌倉殿より外に主を持ぬ者を。」とて、是も太刀の柄に手を懸けり。さる程に嫡子の源太景季、次男平次景高、同三郎景家、父と一所に寄合うたり。判官の氣色を見て、奥州佐藤四郎兵衛忠信、伊勢三郎義盛、源八廣綱、江田源三、熊井太郎、

(1)熊野黨のものども
(2)長門本に若宮王子。新熊野權現の御神體、祭神未詳
(3)旗の幅をつける横木
(4)所望息災調伏の時の本尊
(5)不快におもふ
(6)支那製の船
(7)源氏に軍勢が加はればそれだけ平氏の身方はへるわけ
(8)壽永四年
(9)午前六時前後
(10)開戰の時鏑矢を射て合圖とする
(11)賴朝
(12)望むわけにもゆかず
(13)馬鹿者

武藏坊辨慶など云ふ一人當千の兵共、梶原を中に取籠て、我討とらんとぞ進ける。されども判官には(1)三浦介取附き奉り、梶原には土肥次郎つかみつき、兩人手を摺て申けるは、「是程の大事を前にかゝへながら、同士軍候はゞ平家力附候なんず。就中、鎌倉殿の還り聞せ給はん處こそ穩便ならず候へ。」と申せば、判官靜まり給ひぬ。梶原進に及ばず。其よりして、梶原、判官を憎みそめて終に讒言して失ひけるとぞ、後には聞えし。

さる程に源平(2)兩陣の交ひ海の面卅餘町をぞ隔たる。門司、赤間、壇の浦は、(3)たぎりて落る潮なれば、(4)源氏の船は潮に向うて心ならず押落さる。平家の船は潮に追てぞ出來たる。沖は潮の早ければ、汀に附て、梶原敵の船の行違處に、熊手を打懸て、親子主從十四五人、乘り移り、打物拔で艫舳に散々にないで廻り、分捕數多して、其日の高名の(5)一の筆にぞ附にける。既に、源平兩方陣を合て鬨を作る。上は(6)梵天迄も聞え、下は(7)海龍神も驚らんとぞ覺ける。新中納言(8)知盛卿、船の屋形に立出で、大音聲を上て、宣ひけるは、「軍は今日ぞ限る。者共少もしりぞく心あるべからず。(9)天竺震旦にも、日本吾朝にも、雙なき名將勇士と云へども、運命盡ぬれば力及ばず。されども名こそ惜けれ。東國の者共に(10)弱氣見ゆな。いつの爲に命をば惜むべき。唯是のみぞ思ふ事。」と宣へば、飛驒三郎左衛門景經御前に候けるが、「(11)是承れ、侍共。」とぞ下知しける。(12)上總

(1)三浦荒次郎義澄
(2)兩陣の間の距離
(3)瀧のやうな勢で流れ落ちる
(4)潮流に逆らつて舟を進めるので下手におしながされる
(5)第一等の高名手柄
(6)梵天王。欲界の六欲天の上に位する最高神の一
(7)龍王。龍族の王。古來旱魃の時、雨を祈る風習がある
(8)清盛の子、宗盛の弟
(9)天竺は印度、震旦は支那
(10)弱氣をみせるな
(11)知盛の下知をよく聞け
(12)景清

惡七兵衛進出て申けるは、「坂東武者は、馬の上でこそ口(1)はきゝ候とも、船軍(2)にはいつ調練し候べき。縱ば魚の木に上たる(3)でこそ候はんずれ。一々に取て海につけ(4)候はん。」とぞ申たる。越中の次郎兵衛申けるは、「同くは大將軍の源九郎に組給へ。九郎は色白うせい小きが、向齒(5)の殊に差出てしるかんなるぞ。但し直垂と鎧を常に著替なれば、きと見分難かん也。」とぞ申ける。上總惡七兵衛申けるは、「心こそ猛とも其小冠者(6)何程の事かあるべき。片脇に挾んで、海へ入れなん物を。」とぞ申たる。新中納言はか樣に下知し給ひ、(7)大臣殿の御まへに參て、「今日は侍共氣色(8)よう見え候。但阿波民部重能は、(9)心變したると覺え候。首をはね候はばや。」と申されければ、大臣殿、「見えたる事(10)もなうて如何頸をば切るべき。指(11)しも奉公の者であるものを。」「重能參れ。」とて召しければ木蘭地の直垂に、(12)洗革の鎧著て、御前に畏て候。「如何に重能は心替したるか。今日(13)こそ惡う見ゆるぞ。四國の者共に、軍好うせよと下知せよかし。臆したるな。」と宣へば、「なじかは臆し候ふべき。」とて御前を罷立つ。新中納言「あはれ(14)きやつが頸を打落さばや。」と思食し、(15)太刀のつかも碎よと握て大臣殿の御方を頻に見給ひけれども、御許され無れば、力及ばず。

平家は千餘艘を三手に作る。山賀の兵藤次秀遠五百餘艘で先陣に漕向ふ。(16)松浦黨三百餘艘で二陣に續く。平家の君達二百餘艘にて三陣に續き給ふ。兵藤次秀遠は、九國一

(1)高言をはくが
(2)今まで訓練されてゐない
(3)魚が木に上つたやうに無能
(4)海の中へ漬けてやらう
(5)前齒の上部。出齒だからよく見わけがつくぞ。
(6)小さな奴
(7)知盛の兄の宗盛
(8)士氣旺盛である
(9)源氏に內通する意志らしくおもはれる
(10)その證據が明瞭でないのに、どうして斬る事が出來よう
(11)今まではあのやうに忠勤の者で
(12)緋色の革を洗ひはがし薄紅に染めた革（伊勢貞丈）ともいひ、あらかはとよみ白い滑革である（春田永年）ともいふ
(13)けふは元氣がないやうだ
(14)あゝと勢込んだ感動詞
(15)怒りで太刀の柄をぎゆうつとにぎりしめて
(16)肥前國松浦郡の黨のもの。黨は中小武士の自衞組織

番の精兵にて有けるが、(1)我程こそなけれ共、普通ざまの精兵共五百人をすぐて、舟々の艫舳に立て、肩を一面に比て、五百の矢を一度に放つ。源氏は三千餘艘の船なれば勢の數、さこそ多かりけめども、處々より射ければ何くに精兵有とも見えず。大將軍九郎大夫判官眞先に進で戰ふ。楯も鎧もこらへずして、散散に射しらまさる。(2)平家御方勝ぬとて、頻に攻鼓打て悅の鬨をぞ作りける。

〔梗概〕戰たけなはに遠矢の應酬があり、阿波重能の返忠に四國・九州の軍も平氏に矢をむけ、平氏の運も今日が最後とみえた（**遠矢**）。二位殿は主上を抱き奉り、海に投じた（**先帝身投**）。

熊登殿最期

(3)女院は此御有様を御覽じて、(4)御燒石、御硯左右の御懷に入て、海へ入せ給ひたりけるを、渡邊黨に源五馬允眤誰とは知り奉らねども、御髮を熊手に懸て、引上奉る。女房達、「あな淺まし、あれは女院にて渡らせ給ぞ。」と聲々口々に申されければ、判官に(5)申て急ぎ(6)御所の御舟へわたし奉る。大納言(7)佐殿は、(8)內侍所の御唐櫃をもて、海へ入らんとし給ひけるが、袴の裾を舟端に(9)いつけられ、蹴纏ひて倒れ給たりけるを、兵ども

(1)自分ほど精兵ではないが、世間並に精兵といふ武士を
(2)射すくめられた
(3)建禮門院
(4)溫石ともいふ。石を燒いて煖爐の用にしたもの
(5)義經
(6)主上乘御の御船
(7)平重衡の妻
(8)神鏡を收め奉つた唐櫃
(9)矢で射付けられ

取留め奉る。さて武士共內侍所の御唐櫃の鎖を捻切て、既に御蓋を開かんとすれば忽に目くれ鼻血垂る。平大納言(1)、生捕にせられておはしけるが、「あれは內侍所の渡らせ給ふぞ。凡夫(2)は見奉らぬ事ぞ。」と宣へば、兵共みなのきにけり。其後判官平大納言に申合せて、本の如く絨(3)げ納め奉る。

さる程に門脇平中納言敎盛卿、修理大夫經盛、兄弟(4)鎧の上に碇を負ひ、手に手を取組んで海へぞ入給ひける。小松の新三位中將資盛(5)、同少將有盛、從弟左馬頭行盛、手に手を取組んで一所に沈み給ひけり。人々はか樣にし給へども、(6)大臣殿父子は海に入んずる氣色もおはせず、舟端に立出て四方見回し、あきれたる樣にておはしけるを、侍共あまりの心憂さに、そばを通る樣にて、大臣殿を海へつき入奉る。右衞門督是を見てやがて飛入給けり。皆人は、重き鎧の上に重き物を負うたり抱いたりして入ればこそ沈め。此人親子はさもし給はぬ上憖(7)に究竟の水練にておはしければ、沈みもやり給はず。大臣殿は、「右衞門督沈まば我も沈まむ、助かり給はゞ我も助らむ。」と思ひ給ふ。右衞門督も、「父沈み給はゞ吾も沈まむ、助かり給はゞ我もたすからむ。」と思ひて、互に目を見かはし游ぎありき給ふ程に、伊勢三郎義盛、小船をつと漕寄せ、先づ右衞門督を、熊手に懸て引上げ奉る。大臣殿、是を見ていよ〳〵沈みもやり給はねば同う取奉てけり。

(1)時忠
(2)臣下のものども
(3)紐を結び中へ收め奉つた
(4)ともに淸盛の弟。敎盛は敎經の父。經盛は敦盛の父。
(5)資盛・有盛は重盛の子
(6)宗盛と子右衞門督淸宗
(7)水泳に達者なので

大臣殿の御乳母子飛騨三郎左衛門景經、小船に乘て、義盛が船に乘移り、「吾君取奉るは何者ぞ。」とて太刀を拔で走りかゝる。義盛既にあぶなう見えけるを、義盛が童、主を討せじと中に隔たり、景經に打てかゝる。景經が打つ太刀に、義盛が童、甲の眞甲打破れて、(1)二の太刀に頸打落されぬ。義盛猶あぶなう見えけるを、並の船より、堀彌太郎親經、よ引いて兵と射る。景經内甲を射させて(2)ひるむ處を、堀彌太郎、義盛が船に乘移て、三郎左衛門に組で伏す。堀が郎等主に續いて乘移り、景經が鎧の草摺引上て、二刀刺す。飛騨三郎左衛門景經聞ゆる大力の剛の者なれども運や盡にけん。痛手は負つ、敵はあまたあり、そこにて(3)終に討たれにけり。大臣殿は生ながら取りあげられ目の前で乳子がうたるゝを見給ふに、(4)いかなる心ちかせられけん。

凡そ能登守教經の矢先に廻る者こそ無りけれ。(5)矢種の有る程射盡して今日を最後とや思はれけん、赤地の錦の直垂に、唐綾威の鎧著て、(6)いか物作りの大太刀拔、白柄の大長刀の鞘をはづし、左右に持て、なぎ廻り給ふに(7)面を合する者ぞなき。多の者ども討たれにけり。新中納言使者を立てゝ、「能登殿(8)痛う罪な作り給ひそ。さりとて好き敵か。」と宣ひければ、「さては(9)大將軍に組めごさんなれ。」と心得て、打物(10)茎短に取て、源氏の船に乘り移り、をめき叫んで責戰ふ。されども判官を見知給はねば、物具の好き武者をば「判官か。」と目を懸て、馳囘り給ふ。判官も(11)先に心得て面に立つ樣にしけれ

(1)二度目の太刀で
(2)くじけよわる
(3)吾妻鏡には生虜とある
(4)どんな心地であつたらう
(5)身に添へてゐる矢
(6)嚴重一方にこしらへた
(7)立向つてうちあふ
(8)あまりつまらぬ殺生をなさるな。りつぱな敵でないのに
(9)義經に組めといふことだな
(10)柄を刀身近く握ること
(11)教經の襲來を知つて正面衝突しようとしたけれども

ども、兎かく違ひて、能登殿には組れず。されども如何したりけん、判官の船に乘當て、「あはや」と目を懸て飛でかゝるに、判官叶はじとや思はれけん、長刀脇にかい挾み、御方の船の二丈ばかりの(1)いたりけるに、ゆらりと飛乘り給ひぬ。能登殿は疾態や劣られけん、やがて續いても飛び給はず。今はかうと思はれければ太刀長刀海へ投入れ、甲も脱で棄られけり。鎧の草摺かなぐり棄て、胴ばかり著て、(2)大童になり、大手を廣げて立たれたり。凡當を撥てぞ見えたりける。怖しなども愚也。能登殿大音聲を上て、「我と思はん者共は寄て教經に組で生捕にせよ。鎌倉へ下て賴朝に逢て物一詞云はんと思ふぞ。よれやよれ。」と宣へども寄る者一人も無りけり。こゝに土佐國の住人、安藝の(3)鄕を知行しける(4)安藝大領實康が子に、安藝太郎實光とて、三十人が力持たる大力の剛の者あり。我に(5)ちとも劣らぬ郎等一人、弟の次郎も、普通にはすぐれたるしたゝか者也。安藝太郎能登殿を見奉て申けるは、「如何に心猛くましますとも我等三人取付たらんに縱長十丈の鬼なりとも、などか從へざるべき。」とて主從三人小船に乘て、能登殿の船に押竝べゑいといひて乘移り甲のしころを傾け太刀を拔て(6)一面に打て懸る。能登殿ちとも噪ぎ給はず、眞先に進だる安藝太郎が郎等をすそを(7)合せて、海へどうと蹴入給ふ。續いてよる安藝太郎を、弓手の脇に取て挾み、弟の次郎をば、馬手の脇にかい挾み、一しめしめて、「いざうれ、さらば己等死出の山の供せよ。」とて、生

(1)へだたつてゐる船に
(2)頭髮のもとどりがとけてばらばら髮になつて
(3)昔、郡內の一行政區域。數村落をあはせたもの
(4)代々土佐國安藝郡の大領として地名を姓とした。大領は郡司の長官をいふ
(5)すこしも。いささかも
(6)ならんでいつしよに
(7)傍により並んで立つ義

年廿六にて、海(1)へつとぞ入(いり)給ふ。

〔梗概〕平氏一門は或は海に投じ或は捕虜にされて戰は源氏の終局的勝利となり、神鏡・神璽は無事收めえたが神劍は遂に失はれた(内侍所都入)。神劍の傳來と偉德とが惜しまれる(劍)。建禮門院はじめ生捕の人々は京の大路をわたされ、人々は盛衰の理に涙した(一門大路渡)。一方、賴朝は越階して從二位を賜り、神鏡は宮中に收められた(鏡)。平時忠は女を義經に配して重要文書をとりかへし燒却した。天下は太平になつたやうであるが、はやくも義經の振舞を賴朝が不快とするなどの噂がとんだ(文之沙汰)。宗盛の子副將も斬られ(副將被斬)、義經は生捕の宗盛以下を率ゐて鎌倉に下つたが、腰越にとゞめられ、生捕のみ鎌倉へ護送されたので、大江廣元にあて腰越狀を書いて、賴朝の怒を宥めようとした(腰越)が、梶原景時の讒言で雲行はあやしかつた。宗盛・淸宗父子も斬られ(大臣殿被斬)、さきに鎌倉に捕へられてゐた重衡も奈良の衆徒に請渡され、十津川で斬られた(重衡被斬)。

(1)吾妻鏡や玉葉によれば二月十三日一の谷に戰死した平氏一門の人々の首を渡したなかに敎經の首級もあつた。又、醍醐寺雜事記に壇浦で自害の記載がある

平家物語巻第十二

〔梗概〕　天下の爭亂もしづまつたと思ふところ、三月もたたぬ壽永四年七月九日、京都附近は激震に生きた心もなかつた（**大地震**）。さて文治元年八月――この月十四日に改元――文覺上人は義朝の眞の髑髏を賴朝にわたし、賴朝はねんごろに弔つた（**紺掻沙汰**）。平時忠も遂に配流になつた（**平大納言被流**）。腰越からむなしく京にのぼつた義經をうつため土佐房が暗討を命ぜられ、不意討したが逆に捕へられて斬られた（**土佐房被斬**）。義經は京にゐたたまれず、九州を請うて都落ちしたが、攝津源氏に攻められて敗れ、吉野・奈良へ轉轉し、北國へ向ひ、遂に陸奥へ行つた。この追捕を契機に賴朝は藤原經房をもつて日本の總追捕使と段別兵粮米を請願した（**判官都落**）。さて、平氏一門の血をひく者は悉く殺された。嫡々の維盛の子六代御前も、北條時政の手に探しだされたが、文覺の奔走で危い命を救はれ（**六代**）、出家しようといふのを文覺はとめて高雄にかくまつた。義仲に身方してゐた行家・義敎もまた殺された（**長谷六代**）。

六代被斬

さる程に、(1)六代御前はやう〳〵十四五にも成給へば、みめ容いよ〳〵うつくしく、あたりも照り耀くばかりなり。母上是を御覧じて、「哀れ(2)世の世にてあらましかば、當時は(3)近衛司にてあらんずるものを。」と、宣ひけるこそ(4)餘りの事なれ。(5)鎌倉殿常は覺束なげにおぼして(6)高雄の聖の許へ(7)便宜毎に、「さても維盛卿の子息、何と候やらむ。昔頼朝を(8)相し給し様に、朝の怨敵をも滅し會稽の恥をも雪むべき仁にて候か。」と尋ね申されければ、聖の御返事には、「是は(9)底もなき不覺仁にて候ぞ。御心安う思しめし候へ。」と申されけれども、鎌倉殿猶も御心ゆかずげにて、「謀反をだに起さば、やがて(10)方人せうずる聖の御房也。但(11)頼朝一期の程は誰か傾くべき、子孫の末ぞ知らぬ。」と宣ひけるこそ怖しけれ。母上是を聞き給ひて、「如何にも叶まじ。はや〳〵出家し給へ。」と仰ければ、六代御前十六と申し文治五年の春の比、うつくしげなる髪を(12)肩のまはりに鋏み落し(13)柿の衣袴に笈など拵へ聖に暇乞うて修行に出でられけり。(14)齋藤五、齋藤六も同じ様に出立て、御供申けり。先づ高野へ參り父の(15)善知識したりける瀧口入道に尋合ひ御出家の次第臨終の有様、委敷う聞給ひて、且うは其御跡もゆかしとて、熊野へ參給ひけり。濱の宮の御前にて父の渡り給ひける山なりの島を見渡して、渡らまほしくおぼしけれ共、(16)波風向うて叶はねば、力及ばで、詠めやり給ふにも我父は何くに沈み給ひけんと、沖より寄する白波にも、問まほしくぞ思はれける。汀の沙も父の御骨やらんと

(1)維盛の子
(2)平氏が榮えてゐたら。世が世なら
(3)父維盛は十一の時、右近衛權少將、廿一歳權中將
(4)まことに情ないことだ
(5)頼朝は常に不安に思ひ
(6)文覺上人
(7)ついであるごとに
(8)人相をみて判斷する
(9)物の益にもたゝぬつまらぬ人間
(10)すぐに身方をしかねない
(11)頼朝の生きてゐる間は
(12)肩のあたりの所で切り
(13)柿色の衣。山伏の着衣
(14)齋藤實盛の二子
(15)父維盛を入道し往生せしめてくれた時頼を訪ねて會ひ
(16)向ひ風でわたれず

なつかしうおぼしければ、涙に袖はしをれつゝ(1)鹽くむ海士の衣ならね共、乾く間なくぞ見え給ふ。渚に一夜逗留して念佛申經讀み(2)指の先にて沙に佛の形をかき現して、明ければ貴き僧を請じて父の御爲と供養して、(3)作善の功德さながら聖靈に(4)廻向して亡者に暇申つゝ泣々都へ上られけり。

(5)小松殿の御子丹後侍從忠房は八島の軍より落て行末も知らずおはせしが、紀伊國の住人湯淺權守宗重を憑んで湯淺の城にぞ籠られける。是を聞いて平家に志思ひける(6)越中次郎兵衞、上總五郎兵衞、惡七兵衞、飛驒四郎兵衞以下の兵共着き奉由聞えしかば、伊賀、伊勢兩國の住人等、我も我もと馳集る。究竟の者共數百騎たてこもたる由聞えしかば、(7)熊野別當、鎌倉殿より仰を蒙て兩三月が間、八箇度寄せて責戰ふ。城の内の兵共命を惜まず、防ぎければ每度に御方追散され、熊野法師數をつくいて討れにけり。熊野別當、鎌倉殿へ飛脚を奉て當國湯淺の合戰の事兩三ヶ月が間に八箇度寄て責戰ふ。されども城の内の兵共命を惜まず、防ぐ間每度に味方おひ落されて、敵をしへたぐるに及ばず。近國(8)二三ヶ國をも給はて攻め落すべき由申たりければ、鎌倉殿「其條、國の費、人の煩なるべし。楯籠所の凶徒は定めて海山の盜人にてぞあらん。山賊海賊きびしう守護して城の口を固めて守るべし。」とぞ宣ひける。其定にしたりければ、げにも後には人一人もなかりけり。鎌倉殿謀に、「小松殿の君達の一人も二人も生殘り

(1)鹽をとるために潮水を汲む漁師の衣をいふ
(2)かうするのも成佛の縁といはれる（法華經方便品）
(3)善根を修して得る功德
(4)そのまゝ全部父の亡靈に捧げ
(5)平重盛
(6)この人々は壇ノ浦から落ちのびた武將たちである
(7)湛增
(8)二三ヶ國の軍勢を加勢にいただいて

給ひたらんをば扶け奉るべし。其故は池の(1)禪尼の使として頼朝を流罪に申宥られしは偏に彼内府の芳恩也。」と宣ひければ、丹後侍從六波羅へ出てなのられけり。軈て關東へ下奉る。鎌倉殿對面して、「都へ御上り候へ。片ほとり(2)に思ひ當て參らする事候。」とてすかし上せ奉り(3)追様に人を上せて勢多の橋の邊にて切てけり。

小松殿の君達六人の外に土佐守宗實とておはしけり。三歳より大炊御門の左大臣經宗卿の養子にて(4)異姓他人になり、武藝の道をば打棄てて文筆をのみ嗜て今年は十八に成り給ふを鎌倉殿より尋はなかりけれども、世に(5)憚て追出されたりければ、先途を失ひ(6)大佛の聖俊乘房のもとにおはして、「我は是小松の内府の末の子に土佐守宗實と申者にて候。三歳より大炊御門左大臣經宗公養子にして異姓他人になり、武藝のみちをうち捨て、文筆をのみたしなんで生年十八歳に罷成。鎌倉殿より尋らるる事は候はねども、世におそれておひ出されて候。聖の御房御弟子にせさせ給へ。」とて髻推切給ひぬ。「それも猶怖しう思食さば鎌倉へ申て、げにも罪深かるべくは何くへも遣せ。」と宣ひければ、聖最愛思ひ奉て出家せさせ奉り、東大寺の油倉と云所に暫く置奉て關東へ此由申させけり。「何様にも見參してこそともかうもはからはめ。先づ下し奉れ。」と宣ひければ、聖力及ばで關東へ下し奉る。此人奈良を立給ひし日よりして(7)飲食の名字を絕て湯水をも喉へいれず、足柄越て關本と云所にて遂に失給ぬ。「(8)如何にも叶まじき

(1)清盛の繼母
(2)邊僻な處だが知行をさしあげるところがある
(3)追ひかけて
(4)平姓をかへ平氏とは他人になつて
(5)左大臣家が源氏をおそれて宗實を追出したので
(6)東大寺の俊重源
(7)全く飲食をたつて
(8)どうしても生きのびられない運命にあるのだから

(1)文治六年四月十一日改元
(2)後白河法皇
(3)瑜伽三密即ち眞言の秘密行法を修める時寶鈴をふるので、つまり眞言の密行をさす
(4)法華經を讀誦すること
(5)大佛を安置した殿堂
(6)景季の父景時
(7)けしばみたるの音便。怪しい、異様な
(8)知盛

道なれば。」とて思切られけるこそ怖ろしけれ。

さる程に建久[1]元年十一月七日鎌倉殿上洛して、同九日正二位大納言に成り給ふ。同十一日大納言の右大將を兼じ給へり。やがて兩職を辭て十二月四日關東へ下向。

建久三年三月十三日法皇[2]崩御なりにけり。御歳六十六。瑜珈[3]振鈴の響は其夜を限り、一[4]乘案誦の御聲は其曉に終ぬ。

同六年三月十三日大佛供養有るべしとて二月中に鎌倉殿又御上洛あり。同十二日大佛[5]殿へ参せ給ひたりけるが、梶原[6]を召て、「手かいの門の南の方に大衆なん十人を隔てゝ怪しばうだる[7]者の見えつる。召捕て參らせよ。」と宣ひければ、梶原承てやがて召具して参りたり。鬚をば剃て髻をば切らぬ男也。「何者ぞ。」ととひ給へば、「是程運命盡果て候ぬる上はとかう申すに及ばず。是は平家の侍薩摩中務家資と申者にて候。」「それは何と思ひてかくは成りたるぞ。」「もしやとねらひ申候つる也。」「志の程はゆゝしかりけり。」とて供養果て都へ入せ給ひて、六條河原にて切られにけり。

平家の子孫は去文治元年冬の比一つ子二つ子をのこさず腹の內をあけて見ずと云ばかりに尋取て失ひてき。今は一人もあらじと思ひしに、新[8]中納言の末の子に伊賀大夫知忠とておはしき。平家都を落し時三歳にて棄置かれたりしを乳母の紀伊次郎兵衛爲教養ひ奉てこゝかしこに隱れありきけるが、備後國大田といふ所に忍びつゝ居たりけり。

やうやう成人し給へば、郡郷の地頭(1)守護怙しみける程に都へ上り法性寺の一(2)の橋なる所に忍んでおはしけり。爰祖父(3)入道相國自然の事のあらん時(4)城廓にもせんとて堀を二重に掘て四方に竹を栽られたり。(5)逆茂木引て晝は人音もせず、夜になれば(6)尋常なる輩多く集て詩作り歌を讀み管絃などして遊びける程に何としてか漏れ聞えたりけん、其比人のおぢ怖れけるは一條の二位入道義泰といふ人也。其侍に後藤兵衛(7)基清が子に新兵衛基綱、「一の橋に違勅の者あり。」と聞出して、建久七年十月七日辰の一(8)點に其勢百四五十騎一の橋へ馳せ向ひ、をめき叫んで攻め戰ふ。城の內にも三十餘人有ける者共大肩脱に袒いで竹の陰より差詰引詰さんざんに射れば、馬人多く射殺されて面を向ふべき樣もなし。「さる程に一の橋に違勅の者あり。」と聞傳へ在京の武士共我も〳〵と馳つどふ。程なく一二千騎に成りしかば、近邊の小家を壞ち寄せ堀を填めをめき叫んで攻入けり。城の內の兵共打物拔で走出で、或は討死する者もあり、或は痛手負て自害する者もあり。伊賀大夫知忠は生年十六歲に成られけるが、痛手負て自害し給ひたるを乳母の紀伊次郎兵衛入道膝の上に舁乘せ、涙をはら〳〵と流いて高聲に十念(9)唱へつつ腹掻切てぞ死にける。其子の兵衛太郎、兵衛次郎共に討死してんげり。城の內に三十餘人有ける者共大略討死自害して館には火を懸けたりけるを武士共馳入て手々に討ける頸共太刀長刀の先に貫ぬき二位入道殿へ車遣出して頸

(1)地頭は租稅の徵收、盜賊の逮捕など莊園事務を司り、守護の命で軍役をも勤める。守護は國司に副屬し治安警察を司る
(2)今、東福寺門前の大和大路にある
(3)平清盛
(4)萬一の變があつたとき
(5)敵を防ぐ茨の防寨
(6)立派な人々
(7)實基の子
(8)午前八時に
(9)十回六字の名號を念ずる

共實檢せらる。紀伊次郎兵衛入道の頸をば見知たる者も少々在り。伊賀大夫の頸、人爭か見知り奉べき。此人の母上は治部(1)卿局とて(2)八條女院に候はれけるを迎へ寄せ奉て見せ奉り給ふ。「三歳と申し時、(3)故中納言に具せられて西國へ下りし後は生たり共死たりとも其行へを知らず。但故中納言の思出る所々のあるはさにこそ。」とて被レ泣けるにこそ伊賀大夫の頸とも人知てげれ。

平家の侍越中次郎兵衛盛嗣は但馬國へ落行て氣比四郎道弘が聟に成てぞ居たりける。道弘越中次郎兵衛とは知らざりけり。されども(4)錐嚢にたまらぬ風情にて夜になれば、(5)しうとが馬引出いて馳引したり。海の底十四五町二十町潛などしければ、地頭守護怪しみける程に何としてか漏聞えたりけん。鎌倉殿(6)御教書を下されけり。「但馬國の住人朝倉太郎大夫高清、平家の侍越中次郎兵衛盛嗣當國に居住の由聞食す。めし進せよ。」と仰下さる。氣比四郎は朝倉の大夫が聟なりければ、呼び寄せて、「いかゞして搦めんずる。」と議するに、湯屋にてからむべしとて湯に入れてしたゝかなる者五六人お(7)ろし合せてからめんとするに、取つけば投倒され、起上れば蹴倒さる。互に身は濕たり、(8)取もためず。されども衆力に強力叶はぬ事なれば、二三十人はと寄て太刀の(9)みね長刀の柄にて打惱して搦捕、やがて關東へ參せたりければ、御前に引居させて事の子細を召問はる。「如何に汝は同平家の侍と云ながら(10)故親にてあんなるに、何とてしなさ

(1)壇ノ浦で生捕にされた
(2)鳥羽院第三の皇女暲子。二條院准母として院號を上らる
(3)知盛
(4)錐は袋の中でも貫いて穗をだすといふので俊秀のおのづから群をぬくことにたとへる(史記に出づ)
(5)舅即ち氣比四郎道弘
(6)昔、三位以上の公卿または將軍より下された文書
(7)いつしよに湯殿へいれて
(8)しつかりつかまへられぬ
(9)刃のついてゐない背
(10)古くからの親しい家來

りけるぞ。」「其れはあまりに平家の脆く滅て在し候間、若やとねらひ參らせ候つるなり。太刀のみの好(1)をも征矢の尻の鐵好をも鎌倉殿の御爲とこそ拵へ持て候つれども、是程に運命盡果候ぬる上はとかう申におよび候はず。」「志の程はゆゆしかりけり。頼朝を憑まば助けて仕はんはいかに。」と仰ければ、「勇士二主に仕へず。盛嗣程の者に御心許し給ひては必ず御後悔候べし。只御恩には疾々頸を召され候へ。」と申ければ、「さらば切れ。」とて由井の濱に引出いて切てげり。ほめぬ者こそなかりけれ。

其比の主上(2)は御遊をむね(3)とせさせ給ひて、政道は一向卿(4)の局のまゝなりければ、人の愁歎もやまず。呉王(5)劍客を好んじかば、天下に疵を蒙る者たえず。楚王細腰を愛せしかば、宮中(6)に飢て死する女多かりき。上の好に下は隨ふ間世の危き事を悲んで有レ心人々は歎きあへり。

こゝに文覺本より怖き聖にて、いろふまじき事(7)にいろひけり。二の宮(8)は、御學問怠らせ給はず、正理を先とせさせ給ひしかば、如何にもして、此宮を位に卽奉らんとはからひけれども、前右大將頼朝卿のおはせし程は叶はざりけるが、建久十年正月十三日、頼朝卿(9)失せ給ひしかば、やがて謀反を起さんとしける程に忽に洩聞えて、二條猪熊の宿所に官人(10)共つけられ召捕て八十に餘て(11)後隱岐國(12)へぞ流されける。文覺京を出るとて、「是程老の波に望て、今日明日とも知ぬ身を、縦勅勘なりとも都の片邊には置給はで

(1)刀身のきたへよき刀
(2)後鳥羽天皇
(3)第一とする。専らとする
(4)藤原範子。天皇の御乳母。皇后承明門院の御母
(5)後漢書の故事。上の好むところ下これを倣ふの意
(6)食事をへらして細くするので
(7)かかりあふまじきこと
(8)高倉天皇第二皇子、守貞親王。後鳥羽院の御兄
(9)年五十三
(10)檢非違使廳の役人
(11)八十歳をすぎた齢で
(12)百錬抄建久十年三月十九日の條に「配流佐渡國」とある

隠岐國まで流さるる(1)及丁冠者こそ安からね。終ひには文覺が流さるゝ國へ迎へ申さんずるものを。」と、申けるこそ怖しけれ。此君(2)は餘に毬杖の玉を愛せさせ給ひければ文覺かやうに惡口申ける也。されば(3)承久に御謀反起させ給ひて、(4)國こそ多けれ、隠岐國へうつされ給ひけるこそ不思議なれ。彼國にても文覺が亡靈荒て、常は御物語申けるとぞ聞えし。

さる程に六代御前は、(5)三位禪師とて、(6)高雄に行ひすましておはしけるを、「(7)さる人の子也、さる人の弟子なり。首をば剃たりとも、心をばよも剃じ。」とて、鎌倉殿より頻に申されければ、(8)安判官資兼に仰せて召捕て、關東へぞ下されける。駿河國の住人岡邊權守泰綱に仰せて、(9)田越河にて、切れてけり。十二の歳より(10)三十に餘まで保ちけるは、偏に(11)長谷の觀音の御利生とぞ聞えし。それよりしてこそ平家の子孫は永く絕にけれ。[1]

1「平家物語」諸本の中で、その章段の順序や組織において最も原型に近いと考へられる八坂本によると、この物語は、「十二より十九までたすかり給ふ事は、偏に長谷の觀音の御利生とぞ聞えし。三位の禪師きられて、平家の子孫はたえにけり。」(法住寺合戰)とあるところで終つてゐる。卽ち別卷灌頂卷の諸段は、夫々事件年代の順に配置されてゐる。卽ち、「女院出家」は、卷十一「廻し文」(この本卽ち一方本では「文の沙汰」)の次にあり、「大原入」は、

(1)毬杖。五色の糸でかざつた槌の形の杖で、木製の球をうつてあそんだ
(2)後鳥羽天皇
(3)承久三年。建久元年から十年ののちにあたる
(4)御遷幸の場所といつてもおほくあるのに
(5)父維盛が三位中將であつたのに因むか
(6)高尾山神護寺
(7)平氏の嫡流ではあり文覺の弟子であるから油斷できない
(8)安は安藤の略
(9)相模國三浦郡田越村を流れ逗子附近で海に注ぐ川
(10)長門本廿六八坂本南都本廿九。參考源平盛衰記に按藤氏家譜の世をひき實錄に徵すべきなしとある
(11)養老五年僧道明の開基。大和國磯城郡初瀨にある

「小原入」の名で「平大納言の流」の次に、「大原御幸」は、初瀬（長谷）六代に續き、「六道之沙汰」「女院御往生」の二段は、「六道」の名で、大（小）原御幸の次に置かれてゐる。

かうして、巻頭「祇園精舍」の段に見える作者の思想は、おごれる平家の全きほろびを述べた「六代被斬」で物語を終へる事によつて、完結するわけである。それ故、「平家物語」の構想などを論ずるときは、どうしても、八坂本の組織によらねばならず、流布本だけで論議することは出來ないことになるのである。

平家物語灌頂卷

〔梗概〕　文治元年五月、御落飾遊ばされた建禮門院は東山の麓吉田の邊に住まはせられたが、七月末の大地震に御所も荒れたので（**女院出家**）、大原山の寂光院に移られ、大納言佐殿と阿波内侍ばかりで、幽かな御生活に先帝を偲ばれつつ過された（**大原入**）。

大原御幸

かゝりし程に、文治二年の春の比、法皇[1]建禮門院[2]大原[3]の閑居[4]の御住ひ御覽ぜまほしう思食されけれども、きさらぎ[5]彌生の程は、嵐烈く餘寒も未だ盡せず。嶺の白雪消やらで、谷のつゝらも打解ず。春過ぎ夏來て、北祭[6]も過しかば、法皇夜を籠めて[7]、大原の奥へぞ御幸なる。忍びの御幸なりけれども、供奉の人々は、德大寺[8]、花山院[9]、土御門[10]以下、公卿[11]六人、殿上人[12]八人、北面[13]少々候ひけり。鞍馬[14]どほりの御幸なれば、彼清原深養父[15]が補陀洛寺[16]、小野[17]の皇太后宮の舊跡を叡覽有て、其より御輿に召されけり。遠

(1)後白河法皇
(2)清盛の女。高倉天皇の中宮にて安德天皇の御母
(3)山城國愛宕郡八瀬村
(4)大原山の奥にある寂光院を指す
(5)如月。陰曆二月の異稱
(6)賀茂祭。四月の中酉日に行はる石淸水の臨時祭が南祭
(7)夜のあけないうちから
(8)内大臣左大將實定
(9)前權大納言兼雅。北の方は建禮門院の御姉君である
(10)權中納言源通親
(11)公は攝政關白大臣、卿は大中納言と三位以上。月卿ともいふ
(12)四位五位及び六位の藏人をいふ。雲客、雲上人ともいふ
(13)北面の武士の略。上皇法皇の御所を警護する武士
(14)鞍馬街道。京から鞍馬へ
(15)元輔の祖父。三十六歌仙の一人。元輔は清少納言の父
(16)天德三年深養父の建立
(17)後冷泉院の皇后歡子。その舊跡は愛宕郡小野山附近

山に懸る白雲は、散にし花の形見なり。青葉に見ゆる梢には、春の名殘ぞをしまるゝ。比は卯月廿日餘の事なれば、夏草の茂みが末を分入せ給に、始めたる御幸なれば、御覽じ馴たる方もなく、人跡絶たる程も思召しられて哀なり。

西の山の麓に、一宇の御堂有り、卽寂光院是なり。古う作りなせる山水木立、由ある樣の所なり。「甍破れては霧不斷の香を燒き、とぼそ落ては月常住の燈を挑ぐ。」とも、か樣の處をや申すべき。庭の夏草茂り合ひ、青柳糸を亂りつゝ、池の浮草浪に漂ひ、錦をさらすかとあやまたる。中島の松に懸れる藤波の、うら紫に咲る色、青葉交りの晩櫻、初花よりも珍しく、岸の山吹咲き亂れ、八重立雲の絶間より、山郭公の一聲も、君の御幸を待がほなり。法皇是を叡覽有て、かうぞ思召しつゞける。

池水にみぎはの櫻散りしきて、浪の花こそ盛なりけれ。1

ふりにける岩の斷間より、落くる水の音さへ、ゆゑび由ある處なり。綠蘿の垣、翠黛の山、繪にかくとも筆も及びがたし。女院の御庵室を御覽ずれば、軒には蔦槿はひかゝり、しのぶ交りの萱草、瓢簞屢空し、草顏淵之巷にしげし。藜藋深鎖せり、雨原憲之樞をうるほすとも謂つべし。杉の葺目もまばらにて、時雨も霜も置く露も、漏る月影に爭ひて、たまるべしとも見えざりけり。後は山、前は野邊、いざゝをざゝに風噪ぎ、世にたえぬ身の習ひとて、うきふし繁き竹柱、都の方の言傳は、間遠に結

(1)陰暦四月の異稱
(2)御始めての御幸
(3)一棟。一軒
(4)延暦寺系の尼寺
(5)古めかしくつくつてある
(6)築山・池水・植え込み
(7)由緒ありげなおもむき
(8)瓦葺の屋根がこはれて霧がいつも香煙のたちこめてゐるやうに入り、扉が破れてゐるので月光が入り常に燈明を揭げてゐるやうである。朗詠らしいが出所不明の句
(9)柳の枝が風に吹かれてみだれうごいてをり、
(10)池の中の島
(11)藤の花を波にたとへた
(12)うらは末。紫とおなじ
(13)夏山の青葉まじりのおそ櫻初花よりもめづらしきかな（金葉集、藤原盛房）
(14)故ありさうな。趣のある
(15)蔦葛の青々と茂つた垣
(16)翠色の眉墨のやうな山々
(17)荵。草葺の軒に生ずる苔
(18)食事も乏しいの意。和漢朗詠集の橘直幹の作による。「瓢簞屢々空、草滋顏淵之巷、藜藋深鎖、雨濕原憲之樞。」
(19)孔子の高弟。淸貧の人
(20)あかざがふかく茂り
(21)孔子の門人。淸貧の人
(22)いざゝも細小の義。さゝやかな篠原
(23)世間と沒交渉の人の常で

るませ垣や、僅に事問ふ物とては、嶺に木傳ふ猿の聲、賤士が(1)つま木の斧の音、是等が音信ならでは、正木の葛青葛、來人稀なる所なり。

法皇「人や在る。」と召されけれども、御いらへ申者もなし。遙に有て、老衰へたる尼一人參りたり。「女院はいづくへ御幸成ぬるぞ。」と仰ければ、「此上の山へ花摘に入せ給ひて候。」と申。「左樣の事に仕へ奉るべき人も無きにや。(2)さこそ世を捨る御身といひながら、御痛しうこそ。」と仰ければ、此尼申けるは、「(3)五戒十善の御果報盡させ給ふに依て、今かゝる御目を御覽ずるにこそ候へ。捨身の行に、なじかは御身を惜ませ給ふべき。(4)因果經には『(5)欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因。』と說かれたり。過去未來の因果を、悟らせ給ひなば、つや/\(6)御歎あるべからず。(7)悉達太子は十九にて、(8)伽耶城を出で、檀特山の麓にて、木葉を連ねては肌をかくし、嶺に上て薪を採り、谷に下て水を結ぶ。難行苦行の功に依て、遂に成(9)等正覺し給ひき。」とぞ申ける。此尼の有樣を御覽ずれば、(10)絹布のわきも見えぬ物を結び集めてぞ着たりける。「あの有樣にても、か樣の事申す不思議さよ。」と思食して、「抑汝は如何なる者ぞ。」と仰ければ、さめ/\と泣いて、暫しは御返事にも及ばず。稍有て、涙を押て、申けるは、「(11)申に付けても憚おぼえ候へ共、故少納言入道(12)信西が娘、阿波の內侍(13)と申し者にて候ふなり。母は(14)紀伊の二位、さしも御いとほしみ深うこそ候ひしに、御覽じ忘させ給ふ

(1)爪折つた枝の意。たきぎ
(2)いくら世を捨てた人としては常の事とは申せ
(3)五戒の果報で人間に生れ、十善の功力で王者に生れる
(4)過去現在因果經。但しこの文は見えぬ。延慶本、心地觀經
(5)過去世の因は現世の果で分り未來世の果は現世の因で察しうる
(6)決して。すこしも
(7)釋迦の俗のときの名
(8)カピラエ國の都城。釋迦出生の地
(9)佛果を成就すること
(10)絹やら布やら分らぬもの
(11)申上ぐるは畏多いが
(12)藤原通憲。平治亂に死す
(13)延慶本長門本盛衰記には信西の子貞憲の女となつてゐる
(14)信西妻朝子。法皇御乳母

につけて身の衰へぬる程も思ひしられて今更せんかたなうこそおぼえ候へ。」とて袖を顔に押當て、忍びあへぬ様、目もあてられず。法皇も、「されば汝は阿波内侍にこそあんなれ。今更御覧じ忘れける、(1)唯夢とのみこそ思食せ。」とて御涙せきあへさせ給はず。供奉の公卿殿上人も、「不思議の尼哉と思ひたれば、(2)理にて有けるぞ。」とぞ各申あはれける。

あなたこなたを叡覧あれば、庭の千草露おもく、籬に倒れかゝりつゝ、(3)そともの小田も水越えて、鴫立隙も見え分かず。御庵室に入せ給ひて、障子を引明て御覧ずれば一間には(4)來迎の三尊おはします。(5)中尊の御手には、(6)五色の絲をかけられたり。左には(7)普賢の畫像、右には(8)善導和尚、竝に先帝の(9)御影を掛け、(10)八軸の妙文、(11)九帖の御書も置かれたり。(12)蘭麝の匂に引かへて、香の煙ぞ立上る。(13)彼淨名居士の方丈の室の中には、(14)三萬二千の床を竝べ、十方の諸佛を請じ奉り給ひけんもかくやとぞおぼえける。障子には諸經の(15)要文ども、(16)色紙にかいて所々に(17)おされたり。其中に(18)大江定基法師が、(19)清涼山にして詠じたりけん、「(20)笙歌遙に聞ゆ、孤雲の上、聖衆來迎す、落日の前。」とも書れたり。少し引のけて、女院の御製とおぼしくて、

(21)思ひきや深山の奥にすまひして、雲井の月をよそに見んとは。

さて側を御覧ずれば御寝所とおぼしくて、竹の御竿に、麻の御衣、(22)紙の御衾など懸ら

(1)御自身の御言葉にも敬語を用ふ
(2)それなら言ふのも尤もだ
(3)まがきの外の田にも水があふれ立つてゐる鴫と水との間もすれ／＼な位
(4)彌陀觀音普賢の來迎の像
(5)阿彌陀如來
(6)青黄赤白黑の縷。この絲の一端を臨終の人に握らせ引接のことに擬した
(7)行德を司る。文殊は智德
(8)唐代の高僧。淨土教の祖
(9)安德天皇
(10)法華經八卷
(11)善導の著書五部九卷
(12)高貴の婦人の香料
(13)天竺の長者維摩詰。かれは方丈の室を居としてゐた。居士は在家のまゝ佛道に志す者
(14)維摩經にある句
(15)肝要な法文
(16)諸種の染紙
(17)貼りつけてある
(18)齊光の子。出家して寂照。入宋して圓通大師。長元七年、杭州青涼山麓で遷化
(19)山西省五臺縣北東の名山
(20)十訓抄にある。夕陽に樂の音が聞え聖衆の來迎する景情
(21)昔宮中でみた月をこんな山深い住居で眺めるとは思ひもかけなかつた悲しさである
(22)紙でつくつたふとん

(1)すつかり。全く
(2)中宮の御頭を見てゐた
(3)岩の多いけわしい路
(4)花筐。花をいれるかご
(5)藤原伊通の子
(6)藤原邦綱。治承五年歿
(7)平重衡の妻。實子である
(8)御目にかけるはづかしさ
(9)佛に手向ける水。清淨水
(10)水をくむさへぬれるのに

れたり。さしも本朝漢土の妙なる類ひ數を盡して綾羅綿繡のよそほひも、(1)さながら夢に成にけり。法皇御涙を流させ給へば、供奉の公卿殿上人も各見(2)參らせし事なれば、今の様に覺えて、皆袖をぞしぼられける。

さる程に上の山より、濃墨染の衣著たる尼二人、岩の(3)かけぢを傳ひつゝ、おり煩ひ給ひけり。法皇是を御覽じて、「あれは何ものぞ。」と御尋あれば、老尼涙を押へて、申けるは、「(4)花がたみ肱にかけ、岩躑躅取具して持せ給ひたるは、女院にて渡らせ給ひ候也。爪木に蕨折具して候ふは、鳥飼中納言(5)維實の娘、五條大納言(6)國綱の養子、先帝の御乳人、(7)大納言佐。」と申もあへず泣けり。法皇も世に哀氣に思食して御涙せきあへさせ給はず。女院は、「さこそ世を捨つる御身といひながら今かゝる御有様を見(8)え參せんずらん慚しさよ、消も失ばや。」と思しめせどもかひぞなき。宵々毎の(9)閼伽の水、(10)むすぶ袂もしをるるに、曉起の袖の上、山路の露も滋して、絞りやかねさせ給ひけん、山へも歸らせ給はず、御庵室へも入せ給はず、御涙に咽ばせ給ひ、あきれて立せまし〱たるところに、内侍の尼參りつゝ、花がたみをば給はりけり。

1　これは千集集の二に「みこにおはしましける時、鳥羽殿に渡らせ給ひける頃、池上花といへる心をよませ給うける院御製」と詞書してあるものである。一體、この物語にその人の、

その場合の歌として採られてゐるもので、事實でないものが甚だ多い事は注目すべきである。

〔梗概〕 法皇は女院に御法談あり、女院は御自身の御一生を六道輪廻に觀じて御物語り遊ばすのであつた(**六道の沙汰**)。

女院御往生

さる程に寂光院の鐘の聲、(1)今日も暮ぬと打しられ、夕陽西に傾けば、御名殘惜うはおぼしけれども、(2)御涙を押て還御ならせ給ひけり。女院は今更古を思食し出させ給ひて、忍あへぬ御涙に、袖の(3)柵塞あへさせ給はず。遥に御覽じ送らせ給ひて、還御も(4)やう／＼延させ給ひければ、御本尊に向ひ奉り、「先帝聖靈、一門亡魂、成等正覺、頓證菩提。」と泣々祈らせ給ひけり。昔は東に向はせ給ひて、「伊勢大神宮、正八幡大菩薩、天子(5)寶算、千秋萬歳。」と申させ給ひしに、今は引かへて、西に向ひ手を合せ、(6)「過去聖靈、一佛淨土へ。」と祈らせ給ふこそ悲しけれ。御寝所の障子にかうぞ遊されける。

このごろはいつ習ひてかわが心、(7)大宮人の戀しかるらん。

(1)山寺の入相の鐘の聲ごとに今日も暮れぬときくぞかなしき（拾遺集、讀人しらず）
(2)後白河法皇には
(3)柵は流れをとめるもの。袖も涙をとどめえず
(4)還御の行列がだん／＼遠ざかつてゆく
(5)天皇の御年齢をいふ敬稱
(6)一門一族みな淨土へ生れるやうにと祈られた
(7)公卿殿上人をいふ

いにしへも夢になりにし事なれば、柴の編戸もひさしからじな。

御幸の御供に候はれける徳大寺左大臣實定公、御庵室の柱に書附られけるとかや。

いにしへは月にたとへし(2)君なれど、其の光なき深山邊の里。

こし方行末の事共覺しめし續けて、御涙に咽ばせ給ふ折しも、山郭公(3)音信ければ、女院、

いざさらば涙くらべん郭公、我も憂世にねをのみぞ泣く。

抑壇の浦にて生ながら捕られし人々は大路を渡して首をはねられ、妻子に離れて遠流せらる。(4)池大納言の外は一人も命を生けられず、都に置かれず。されども四十餘人の女房達の御事は、沙汰にも及ばざりしかば、親類に從ひ緣に就いてぞおはしける。上は玉の(5)簾の中までも、風靜なる家もなく、下は柴の扃のもとまでも(6)塵收れる宿もなし。枕を雙べし(7)妹背も、雲井の餘所にぞ成果る。養ひ立し親子も、行方知らず別れけり。(8)忍ぶ思ひは盡せねども、嘆ながらもさてこそ過されけれ。是は只(9)入道相國、一天四海を掌に握て上は(10)一人をも恐れず、下は萬民をも顧みず、死罪流刑、思ふ樣に行ひ、世をも人をも憚かられざりしが致す所なり。父祖の罪業は子孫に報ふと云ふ事疑なしとぞ見えたりける。

かくて年月を過させ給ふ程に、女院(11)御心地例ならず渡らせ給ひしかば、中尊の御手の

(1)この住居にあるのも
(2)建禮門院をさす
(3)とんで來て啼いたので
(4)賴盛。池禪尼が賴朝を救つたので、尼の子賴盛は助かつた
(5)貴人の住ひの中までも
(6)不安でおちつかない
(7)夫婦
(8)昔をしたふ心はつきない
(9)平清盛。女院の父
(10)陛下。上御一人
(11)御病氣にならせられ

五色の絲を引へつゝ、「南無西方極樂世界教主彌陀如來必ず引攝[1]し給へ。」とて御念佛有りしかば、大納言佐局阿波内侍左右に候て、今を限りの悲しさに聲も惜まず泣き叫ぶ。御念佛の聲やう〳〵よわらせましましければ西に紫雲[2]靉靆き、異香室にみち、音樂空に聞ゆ。限ある御事なれば、[3]建久二年きさらぎの中旬に一期遂に終らせ給ひぬ。きさいの宮の御位より片時も離れまゐらせずして候はれ給しかば、御臨終の御時、別路に迷ひしも遣方なくぞおぼえける。此女房達は、[4]昔の草のゆかりも枯果て、よる方もなき身なれども、折々の御佛事營み給ふぞ哀なる。終に彼人々は、[5]龍女が正覺の跡をおひ、[6]韋提希夫人の如に、皆往生の[7]素懐を遂けるとぞ聞えし。

(1)引接。阿彌陀如來が念佛行者を極樂淨土に導き往生を遂げさせることをいふ
(2)來迎の光景情趣
(3)長門本貞應二年春六一歳盛衰記同三年春六八歳。參考源平盛衰記に建保元年十二月十三日崩、年五十七と。諸說がある
(4)いささか緣ある人もなく。「草」「枯」緣語
(5)龍女八歳で說教に悟り、女人の身で佛果を得たこと
(6)后妃であつたが投獄されて世を厭ひ釋迦の說教に大悟したといふ人
(7)かねてからの念願

附録

系譜

一、皇室御系略譜

（数字は皇位継承の代数）

- 舒明（三四）
  - 天智（三八）
    - 持統（四一）
    - 元明（四三）
    - 弘文（三九）
    - 施基皇子（田原天皇）
      - 光仁（四九）
        - 桓武（五〇）
        - 早良親王（崇道天皇）
  - 天武（四〇）
    - 草壁皇子
      - 元正（四四）
      - 文武（四二）
        - 聖武（四五）
          - 孝謙（四六）・稱徳（四八）
          - 井上内親王（光仁后）
    - 大津皇子
    - 舎人親王
      - 淳仁（四七）
    - 高市皇子

- 桓武（五〇）
  - 平城（五一）
    - 高岳親王
    - 阿保親王
      - 大江音人
      - 在原行平
      - 在原業平
  - 嵯峨（五二）
    - 仁明（五四）
      - 文徳（五五）
        - 清和（五六）
          - 陽成（五七）
          - 貞純親王
            - 源經基
        - 惟喬親王
      - 光孝（五八）
        - 宇多（五九）
          - 醍醐（六〇）
            - 朱雀（六一）
            - 村上（六二）
            - 兼明親王
            - 源高明
    - 源融
  - 淳和（五三）
  - 葛原親王
    - 高見王
      - 平高望

- 村上（六二）
  - 冷泉（六三）
    - 花山（六五）
    - 三條（六七）
      - 敦明親王
  - 爲平親王
  - 圓融（六四）
    - 一條（六六）
      - 後一條（六八）
      - 後朱雀（六九）
        - 後冷泉（七〇）
        - 後三條（七一）
          - 白河（七二）
            - 堀河（七三）
              - 鳥羽（七四）
                - 崇德（七五）
                  - 重仁親王
                - 後白河（七七）
                  - 二條（七八）
                    - 六條（七九）
                  - 以仁王
                  - 高倉（八〇）
                    - 安德（八一）
                    - 守貞親王（後高倉院）
                    - 後鳥羽（八二）
                  - 守覺法親王
                - 近衛（七六）
  - 具平親王

二、藤原氏家系略譜

鎌足―不比等
武智麿（南家）
乙麿
巨勢麿……（五代略）……致忠
保昌
保輔
貞繼……（八代略）……實兼―通憲（信西）
俊憲
成範
脩範
靜憲
澄憲
憲耀
房前（北家）
眞楯―内麿―冬嗣
清河
魚名
良房―基經
良門―高藤（勧修寺）……（八代略）……顯頼
時平
仲平
忠平
實頼
師輔
伊尹
兼通
兼家
公季
光頼
惟方
道隆
道兼
道綱
道長
伊周
隆家
頼通―師實
頼宗
能信
敎通―信長
長家
實成……（三代略）……實能（徳大寺祖）―公能
實定
宇合（式家）
廣繼
清成―種繼
百川
仲成
藥子
麿（京家）
濱成
末成……（九代略）―家成―成親―成經
基實
基房
師通―忠實
家忠―忠宗
經實―經宗
忠教
忠通
頼長
師長
多子（近衛后實能女）
忠雅―兼雅
忠親

三、平氏家系略譜

四、源氏家系略譜

研究篇

研究篇目次

平家物語概論

序　詞

「本文・評釋篇」を讀み終へたわれわれは、こゝで以上の概括を行ひ、同時に「平家物語」の本質に關するわれわれ自身の結論をなすべきであらう。

併し、この「概論」は、既に述べ來つた抄出各段の「評」に直接・間接つながつてゐるのであるから、出來るだけ「評」と重複しないやうにしたいし、又折々提出したまゝになつてゐる問題への解答を與へ、それらの基礎づけをなす事に重點をおかねばならない。

いはゞ、この概論は獨立したものとしてよりは寧ろ「評釋篇」を讀み終へた人々への「概論」であるから、讀者諸氏が「評釋篇」の「評」を、この「概論」の前編として、先づ必ず吟味される事を希望したい。

尙、「平家物語」は日本の古典文學の中でも、最もその成立や著者の決定に異論があり、そのテキストとしての諸傳本も、おそろしく異同があつて、この問題を顧慮する事なしには、その論に多くの誤差を生ずるおそれが少くないといふ特別な事情があるから、われわれの「槪論」も必要な限りこの問題を取扱はねばならない。

勿論このやうな書誌的な文獻學的な作業そのものは、この「槪論」の目的とするところではなく、從來の研究成果をわれわれの手によつて整理し、特にその本質的な意味を見究める事に重點をおく事は申すまでもない。併し、われわれの簡單な文獻學的な操作の結果に對しては、文獻學者の批判にもたえうるものである事を期したい。

山田孝雄博士の「平家物語につきての硏究」・「平家物語槪說」が、かういふ作業では最も確實且組織的であり、この稿の文獻學的操作の基石となり出發點であつた事を記して、感謝の意を表しつゝ本論に入らう。

第一章　文獻學的な諸問題の概括

(1)　その傳來

「平家物語」の原著者が誰であるかは暫く措いて、その著はしたまゝの「平家」は今何處にもない。のみならず、われわれが「平家物語」と呼んでゐるものは、その文章に於いて、その說話の數に於いて又順序に於いて、各種各樣であるから、鎌倉時代の文學としての「平家物語」を論ずるには、一體どの本をテキストとして採用すべきかといふ問題がおこる。

山田博士の研究以來、「平家」の傳本は既に百數十本にわたつて調査されて來たが、結局、

(1)　建禮門院の御出家から御往生にいたる一聯の物語を分立して特に灌頂卷を立てる諸本（一(イチ)方(カタ)系統）。

(2)　灌頂卷を分立せず大體時代順に配置してある諸本（八坂方系統）。

(3)　灌頂卷に當る部分を一括しながら尙八坂本の如き形にしてゐる本（城一本のみ）。

以上のやうに整理されてゐる。

(4) 其他の諸本。

近世以來一般に用ゐられて來た流布本は(1)に屬するものの一つであつたから、「平家」といへば、灌頂卷は本來分立したものであり、鎌倉時代の「平家」もそのやうなものとして取扱はれ論議されて來たのである。ところが、近來、城一本の發見等により、灌頂卷の分立は、平家琵琶法師の一流派たる一方系統において、密教でいふ授職灌頂に倣ひ、獨立した琵琶法師・檢校たる資格としてこの卷を授け始めたのに由來するもので、文學としての分立ではなく、音樂上、而も中世的な傳授の必要からおこつたものであつて、本來「平家」の組織は、(2)八坂方の諸本の如く、「祇園精舍」の序に始まり、「それよりしてこそ平家の子孫は永く絶えにけれ。」(六代被斬)に終るものであつた事が實證され、この事は最早動かしがたい論據をえたのである。

卽ち鎌倉時代の文學として「平家物語」を論評するには、その組織においては八坂本の如きものを採用する事が必要なのである。

この種の本は、彰考館・內閣文庫其他に多數寫本のまゝ藏されてゐて、延慶年間書寫の奥書をもつ所謂「延慶本」や、現在平家古寫本中最も古く、鎌倉時代のものとさへいはれる屋代本(京

都府立圖書館及び高野辰之博士分藏）があるが、內閣文庫の藏本が國民文庫刊行會から出版されたので手輕に參照する事が出來る。

併しながら、組織の點で鎌倉時代の形を大體そのまゝに傳へてゐる八坂本も、その文章となると必しも古いものとはいへない。卽ち「一方本よりも訛や飾つた點が多くある」（山田博士の「概說」）のであつて、その點では寧ろ素樸な形の一方系統によらざるをえない。

ところが、一方系統にもおびたゞしい諸異本があり、二十卷の「長門本平家物語」の如き、又既に名稱をさへ異にしてゐる「源平盛衰記」（四十八卷）の如きもこの系統に屬し、所謂流布本も亦この類に入るのである。

けれども「源平盛衰記」の如きは、或は足利時代に編纂されたとする說もある位であつて、その名の示す如く、增補追加の著しいこの本は、最早「平家物語」の名に於いて論ぜらるべき內容のものでなく、長門本も亦、程度の差こそあれ、賴朝を始め源氏方に追從する記事の著しい竄入によつて、本來の「平家」に遠いものとして、別に考へられねばならない。

かくて、問題は所謂「流布本」の採否如何にかゝつて來る。

一體、「流布本」はその奥書に「一方檢校以吟味令開板之者也」とあるものを主とし、次々に之

を覆刻したもの及びその系統の諸本である。從つてこれらは凡て元和以降の大體近世期に於いて出版されたものといはねばならぬ。即ち「流布本」は近世の讀者の讀物として出現し又その役目を果したものと考へざるをえない。

ところが如是の「流布本」は、「平家」に古くからあつたに相違ないと推定される「劍」「鏡」等の段、即ち所謂「大祕事」を缺くものであり、記事の脈絡のとれないところがある。而も「流布本」は語學上の研究からいつても、まことに杜撰であつて、鎌倉時代の姿をあまりに隔るものであること、誤謬の少くないことが、山田博士の研究によつて明らかにされて來た。

吾々が今「平家」を取扱ふのは、近世の思想や藝術を調査するのではなく、鎌倉時代のそれとして取扱ふわけであるから、出來るだけ、原典に近いものによらなければならない筈である。

かうして吾々は所謂「覺一本」に到達する。

勿論この本とても鎌倉時代のものではない。併しこの本は、應安三年書寫の奥書を持つ室町中期頃轉寫の高良神社藏本などの系統に屬し、一方流派の元祖といはれる明石檢校覺一の傳授によるものであり、「祇王」や「小宰相身投」など本來原典になかつたと推定されるものを載せず、流布本の杜撰なく、それと同系統でありながら、最も傳來の古いものであるなど、一方系の「平家」

諸傳本中、最も信據するに足りるものである。

即ち「覺一本」は多くの點で、鎌倉時代の而も中期以前のおもかげをとゞめる系統であり、その組織其他八坂本系統の古本と照らしあはせるならば、現在においては、古本「平家」をしのぶに最も適した一類と言はなければならぬ。

吾々の「讀本」のテキストが、かゝる「覺一本」に「祇王」「小宰相身投」を追記した本「覺一別本」を採用したのも、如上の理由に基くのである。

從つて、詳細に研究するものにとつて、このテキストはあくまでも底本であつて、定本でない事は申すまでもあるまい。

尙、吾々は同じ一方系統の傳本に、所謂「語り本」即ち譜本としての「平家」を見出すのであり、これらが、嚴格な傳承によつて、種々な點で「平家」の古い形を殘してゐる事を考へる必要があるが、この點については、後の「平曲論」の項に一括して述べようと思ふ。

(2) その成立

「平家物語」が鎌倉時代に既に成立してゐた事については、「延慶本」の現存のみを以てしても異

論のないところである。問題は承久の亂以前に成立したか、それ以後に成立したかにある。而もこの事は、文學としての「平家」を考へるにあたつて、十分顧慮に價ひする。

その成立に關しては、古來數多の學者がさま〴〵な說を立てゝゐるが、吾々は今いちいちそれらに應待する必要もないし、紙數もそれを許さない。それ故、最も根據のある二三の優れた說から出發する。

菅茶山の「筆のすさび」說がその第一である。彼によれば、

平家物語は源平盛衰記より前に出でしものなり。(中略)時代は鎌倉將軍藤氏二代の中に作れるなるべし。源中納言の靑侍の夢に平家の方人したまへる嚴島明神を追ひたてゝ八幡大菩薩の日ごろ平家へあづけおきたまへる節刀を賜はんと仰せければ、其の後は吾が孫にたび候へと春日明神の仰せられしなどにても知るべし。藤原賴經關東下向なきにいかでかやうの事かきも思ひもせむ。

とあつて、卷第五「物怪之沙汰」の段、靑侍の夢の記事が、藤原將軍を豫言する事から、逆に「平家」が、承久の亂以後なる藤原將軍時代に成立した事を論證したものである。

第二に山田博士の說は、右の論證の確かさを認めるところから出發し、唯、遡つて八坂本を見

ると、嚴島明神・八幡大菩薩の二神のみあらはれて、春日明神の事をのせないといふ事實から、之を上の論法にて推せば、この記事は卽ち源氏が、平家に代りて將軍たるべきを豫言せるものにして當時藤原氏の將軍の生ずべき豫想なかりしものなるを見るべく、――(中略)かゝる見地よりすれば、この物語の著作年代は略建久より建保まで約三十年の間に短縮せらるべく、徒然草に後鳥羽院の御時信濃前司の作れりといへるは、院の御在位又は御院政の時と見れば、少くも年代の上にては事實を傳へたりと認めざるを得ず。(岩波文庫本「平家物語」の序説より)と、すべての八坂本に春日明神の事を缺く事を、承久以前成立の根據とされ、この說は殆んど定說化したやうである。

第三の說をこゝに紹介しなければならぬ。卽ちこの說に疑問を挾む後藤丹治氏の說がこれである。氏は、八坂本に藤氏將軍の事がないのには、二つの場合があり、(註1)(1藤氏將軍の置かれない時代に書かれた爲、2藤氏將軍出現後に書かれたが、それを書く必要のない場合)山田博士の論斷は、その2の場合が顧慮されてゐず、而もこの段を詳しく讀むと2の場合は十分成立しうるのであるから「博士の所說は容易に信を措き難い。」といふ說である。實際、後藤氏の說のやうに、山田博士の「解釋も捨て難い」ところがあるとわれわれは考へるが、それは百パーセント確實な說でない事は後

藤氏の說かれる如くであらう。

それならば、「平家」の成立は何を以て說明出來るであらうか。こゝに吾々は第四の說を提出して、大方の批判をえたいと思ふ。

藤原道家の「玉蘂」によると、承久二年四月廿日と五月三日の條に、夫々次の如く記してゐる。

以有長爲使、平家記事仰遣光盛卿許、彼卿多持平家也、有可借與之返報、」（四月廿日）……平三品光盛卿、借與基親入道雜例抄三卷、」（五月三日）

右によれば、藤原道家は承久二年四月に、ほかならぬ平賴盛の男光盛の所へ使をやつて、「平家記」を借りようとしたのであり、光盛は又其の時「多持二平家一也。」と云はれてゐる。一體、「平家物語」を「平家」と略稱することは極く自然であり、旣に鎌倉末期以後の中世の日記類にこれを「平家」と呼んだことは、枚擧に遑のない位である。又一方、「保元物語」や「平治物語」を「保元記」「平治記」と呼ぶ事は知られてゐるし、「源平盛衰記」（卷廿二）には、「保元平治ノ日記ト申物……」なる言葉があり、承久記は又一名承久軍物語と呼ばれ、義經記の又の名が義經物語であるなど中古以來、日記と物語の兩者はその內容同樣名目も混用されてゐた事實を、吾々は思ひ

おこすのである。

即ち「玉蘂」にいふところの「平家記」「平家」の語は、他にかゝる名稱の日記などがある證據のないかぎり、當然わが「平家物語」と考へていゝと思ふ。ほかならぬ平氏の一人、この物語に屢々その名を記されてゐる池大納言平頼盛の子の光盛が、「多く(種々異本があつた事か)平家を持」つてゐたといふ事も、この推定を裏づけるものと考へる。

吾々の推定が誤りなしとすれば、[註2] 吾々はこの「玉蘂」の記録を第一の據りどころとして、承久二年四月、即ちかの承久の亂以前に、わが「平家物語」は成立してゐた事を知るのであり、而も恐らく各種の異本が既に行はれてゐたらしいことも考へうるのである。「平家物語」が承久の亂以前に成立したといふ事は、この物語の研究にとつて、決して等閑に付し難い事は後に述べる機會があらう。

かうして、承久の亂以前に成立した「平家」は、その後鎌倉時代の中期・後期を通じて増補され改訂され、著しい變貌を行ひながら、琵琶法師と讀者との手によつて傳へられ、あのおびたゞしい異本を生み、「灌頂巻」を分立し、「長門本」や「延慶本」の如き異質的な物語を存在せしめ、終に大量四十八巻を數へる「源平盛衰記」をさへ將來したのである。

それならば、その作者は誰であるか。

註1　後藤丹治の説は同氏の論文「平家物語の著者及び著述年代と定説の再吟味」(「戰記物語の研究」所收)によつた。詳細はついて參照されたい。

註2　「玉蘂」のこの記事について私は、昭和七八年の頃、後藤氏に質問した事がある。その時氏は、この記事は自分も氣付いてゐたが、確證がないので未だ言明しがたい旨を述べられたが、やがて、松井驥氏によつて始めて「文學」(昭和九年七月號)誌上に紹介され、氏も亦、この「平家記」が「平家物語」を指すものであらうと述べられたのである。私もこの推定に贊成するものであるが、その後この記事は殆んど取り上げられず、誰にも利用されず又否定もされない。山田博士の說が根據において十二分といへないとすれば、この「玉蘂」の記錄はもつと注目され論議していゝと思ふ。

(3)　その作者
——附、「平曲」論——

「平家物語」の作者といふ場合、吾々は二つの事を意味する。即ちその著作者と作曲者とである。
その何れの場合にしろ、その最も古い有力な說は、既に同じ鎌倉時代に著はされた兼好法師「徒然草」の言ひ傳へであるから、この含蓄に富んだ文章を全部抄出しておかう。

後鳥羽院の御時、信濃前司行長、稽古の譽ありけるが、樂府の御論議の番にめされて、七徳の舞をふたつ忘れたりければ、五徳の冠者と異名をつきにけるを、心うき事にして、學問をすてて遁世したりけるを、慈鎭和尚、一藝あるものをば、下部までも召しおきて、不便にせさせ給ひければ、この信濃入道を扶持し給ひけり。この行長入道、平家物語を作りて、生佛といひける盲目に敎へてかたらせけり。さて山門のことを、ことにゆゝしくかけり。九郎判官の事は、くはしく知りて書きのせたり。蒲冠者の事は、よく知らざりけるにや、おほくの事どもをしるしもらせり。武士の事、弓馬のわざは、生佛、東國のものにて、武士にとひ聞きてかゝせけり。彼の生佛が生れつきの聲を、今の琵琶法師は學びたるなり。(第二二六段)

「平家物語」作者に關するこの最も有力な說は、信濃守行長といふ人物を史料的に實證出來ないために、種々の臆說を生んだけれども、山田博士は、「平家物語考」以來、當時の日記類「玉葉」「明月記」等に見え、その文才かくれもない前下野守行長こそこの人であらう。「行隆の沙汰」(卷三)の書き振りが、如何にも中山行隆の子としての行長の筆に似つかはしく、彼は又、關白兼實公の家司をつとめた事があり、「信濃入道を扶持し」たといふ慈鎭和尚が、兼實の弟であつた事なども、その說を支持するものとして、六巻本或は三巻本の古本「平家物語」(承久以前のもの)は

前下野守行長の筆になつたらしく、兼好法師はそれを「一寸間違へて書いたのではあるまいか」と推定されてゐて、これは、現在殆んど定説化してゐる。

勿論この説は、山田博士自らも「斷言は出來ないが」(「概說」四七頁)と言はれてゐるし、「行隆の沙汰」の書き振りなどから、却つて行長說を否定する說さへ立てうるのであるから、尙確證のあがるまで待機するよりほかにはないであらう。

併しこの「徒然草」の說は、兼好の筆になるものであり、同じ鎌倉時代に行はれたものであるから、大體において信賴しうるであらうし、又これを否定する材料のない以上、現在これに賴るほかはない。

吾々にとつて今、何より重要な事は、行長が信濃守であつたか、下野守であつたかではなく、原著者たる彼の地位であり、その立場如何である。この點、「徒然草」の記事は、單に文獻學的な資料以上のものとして、今一度讀まれる事が望ましい。

信濃守にしろ下野守にしろ、彼行長は、既に現職者ではなかつた。一地方官の退職者が當時の貴族社會において占める地位の、決して上級でも中級でもなかつた事は、一般的に承認される筈だ。唯、彼にはその地位を補ふものとして、又保證するものとして、御前に召されるほどの、「稽

古の譽」があつた。即ち當時の貴族的教養において、一流のものを身につけてゐたと考へられる。御前における失策さへなければ、彼はその高い教養によつて、名聲も又ある程度の地位をも約束され得たに相違ない。併し彼は、晴の場での失策によつて、「學問を捨てゝ遁世し」慈鎭和尙のもとへ走つたといふのである。

この「學問」は、いふまでもなく中央の貴族たちによつて護られ、反對に又その護りのための「學問」であつた事は申すまでもあるまい。作者が、後に述べるやうに、反現實的な貴族的「認識」の上に育てられた、かゝる「學問を捨て」去つたといふ事は、吾々にとつて見遁しがたい事件なのである。

勿論、彼がその庇護をもとめて逃げ込んだ慈鎭和尙の傘下も亦、それ以前の世界と本質的には異るものでなかつた事を、われわれは忘れるわけにゆかないのであるが、それにも拘はらず、東國から立ち上つた新秩序に、多くの妥協を行ひ、その合理化をさへ主張したあの「愚管抄」の著者・慈鎭の傘下が、彼にとつて、今までよりもつと窓の大きい世界であり、鎌倉を中心とする新しい建設の足音がより高く響いて來る場所であつた事を、吾々は容易に想像しうるのである。

「山門の事を殊にゆゝしく」書いた彼は、同時にその山門の明り窓から、新興社會の雄たけびを、

直接・間接手にとるやうに屢々覗き見もし、聽き知る事も出來た筈である。

最早かの舊い「學問」の上にあぐらをかいて居る事の出來ない、いはゞそれだけ舊い「學問」から一應の「自由」を持ちえた筈の知識人行長、如是の地位と立場との上に、轉換期の世界をまざまざと體驗した行長が、溢れるやうな熱意をもつて書き綴つたのがわが「平家物語」である。「徒然草」の記錄が、單に文獻學的な史料としてのみ取扱はれてならない事を、われわれはこゝに再び注意しておかねばならぬ。

併し、「平家」の著者については、尚幾多の說がある。傳說によれば、行長のほかに、民部權少輔時長（醍醐雜抄所引）吉田入道資經（同上）源光行（同上但、加筆者トシテ）菅原爲長（臥雲日件錄）玄會法師（同上）憲耀法印（天地根元歷代圖）等々があり、夫々簡單に否定しがたいものであるが、「十二卷の平家は資經卿之を書く」（醍醐雜抄・鵲談集の說）との傳への如く、又光行を加筆者とする說の如く、承久以後藤原將軍時代を始めとして、屢々追記・加筆の行はれた明徵のある「平家」に、多くの異本作者・加筆者のあつた事は、當然承認せざるをえない。

その結果、既に述べたやうに、原作者の意圖と著しく異なる「延慶本」だの「源平盛衰記」だのが生れて來たのであり、現存の諸本には加筆者の、從つて又承久以後に支配的な精神の混入が

豫想されなければならないわけである。「祇王」「小宰相身投」が、恐らくそれに相當し、「鵺」の說話の如き又その一群に入る可能性に富むものである。
「平家物語」の中に見出す「賑やかさ」・一種の「溷濁」には、このやうな事情によるものが少くないのだが、研究の進步は、或る程度までそれらを洗ひ清める事も出來るのであるし、事實吾々は、かゝる事情を十分顧慮しつゝ、「平家」論に入らうと思ふのである。

最早、かういふ問題について論ずる餘白を持たないが、今一つ「平家」作曲者の・「平曲」の問題に觸れておく必要がある。

「徒然草」によれば、この物語は生佛によつて語られ始めたといふ。而もこの生佛について語る他の資料を全く持たないため、山田博士の如き、生佛は正佛といふ法名を持つた源資時ではあるまいか、郢曲の名家たる綾小路家に生れ、元暦の御神樂に失敗して出家し、慈鎭和尙の坊官になつた右馬入道資時ではあるまいかと述べられてゐる。而もこの說も亦、博士自身、「斷言するわけではなく推測出來る云々」とある如く、尙有力な一說であるにとどまる。

併し「徒然草」によれば、「平家」は平曲として甚だ早くから語られたものである事は確かである。盲目の琵琶法師たちが、物語を巧みに語つた事は、明衡の「新猿樂記」以來、記錄にあり、

「保元・平治物語」が夫々古くから語られた事も明徴があつて(註1)、「平家」の原典がそのために作られたかどうかには、尙疑問があるにしても、少くとも著作後間もなく、節づけされ平曲として採用され、從つてそのための改訂も行はれたであらう事は容易に想像しうるし、兼好の言葉もこれを裏書きするのである。

われわれにとつて、何より重要な點は、この物語は讀本として流布すると同時に、否それよりも耳から訴へる語り物として、より一層多くの人々を把へ、その偉力を發揮したといふ事である。こゝに「平家物語」を單なる讀まれた文藝として取扱ふ事の危險が生じて來る。語りものであつたといふ事、それは單に形式上の問題にとどまらず、「平家」の本質的な問題にかゝるものであつたからだ。

若しこの物語が、文字を通じて讀まれるだけのものであつたならば、その流布の範圍は極めて限られた、いはゞ貴族を中心とした一握りの少數の人々にしか行きわたる事が出來ず、從つて又そのやうな限られた讀者の要求に應じる事によつて、その獨特なものの考へ方をうち壞されて了つたであらう事は、容易に想像しうる所である。眼に一字の文字もなく、當時の貴族的な「文化」におき去られながら、而も新しい現實の動きに身を以て參加した人員の役割は、轉換期鎌倉時代

にとつて、まことに重要であり、それらを除外して、この時代の動きを考へる事は不可能なのであるが、このやうな言葉の本來の意味での「大衆的」人員が享受するには、從來の文藝は、その內容において、あまりに緣遠い他の世界のものであつたばかりでなく、その形式において、「文字」の難關をひかへた近よりがたいものであつた。

彼らに對する「文字」の障害を取り除き、その上、時に解し難い部分をも、その聲調の强弱・抑揚といふ音樂的な手段を以て、その內容を感得しうる所まで彼らに近付かしめた琵琶法師の役割は、又極めて高く評價されねばならない。「平家物語」は語りものである事によつて、殿上に召されて貴人の聽聞をえたばかりでなく、地下において、社頭又は佛寺境內において、あらゆる層の人々に語りかける事が出來、又そのやうなものとして流布したのでもあつた。

われわれは勿論、「平家」を、今日の意味での大衆文學であつたといふのではない。後に述べるやうに、それは結局、本質的には貴族文學であつたのだが、それにも拘はらず、平安朝時代の文藝などの全く知らなかつた庶民的な諸層の參加をも抱擁し、從つて又從來の貴族文學の全く知らない新鮮な享受層のみづ〳〵しいさゝへを得たと云ふのであり、その廣汎な新しい享受者の要求

が、時によつて大幅におり込まれざるを得なかつたといふのである。
而も、このやうな新鮮な參加者への橋渡しは、全く身分の低い盲法師たちによつたのであり、かの盲人特有の哀傷をおびた陰聲が、その聽者に對して、「盛者必衰」のかなしさを訴へるに最適であつた反面に、[註2]東國なまりの荒々しい語調や息づかひが、[註3]從來の貴族文藝と對蹠的な行動を歌ひ上げ、かつてない荒々しい感情をかきたてるに、どれほど有效であつたかを見逭すわけにはゆかないのである。
「平家」が平曲として流布したといふ事は、かくして、最早その形式を語るだけのものでなく、この物語に藝術的な偉力を發揮せしめる重大な契機であり、かゝる點をぬきにした純粋文藝論では、最早「平家」の本質を十分に理解しえないわけである。
かうして、恐らく「生佛」あたりに始まつた平曲は、城正・城一と傳承され、一説によれば城一の二弟子たる城玄（八坂方始祖）如一（一方始祖）によつて、二大流派に分離し、特に如一の弟子・足利氏の緣者たる明石檢校覺一の出現によつて、一方の最盛時代、同時に平家琵琶の極盛時期を來たし、反對に八坂方の衰微時代に入つたと考へられる。
早く亡びた八坂方の傳本・八坂本が、その組織において原形に近い事は既に述べた。併し不幸

な八坂方には、譜本を殘すことなく、現在吾々の知りうる限りの平曲譜本は、すべて覺一の系統・一方に屬するものばかりである。所謂一方譜本がこれであつて、「平家正節」「平家聲節」「平家語り本」などの名を以て、近世以降の寫本の一群が傳へられ、嚴格な傳承のために、その特殊な讀み方を書きとゞめ、「平家」の語りものとしての姿を大體想像せしむるに足るのであるが、その語り方を始め、傳授の手續き等の詳細については、附錄・「研究手引」によつて、夫々の研究を參照せられたいと思ふ。

吾々は最早、本論に入らなければならない。

註1 「普通唱導集」(永仁五年序)に、「平治保元平家之物語何レモ皆諳而無レ滯音聲氣色容儀之體骨共ニ是麗而有レ興」とあり、「花園院宸記」の元應三年四月十六日の條に、「召ニ盲目唯心一令レ彈ニ比巴一以ニ比巴一如レ箏彈レ之誠不可說殊勝者也。平治平家等時之語也、女房多聽聞之、徹夜還御。」又「歌苑連署事書」(正和四年成)にも、「哀傷の部は盲法師の語る平家の物語にてぞある。」とある事が、山田・高野兩博士によつて紹介されたが、是らは何れも鎌倉時代の記錄である點、特に注目に價ひする。

註2 天德寺了伯を泣かしめた話は有名であるが、註1の「哀傷の部は……」の語等を以ても、平曲が哀調をおびたものとして受とられた事は動かしがたい。

註3 「徒然草」の前掲記事に、琵琶法師たちは、生佛の東國なまりをそのまゝ學んだとある。

第二章　平家物語と時代概念

文藝作品は、それがどのやうな作品であらうと、何時の時代の作品であらうと、一定の歴史的時代の、一定の立場からなされた世界の「認識」であるといふ基本的な命題から逸脱しうるものはないのであるから、その作品の背後にあつて、而もその作品の正しい意味での內容をなすところの、「認識」の基底たる、時代の正しい把握が、缺くべからざる基礎的な操作として行はれなければならないといふ事は、最早、文學硏究の常識であつて、今更こゝに述べる必要がない筈である。

文藝が人間の創造にかゝるものであり、その人間が、一定の歷史的時代の制約の下にあつてのみ感情し、思惟し、認識しうるといふ嚴しい事實を反省するだけで、文學硏究における、夫々の時代概念の分析が、なくてかなはぬものである事は、最早自明であるのだが、今われわれが、特に一章を設けて、こゝに時代概念を云々するのは、如是の文學硏究にとつての一般的な常識によ

るばかりではない。

後にも觸れるやうに、わが「平家物語」は本質的に「歴史文學」であり、作者の採り上げた素材は、日本の歴史の上でも著しく且激しい轉換期の、典型的な諸相であり、而も物語はあらはに、年代記的にさへ、かの典型的な中世の編成期たる院政末期の諸事實を把へ、かゝる骨格の上に想像の翼を擴げてゐるのであるから、例へば單に素材の採り上げ方といふ一つの點から言つても、素材とされた時代の正確な把握は不可缺な研究分野となつて來る筈である。

いはゞわれわれは二重の必要から、この激しい轉換期の分析を要請されるのである。

一般的には、物語が成立した鎌倉時代、特にその初期の分析を、「歴史文學」としての特殊性から、素材たる時代即ち鎌倉時代の産みの親たる院政末期の把握を、即ち具體的には源平交替期たる、戰亂の院政・鎌倉時代の歴史的規定のために、こゝに一章を與へざるを得ないわけである。

以下簡單ながらその鳥瞰を果したいと思ふ。

日本の封建制度即ち中世社會の根幹が、何時から確立されたかについては異論があり、尙研究を要するが、それが莊園制の成熟と共に發展した事、平安時代、詳細にいへば延喜朝以降、それ

は支配的なものとして、日本の土地制度の王座を占め、藤原氏攝關の基礎を形成したことは明言しうるであらう。

平安時代最大の貴族として、政治的にも經濟的にも中央に覇權を握つた藤原氏は、その當初から官僚としての地位を通じて進出した。この事は藤原氏がその巨大な力にも拘はらず、古代社會的要素を完全に驅逐する事が出來ず、それとの妥協によつて自らを維持しえた事を示すものである。卽ち平安時代の大部分は、實質的には封建時代でありながら、藤原貴族は形式的には官僚貴族的形態をとらざるをえなかつた事を見逅すわけにはゆかない（かういふ純粹でない日本的な封建時代を吾々は一應、古典的封建制度の時代と呼ばう）。こゝに藤原氏の成功があつたと同時に、當初からの矛盾が胎藏されてゐる。卽ち平安時代は、かゝる形式的な官僚制が次第にその壓力を失ひ、より分散的・閉鎖的な土地所有形態の發展する過程において把へられねばならぬ。

具體的にいへば、藤原氏・寺院を始めとする中央貴族の大莊園は、國司の重任、敗北せる貴族の地方土着、地方豪族の自主的獨立等の過程を通じて、次第にその支配圏外に逃れ、中央貴族は單なる名義的所有者に轉落し、莊園群は實質的には土着の地方貴族の所有に歸しようとする。當然兩者の利害衝突が始まり、こゝに地方勢力の代辯者中の有力者としての源平二氏が登場する。

周知の如く、藤原氏を始め中央の貴族達は、自らの土地を防衞し、現狀を維持するため、實質的にはその正面の敵對者であつた源平二氏を全く無計畫的に、交互に利用した。中央の貴族相互間の利害衝突と中央・地方兩貴族の軋轢とのために一歩退却した藤原貴族の反撃、藤原氏にとつて代らうとする諸貴族勢力の角逐、かゝる危い均衡の上に、變態的な日本の院政時代は築かれたのであつたが、この不安定な均衡は、一地方貴族にすぎなかつた被利用者たる平氏の一撃によつて、忽ち瓦壞して了ふ。

併しながら、保元・平治の亂を通じて、東方の地方勢力の代表者たる源氏を驅逐し、全國五百餘ケ所の莊園を獲得する事によつて、曾ての中央貴族の地位を奪ひ、その經濟力と並行した政治力を奪取した平氏は、未だ旺盛な餘力を失はない他の貴族・社寺の莊園を徹底的に支配しえず、それらの古典的な諸貴族と妥協するより外に、覇權を維持する方法を知らなかつた。

いはゞ、最初は地方新興勢力の代辯者として立現はれた平氏は、その役割を貫徹しえず、本質的には藤原氏と同質の中央貴族化する事によつて、自らを維持したと同時に、地方勢力の支持を失はざるをえなかつたわけである。

こゝに源氏再興の必然性がある。

發展してやまない封建制の內的矛盾は、當然それ自らを轉化するための何らかの手段をえらばざるをえない。平氏が、既にかゝる發展の桎梏化した場合、東方に退却しつゝ、今尙地方勢力の代辯者でありえた源氏一族が、必然的に、古典的封建制・舊莊園制の對立者として、平氏の曾ての支持者をも獲得したのである。

源氏の覇權は、このやうにしてうち建てられたのだが、この鎌倉政權の意義は、平氏のそれと甚だ異るものである事を理解しておかねばならぬ。吾々は鎌倉の諸施政にそれを見る事が出來る。文治元年、賴朝は、諸國に、幕府によつてのみ任免されうる守護・地頭を補し、兵粮米段別五升を課してゐる。この制度は部分的に或は時に撤回のやむなきにいたつたが、形式的にはとにかく、實質的には略〻一般的に施行されたものと考へられる。而も、この守護・地頭は、主として鎌倉方の、土着の士に任命され、封建制の條件たる所謂、條件的土地所有形態は、より一層徹底化されたのである。それは、舊莊園制が實質的には條件的所有の形態に進行しながら、形式的にはあくまでその領有を認めないといふ矛盾を持つてゐたに對し、新制度は、鎌倉幕府の給付する土地といふ立前にはあるものの、極めて封土・知行の概念に接近した制度、いはゞ典型的な封建制度を樹立し、少くともそれへの第一步を踏み出した事を證明する。

鎌倉時代は、一面如上の守護・地頭の、大名への獨立過程として把へられねばならず、かくして、言葉の正しい意味での典型的封建制度の時代は漸次に確立されるのであるが、かゝる發展こそは、賴朝が文治元年に、古典的封建制の對立物としての自らを闡明した時にその基石を据ゑられた結果にほかならないのである。

等しく地方貴族として出發した平氏と源氏との客觀的な意義には、これだけの相違があつたわけだ。

舊莊園制の矛盾を解決すべく送り出された筈の平氏は、自らを舊莊園貴族へ轉落する事によつて、藤原型貴族と同質のものとなり、かゝるものに對立した賴朝の出現によつて始めてその矛盾解決の緒は引出されたのである。

「平家物語」の取扱つた源平二氏は、客觀的にはこのやうな意味を持つものであつた。

沒落する平氏への同情的態度といふものは、それを大摑みに云へば、旣に桎梏化した舊秩序に對する同情であり、その限り旣に存在の意義を失つた藤原型の中央貴族への同情と同質のものである筈だ。勿論、平氏がとにかく地方貴族出身であり、藤原氏などに比較して或程度地方的な新しい型を代表するものであつた事は當然であり、「平家」の或る場面などでは、平氏のそのやうな

側面が巧みに把へられてゐる事を忘れる事は出來ないが、一般的には、如上の見解を撤回するわけにはゆかない。

これに反して、源氏のもつ意義は極めて積極的であり、一般に源氏及び源氏的なものへの支持と同情とは、結局、舊い矛盾を打破し、新しい秩序と新しい意識とを支持する所以であり、現實の進行を直視し、それを認め、かゝる進行へ同感するものの始めてなしうるところのものである。これは勿論、極く一般的な基本的な言ひ方に相違ない。けれども「平家物語」が敢へて素材とした源平動亂の意義は、源平二氏の主觀的な動き如何に拘はらず、歴史にとつてこのやうな地位を占めるのであり、「平家」作者の意識如何に拘はらず、兩者への同情・共鳴の輕重は、作品そのものの世界「認識」の度合を端的に表示する。そのためには、「平家物語」の成立した鎌倉初期の狀態を今一度吟味しなければならない。

鎌倉時代は、かの守護・地頭が一層本來の封建制への道を急ぎ、幕府から獨立し、大名化しようとする過程において把へられねばならないが、特にその初期にあつては、既に存在理由を失つた藤原型貴族の形式的な壓力を爆破し、その最後的な反抗・復古運動に相對的な妥協を示しつゝも、あくまでこれを驅逐する過程を、この際重要視しなければならぬ。

守護・地頭の侵入と、全國的な兵糧米奪取法の定立は、既に舊貴族の、形式的・量的には巨大なかの舊莊園制の、實質的な屈伏を意味する。併しながら、舊貴族たちが、年々に蠶食されつゝも尙、とにかく廣大な莊園を維持しえた事と、傳統的な又精神的な優越感とは、彼らの現狀嫌惡の念を猛烈に鼓舞し、現實的な幕府の新制度・新秩序、從つてその政治的根幹たる幕府そのものへ、強い反擊を加へようとする機運を作つた。承久の亂は、かゝる機運が最高潮に達した時の表現形態と見る事も出來よう。

文治以降、既に兩者の勝敗は決してゐた上に、鎌倉幕府は、當時の土地制度にとつて、現實的な、條件的土地所有を、より滿足せしめる立場を十分に守り、曾ての平氏の如く、反現實的な舊莊園貴族へ轉落する事がなかつたので、當然、より多數の支持者を保持する事に成功した。

承久の亂の結果は、かくて周知のごとく、幕府方の領地の擴大强化を意味し、公然とは行ひ難かつた地方からも、兵糧米は公式に徵集され、各地に新補地頭は派遣され、鎌倉方の完全な優越が確保される。

鎌倉前期は、この二大陣營の對立・緊張時代として把へられ、承久の亂後、吾々は、はじめてその緊張の崩れ落ちる音を聽くのである。

從つてこの時代には、鎌倉方は地方勢力の、卽ち條件的土地所有者群たる新興社會層の現實的な行動と秩序とを、從つてかゝる意識を、極めて端的に反映せざるをえず、京都方は又、古典的・舊莊園的な組織の要求を聽き、旣に矛盾にみち腐敗しきつた舊秩序の擁護を念とし、從つて又反現實的なものの考へ方の、强力な代辯者・主張者とならざるをえなかつたわけである。

この時代の意識形態が、何れにしろ相對立しつゝ、高度の緊張感を示しつゞけた事、それこそ、かの鎌倉初期の文化形態の實質でもあつた事が、このやうにして解明されるのである。

若し鎌倉時代が、所謂武士身分自身の文學を持ち得たならば、かゝる現實的な精神は、典型的な「武士文學」を産んだであらうが、現實には、日本の封建制と武士身分の特殊性とから、文化的には、中央貴族の優越と指導とが決定的であり、所謂「武士文學」なるものは生れる事が出來ず、從つて存在せず、或る程度その意識を反映したものがあるにすぎない事を顧慮すべきであるが、それにも拘はらず、鎌倉初期・承久以前の極めて短い時期は、その對立感情とその緊張度において、稀有な時代であつた。「新古今集」も「方丈記」もこのやうな意識の激しさに根ざすものであつたが、わが「平家物語」も、かゝる文化の一翼、而もその典型的な樣相として、現はれたのである。

第一章に述べた「平家」の成立事情が、承久以前にあつたといふ事、その作者が、如上の舊秩序のまもりたる「學問」を捨てた人物であつたといふ事も、最早吾々にとつて、まことに意味深い事と云はねばならぬ。

「平家物語」は、かゝる時代の、かゝる作者によつて創られたものであり、而もその素材としてえらび出されたのは、舊莊園制と典型的封建制との衝突・交替期にあつて、歴史上最も大きな役割を果した源平二氏の闘争そのものであつた事を、吾々は銘記すべきだ。

吾々は「平家物語」から離れすぎたであらうか。文學に無用の事を語りすぎたであらうか。第三章以下がそれに應へるであらう。

第三章　平家物語の根本問題

(1)　世界觀と方法

「平家物語」の序節であり、この物語の作者のものの考へ方を、あらはに意識的に表白した最も端的な文章たる「祇園精舍」の段が、「平家」作者の世界觀を知る第一の手がかりである事は、最早誰も否定しないであらう。

吾々は、この「評釋篇」のはじめに、序段の持つ意義を一應分析しておいたので、こゝに又繰返すことをさけよう。

唯、結論として、「平家」作者の世界觀は、意識的な整理されたものとしては、宗教（佛教）的な主調に貫かれ、現實の進行過程を、特に消滅・衰亡への側面において把へ、生起と發展の相に眼を閉ぢようとするものである事が明言出來るであらう。

かくして、その觀念の窮極には、現實そのものの否定によつてのみ到達しうる彼岸の世界が輝

やかしいものとしておかれ、いはゞ極めて非現實的な態度が、當然の結論として生れて來る筈のものである。

この事實を吾々は、「平家」の構想によつても讀みとる事が出來る。

「平家物語」に取扱はれた平氏は、その向上と榮達への過程が殆んど省略され（この事も「評釋篇」で分析しておいた）忽ち榮華を極めた淸盛入道の舞臺に入り、淸盛の華やかな生活の敍述そのものが、既にその衰亡の契機として語られつゝ、やがて當然の結果としての平氏敗走へ筆は急がれるのである。八坂本に見る如く、「平家物語」は、實質上平氏の榮華生活から說きはじめられて、平氏の嫡流たる六代御前が田越河にきられ、「それよりしてこそ平家の子孫は永く絕えにけれ。」に終るのであり、作者の既定の觀念たる「盛者必衰」の理が、その構想の全幅によつて成就し完結するのである。

物語中の平氏は、その全きほろびにおいて、作者の意圖に添ふと同時に、作者の世界觀を端的に表白するものでもあつた。

併し作者の意圖は、全體の筋道にとゞまらず、そのあらゆる構圖をさへ規定しようとする程根強いものであり、而もそこには、同じ宗敎的なものの考へ方に發生する因果應報の思想がからみ

ついてゐて、「盛者必衰」の觀念を一層正當化し、根柢づける役割を果してさへゐる。

かくて平氏は榮達したが故に當然ほろびる運命にあつたばかりでなく、清盛はじめ一門の驕慢と橫暴とによつてほろびなければならなかつたといふのである。俊寛僧都の鬼界島における慘死も、宗盛の敗北・重衡の被斬も、木曾の最後も、入道の非業なあつち死も、その他あらゆる亡びゆくものの攝理は、一つとしてこの例に洩れるものがない。そのためには事實を押しまげても、作者は自らの世界觀たる既成の觀念を押しとほさうとするのであり、かゝる實例については、われわれが既に「評釋篇」の各所に語つたところである。

如是の運命を擔ふものとして指定された人間たちの唯一の救ひは、既に述べた彼岸の生活であり、灌頂卷に編成された建禮門院の御一生が、その典型的なものと考へられる。建禮門院は、平氏の一族として、當然、西海の果てまで習はぬ旅路を辿りつゞけられねばならず、遂には尊き御身の一度は海に入られて、「武士どもにとらはれ」給ひ、數々の辛苦を受けられるのであるが、文治元年御髮をおろされ、專心念佛奉仕の生活をされることによつて、美事に往生され、女院に仕へた女房達まで同じく「龍女が正覺の跡を追ひ、韋提希夫人の如くに、皆往生の素懷を遂げけるとぞ聞えし。」(「女院御往生」)とあり、平氏の生き殘つた唯一の嫡々・維盛の子六代が、誰よりも

先に殺されねばならないのに、「十二の歳より三十に餘るまで」生き永らへたのも、「偏に長谷の観音の御利生」(「六代被斬」)であつた。作者にとつて、意識的・表面的に、最上のものとされたのは、唯一佛教たる宗教的なものの考へ方であり、そのために、南都燒打に直接參加した重衡の如き、平氏の一門として當然受くべきほろびの上に、佛敵として述べられ、「其の頸般若寺の大鳥井の前に釘附にこそかけられけれ。治承の合戰の時、爰に打立て、伽藍を滅し給へる故也。」と記されてはゐるものの、その最後にあつて入道し、念佛正念する姿は「數千人の大衆も、守護の武士も、皆涙を流し」たといふ同情的な取扱ひを與へられてゐる。かういふ例は因果應報のそれと共に、「平家」を一讀するもののいたるところに見出すものである。

尚、かの因果應報の思想は、作者の儒教的な考へ方と結びついて、それを一種の教訓的な解釋へ導かうとする所にも特徴を持つてゐる。作者の思想の主調をなす「盛者必衰」の理は、佛教本來の反現實的な思想に由來するばかりでなく、同時に同じ宗教的な因果思想に支へられ、又儒教的な思想に更に彩られ强められてゐる事を見遁すわけにはゆかない。

巻頭序段に見える端的な儒教的表白については、その「評」に考へたし、重盛の人物創造が又かゝる思想に根强く裏づけられ、その結果、彼の言動が、特別に硬化したものとなり、恰も儒教

思想の傳聲機の觀を呈した場合があり、遂に同一人物でありながら前後矛盾したものとさへなつてゐる事は、彼の登場する各段の解說に、詳しく述べたから、今こゝに繰りかへさないが、作者の世界觀の大綱ともいふべき宗教的な觀念の傍に、折々現はれては「援助」を與へ、時にはその構圖や人物創造にさま〳〵な注文を送る儒教的な思想のあつた事は、蔽ひがたいところである。

このやうに、驕れる平氏の悲劇的な最後と、彼らの中のあるものの淨土再生の構圖に、端的に示された作者の宗教的な世界觀は、誰の眼にも明瞭であり、一讀するものの認めざるを得ないもの、而もかゝる世界觀は、作者の採り上げた素材を物語として構成する際、その構成法の隅々にまで手をのばし、その方法を左右する程の力を及ぼした事を、誰も否定する事は出來ないであらう。

實際、作者の意識的な世界觀たる盛者必衰・因果應報・往生淨土の思想は、「平家物語」の全篇を網の目のやうにとりかこんでゐたわけである。

元來、作者が素材とすべき數限りない雜多な現象の中から、特に平氏の沒落過程を把へ來つたといふ事そのものの中に、既にそのやうな作者の世界觀の至上命令が讀みとられなければならないのであり、こゝに作家が、如何なる手續きの下に、何を素材として採用するかといふ根本的な

問題の答案もあるのだが、とにかくこの場合に見られる「平家物語」の世界觀は、決して中世社會において、質的に獨自なものではなく、寧ろ當時ありきたりの、極く一般的なものであつた事を認めざるをえない。

封建的な中世の體制を、あらゆる點で擁護し、その代償として最高の地位を與へられた宗教が、當時の支配的な思想・觀念として、中世社會に君臨し、それは又、中世に生存するものにとつて第一の思想的な據りどころでもあつたのだから、中世のまつたゞなかに創られた「平家」が、かかる「世界觀」に浸透されたのは、全く當然の事であり、その限りにおいて、「平家」は、決して獨自なものを持つたわけでなく、他のあらゆる中世文學と共通なものを、まつかうから人々へ示してゐるわけである。

如何なる天才の作品も、その時代を超越する事が出來ず、その時代の制約の中にのみ「認識」し「文學」しうるといふ意味において、「平家」も亦完全に中世的な文學にほかならなかつたのである。

だが、問題はこれにとゞまらず、寧ろこゝから出發する。

「評釋篇」に再三繰返したやうに、「平家」を一讀するものは誰でも、既に述べた宗教的な意識の

經のなかに、まるで性質の違つた緯を織り交ぜたかのやうに、寧ろそれに反對するやうな事件の採り上げや敍述・描寫のある事を氣づかないものはないであらう。

「殿上闇討」に力強く照らし出された忠盛の郎等の姿、「額打論」や「一行阿闍梨之沙汰」に示された惡僧たちの形象、「信連」「競」を始めとする典型的な武人の人物創造、俊寛や文覺における獨特な行動的な態度の强調、さては戰ひの場に見られる武士たちの貴族的な傳統を無視した强剛な行動等々……。吾々の「評」は特にこれらの指摘を忘れなかつた積りだが、このやうに作者の最初の意圖に添はないばかりでなく、却つてその見解に逆らひ、舊秩序に對する新秩序の擔ひ手であり、作者の强調する、世界のほろびの運命・否定的精神をはねかへしてたち上る生起・發展の生ま生ましい事件や人物への同感は、一體何によるのであらうか。

「平家」がその全構想の大筋において、又例へば、重盛等を始めとする數多の人物創造において、極めてアイデアリスティクな藝術方法に賴つた事は、最早說くまでもない。

作者の既成の見解に從つて、源平爭亂といふ事實の特定の側面が採り上げられ、その登場人物の行動も、極端なまでに改變され、作者の見解を說明する道具だてにされる事が少くない。それにも拘はらず、同じ「平家」の中に採り上げられ、而も特別な共感のもとに描かれた惡僧たちや

武者たちの姿は、この轉換期にあつて、最早矛盾にみちた制度や舊秩序に反對し、新しい道を切り拓かうとする人々のとつた現實肯定の態度の認識に基くものであり、その限りでは、「平家」作者がリアリスティクな藝術方法に頼つた事を否むべくもない。

この矛盾を解決するために、讀者は今一度第一章に述べた作者の立場を顧みていたゞきたいと思ふ。さうして、あの舊い「學問」を捨てゝ慈鎭和尙の傘下に參じ、尙純粹な僧侶として徹底する事も出來ず、物語を創るといふいはゞ俗界の仕事に生きた作者が、激しい轉換期をどのやうに受取つたかに考へ及んでいたゞきたいのである。

どの時代でも同じやうに、學問はとにかく現實の認識に出發するのであるが、院政・鎌倉の交替期といふ第二章に概說したやうな時代は、人間の認識の仕方をも大きく分裂させ、新しい現實肯定の立場と、舊い破綻に滿ちた世界を擁護しようとする懷古的な反現實的な立場とが眞正面から對立し、又となつて斬りむすんだのであるが、かういふ對蹠的な立場に根ざした認識・學問が當然又二つの陣營に組織されえた事は申すまでもあるまい。

「平家」の作者が捨て去つた「學問」も亦この例に洩れないのであつて、歷史の必然の前にあつては、その主觀的な意力も客觀的な現實の動きに矛盾するといふ運命の下におかれた中央の貴族

たちの空しい努力のあらはれにすぎないものであつた。それは典例・有職故實の學問であり、いはゞしきたりに對する博識であつて、現行の政治に何の關はりもない空疏な形式の「學問」であつた。否、それは形骸に墮落した貴族たちの存在を合理化し尊嚴視せしめるには、何よりも好都合な「學問」であつたといふべきであらう。作者がかういふ「學問」を捨て去つたといふ事は少くとも、彼が新しい立場と認識の仕方とを獲得する可能性を與へられた事にほかならぬ。

勿論、作者は出家して宗教的な教養の深刻な洗禮を受けたに相違ないし、それは作者にとつて決定的なものでもあつた。併し、彼の出家は本來、宗教的な苦悶によるものでなく、舊世界の失敗を遁れる手段として、當時の極く常識的な行動をとつたまでであつた。いはゞ眞實の世界を意識的に回避しなければならない世界からしめ出しを喰つた彼は、それと質的には等しい立場にある宗教的世界の「認識」のしかたをより一層學び始めたと同時に、それに徹底する事も出來ず、第三の立場へ足を踏み入れようとしたと考へられる。

それには敗走武士の逃げ込み場所ともなり、關東方との交通と妥協とに力を致しさへもした慈鎮和尚の傘下は、最も好都合の場所であつた。作者はこゝで、新秩序建設のひゞきを、今迄とまるで違つたものとして受け取つたに相違ないし、又さうしなければならない立場におかれてもゐ

たのである。

けれども、作者の長い間に獲たかの舊い「學問・敎養」は、それが第一流のものであつただけに、容易にぬぐひ去る事は出來なかつたに相違ないし、同時に、新しい彼の立場・慈鎭傘下の生活も、本質的には中央の貴族に等しく、必しも現實肯定に徹底する事の出來ない條件のもとにおかれてゐたのであるから、作者自身の眼が、遠く關東の野の隅々にまで屆いたと想像する事は勿論不可能である。

結局、作者の立場は、二つの生活の間にあつて、何れにも徹底しきる事なく、分裂と矛盾の激しい對立をそのまゝ我が身のうちに辛うじて保つたものであるといへよう。

勿論、終局的に何れにも屬しない立場などありえないといふ意味からいへば、彼は貴族的な宗敎的な世界認識にふみとゞまり、その心のうちを占める反現實的な態度の支配的・壓倒的な地位をどうする事も出來なかつたに相違ないが、それにも拘はらず、彼は舊い「學問」を捨て去つた上、新しい現實肯定の生活を確かに耳に聞き、とにかくそれを肯定もしたのである。「方丈記」の作者や、「新古今」の歌人たちと同日に論じる事の出來ないものがこゝにある。

一體、文學における世界觀といふものは、夫々の人間が、その生活や立場によつて、發展する

現實の世界を、屈折しつゝ相對的・近似的に反映した結果になるものであり、それは意識的に組織化・體系化されたものと限らず、無意識的な而も肉體化されたものをも、總括的に呼ぶものであり、人間の思惟ばかりでなく感覺のしかたまでに及ぶものであつて、單なる思想と區別されなければならない事は申すまでもあるまいが、「平家物語」の卷頭に見える意識的な見解・宗教的思想を、作者の持つ世界觀の手がゝりとし、その一側面として見るのは正しいが、それ以上に「平家」の世界觀はこれに盡き、こゝにのみ在りとする考へは、十分反省されなければならぬ。

かういふ見解によれば、「平家」の世界觀は宗教的であり、反對にその方法は現實的・リアリスティクであり、兩者の矛盾において、リアリズムの力は作者の固定的な世界觀を突き破つたといふ風に圖式化されざるをえないであらう。

併しながら、事實は、このやうに簡單な圖式を否定するのである。

既に吾々は見た。「平家」は或る時はリアリスティクな方法を、或る時はアイデアリスティクな方法を驅使してゐる。即ち藝術方法そのものに既に對立的な矛盾が存在するといふ事を――。のみならず、作者の世界觀そのものが、既に動搖と分裂・矛盾のたゞ中に浮き沈みしてゐた事をも吾々は見た。世界觀といふものが、可變的なものであり、一般に刻々轉化するものである事は申

すまでもあるまい。「平家」における創作方法を、一概にリアリスティクだとかアイデアリスティクだとか斷定出來ない理由がこゝにある。

作者の生活の根本を規定するものは、併し尙、中央貴族の範圍を出ない山門の傘下にあり、その思想は、あからさまに意識的に宗敎的・反現實的なものであつたから、作者の世界觀の根幹をなすものは、當然「平家」卷頭に述べられたやうな現實否定の契機を持ち、その指圖のもとに物語構成の方法は强力なアイデアリズムを受け入れざるをえなかつたのである。既に見た全篇の構圖の大筋や特定の人物の創造において、作者の見解のためには、無視し能はざる諸事實をもおしまげた態度・方法が卽ちこれである。その限りにおいて、「平家」が全く中世の他の諸作品と相違なく、中世の薄暗さと矛盾に滿ちた傳統とに蔽はれた矮小な・みぢめなものである事も既に吾々は見た。

その反對に、意識的に體系化された思想ではなかつたが、彼の立場や生活にとつて、最早ぬきさしのならない、いはゞ肉體化されたものとしての世界觀の他の側面を、吾々は特に重要視しなければならぬ。といふのは、問題は文學における世界觀であるからだ。單に論理的な思惟過程ばかりでなく、感性的な過程をその最後まで守りとほすことによつて、始めてその全機能と特性と

偉力を發揮しうる藝術・文學、理論的な説得ばかりではなく、感性的な享受の作用を通して對者に働きかける文學にとつて、理論的な思想體系も、一度作者の肉體に浸潤し、完全に消化されない以上、文學として直接には殆んど無能力でさへあるといふ事實に考へ及ぶならば、世界觀と思想とを混用し、世界觀の體系的・意識的側面のみをとり上げて文學を論じる事の如何に危險であるかは自明であらう。

「平家物語」の世界觀を考へるにも、吾々はその未組織の、併し既に述べた作者の生活の轉機にはぐゝまれた現實的なものの考へ方について、それが肉體化されたものであつただけ、十分注目しなければならず、このやうな側面に導かれた藝術方法たるリアリズムの「平家」における地位は、「平家」を文學として論じようとする限り、どれだけ大きく評價してもいゝ筈のものだ。「平家」が中世のみぢめさと矮小さとを突きやぶつて、「正しく」現實を把握したばかりでなく、鮮やかに生き生きとかゝる現實肯定の精神を示し、享受者の心をその眞實の姿にひきつけ、彼らの胸にぢかに高鳴る血潮を感ぜしめた「祕密」も、かゝる作者の肉體の直接的な訴へにあるのであり、作者の世界觀や方法をひと色にぬりつぶして了ふ簡單な圖式からは説明の出來ないものである。

かうして、吾々は「平家」作者の世界觀が、それ自身既に矛盾してゐた事、從つて又かゝる世界觀に導かれ、その製作の具體的な過程をなした創作方法も亦對立と矛盾に滿ちたものであつた事を知るのであるが、このやうな創作方法の、特にそのリアリスティクな側面が、反對に既成世界觀の反現實的側面と衝突し、形式的には宗教的な構圖を實質的にうち破る役目をさへ果した點を忘れるわけにはゆかないのである。

いはゞ、「平家」に見られるリアリスティクな創作態度が、その世界觀の固定的な側面と矛盾・衝突し、かの反現實的なものの考へ方に根ざして採り上げられた素材を裏返しにして了ひ、別の內容を盛らうとさへした（勿論それは成功を貫徹する事は出來なかつたにしろ）ことは、文學の創造におけるリアリスティクな方法の偉力の實例として示すに足りるものであり、次の節で題材の問題に關聯して再び考へてみる筈である。

短かい紙面で「評釋篇」に示したやうな實例をいち〳〵擧げる事が出來ず、抽象的なもの言ひに終つて了つたが、とにかく、この物語のもつ偉大な混沌（カオス）は、如上の轉換期のもつ混沌（カオス）であり、作者の世界觀も方法も、激しい矛盾と衝突の上にあり、作品の偉大さも矮小さもかゝる歷史的矛盾の夫々の契機として把へられねばならない。注意しなければならない事は作者にとつて自覺す

る事の出來なかつた矛盾も又作品の混沌も、吾々にとつては、十分理解しうる「混沌」であり、「平家」における「混沌」が現代作家のそれの合理化にはならないといふ事である。

とにかく「平家物語」は、このやうに激しく偉大な混沌をなしえた作品であり、その中世稀に見るリアリスティックな方法・態度は、時代の典型的な情勢を見事に把へ、その全構想において、宗教的な意圖に屈伏する事なく、その人物創造において、細目において、全く新しいものを作り上げる事に成功したのである。

作品における世界觀の地位、創作方法のありかた、更にそれらの矛盾の問題、最後に方法におけるリアリズムの偉力について、極く大摑みに考へたのであるが、吾々はもつと「平家」に即し、もつと具體的に考へるため、次の諸節へ進まねばならぬ。

(2) 題材の問題

「平家物語」は何を題材としたか。かういふ單純な問題から吾々は入つて行かう。

言ふまでもなく、それは院政末期から鎌倉期初頭へかけてまきおこつた源平兩氏を樞軸とする鬪爭の歴史的事實を、特に平氏を中心として採り上げたものに相違ない。而もかゝる源平爭亂・

交替といふ現象は、客觀的に分析してみれば、第二章に考へたやうな、ほゞ新しい秩序の舊い秩序への肉迫であり勝利でもあつたのだが、この事實が「平家」作者にどのやうに理解され感じられたかがこゝでは中心問題とならねばならない。從つて何を素材としたかといふ事は、當然その素材を如何なる見地から採り上げたかといふ事、更にどのやうにそれを配列し脚色したかといふ事と不可分な問題といはねばならぬ。

吾々が既に屢述ゝべたやうに、作者は平氏一族の行動を採り上げる時、その勃興と發展の過程については、極く省略的な一筆を用ゐただけで、殆んど直に平氏の榮華生活へ眼を向け、その生活が清盛入道の行動を中心にまことに詳細に述べられてゐる。藤原氏を始め南都北嶺を中心とする僧院の傳統的な勢力が、表向きには完全に壓倒され、その他の反平氏諸黨も次々に打倒される事によつて、「この一門にあらざらん人は皆人非人なるべし。」といつた平氏榮華の極みが、その特に清盛の橫暴に對する批難に貫かれて、前半の根幹をなすものであり、治承四年源頼朝の擧兵以降、次第に家運衰へ、清盛は憤死し、義仲・範頼・義經の追擊にあつて、周知の如き敗北を喫し、一門悉くほろび去るといふ平氏滅亡の敍述が、一門に對する多くの同情に彩れて後半の樞軸をなしてゐる。

「平家物語」は、その名の示すやうに、あの源平交替といふ歷史的な現象の中の、特に平氏が問題の中心なのであり、平氏の運命を、いはゞ平氏といふ窓を通して見た轉換期の時代圖であつたわけだ。源氏の行動は作者の意圖においては脇役であつたに相違ない。

それでは、作者は何故多種多樣な現象のうちから、特に平氏を中心とするかゝる素材を撰び出したのであらうか。

「平家」解釋の根本問題の一つがこゝにある。

作者が所謂純粹に欣求淨土の思想に從つて、宗教的な見解を吐露する積りならば、當時行はれた佛教說話集に見えるやうな發心談はいくらも素材として身邊にあつた筈であり、假令、平氏をその素材とするにしても、その脚色の法は全く違つたものとなつたに相違ない。成程、驕り榮えた平氏一門が一瞬のうちに西海の果てに浮び、「盛者必衰」の相を端的に示しながら滅亡して了つた事件は、而もその中の幾人かはその苦境を轉じて彼岸の世界へ入つたといふ事實は、その轉落過程が鮮やかであり、その最後が悲慘であればある程、欣求淨土思想をうたひ上げるに好適な材料である事を、吾々は否定しようとはしない。

實際、作者の見聞したであらうこの轉換期の進行と、それにまつはるさま〴〵な犧牲や哀話は、

時の人々の涙をしぼつたであらうし、尙なま〳〵しい記憶として蘇つて來る最も著しい事件であつたに相違ない。さうしてかういふ素材が、「盛者必衰」・往生淨土の思想の、有力な事實による支持者として持出されるならば、事件の大きさとなま〳〵しさに比例して十分效果的である事も承認されよう。

源平交替といふ重大な現象の中から、特に平氏を中心として採り上げたといふ事、さま〴〵な平氏の行動や姿の中で、特にその沒落過程に焦點をあはせたといふ事は、單に作者のその場かぎりの氣まぐれと解されてはならず、既に世界觀を論じた場合に規定したやうに、作者の意識されたものとしての「世界觀」が、敗北するものの側にあり、反現實的なものに貫かれてゐたが故に、作者の眼の向け方もそのやうなものとして規定され、客觀的世界の豐饒さから、ほろび行くものとしては最も大きな鮮やかなほろびであり、その悲慘な末路としては最もみぢめな印象を與へたであらう平氏一門の、特にその沒落過程を撰び出したものと考へざるをえない。さうしてこゝに藝術・文學の創作に立ち働く作者の世界觀の强い而も根本的な役割を見出す事は勿論正しい結論に相違ない。

けれども、如是の事情は、いはゞ楯の半面なのである。吾々はメダルの裏に書かれた文字をも

讀みとらねばならぬ。

作者が、平氏の沒落過程をあますところなく描いたといふ事の中には、今一つの意味があつた筈だ。といふのは、とにかくこのやうに周知の事實を撰び出した以上、如何なる虛構を凝らしたにしても、平氏をほろぼした當面の相手が源氏であるといふ事、源氏の壓倒的な追擊とそれに伴ふ源氏的な諸行動を對置する事なしに、平氏滅亡を描く事は出來ないといふ、のつぴきならぬ事實がこゝに大きく浮び上つてくる。源氏が脇役であつた事を吾々は既に指摘しておいた。が、主役たる平氏の姿を强調するためには、當然脇役たる源氏の行動を鮮やかにしなければならない筈だ。事實「平家」はこの脇役の姿を實に激しく追及し、大寫しに描き出してゐる。義仲を、義經を、その輩下の諸武士の夫々の行動を――。

ところが、このやうに源氏諸將の行動を事實あつたやうに報告するといふ事、まして生き〳〵と描き出すといふ事は、既に行つた分析によれば、作者のあらはな見解・反現實的な思想の命令に反撥し、その逆を主張する事になる筈だ。

この物語の作者は、いいいいいそれを敢へてしてゐるのである。

だから吾々は言つたのだ。作者が純粹に欣求淨土の思想に從つて、宗敎的な思想を吐露する積

りならば、このやうな事件に取材しなかつたであらうし、萬一平氏を採り上げてもその脚色は全く違つたものとなつたに相違ないし、佛教説話集のやうなジャンルがそれには最も好適なものである筈だと——。

文學的世界觀における第二の契機、その未組織ながら肉體化された側面が、こゝにも亦重要視されざるをえない。

それを敢へてした「平家」作者は、その事に興味を持つ事が出來たからだ。自ら意識して措定したあからさまな見解に反する結果を生むにも拘はらず、平氏衰亡の要因たる源氏勃興の姿をとにかく追及し敍述したのは、作者が源氏的なもの・現實肯定の行動に興味を持ち、或は同感し共鳴したからにほかならない。

勿論それは意識的に、吾々がなすやうに源氏の歴史的地位を評價してなしたものでもなく、その現實肯定の精神さへ、確かにあからさまに意識されたものではなかつたに相違ない。それにも拘はらず、既に見た作者の生活は、おのづから新しい秩序を肯定せざるをえない立場に近づいてゐたし、新しい日々の生活は、徐々に併し着實に、現實肯定の精神を作者の身につけつゝあつた筈であり、頭を以つてばかりでなく、肉體をもつて描く文學作品たるこの物語において、この肉

體化した世界觀の一契機が決定的な役割を果したものと考へざるをえないのである。

かうして、作者が數多いさま〴〵な現象から、かゝる特定の素材を撰び出した理由には二つの側面があつた事になる。

即ち第一に、作者は彼の最初の見解たる盛者必衰・欣求淨土の、從つて全く中世的な宗教的なものの考へ方に導かれ、それを最大限にうたひ上げ滿足させるべく、源平爭亂の事實を撰び、特に平氏の沒落過程にその焦點をあはせた。同時に彼は、日々壓倒的に押寄せてくる新事態の激浪の下に培はれた現實的なものの考へ方・感じ方をその同じ素材を裏がへすことによつて主張する何よりの機會をも得たのである。

作者の持つ世界觀の激しい矛盾・對立こそこの場合、作品にとつて一つの「幸福」でさへあつた。だから、作者が何を描くかと云ふ事は、やはり言葉の正しい意味での世界觀によつてその根幹を決定されるといふのは正しい判斷でなければならぬ。世界觀で文學は描けない。その通りだ。併し作者の世界觀に貫かれない文學も亦ないといふ事を忘れてはならないのである。「平家」も亦例外ではなく、文學にとつて最初の而も根本的なものが、それによつて規定されてゐたのであつた。

だがこゝに附記しておかねばならぬ事がある。如上の手續きの結果採り上げた題材は、作者のかゝる眼によつて脚色され配列されたのであるが、同時にそれは反對に作者の筆に一つの反作用を及ぼしたであらうといふ事である。

作者が如何なる見解のもとに採り上げようと源平鬪爭の事件そのものは、院政・鎌倉期にとつて、時代推進の樞軸となつた事件であり、その現象は、第二章に解説したやうに同時に時代の本質的な動きそのものと考へねばならぬ。いはゞ源平爭亂は私事であると同時に公事であつた。人はこの現象を通して始めて眼に見るやうに時代の推移と轉換の本質を知ることが出來た。だから作者がほかならぬ源平交替の歴史を筆にしたといふ事は、時代の典型的な情勢に眼を向けるといふ、文學にとつて最も重大な手續きをふんだ事になるわけだ。而も作者の態度の現實性は、一面極めて强力であり、そのやうな情勢に基く新しい秩序・行動を肯定しようとさへしたのであるから、平氏の沒落を成就させるための脇役たる源氏方の積極的な行動の描寫なり人物の創造なりは、單なる脇役たる限界を越えて、それ自身獨立した意義を持つてくるわけである。

歴史的轉換期の事實に卽した「歴史文學」たる「平家」にとつて、源氏の積極的な事業は、作者の見解如何に拘はらず蔽ひ難い事實として登場し、素材の取扱ひ方そのものに大きな影響を及

ぼさざるをえなかつた。こゝでは把へられた題材そのものの反作用が、「平家」作者のリアリスティクな方法と結んで、表向きには盛者必衰の思想をうたひ上げた筈のこの物語の意圖を裏返しにしたところが少くなく、その結果、「評釋篇」に指摘しておいたやうな、中世にとつて全く新しい現實を把へる事にも成功したのであつた。この問題は後に「歴史文學」の項目の下に尙吟味してみる積りである。

とにかく、このやうに考へて來ると、「平家」の題材としたものは、單に作者の氣まぐれから來たものでないばかりか、當時において實に偉大な事實を把へたものである事がわかつてくるのである。

一體、當時の他の文學形態の何れもが、この重大な、彼らの眞近かに起り而も直接、生活の根幹を大きく搖り動かしたばかりでなく、時にそれを轉倒せしめた事件に取材する事を得なかつた中に、唯、「保元・平治」「平家」等一系列の「語り物」所謂軍記物語のみが、これを採り上げ、中にも「平家」がその最も決定的な大事件を題材としたといふところに、この物語が中世文學の中に占める地位の高さを約束する最初の且最も基本的な要因が潛んでゐたわけである。

「平家」はかうして、日本における中世の典型的成立期の歴史を最も深刻に反映する事が出來、

同時代の他のあらゆる文學形態の到底追付く事の出來ない高さへ、自らをおく事も出來たのである。

では、「平家」の如是の性格をもつと具體的に知るため、何を描いたかばかりでなく、如何に描いたかを、僅二つの側面から追及してみよう。

(3) 新しい人物創造と新しい文章

新しいものと古いものと、「平家物語」のどの頁をあけて見ても、われわれはこの二つのものの渦巻く姿を、激しい對立・衝突を見出さざるをえない。

われわれは既にこの事實を世界觀の內的矛盾において、又素材の採り上げ方において確かめることが出來た。

今やわれわれは、物語を進行させる上で、最も具體的なものである人物の創造及び文章の問題にそれを見ようとする。

「評釋篇」でしば〳〵指摘した事を、今こゝに思ひおこしていたゞきたいのである。

例へば、「殿上闇討」に登場する忠盛及びその郎等家貞は、どのやうに描かれたか。「額打論」に

大寫しに描き出されたあの二人の大惡僧、觀音房・勢至房の勢ひこんだ姿、「一行阿闍梨之沙汰」に誰よりも活躍する阿闍梨祐慶が、さては又「信連」「競」の如き典型的な武人の形象が、戰ひの場における行動を通して、いかに鮮やかに浮彫りされてゐたかを想起していたゞきたい。「平家物語」に現はれる最も特徴的な、かういふ人物の群像は、中世において軍記物語以外の如何なる文學形態（ジャンル）も取扱はうとしなかつたものであり、たとひ、取上げることは出來ても、その本來の姿において描くことの出來なかつたものであつた。

再三述べたやうに、「平家物語」は、中世の偉大な轉形期の、最も典型的な情勢をその題材としたために、當然戰爭をとり上げ、武人を描かねばならなかつたのであり、この事は「平家」の新興文學としての勝利を示す何よりの證據でもあつたのだが、それは單に武人・惡僧たちを素材として採り上げただけにとゞまらず、當時の他のあらゆる文學形態（ジャンル）の企て及ばないほど正しく見事に浮彫りする事に成功したのである。

かの郎等家貞は、重々しい傳統を完全に無視し、かの惡僧たちは、既に實質的には權威の名に價ひしない舊秩序を「たゝきわつて」了ふのである。

戰場における幾多の武人の活動が、最も露はな力と力との現實的な格闘の上に描かれ、從つて

現實的な力が形式的な空疏な傳統や權威を完全に壓倒するものである以上、この物語に描かれた武人の意義は、何よりも大きく評價されうる根據を持つものであるが、作者の時代に對する「正しい」認識は、單に武人・僧兵の形象の上に生き生きと具體化されたばかりでなく、戰爭に直接參加しない人物をも、又女人の描き方にさへも、特異な新しいものの姿を見せたのである。「足摺」の段等に見える俊寛僧都の描き方が、從來の文字に見ることの出來ない激しいものであり、その動的描寫の意義については、既に「評」に述べておいたから、今は他の二三の例をあげることにしよう。

われわれは、文覺の描き方にその第一の例を見る。「文覺荒行」に修行者として描かれた彼は、「六月の日の草も䬗（ゆる）がず光（て）たるに片山の藪の中に這いり、仰のけに伏し、虻ぞ蚊ぞ蜂蟻などいふ毒蟲共が身にひしと取附（つい）て螫食ひなどしけれども、ちとも身をも動（はたら）かさず」ま冬數千丈の瀑に打たれては、「刀の刄の如くにさしも嚴しき岩角の中を、浮きぬ沈みぬ五六町」も流され、うつくしい天童子の援助さへも、自らの力を恃んで、「大の眼を見怒かし」て拒絶するのである。又「文覺被流」に配流者として描かれた彼は、廳の役人たちを愚弄し、天龍灘の暴風には、航海の無事を祈るのではなくして、龍王を叱咤して風波を收めしめ、途中三十一日が間、斷食して「氣力少し

も劣へ」ない超人的な意力と體力との持主とされてゐる。
かういふ强力な人物が、單に挿話として把へられてゐるのではなく、俊寛にしろ文覺にしろ、平氏の滅亡と源氏の蜂起の只中にあつて、最も重要な役割を果す最重要の人物としてとり上げられてゐる事が注目されねばならぬ。
あらゆる權威に屈せず、舊い「常識」の全てを嘲笑つて、歷史の步みとともに前進し、その激しい氣魄と意志の力が、全ての碍害をはじきとばして行くやうな人物の創造、そのやうな人物のためには、ほとんど超人としての行動力を與へ、佛敎の偉力が絕對的であつた時代に、宗敎的な力の象徵でもある八人の天童と「散々に抓み合」つて負けることをしないほどの偉大な意力の持主の創造、それは現實的な秩序の、ひゞき高い足音を快く聞くものでなければ、是認することの出來ない業である。
「平家物語」の全篇が、一面宗敎的な精神によつて貫かれてゐると同時に、それと闘ひながら、その旣定の意圖を裏返しにしようとするかういふ人物の採り上げ、描き方の意義は、もつと〱高く評價されていゝ筈である。
京都へ攻め上る時の義仲の姿がそれであり、平氏を追擊して倦むことを知らない義經及びその

郎等たちの姿がそれである。鵯越や那須與一の挿話も、一面、かゝる人物を一層大きく美しいものとして眺めたい作者の浪漫精神のあらはれとして見られなければならない。

このやうな人物創造の仕方は、「平家」前半の主人公でもある清盛においても試みられてゐる。清盛の公卿社會の登場振りが既に異常なものであり、極めて派手な而もどこまでも横紙破りを押しとほしうるものとして描かれてゐ、而もそれが傳記的事實と相違するものである事は既に述べておいた。作者は、かういつたあれこれの瑣末な傳記的事實を美事に拂ひ清めて、平氏の興隆を雙肩に擔ふにふさはしい强力な清盛の形象を創造し、物語の前面に鮮やかに大きく描き出した。有名な「入道死去」の段の如き、最も痛快にそれを行つた例である。

あの傳說化された清盛の激しい死に樣を、讀者は原文によつて今一度かへりみていたゞきたい。焦熱地獄そのまゝの熱病を患つた彼は、千手井の冷い水さへ湧上るほどの體熱と、ほどばしる水、焰を發する水のたゞ中にあつて、人には當然地獄に迎へられる事を思はれながら、即ち想像しうる限り大きな肉體的苦痛と、最大の精神的な脅迫に見舞はれながら、保元・平治合戰以降の勳功と一門の榮えとを追想し、自信を以て「今生の望、一事も殘る所なし」と云ひきるのであつた。而も念佛のかはりに、「我如何にも成なん後は堂塔をも立て孝養をもすべからず、やがて討手

を遺し、賴朝が頭を刎ねて、我墓の前にかくべし。其ぞ孝養にて有んずる」と宣言し、「悶絶躃地して、遂にあつち死に」に仆れたのである。

作者は、當時の常識に從つて、かういふ淸盛の後に、「と宣ひけるこそ罪深けれ。」と付け加へることを忘れてはゐない。それぱかりではない。淸盛がこのやうな熱病をうけ、並々ならぬ苦痛に見舞はれたのも、彼の惡業の結果としてゐるのだ。いはゞ怖るべき因果の法のきびしさを見せる意圖の下に、彼はあの手痛い死に樣を敢へて與へられた筈である。

併し、作者の表向きの意圖は、このやうなものであつたにも關はらず、創られた淸盛の形象は、あらゆる迫害にみじんもその自信を失はない超人として讀者にはうつるのである。その迫害が强いだけ、それを物ともしない强い行動の持主たる彼は、一層大きく讀者に迫るものがある。作者も亦それを十分に知つてゐて、淸盛が「直人（たゞびと）とも覺えぬ事共」を多くし殘した事を追記し、終には「慈慧僧正の再誕也」とさへ言つてゐる（「築嶋」・「慈心坊」・「祇園女御」の段は、一面、作者のその氣持を具體化したものとしても讀まるべきである）。

われわれは、これ以上多數の例をあげる餘白を持たないが、最初に述べた「新しい人物」とは、實はこれらの人物創造を意味したのであつた。

かういふ人物の描寫において、作者は、あらゆる想像の翼を擴げ、いつも最大の誇張を以つてそれらを創り出してゐる。時代の持つ激しく高い浪漫精神をわれわれはこゝに見るのであるが、同時に、彼ら新しい人物の群像が、現實的な秩序の進行にとつて、いつも重大な役割を負はされてゐて、あらゆる障害にうち勝ちながら、見事にそれを果さうとし、又果してもゐる事が注目されねばならぬ。

作者のリアリスティクな方法とその明るい浪漫精神との美事な結合をわれわれはこゝに見る。これらの人物像が正しく把へられ描かれてゐると同時に、その怒濤のやうなまつしぐらな激しい行動が、そのまゝ讀者の胸を摑み、且壓倒して了ふ理由も全くこの美しい結びつきによるものである。

われわれは、今特に「平家」に見える新しい面をとり上げて來た。併し「平家」の人物創造も決して新しいものばかりではなかつた。そればかりか、作者が心からほめ讃へようとした人物は、全く舊いものが少くなく、或は、舊いものをも同時に身につけた人物が、著しく目立つて讃美されてゐるのである。清盛のごときも、あの激しい行動だけではなく、既に見たやうな作者の追記によつて、始めて讃賞に價ひしたのであつた。又忠盛・賴政に對する作者の同情も、彼らが舊い

傳統と教養とを適當に身につけてゐた事によつて、始めて安心して傾けることも出來、全きものとされもした事を無視するわけにはゆかない。

平忠度への限りない同情も、「猫間」における義仲への完全な嘲笑も、このやうなこゝろのはたらきが寧ろ中心におし出されてゐるのを注目すべきであり、人物創造における舊いものと新しいものといふ命題も、かうして成り立つわけである。

卽ち、わが「平家物語」は、その人物の創造にあつても、二つの矛盾と對立とをその時代の他の如何なる作品よりも銳く示してゐたのである。而も、特に人物の取扱ひ方においては、「平家」が特に時代の典型的な情勢を把へたことから、必然的に、歷史の步みは、結局新しい人物とその行爲へ道をひらき、少くともひらかざるをえない運命にあることを、自ら明かにしたわけである。

新しいものが、そこでは、作者の思想如何に拘はらず、成功を收め勝利を歌ひ上げる事を「平家」はその全構圖の各所にかくすところなく示してゐるからだ。

「平家物語」に登場する人間像はまさにこのやうなものとして位置づけられ描かれた。

それではそれらはどのやうな言葉・文章によつて語られたかが、當然次の問題となるであらう。

「平家物語」が中世のかの和漢混淆文を完成したものである事は、旣に常識化されてゐる。實際

平安時代から徐々に發達して來た和漢混淆文は、假名文學全勢の時代にあつても、「今昔物語集」・「打聞集」・「江談抄」等を生み、著しい準漢文調と和文調とを巧みに交へ、而も新しい當時の生きた言葉を取り入れることによつて、獨特な實際的な文體として記錄に用ゐられたばかりでなく、現實的な文體として次第に琢磨されつゝあつたのであつたが、あの「源氏物語」にも先がけて生れ、軍記物語の先驅者ともなり、單なる記錄からぬけ出ようとさへした「將門記」の如き作品、又それにつゞいて綴られた「陸奥話記」の如きものには、合戰の場の激しい息づかひが、最早かかる文體を不可缺の條件として寫し出されようとしてゐるのを見遁しえない。

脈々として流れるそのやうな傳統は、尙、平安時代には主流をなすことが出來なかつた。それはまだ便利な併し、文學の世界に大手を振つて步くにはあまりに混雜したものでもあつた。否、それよりももつと根本的には、便利な記錄文體として以上に、そのやうな文體を身につけこなし得るだけの意識が自覺されてゐなかつたのである。

成程、說話物語集は、一應この文體を把へることが出來た。さうして、「今昔物語集」のやうな獨特な文學をつくる事も出來たのであるが、併し、彼らの用ゐ方は、尙、記錄的な氣持を十分には拔けきることが出來ず、平安時代の記錄から本質的な飛躍をなすほどにはいたつてゐない。廣

い世界の、俗語を交へなければ記錄することの出來ない世界の說話をそのまゝ把へたために、新しい言葉を交へたのであるが、それはあくまで消極的な私のものとして意識されたにすぎない。

併しながら、「平家物語」を頂點とする一聯の軍記物語が用ゐた和漢混淆文の前には、旣にこれだけの用意が出來てゐたのである。

われわれが今平家物語を讀む時、その文體の豐穰な混淆におどろかざるをえない。そこには殆んど純假名文調に近い部分があり、準漢文ともいふべきところの、當時の全くの口語と考へられるものの多數に驅使されてゐるところ、それらの夫々の比率による混用等、行文に從つて讀むものは、絕えず、文章の變化に氣付かないわけにはゆかないであらう。

こゝでは、最早平安時代の記錄に用ゐられたやうな千篇一律の混淆はなく、その內容によつて絕えずその比重が變化してゐるのを見るであらう。

例へば、木曾義仲を嘲笑した一章「猫間」において、義仲は極端なまでに田舍言葉を使はせられ、その言葉によつて、彼の文化的な貧しさと、その態度の憎むべき粗暴さとが、實にむきだしに描かれてゐる。戰場における武士たちの名のりあひや對話が、彼らの日常語を用ゐることによつて、如何にもきびきびと強く描かれてゐる例は、いたるところに求めることが出來よう。

實際、平安時代の貴族文化意識の具體的な表現としての、あの假名文體の言葉は、最早新しい時代のこゝろを語るに殆んど用をなさなかつたのである。都だけが世界であり、殿上人だけが人間であつた狹い社交場裡に囁やかれた言葉では、關東武士の息づかひはおろか、それに對立しようとする平氏の公達の姿をも描くことが出來なかつた筈である。それには既に古くから男性の文體として次第に體をなしつゝあつた準漢文風の文體が、その强剛な格調だけでもふさはしいものに相違なかつた。廣い世界の物語を收集するために當時の俗語を多分にとり入れた說話集の文體がとにかく役にたつものであつた。さうして、「將門記」・「陸奥話記」等は、素樸ながらもその手本を示してゐたのである。

平家物語はこのやうな傳統を把へ、新しい文章のよりどころとしたわけである。

併しながら、かういつた傳統を把へただけでは、混淆文は出來ても「平家」のあの輝かしい收穫は約束されない。

さういつた傳統は、「平家」において單に受けつがれただけでなく、一たび十分に否定されることによつて生かされ磨き上げられた事を思はねばならぬ。

「東關紀行」・「海道記」等々、鎌倉時代にはおびたゞしい和漢混淆文が作られたのであるが、そ

れらと「平家」の文體との差別は十分に認識されねばならない。

少しつきはなして言ふとすれば、從來の混淆文は、和文調と準漢文調とを單に混淆しただけにとゞまつた。口語も俗語もそれを挿入した以上の意味を持つ事が少かつた。いはゞそれの混淆は、甚だ消極的であり機械的でもあつた。そこに文學語としての最大の弱點がひそんでゐる。

「平家物語」において、それはもつと積極的であつた。そこでは、和漢混淆文でなければ語ることの出來ない人物や事件が取扱はれた。それが便利であるからと云ふだけでなく、その言葉でなければもの云ふ事さへ出來ないのである。それが珍しいから用ゐてみたのでなく、その言葉だけに彼らの感情をうつしうるといふ最早のつぴきならぬ意識を「平家」は持つてゐた。それであるから作者は、最早一律の混淆文に滿足することがなく、夫々の場合や人物に應じて、和・漢混淆の比率を自由に變へ、かつての單調な記錄體としての混淆文から、それを文學語へまで美事に磨き上げる事も出來たのである。

そこには又「語り物」としてのこの物語の特質が、同時に考へられねばならぬ。卽ち琵琶法師の聲調が、この文章を一層內容に應ぜしめ、調子を高めたであらう事は、既に述べた如くである。

それ故、和漢混淆文が「平家」において美事に完成されたといふ通說は、結局既に出來上つて

ゐたこの新しい文體の機能が「平家」によつて最も十分に生かされたといふ事を意味するのである。同じ文體を使用しながら、「東關紀行」・「海道記」の如きが、如何に調子の低いものでしかありえなかつたかに思ひ及ぶべきである。それらの作品がその內容において、特に新しいものを持たないかぎり、新しい文體も亦その偉力を失ふといふ好箇の例でそれはあつたのだ。

文學にとつて、文章は單なる形式でなく、同時に內容そのものでもあるのだが、「平家」の場合は、形式と內容との統一が極めて必然的な聯關を持つ例であると云へる。

かつて、「平家物語の文章は濁つてゐる」と云つた小說家があつた。この言葉はその限りでは、この文章の性格を射あてたものに相違ない。「平家」の混淆文は、和漢の混淆であるばかりでなく、新舊の混淆でもあつた。それは全く舊きものを目ざして「澄みきつた」統一をなしえた「新古今」の如きものではありえなかつた。又全く新しいもののみで成立つものでもなかつた。舊きを傳統を擔ひ、新しき世界を目ざして、急坂を上るものの息づかひにも似たあら〳〵しい調子を持つのが「平家」の文章である。

だから「平家の文章は濁つてゐる」といふ一つの批評は一應正しいものではあるが、それだから、源氏物語には及ばないといふ比較論は全く無意味であるばかりでなく、甚だ不當である事を

注意しなければならぬ。

新しい文章を以て澄みきる事の出來なかつたところに、勿論「平家物語」の持つ限界が語られるのであるが、舊いものを以て澄みきることをしなかつたところに「平家」の積極性もあり、文章のたしかさもあつたのである。

舊い文化にどこまでも身を浸し、而も新しい秩序に同感もするといふ作者の矛盾にみちた立場と心とを、このやうな文章こそ始めて十全に表現しえたものである。

この「濁つた」文章のうちにこそ、われわれは激しく鬪ひ合ふ時代の二つの對立する文化の、血みどろな姿を見る事が出來る。時代の姿は敢へて自らを「濁らせ」た「平家」によつて、始めて「確かに」把へることも出來たのである。

平家物語の偉大さも矮小さも、まさにこの「濁つた文章」のうちに最も鋭く最も端的に語られてゐるではないか。

われわれはその溷濁と矛盾の故に、「平家」を過小に評價してはならぬ。むしろ反對に、その故にこそ、「平家」の積極性と高い藝術性とを躊躇することなく認めなければならないのだ。

歴史の歩みにつれてまきおこつた新しい情勢も、その中に活動した新しい人物も、このやうな

新しい文章をえて始めて正確にリアリスティックに描き出すことが出來たのであり、而もそれは對立する轉換期にあつて、現實を直視し、たじろぐ事のなかつた「平家」の作者にのみ與へられた特權でもあつたことを、最早われわれは證言することが出來るのである。

この事實は新しい文章・文學を開拓するものにとつて、この上もない敎訓であり、おくりものであると思ふ。

まことに文章こそは、文學にとつて形式であると同時に內容そのものである。新しい文章を驅使した「平家物語」が、同時代の他の如何なるジャンルの作品よりも新しくみづ〳〵しい世界を力强く語りえた事をわれわれはこの物語の積極性を語るごとに思ひおこすべきであらう。

(4) 「戰爭文學」と「歷史文學」

軍記物語——日本の中世が生んだ一聯の文學を、われわれはかういふ名をもつて呼びならはしてゐる。さうしてわが「平家物語」はその中でも最も典型的な作品であるといふのが、旣に常識として通用してゐるのである。

近代の言葉で云へば、勿論これは戰爭文學と呼ばれる筈のものである。それは日本の中世文學

の擔はねばならなかつた特殊な「散文」形式たる「物語」の樣式から、わが身を抽き出すだけのすべを知らなかつたが故に、勿論小說(ロマン)のかたちをなすことは出來なかつたし、記錄的な軍(いくさ)に關する實錄性をも尙多分に持つてゐたので、軍記の名にもふさはしく、當然近代的な小說(ロマン)としての戰爭文學から區別さるべきであり、軍記物語の名稱は、決して不當でもなく、日本中世文學の特殊性の故に、寧ろ當然の根據を持つものであるが、同時に軍記物語が、戰爭文學の一形態としての本質を公然と主張しうる事は云ふまでもない。

　かうした「平家物語」の本質を、今一度くりかへすならば、それは戰爭文學としての一般的な側面と、軍記物語の名をもつて呼ばれねばならなかつた、この作品の特殊な性格との統一として、始めて全圓的に語りつくされるといふのである。

　われわれの持つ文學的遺產は、旣に古事記の如く、その當初から戰爭又は戰場に關する幾多の藝術的創造を示してゐるのであるが、戰爭に關する素材が、その作物の中心的な地位を占め、その比重が壓倒的なものとなつたのは、やはり中世の所謂軍記物語に始まるのである。

　戰爭に關する斷片的な記錄や挿話といふ副次的・第二義的な地位をつき破つて、戰爭をその中心的な地位へもたらしたものとして、中世初頭の先驅的な作品、「將門記」つゞいて「陸奧話記」

の存在の積極的な意義が、こゝにかへりみられねばならない。

天慶の動亂を把へ、前九年の役を直接報告したこれらの記錄が、その果した大きな歷史的意義にも拘はらず、文學としてやはり素樸であつたのは、それが尙、報告的文學としての域を脫しえず、雜多な事實を再構成することによつて、高い眞實を創造する、かの藝術的方法を未だわがものとすることなく、究極において、事實にひきづられた「文學」であるといふ點にあるのであるが、このやうな先驅的作品の擔つた短所(これは勿論同時にその「長所」でもあつたことを注目すべきであるが)を、わが「平家物語」も、完全に脫しきるまでには到らなかつたのである。「將門記」から「平家」にいたる一系列の軍記物語は、次第に、より藝術的な手法を確立して來たのであつたが、右のやうな實錄的な性質は、遂に軍記物語の性格として、根强く守りつゞけられたやうである。

わが「平家物語」のそなへ持つ實錄性については、旣に「評釋篇」の卷頭そのほかに述べ來つたのであるが、而も「平家」のこのやうな性格は、單に事實にひきづられたのではなくして、他の文學形態が興味を持つ事もなく、從つて素材とする事など思ひもよらなかつた輝やかしい新事態に對し、積極的な着眼と肯定を示したものであり、そのかぎりにおいては、かゝる作者の態度

こそは「平家」のほかならぬ藝術性を高めるための、第一且最大の要因でもあつたのであるが、同時にこの物語が、この長所を長所としてのみでなく、短所としても保ちつゞけた點を無視するわけにはゆかないのである。

「平家物語」の利用した先行の記録については、最近次第に研究が進められ、所謂出典も漸次明らかにされつゝあるが、一讀してその說話は、各々の主要人物の行動を中心にして、おしすゝめられながらも、大局において編年體であり、略々正しく事件の推移に從つて筆は進められ、「平家物語」の別名が「治承物語」であつたことをうなづかせるほど、それは年代記的な構成を保つてゐることが明らかである。

例へば治承某年某月某日云々に始まる記事が、同三月十日、同十六日、同廿一日といふ風に進められる個所は、いたるところに見出される。改元の記事、法會の記載、解任・加階・改名等々の事件が、某月某日に行はれたといつた記録は、最早「平家物語」の材料となつた記録を殆んど生まのまゝに採用したかと思はれるものも少くない。

「平家物語」がその據りどころとした貴族的な記録が、あちらこちらにあらはにその正體を語つてゐるのであつて、それは、僧侶や公卿たちの斷片的・報告的な記録から出發した軍記物語の傳

統的な一面を、實にまざまざと示すものである。

まことに「平家物語」は、このやうな記録に多くの據りどころをえながら、而もそれらの瑣末な事實の群に足をからませることなく、俊寛・文覺の形象を創り、淸盛・義仲・義經の姿を力强く浮彫りするといふ偉大な藝術的創造を果しえたのであるが、(星野博士は歷史家としての立場から、「平家」は事實を揑造してゐると論じた事、又前記諸人物の物語中の描き方は、確かに事實に反する點が少くない事は、既に屢〻述べておいた。さうして、文學としての「平家」にとつて、この事は當然のことであることも、最早云ふを要しないであらう。)それにも拘はらず、尙ところどころに露出するなまなそのまゝの記錄的文學の存在は、この物語の長所を語ると同時に又短所をも示すものと云ふべきである。

こゝにこそ「平家物語」が軍記物語の名にふさはしい理由もあつたのだ。

事實・記錄との關係において、このやうな傳統を擔ひ、所謂「軍記もの」の圈内にとゞまらざるをえなかつた「平家物語」は、同時にその同じ事實との關係によつて、新しい時代の典型をもとにかく把へることに成功したのであつた。

卽ち「平家物語」が保持してゐた實錄的な性格は、源氏物語以後の擬古的な物語が、所謂「つ

くり物語」の名のもとに、その想像のつばさを懷古の世界へのみのばすことによつて、現實の進行から眼をそらし、文學的創造にとつて何よりも大事な現實といふみづみづしい土壤から、貧しい幻想の世界へ身も心も浮び上がらせてしまつて、終には痩せ枯れ衰へ果てた「想像」のために、文學特有の創造的な機能を果すことも出來なくなつた時代にあつて、まことに意義深いことと云はなければならぬ。

藝術・文學にとつて、「母なる大地」たる豊かな現實、それは、「平家」の場合、院政・鎌倉初頭の時代といふ分裂と矛盾とにみち〳〵た偉大な轉換期であつた事は旣に屢〻述べた如くである。この時代の他の如何なる文學形態(ジャンル)が、この惠み多い土壤を耕したであらうか。

方丈記のやうな作品でさへも、この新しい世界の豊かな實りについては知ることがなかつた。當時盛んに收錄された一種の新文學でもある說話文學も、この土壤を遠方から珍しいもの、變つたおかしなものとして眺めやつたにすぎない。この時代の物語や和歌文學が、全くこれに對して無關心であるか、或は強く反感を持つたにすぎなかつたことも周知の如くである。

軍記物語の作者は、かういふ事態のたゞ中にあつて、このやうに搖らぎながらも新しい姿を次第に明らかにした世界に、始めて興味を持ち同感をもつて臨むことが出來たのである。

その震動は、たゝかひの形をとつて何よりもはつきりわが身を顯はしたのであるが、その故にこそ「平家物語」は、既に第二章に指摘したやうな治承・壽永の戰亂を通じて、まさに時代の動きの中核に迫ることさへ出來たのである。

「平家物語」が戰場のおびたゞしい說話を挿入し、おのおのの戰場說話は、その中に行動する中心的な人物を通して、生き生きと力強くまとめ上げられ、又それが、あら〳〵しい戰場描寫を通して、鳴動する時代の中に立ちあがりつゝある若く逞しい秩序の勝利を、巧みに語つてゐることも、既にしば〳〵述べた如くであり、「平家」が戰場文學としても最上のものであつたのは、單なる戰場の挿話を受動的・消極的に寫したからでなく、鬪ふ人物の行動を通して、各挿話を現實的な角度から再組織したところにあるのであるが、又同時にこの物語のもつ優秀性の根據は今一つの點から語られねばならぬものがある。

それを一言で要約すれば、「平家物語」は、單なる「戰場文學」に終らなかつたといふことである。それは今述べた戰場描寫の高い藝術性卽ち積極性にも、既に明瞭に觀取されねばならないのであるが、「平家」がその全篇に多數の戰場挿話をちりばめながら、而もそれらを單なる挿話の低さにとゞめることなく、物語として不可缺な要素にまで高め、かゝる時代の表情とも云ふべき戰

場とその行動とを通じて、又それと關聯して、全圓的にかの源平交替期・院政鎌倉期初頭といふ日本歷史の進行にとつても偉大な轉換期の本質を描かうとし、描きえた點にあるのだ。

だから、「平家物語」は單なる戰場文學ではなかつた。戰場における鬪爭と行動とを、その背後にあつてそのやうな戰場をして可能ならしめた時代との關聯において把へ、とにかくあのやうに描き上げる事さへ出來た文學である。

いはゞ「平家物語」の本質は、戰爭文學であると同時に正しい意味での歷史文學でもあつたのだ。而も逆にいへば、この歷史文學的な性格の幅と力とが、「平家物語」を貧しい戰場文學に終らせることなく、豐富な戰爭文學へまで高めた最も基本的な要因でもあつたわけである。「信連」の一挿話も「橋合戰」の一描寫等々も、かくして單なる戰場の消極的・受動的寫實でなく、時代の典型的な姿を全圓的・積極的に描くためには、全篇にとつて不可缺なすぐれた形象となりえたのである。

現實の進行に最も敏感であり、新しい秩序に對していち早く同感を示しえた「平家物語」が、歷史文學の本質に最も肉迫しえたことは、まことに敎訓的でもあるが、現實の土壤を耕すものの文學が又豐かな想像力にも決して事かゝない筈であることを「平家」はその人物創造において見

事に示すことが出來たのである。

歴史文學としてのリアリスティクな根幹の根強さと豊かさとの故に、ロマンティシズムの枝葉はあくまで綠濃く深々と繁るものであることを、わが「平家物語」は身を以て語るのである。

日本の近代文學が、幾多の戰爭文學を育てようとしながら、殆んど單なる戰場文學から飛躍しえない時、われわれの祖先の殘したこの偉大な文學的遺產は、十分に高く評價されていゝ筈だ。

歴史文學・戰爭文學としての「平家物語」の持つ長所も短所も、今こそ徹底的な批判の對象となるべきであり、かゝる批判を通して始めて、古典「平家物語」が現代人の心に生き生きと蘇る事も出來るであらう。

結語

われわれは最早ペンを擱かねばならぬところまで來てしまつた。

併しながら、このつたない試論を通しただけでも、われわれの現文壇が創り又創らねばならぬ正しい歴史文學・戰爭文學が、まさにどのやうなものでなければならないかは、既に自明であらう。

屢〻述べ來つたやうに、わが「平家物語」は、その世界觀においても、その創作方法においても、從つて又その人物創造から文章の隅々にいたるまで、激しい對立と矛盾とを孕み、二つのあひ鬪ふ精神の創り上げたあらあらしい混沌（カオス）の文學であつた。

古きものと新しきもの、それが二つの刄となつて斬りむすんだところに、「平家物語」の輝やかしい成果もあつたのであるが、そこに又この作品の持つ限界があり、同時に偉大さもあつた。

われわれはわれわれわれの持つ文學的遺産をあますところなく攝取しなければならぬ。それ故、わ

われわれは「平家物語」に對しても、卑俗な「政治的」效用のために、いささかも過大に評價してはならず、過小評價してもならない筈である。古典をして現代に蘇らせるには、暖い愛情がなければならぬ。それと同時に、きびしい批判の眼が失はれてはならぬ。

あの薄暗い中世にあつて、尙この物語の歌ひ上げたものは、火華のやうに激しく又明るいものがあつた。その明るさも美しさも、豐かな併し未開の新世界へわが身を投げかけようとした作者の知らず識らず身に具へた現實精神の賜物であり、その激しい氣魄も湧きおこる想像力も全て「母なる大地」から萠え出たみづみづしい綠の繁みであつた筈だ。

だが「平家物語」の作者も、既に朽ち果てた「常識」と妥協し、既成の觀念に壓倒された場合には、その枝葉の萎え凋むのをどうすることも出來なかつたといふ事實は、今、轉換期の文學を創り又語るものにとつて、何よりも敎訓的であらう。

文學におけるリアリズムの勝利を、これほど高らかに美しくうたひあげた「平家物語」を、われわれは自國の文學的遺產として持つてゐたのである。

古典「平家物語」の持つ現代的意義も、かくて、まことに輝やかしいものと云ふべきではあるまいか。

〔附錄〕平家物語研究の手引

――參考書解題――

この附錄は、特にこれからいいい「平家物語」を研究される方々のために設けました。

平家物語の研究も、やはり文藝作品の研究ですから、何より先にこれを讀むことから始まる事は申すまでもありません。ところが、「平家」には、研究篇に述べたやうに異本が多いので、どれを讀んだらいゝかと迷はれる方もあるかと思ひます。勿論かういふ疑問は學問を發展させるものに相違ありませんが、そのために讀みおくれると、結果は反對になります。だから私はどの本でもいゝから手元にあるものを先づ讀まれるやうにおすゝめします。有朋堂文庫でも日本文學大系本でも、とにかく一讀されていゝと思ひます。尤も、山田博士の校訂になる岩波文庫本のやうな、立派な本文校訂と正確な讀み方のつけられた優秀な「平家」のテキストに據られるなら、これに越した事はありません。

かうして貴方は大摑みではあるが、「平家」に對するまとまつたある印象を得られる。この印象は尊い材料だし、とにかくほかならぬ貴方のものなのですから十分大切にしていゝのです。けれどもこれはまだあくまで材料にすぎない事を忘れてはならないと思ひます。

若し貴方が、單に「私の」讀後感を述べ、社交室で一場の喝采を博されたいだけなら、その印象だけで或はさしつかへないかも知れません。併しさういふ讀後感がほんものであるかどうか、私は保證する勇氣を持ちません。

貴方の言說が、單なる社交室から外へ出て、而も大手をふつて步けるためには、それはもつとしらべられ鍛へ上げられたものでなければなりません。いはゞ、もつと正確に精緻に讀まれる事がのぞましいわけです。

尤も私の云ふ「讀む」といふ事は、單に量的な讀書百遍をさしません。何故なら讀むもの・主體者の發展がなければ、その讀書は決してより深化されないからです。こゝに貴方の教養の問題が出て來ます。これは一應國文學以外の問題になりますが、貴方の一般的な廣く高い教養を培ふことなく「平家」だけを何千回「精讀」しても、決して「おのづから通」じたりするものではありません。

特に、「平家」の生れた時代の正しい認識や、藝術・文學一般に關しての一通りの正しい見解を學ぶ事は、「平家」を讀むために、なくてかなはぬ基礎的な研究分野と考へます。併しかういふ事については、今更こゝで申述べる必要もないかと思ひますので、このやうな豫備のもとに、作品そのものを正確に精緻にほぐして行く上で、何を參考にしたらいゝかについて、以下簡單に記してみませう。

一　テキスト

この問題については、「研究篇」第一章に述べましたから、こゝでは、その中で誰の手にも入りやすい本を中心に述べておきます。

先づ現在テキストの中心となつていゝあの**覺一本系統**のテキストでは、山田・高木兩博士の**校定平家物語**があり、前記の**岩波文庫本**、最近では山田博士の解說付きの**平家物語**（寶文館版）などが誰の手にも入るもので、校訂も嚴密に行はれてゐます。特に最後のものは、非常に詳しい**索引**が附錄されてゐて、讀者の便利は一通りでありません。研究者の必携書といふべきです。

次に「平家」の組織を考へるに必要な**八坂本系統**のテキストとしては、**國民文庫本**（同刊行會

第十六回）の平家物語が、活版本として提供されてゐます。又有力な一異本としての**長門本系統**に屬するものとしては、**國書刊行會本**を參照すればいゝし、國語資料として、又「平家」の一轉形としての**延慶本**は、吉澤義則博士の校註で、應永書寫延慶本**平家物語**の名のもとに出版され、最も著しい異本の**源平盛衰記**は、**國民文庫本**の第十五回として出版され、その他**通俗日本全史本**以下數多く飜刻されてゐますから、直に參照出來ます。

さうして、かういふ異本の類は、「平家」の本質を知るためには、とにかく一通り目を通す必要があると思ひます。尙、梅澤和軒氏の**評釋平家物語**は、東京音樂學校の**平家正節**を底本にしたものですから、平曲の節づけ狀態を或程度うかゞふ事が出來て便利です。又、中世末から近世にかけて、一番廣く行はれた所謂**流布本**の平家物語は、隨分杜撰なところも多いのですが、明治以降の活版本の多くはこれによつてゐて、やはり研究上度外視するわけに行きませんが、野村宗朔氏の校訂になる昭和校訂**流布本平家物語**は、その校訂も良心的なので第一におすゝめ出來ます。今までの註釋書も、多くは流布本を底本にしてゐるやうな狀態ですから、註釋書だけで「平家」を讀まれる方は、そのテキストが唯一最上のものでない事を注意していたゞきたいのです。

活版本で調査出來る異本は、大體これ位で、それ以上は直接古寫本なり古版本なりを見るより

外ありません。さうして、さういつた書誌學的な操作のための參考書は、後の項にゆづり、讀むべきテキストに見當をつけた以上、次は註釋書について、一言述べませう。

二 註釋書

「平家物語」の講義類・評釋類は、特に明治以降夥しい數に上りますが、私は先づ石村貞吉氏の**新註平家物語**から入門される事をおすゝめしたいと思ひます。この本には、やはり流布本系統の底本が用ゐられてゐますが、在來の無責任な解釋と違ひ、隨分親切な註が施されてゐます。又前にあげた野村氏の**流布本平家物語**も教科用の頭註だけですが、所謂教科書ものの類を拔き、獨特な見解もあり、傍ら參考にされるといゝと思ひます。

併し、尙進んで行かれる方々は、御橋悳言氏の**平家物語略解**が是非必要です。出典、特に「平家」の中に數多く引用された佛典の據り所について、この書は第一等の案內書だからです。又山田博士の**平家物語**（寶文館版）の頭註は、極く僅かですが、その正確さにおいて、藤村作博士の**平家物語**（至文堂版）はその獨自な註や出典・引用の豐富・便利な點で、共に座右におかれていゝ本です。

かういつた註釋書を參照されると、貴方の最初の大摑みな印象は、もつと精緻なものとなり、

深まつて來ざるをえない筈です。

ではついでに、もつと古い註釋書を一二附記して、次に進みませう。

野宮定基の**平家物語考證**、伊勢貞丈の**平家物語抄**（平家物語問答抄）等がこれで、何れも國文註釋全書に收められ、特に「考證」は、「平家」の史實の考證に豐富で且卓見があり、その方面の研究には必携のものといふべきです。

さういへば史實の研究にとつて、忘れる事の出來ないのは、**參考源平盛衰記**（四十八卷・史籍集覽所收）です。これは水戸光圀の命によつて、同藩の今井弘濟・內藤貞顯が編纂したもので、「盛衰記」の本文を「平家」諸本で對校し、史書・文學書凡そ百四部を參照して、史實の適否を考へてゐますから、歷史文學である平家物語の素材の採り上げ方・まとめ方を研究するために必須の參考書といふべきです。註釋書といふべきではありませんが、附記しておきます。

又、伊勢貞丈には**問答抄**の外に、**五武器談**や**平義器談**があり、夫々軍記物に現はれた武器について考證解義してゐますから、山上八郎氏の**日本甲冑の新研究**などと併せ讀まれるならば、武器に關する詳しい知識を得られるでせう。

其他註釋書類は非常な多數にのぼりますが、今は私自身參考にして、いはば試驗ずみのものの

みを列擧して、責任をもつておすゝめ出來るものだけにとゞめました。從つて、次項に示した研究史類によつて、その遺漏を補つていたゞきたいと思ひます。

三　研究書

數多い平家物語研究書の中で、第一にあげねばならないのは、山田孝雄博士の**平家物語につきての研究**（三册）です。本書は文部省國語調査會の事業になるもので、その前編（一册）は、鎌倉時代の語法研究のため「平家」を採用し、そのために諸傳本の夥しい異同を比較研究し、七十種に上る傳本を十七類・三十種と明快に整理分類し、系統關係を考へ、鎌倉時代の語法研究上據るべきは、かの延慶本平家物語以外にない事を、始めて明らかにされたもので、その他、物語の組織や、成立・變遷・作者等について、精緻な且前人未踏の研究を試み、平家物語研究の礎石を置いた名著として記憶さるべきものですが、又後篇（二册）は、前編の考證に基いて、延慶本を對象とし、いちいちその實例から歸納して、平家物語の語法を闡明し、鎌倉時代の語法研究に確實な見とほしを與へたもので、何れも劃期的な業績として、研究者の必讀書といふべきです。山田博士はその後多くの資料によつて、この研究の增補を行はれたのですが、昭和八年に成る平家物語（寶文館版）

の巻頭には、**平家物語概說**として、その成果を平易に且詳細に說明されてゐますから、先づこの**概說**によつて、文獻學的な研究の知識を得られるのが、最も便利な方法でせう。この本によられると、平家研究に必要な豫備的且一般的知識が、廣く且容易に與へられる事を申し添へて、是非通讀されるやうにおすゝめします。同じ著者による**校定平家物語**や**岩波文庫の序說**も、これに比べれば、まことに簡單なものだからです。

其の他、「平家」に關する文獻學的な研究や考證の類としては、赤堀氏の**平家物語解題**(文學叢書本)關根正直氏の**平家物語選錄の時代並に作者の辯**、野村八良氏の**鎌倉時代文學新論**などがありますが、後藤丹治氏の**戰記物語の研究**に收められた諸論文は、山田博士の研究と併せ讀まれるべきものと考へます。

又、**史學雜誌**や**史學叢說**に收められた星野恒博士の平家物語に關する諸說は、歷史家の立場から見られた平家論として、前記の平家物語考證や參考源平盛衰記とともに、多くの示唆を與へるものです。

かういふ風に、平家物語研究は、その數においても質においても相當な程度に進んでゐますが、文學としての平家研究は、未だ隨分若いやうに思はれます。

勿論、藤岡作太郎博士の鎌倉室町時代文學史や、津田左右吉博士の（文學に現はれたる）我が國民思想の研究に述べられた平家論（第二冊・武士文學の時代・に所收）五十嵐力博士の平家物語の新研究、高木武博士の日本文學講座（新潮社版）其他の解說、國語と國文學の特輯（大正十五年十月號）軍記物語號の諸業績等の意義を忘れるわけにはゆきませんが、而も尙研究は黎明期にある事を言ひうると思ひます。

新しい時代精神にふれ、科學的な研究方法を身につけた若々しい世代によつて、平家物語の本質は次第に闡明されるでせうし、最早遠い祖先の物語として、單に愛撫されるだけでなく、その長所も缺點もあますところなく正しい愛情のもとに見究められ、現實目前に刻々として動きつゝある現代の文學問題と離れがたい密接な關係において論ぜられる日が、來つゝあると思ひますし、又さうしなければならないのです。

併し、新しいものは決して古いものと無緣ではありません。古いものの單なる否定が、何ものをも生まない事は、今更申すまでもないでせう。況んや「平家物語」には先輩の優れた研究が數多く與へられてゐます。さういふ業績を感謝しつゝ、尙その上に立つて前進する事こそ新世代の任務です。從つて、先輩の研究の優れた部分は、どのやうな小さいものでも吸收しなければならないし、その缺陷はどんな偉大な師のものであらうと追及し拒否すべきです。そのためには、「平

家物語」の諸研究は夫々十分に見究められねばなりません。新しい研究が新しくあるための、それは必須條件だからです。

さて、最後に二三の研究を擧げて、この項を終ります。

四　平曲關係書及び其の他

われわれの「研究篇」第一章で、既に述べたやうに、平家物語は語り物としての面を重要視しなければならないのですから、その方面の研究を調査する必要があります。

館山漸之進氏の**平家音樂史**は、音樂としての「平家」即ち平曲について、最も詳細に論じたものですが、山田博士の前掲「概説」及び「研究」によられても大略の知識をえられる筈です。又梅澤和軒氏の**評釋平家物語**の巻頭や、沼澤龍雄氏の**平曲**（岩波講座）は參考になり、小中村清矩博士の**歌舞音樂略史**や高野辰之博士の**日本歌謠史**などの平曲にふれた部分を參觀せられるといゝし、又中山太郎氏の**日本盲人史**（正續）は、平曲の擔當者としての盲人について、詳しい知識を與へるものです。其の他、「平家物語」についての諸論文は、今いち〱紹介する暇がありませんし、以上あげた書物以外にも、いくつかの優れた研究の落ちてゐる事をおそれます。

それらは、例へば石山徹郎氏の**日本文學書誌**にのせられ、「平家」概説としても優秀且詳細な「平家」「盛衰記」の解題、高木武博士の**戰記物語研究史**國語と國文學特輯・昭和十年四月號所收、後藤丹治氏の**平家物語の註釋及び研究**國語と國文學・軍記物語號所收、佐々木八郎氏の**平家物語講說**卷頭の參考文獻、さては藤村作博士編**日本文學大辭典**の關係諸項目の記事等によつて、補つていたゞきたいと思ひます。最後に、月々の研究雜誌等には、既に新しい研究が生れ始めてゐる事を、私はよろこびをもつて附記しつゝ、この稿を終ります。

（青木兄弟製本）

昭和十五年六月一日印刷
昭和十五年六月五日發行

日本古典讀本6平家物語奥付
定價 壹圓五拾錢

著者 永積安明

發行者 鈴木利貞
東京市京橋區京橋三ノ四

印刷者 白井赫太郎
東京市神田區錦町三ノ一一

發行所 株式會社 日本評論社
東京市京橋區京橋三ノ四
電話京橋六一九一―四
振替東京一一六

（精興社印刷）